

平成24年第3回

香美市議会定例会会議録

平成24年 6月13日 開 会
平成24年 6月29日 閉 会

香 美 市 議 会

平成 2 4 年 第 3 回

香美市議会定例会会議録（第 1 号）

平成 2 4 年 6 月 1 3 日 水曜日

平成24年第3回香美市議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 平成24年6月13日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 6月13日水曜日（会期第1日） 午前 9時01分宣告

出席の議員

1番	有元和哉	12番	山崎龍太郎
2番	矢野公昭	13番	大岸眞弓
3番	山崎眞幹	14番	片岡守春
4番	利根健二	15番	竹平豊久
5番	濱田百合子	16番	島岡信彦
6番	山崎晃子	17番	石川彰宏
7番	爲近初男	18番	竹内俊夫
8番	千頭洋一	19番	前田泰祐
9番	織田秀幸	20番	山本芳男
10番	比与森光俊	21番	小松紀夫
11番	依光美代子	22番	西村芳成

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	門脇慎夫	福祉事務所長	岡本明弘
副市長	明石猛	産業振興課長	佐々木寿幸
総務課長	山崎綾子	林業事務所長	久保和昭
政策企画財政課長	濱田賢二	建設課長	宮地和彦
会計管理者兼会計課長	野島恵一	上下水道課長	岡本博章
管財課長	岡本博臣	《香北支所》	
まちづくり推進課長	今田博明	支所長	二宮明男
市民保険課長	山崎泰広	地域振興課長	舟谷益夫
健康介護支援課長	丸内一秀	《物部支所》	
税務課長	阿部政敏	支所長	小松清貴
収納課長	前田哲雄	地域振興課長	和田隆
ふれあい交流センター所長	高橋千恵		

【教育委員会部局】

教育長	時久恵子	生涯学習振興課長	田島基宏
教育次長兼教育振興課長	後藤博明	学校給食センター所長	竹内敬

【消防部局】

消 防 長 寺 田 潔

【その他の部局】

監査委員事務局長 横 谷 勝 正 農業委員会事務局長 西 村 博 之

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 小 松 美 公 議会事務局書記 岡 村 愛

議会事務局書記 野 口 恵 子

市長提出議案の題目

議案第 58号 平成24年度香美市一般会計補正予算（第1号）

議案第 59号 平成24年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）

議案第 60号 香美市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 61号 香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 62号 香美市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 63号 香美市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 64号 住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第 65号 香南斎場組合理約の変更について

議案第 66号 香美市美良布クリーンセンターの水処理施設増設工事委託に関する協定の締結について

議員提出議案の題目

な し

議事日程

平成24年第3回香美市議会定例会議事日程

（会期第1日目 日程第1号）

平成24年6月13日（水） 午前9時開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

1. 議長の報告
2. 行財政改革推進特別委員会委員長報告
3. 議会改革推進特別委員会委員長報告
4. 市長の報告

（1）繰越明許費繰越計算書の報告について

- 報告第 4号 繰越明許費繰越計算書（一般会計）の報告について
- 報告第 5号 繰越明許費繰越計算書（簡易水道事業特別会計）の報告について
- 報告第 6号 繰越明許費繰越計算書（公共下水道事業特別会計）の報告について
- 報告第 7号 平成23年度香美市水道事業会計予算繰越計算書の報告について

(2) 地方自治法第243条の3第2項の規定に基づく報告について

- ①財団法人 奥物部開発公社
- ・平成23年度事業報告並びに一般会計決算報告及び森林総合利用施設等事業 特別会計決算報告
- ②財団法人 アンパンマンミュージアム振興財団
- ・平成23年度事業報告及び決算報告
 - ・平成24年度事業計画及び予算
- ③株式会社 香北ふるさと公社
- ・平成23年度事業報告及び決算報告
 - ・平成24年度事業計画及び予算
- ④香美市土地開発公社 清算終了届

(3) 行政の報告及び提案理由の説明

- 日程第4 議案第 58号 平成24年度香美市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第5 議案第 59号 平成24年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）
- 日程第6 議案第 60号 香美市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第 61号 香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第 62号 香美市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第 63号 香美市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第 64号 住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第11 議案第 65号 香南斎場組合規約の変更について
- 日程第12 議案第 66号 香美市美良布クリーンセンターの水処理施設増設工事委託に関する協定の締結について

会議録署名議員

1 番、有元和哉君、2 1 番、小松紀夫君（会期第 1 日目に会期を通じ指名）

議事の経過

(午前 9時01分 開会)

○議長（西村芳成君） おはようございます。ただいまの出席議員は22人です。定足数に達していますので、これから平成24年第3回香美市議会定例会を開会をいたします。

これより日程に入りますが、その前に平成24年第3回香美市議会定例会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。

梅雨に入り毎日のように蒸し暑い日が続きますが、議員各位、執行部には何かとご多忙な中を本議会定例会にご出席をいただきましてまことにありがとうございます。

去る5月23日に日比谷公会堂において全国市議会議長会第88回定期総会が開会され、出席をしてまいりましたので概要の報告をいたします。

総務部長より一般事務報告等がなされて、承認の後に地方行政委員会ほか7委員会より1年間の取り組みの活動報告がなされて承認をされました。なお、私からは地方行政委員会の報告を行ってまいりました。議案の審議は、各都道府県の部会から提出されました27件の議案についてそれぞれ決定され、国、政府に要望することが確認をされたところであります。会長提出議案につきましては、東日本大震災からの復旧、復興に関する決議ほか3件の決議が全員賛成で可決をされました。なお、議案や決議につきましては、議員控室に置いてございますので目を通していただきたいと思います。

また、去る6月8日から11日まで4日間、姉妹都市である積丹町に訪問すると同時に、積丹町と香美市の合同チームとしてYOSAKOIソーランにも参加をして交流を深めてまいりました。この件につきましては、議員各位や執行部の皆さんにご協力を賜りましたことを感謝しお礼を申し上げます。ありがとうございました。

さて、本日の議会定例会に市長から提出されている議案につきましては、平成24年度香美市一般会計補正予算（第1号）を含む9件、報告4件であります。また、追加案件として議員提出の意見書案が7件予定をされております。後ほど市長より提案理由の説明がありますので、議員各位におかれましては慎重な審査と審議の上、それぞれの議案等に対し適切な議決を賜りますようお願いをいたします。

また、議員各位におかれましては、議会の品位を重んじ、円滑な議事運営に各段のご協力を賜りますようお願いを申し上げまして、開会に当たり私のごあいさつといたします。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより、今期定例会を通じて21番、小松紀夫君、1番、有元和哉君の両君を指名いたします。両君にはよろしく願いいたします。

日程第2、会期の決定を議題とします。

本件につきましては、議会運営委員会で協議をいただいておりますので、議会運営委員会の報告をお願いいたします。議会運営委員会委員長、前田泰祐君。

○議会運営委員会委員長（前田泰祐君） おはようございます。19番、前田でございます。本日招集されました平成24年第3回香美市議会定例会の運営につきまして、去る6月7日に議会運営委員会を開催いたしましたので協議の結果をご報告いたします。

まず、会期についてでありますけれども、お手元にお配りしました会期及び会議の予定表のとおり進めることに決定し、本日から6月29日までの17日間としました。なお、会議が順調に運んだ場合の繰り上げての閉会と会期の延長を必要とする場合については、議長に一任することになりました。

続きまして、会期中の会議ですが、本日は今期定例会に付議された提出議案の提案理由の説明までとします。ただし、議案第59号については、本日議決が必要と認められるため委員会付託を省略し本会議で採決まで行います。

会期2日目の14日から会期6日目、18日までは、休日及び議案精査のため休会としました。

会期7日目の19日から会期9日目、21日までの3日間は、一般質問を予定をしております。

会期10日目の22日は、議案質疑の後、各議案は常任委員会へ付託となります。引き続き議案第58号の連合審査会を行うこととしております。連合審査会終了後、総務常任委員会において議案審査となります。

会期11日目、23日から会期12日目、24日までは、休日及び議案精査のため休会としました。

会期13日目の25日は、教育厚生常任委員会において議案審査となります。

会期14日目の26日は、産業建設常任委員会において議案審査となります。

会期15日目、27日から会期16日目、28日までの2日間は、議案審査整理のため休会といたしております。

会期17日の最終日29日は、各常任委員会の付託案件の審査報告と採決並びに追加案件がありますので、委員会の付託を省略して本会議で採決まで行います。

次に、一般質問の通告は、会期2日目、14日木曜日、午前10時までと決定をいたしました。一般質問の通告内容であります。質問の要旨が十分にわかるように具体的に記入の上、提出をお願いいたします。

続いて、請願、陳情、決議、意見書等の議案について協議を行いました。請願、決議案については案件がなく、陳情第2号についてであります。総務常任委員会に付託することに決定をいたしました。また、先の第1回定例会において継続審査となっておりました陳情第1号については、教育厚生常任委員会に付託することに決定をいたしました（後日「教育厚生常任委員会において改めて審査をし、最終日の29日に委員長報告から採決まで行います」と訂正あり）。そして、常任委員会は、最終日の29日、委員長

報告から採決まで行うことといたしております。また、意見書案第5号から第11号については、書式が整っておりますので、会派代表者会議において各会派が意見書に対する調整を行い、提出者が署名を添えて、整えて最終日に追加案件として提案をすることになりました。

その他の協議結果につきましては、お手元にお配りしました協議結果報告書のとおりでありますので議員各位の格段のご協力をお願いをいたします。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（西村芳成君） 議会運営委員会委員長の報告を終わります。

お諮りします。今期定例会の会期は、委員長報告のとおり本日から6月29日までの17日間としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。よって、会期は、本日から6月29日までの17日間と決定しました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、お手元にお配りしております予定表のとおりであります。

【会期及び会議（審査）の予定表 巻末に掲載】

日程第3、諸般の報告を行います。

まず、市長から地方自治法施行令第146条の規定による報告第4号から報告第6号までの繰越明許費繰越計算書の報告及び地方公営企業法第26条の規定による繰越計算書の報告第7号並びに香美市私債権の管理に関する条例第13条の規定による私債権放棄の報告について報告書のとおり報告がありました。

また、地方自治法第243条の3の規定により、財団法人奥物部開発公社の平成23年度事業報告並びに一般会計決算報告及び森林総合利用施設等事業特別会計決算報告の提出がありました。次に、財団法人アンパンマンミュージアム振興財団の平成23年度事業報告及び決算報告、同じく同財団の平成24年度事業計画及び予算の提出がありました。次に、株式会社香北ふるさと公社の平成23年度事業報告及び決算報告、同じく同公社の平成24年度事業計画及び予算の提出がありました。次に、香美市土地開発公社清算結了届の提出がありました。

また、監査委員から例月出納検査報告書が提出されています。

その他の報告事項につきましては、お配りしました議長報告書のとおりであります。

これから行財政改革推進特別委員会の協議の推移、進捗状況等について報告を求めます。行財政改革推進特別委員会委員長、山崎龍太郎君。

○行財政改革推進特別委員会委員長（山崎龍太郎君） おはようございます。12番、山崎龍太郎です。

3月議会以降、5月8日に行財政改革推進特別委員会を開催いたしました。協議事項は、1点目、住宅新築資金等貸付金の滞納整理等の状況について、2点目、市営住宅使

用料等の滞納整理の状況について、3点目、市有財産の管理、活用状況等について、4点目、香美市都市公園、秦山公園の有料化等について、5点目、市税等の滞納整理の状況についてであります。審査の経過及び結果について報告いたします。

1点目、住宅新築資金等貸付金の滞納整理等の状況については、前回審査以降、この間完済1件との報告がありました。その後支払いが滞っている案件について詳細調査を行うため説明を受けました。大別すると滞納支払いなしにて競売中が2件、滞納支払いなしにて訴訟中が2件、判決にて連帯保証人支払い済み後残債があり滞納のケースが2件、競売済み後支払いなし18件、滞納支払いなし21件とのことであります。

個々のケースの説明後の質疑では、住宅改修資金滞納への対応では、高額の改修資金貸し付けでも抵当権設定はなく連帯保証人に対しての回収事務となっている。物件の任意売却の現状について債権回収に有利な方向で実施をしている。償還推進助成事業にて補助受け込み後の事務処理のあり方について今後の検討課題とすることといたしました。

2点目、市営住宅使用料等の滞納整理の状況については、前回審査以降の完済件数48件、新たな滞納件数11件、内訳として一たん完済するが再度滞納となったものが多い。住宅及び駐車場使用料合計滞納額は、この間約75万円減少している。水道使用料は、給水停止を最終手段として滞納解消の事務を行っている。

質疑では、督促後連絡があるが納付を実行されない方への対応は、毎月通知を継続しているということとあります。

3点目、市有財産の管理、活用状況等については、市街化区域内の調査を行う予定でありましたが、手違いにて土佐山田町内市街化調整区域内の普通財産、土地、建物の状況等について審査を行いました。

7件の土地利用状況について説明を受け、質疑に入りました。

旧教育委員会、南庁舎は状況の推移により売り払いの方向も探れるが、他物件は現在利用中であつたり処分には民間からの買い上げの必要性もあり売り払い困難とのこと。管理台帳整備がおざなりになっている点につき指摘する意見がありました。

4点目、香美市都市公園、秦山公園の有料化等については、商工観光の面から売店設置等について説明を受け審査を行いました。

売店設置可能な団体として一般社団法人香美市観光協会、商工会、JA等が考えられるが、観光協会は前向きに検討している状況とのこと。

質疑では、試験的販売開始においても建設課に占用申請後とのこと。占用料は1平米当たり1日20円。場所については建設課と詰めることとなる。出店調整や時期の提示等はありません。品目としては、地場産品プラスアルファが考えられるとのこととあります。

5点目、市税等の滞納整理の状況については、市職員、教員、議員の市税等の滞納状況について審査を行いました。

市税においては、非常勤職員1名が分納履行中、教員、臨時講師9名が学校給食費未

納、職員駐車場料金未納が平成22年度10名、平成23年度19名、正職員1名ほかは教職員、保育臨時職員との報告。

質疑では、駐車場利用料滞納について利用申請提出にて1年間全納が決まりで現金納付となっている、理由の有無にかかわらず早期の徴収をとの意見があり、改善案として出された給与よりの天引きは条例改正を要するとのこと、駐車場利用規定改正にて駐車許可取り消し等の厳しい意見がございました。委員会の意見として、正副委員長にて口頭で教育長へ申し入れを行うこととしました。その後の申し入れでは、委員会での審査内容の概要を伝え、教育長の回答としましては、改善を図るため園長会、校長会にて話をするとのことでありました。

以上で行財政改革推進特別委員会の報告を終わります。

○議長（西村芳成君） 行財政改革推進特別委員会委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

続きまして、議会改革推進特別委員会の協議の推移、進捗状況等について報告を求めます。議会改革推進特別委員会委員長、小松紀夫君。

○議会改革推進特別委員会委員長（小松紀夫君） おはようございます。それでは、3月定例会以降の議会改革推進特別委員会の審議の内容及び決定事項、また5月12日から5月20日かけて実施をいたしました議会報告会につきましてご報告をいたします。

まず、4月23日の特別委員会におきましては、議会報告会実施に向けましての共通した報告会資料につきまして審議をいたしました。

報告会資料といたしましては、議会改革への取り組み、議会基本条例の解説及び平成23年度（後日「平成24年度」と訂正あり）当初予算の3項目といたしました。さらに報告会の周知ポスター、ホームページ並びに議会だよりでのパブリックコメント募集の文書等につきましても審議をし、それぞれ決定をしたところでございます。

なお、議会報告会は、あくまで議会での決定事項や活動報告とし、議員個人の見解を述べる場ではないということを確認をして、先に決定をしておりましたとおり3班構成で実施するよう各班の代表者のもと班別会議を開催をし報告会の準備を行いました。

それでは、5月12日から5月20日にかけて市内9カ所で実施をいたしました議会報告会につきましてご報告をいたします。

まず、市民の皆さんの報告会への参加者数は、9カ所合計で138名でございました。そのうち男性が103名、女性が35名でございました。報告会の内容は、最初に議会報告といたしまして現在取り組んでおります議会改革について、また議会基本条例案について、最後に平成23年度（後日「平成24年度」と訂正あり）当初予算について報告をいたしました。報告の後、質疑、応答を行い、その後に自由な意見交換を行ったところでございます。

報告会では、市民の皆さんからさまざまな意見、提言、そして質問がございました。

中には即答ができずに持ち帰って後日回答をしなければならない事項もございました。それらの事項につきましては、精査をして市行政に関する事項については各常任委員会で調査をし執行部に報告すると同時に質問者に回答をいたします。また、議会に関する事項につきましても、同様に議会運営委員会で調査の上、質問者に回答をいたします。

また、報告会終了後のアンケート調査につきまして取りまとめを行いましたのでご報告をいたします。

まず、報告会の実施回数につきましては、年2回程度との回答が55%と最も多く、年1回程度が30%、定例会ごとの開催、年4回でございますが13%となっております。次に、議会報告会の開催を何で知りましたかとの問いにつきましては、市民や議員からの情報が53%と最も多く、以下議会だよりが35%、ポスター、チラシが11%でございました。また周知不足をご指摘のご意見も多数ございました。続きまして、報告会はどのようなやり方が望ましいですかとの問いにつきましては、今のやり方でよいが51%、開催場所をふやしたほうがよいが41%でございました。また、報告会の内容につきましては、議会報告と意見交換との回答がほとんどでございました。最後に、報告会の内容はわかりやすかったですかとの問いに関しましては、とてもわかりやすかったとある程度わかりやすかったを合計して約80%でございました。

以上がアンケート結果の取りまとめでございます。

続きまして、6月1日実施の特別委員会の審議内容をご報告をいたします。

まず、1点目は、募集をしておりました議会基本条例及び政治倫理条例に対するパブリックコメントへの対応でございます。

パブリックコメントはEメールで1件、議会報告会で3件、議会事務局への持参が1件の計5件がございました。内容といたしましては、災害等の緊急時に議会及び議員が発揮すべき機能や体制について基本条例で定めてはどうかのご意見、また民主的な手続と決定と執行のスピードを両立させるための条例案をとのご意見、さらに議会と市民の関係について数点ございました。また議員定数、議員報酬についてのパブリックコメントもございました。これらのパブリックコメントへの対応につきまして、特別委員会で審議の上、回答文を作成をしたところでございます。回答文につきましては、ホームページ及び議会だよりに掲載をする予定でございます。

続きまして、議会報告会の総括について審議をいたしました。

委員各位から報告会の実施回数、実施場所や周知の方法等につきましてさまざまな意見がございましたが、委員以外の議員各位の意見も聞くべきことから班別会議を実施をし各班の意見を取りまとめた後、次回の特別委員会にて再度審議し議会報告会実施要綱の改正も視野に入れた協議を行うことといたしました。

最後に、議会基本条例並びに議員政治倫理条例につきましては、法制担当による案文の確認を受け、細部につきましてまだ検討課題が残っております。また、議会報告会での市民の皆さんのご意見やパブリックコメント等の精査も十分にできておりませんこと

から6月定例会での制定は見送り、さらに慎重審議を重ね9月定例会での制定を目指すことといたしました。次回の特別委員会は7月12日に開催をいたします。

以上、議会改革推進特別委員会の報告といたします。

○議長（西村芳成君） 議会改革推進特別委員会委員長の報告が終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第4、議案第58号、平成24年度香美市一般会計補正予算（第1号）から日程第12、議案第66号、香美市美良布クリーンセンターの水処理施設増設工事委託に関する協定の締結についてまで、以上9件を一括議題とします。

行政の報告及び提案理由の説明を求めます。市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） おはようございます。本日、平成24年第3回香美市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆さん方には大変お忙しい中をご参集いただきありがとうございます。また、平素は住民福祉の充実に対しての各地でのご活動と市政運営全般へのご指導に心から敬意と感謝を申し上げます。

さて、先日発足をいたしました野田再改造内閣は、今国会の最重要案件であります消費税増税を柱とする社会保障と税の一体改革関連法案の成立に向け動きを加速させようとしておりますが、野党との修正協議が成立をするのか、国会の会期末が迫っている中でいまだに先行き不透明、不確定な状況にあります。

また、昨年発生をいたしました東日本大震災からの復興も、そして同時発生した福島第一原発事故に対するその処理も、1年余り経過した今日まだ確たるめどが立たない状況にあり、被災地の皆さんには大変お気の毒でなりません。

そのような中、去る6月6日に第82回全国市長会が開かれ、それぞれの各支部から出された議案が審議をされ、それをもとに整理をした6件の決議を行いました。第1号は、東日本大震災からの復旧、復興に関する決議、第2号は、東京電力福島第一原子力発電所の事故への対応と安全対策に関する決議、第3号は、地震、津波など防災対策の充実、強化に関する決議、第4号は、真の分権社会の実現を求める決議、第5号は、国の出先機関改革に関する決議、第6号は、社会保障制度の充実、強化に関する決議、以上のような多大な課題に対して国はさらに積極的な姿勢で強く臨むように求めた内容の決議案が採択をされましたのでご報告を申し上げます。

それでは、次に、諸般の報告及び提案理由の説明を申し上げます。お手元にお配りをしておりますのでご参照いただきたいと思います。

各課の関連からの行政報告を行います。

総務課から人事交流につきまして、4月から高知県と人事交流を行っております。県よりまちづくり推進課に1名、産業振興課に1名が派遣され、市より危機管理部の危機管理防災課へ1名、商工労働部の経営支援課へ1名を派遣をいたしております。

まちづくり推進課から平成23年度ごみ分別収集実施状況につきましては、総収集量

が8,026トンで昨年度と比較しますと146トンの減量となりました。今後もごみ減量と分別、リサイクルを推進していきます。以下、表をご参照いただきたいと思います。

エリアメールにつきまして、地震などの大規模災害発生時に携帯電話のメール機能を利用して市民へ災害情報を発信できるエリアメールが、4月よりすべての携帯電話会社で使用できるようになりました。

防災備蓄倉庫につきましては、旧NTT社宅跡地におきまして建設をいたしておりました香美市防災備蓄倉庫が2月末に完成をし、備蓄食料や物資、資機材などの搬入作業を5月に完了いたしました。

姉妹都市交流につきましては、先ほど議長からも報告がございましたが積丹町との交流につきまして6月8日から6月11日まで同町を訪問し、札幌市で開催をされました第21回YOSAKOIソーラン祭りへ合同チームで参加をすることによりましてより一層の交流を深めました。

収納課からは、南国・香南・香美租税債権管理機構の設置についてでございます。5月28日に南国市オフィスパークセンターにおきまして南国・香南・香美租税債権管理機構の事務所開きが行われました。同機構は、県から2名、香南市、香美市、大豊町から各1名の職員が出向し総員5名で業務を行います。今年度は本市から約100件の債権を移管する予定で、今後は租税債権管理機構と連携をしより一層公平な税の徴収に努めます。

健康介護支援課から特別養護老人ホーム建設についてであります。4月5日に物部町大栃に開設をされます特別養護老人ホームの起工式が建設地で行われました。当施設は社会福祉法人日ノ御子会が運営し、名称は特別養護老人ホーム葦生郷、木造2階建てで耐火、耐震構造となっております。入居者定員は30名、短期入所1名を含むわけですが、市民が優先して入居できる地域密着型施設となります。完成の予定は、10月下旬の予定をいたしております。

福祉事務所からは、生活保護の状況につきまして報告をいたします。前年度と比較をしますと被保護人員が8人、被保護世帯が10世帯ふえています。相談延べ件数は6件減っておりますが、申請件数8件、保護開始件数19件はそれぞれふえております。被保護世帯の内訳では高齢者世帯が現状のほぼ半数を占めておりますが、失業を理由に保護受給となる世帯を含むその他世帯の占める割合は年々増加してございまして、新たに保護を開始する世帯の50%以上がその他世帯となっております。被保護人員、保護率及び被保護世帯の状況につきましては、その下の表をご参照いただきたいと思います。また、生活保護の相談、申請、開始等の状況も表にあらわしております。

産業振興課から林政につきましては、昨年度の緑の募金活動によりまして総額174万9,735円を募り高知県森と緑の会へ送金をいたしました。募金総額は県内での突出してございまして、ご協力いただきました皆さんに深く感謝するものであります。

林業事業の間伐などにつきまして、昨年度から始まった新補助制度により従来の切り捨て間伐は補助対象から除外されましたが、新制度に沿った計画的な森林施業が実施できるよう体制に移行されています。

有害鳥獣被害対策につきましては、昨年度はシカが1,710頭、イノシシ145頭、猿24頭を捕獲をいたしました。特にシカの捕獲頭数を平成22年と比較しますと222頭増加しており、統計開始以来最多の捕獲数となっております。しかし、樹木や農産物への食害は今なお深刻な状況であることから、徳島県域を含む剣山山系の国有林を中心とした広域的な取り組みを国に要望をいたしております。

農政につきましては、農業者戸別所得補償制度についてJA土佐香美から産業振興課へ出向しています職員4名が業務を行っており、各地域の受け付け件数は5月末に終了いたしました。

中山間地域等直接支払制度につきましては、昨年度に引き続き102協定組織が耕作放棄地の発生防止や農業生産活動の取り組みを継続して行っております。

村づくり交付金事業によりまして昨年度実施していた農業用排水路整備工事6件と農地5件、農業施設1件の災害復旧工事は、3月末に完成をいたしております。

商工観光につきましては、香美市観光協会が市役所東側に事務所を開設をし、4月1日より一般社団法人として本格的に業務を開始をいたしました。観光振興のための既存イベントに加え新規事業も計画をされていることから、さらなる観光発展を支援をしていきます。

建設課から土木事業につきましては、災害復旧事業におきまして繰り越しによる市道拓岡舞線及び河川災害地2件は6月中に完了予定です。

緊急を要する道路補修工事とがけくずれ住家防災対策事業4件は、早期着工を目指して準備を進めております。

県営施工による山田バイパスにつきましては、北本町から佐野地区へ抜ける区間は本年度詳細設計などを行う予定であり、伏原地区につきましては信号機の整備が完了する8月ごろに供用開始を予定をいたしております。

高知山田線の山田工区では、供用開始に向けた周辺整備のため楠目1号線改良工事に着手いたしております。

都市計画につきましては、都市計画道路であります新町西町線は、関係機関と事前調整を行い都市計画を変更するための測量業務委託の準備を進めています。

地籍調査につきましては、物部町仙頭の一部、香北町河野及び川ノ内の各一部、土佐山田町西又の一部におきまして全体面積約7.3平方キロの調査準備を計画どおり進めています。

上下水道課から簡易水道事業につきましては、繰越施工しておりました五王堂簡易水道取水堰改良工事は5月末に完成をし、山田堰簡易水道影山地区の配水施設移設工事は6月15日に完成予定です。また、影山地区の旧送配水施設撤去工事は着手しております。

して9月末に完了予定です。

公共下水道事業につきましては、繰越施工しておりました土佐山田町伏原地区の公共下水道汚水管渠築造工事は5月末に完成をいたしました。

生涯学習振興課から第7回香美市体力づくり少年剣道錬成大会につきましては、4月29日、香北体育センターにおきまして開催をいたしました。香美市内外の学校や団体から総勢65チーム、345人の選手が参加をし、小学生、中学生、高校生の3部門で熱戦を繰り広げられました。

消防課からは、1月1日から4月30日までの火災、救急及び救助出動件数につきましてでございますが、昨年同期と比較しまして火災件数は10件、救急出動は1件の減、救助出動は同数となっております。以下、火災件数、救急出動件数、救助出動件数、表にあらわしておりますのでご参照いただきたいと思います。

消防団の活動につきましては、4月1日付で三谷賢一氏が香美市消防団長に再任をされました。また、同月8日には土佐山田方面隊が、15日には物部方面隊がそれぞれ春季訓練を実施をいたしました。

高知県消防大会につきましては、4月25日、県民体育館におきまして高知県消防大会が開催をされました。大会では、叙勲、消防庁長官表彰及び日本消防協会長表彰の披露に続き高知県知事表彰、内助功労及び高知県消防協会長表彰が授与され、香美市の消防活動に尽力されている13名の方々が披露及び受賞をされました。

高規格救急自動車の寄贈についてでございますが、JA土佐香美の方に大変お世話になりまして全国共済農業協同組合連合会から高規格救急自動車が寄贈されました。平成24年6月7日に消防本部におきまして受納式を行い、同連合会に感謝状を贈呈をいたしました。

続きまして、今議会に提案をいたしております提案の理由説明を申し上げます。

報告第4号は、繰越明許費繰越計算書（一般会計）の報告についてです。

報告第5号は、繰越明許費繰越計算書（簡易水道事業特別会計）の報告についてです。

報告第6号は、繰越明許費繰越計算書（公共下水道事業特別会計）の報告についてです。

報告第7号は、平成23年度香美市水道事業会計予算繰越計算書の報告についてです。

次に、議案第58号は、平成24年度香美市一般会計補正予算（第1号）についてです。今回の補正予算の規模は、歳入歳出予算の総額に2億9,904万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ149億2,104万8,000円となっております。

概要は、障害者自立支援介護給付事業の追加、学校給食センター用地購入、造成費の追加のほか債務負担行為及び地方債の補正を行うものです。

議案第59号は、平成24年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）です。

議案第60号は、香美市職員定数条例の一部を改正する条例の制定です。

議案第 6 1 号は、香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定。

議案第 6 2 号は、香美市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案第 6 3 号は、香美市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第 6 4 号は、住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてです。

議案第 6 5 号は、香南斎場組合理約の変更についてです。

議案第 6 6 号は、香美市美良布クリーンセンターの水処理施設増設工事委託に関する協定の締結についてです。

以上、平成 2 4 年度香美市一般会計補正予算など報告 4 件、議案 9 件の提案及び説明を終わりますが、議案の詳細につきましてはお手元の議案細部説明書をご参照ください。

なお、議案第 5 9 号の平成 2 4 年度香美市介護保険特別会計補正予算について、事務担当職員が 6 月 1 2 日より産休に入ることから、人員確保のため臨時職員の募集を行い 7 月 1 日から雇用したいと考えております。そこで、臨時職員の賃金補正について開会初日に議決をいただきたく提案をいたしますのでご審議のほどよろしくお願いをいたします。

以上、説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（西村芳成君） これでも市長の行政の報告及び提案理由の説明を終わります。

これから報告第 4 号、繰越明許費繰越計算書（一般会計）の報告についてから報告第 7 号の平成 2 3 年度香美市水道事業会計予算繰越計算書の報告についてまでと、あわせて香美市土地開発公社清算終了届について質疑を行います。質疑はありませんか。質疑はありませんか。

○議長（西村芳成君） 質疑がないようですので、質疑なしと認めます。

以上で報告に対する質疑を終わります。

なお、平成 1 8 年 1 月から指定管理者制度を適用している財団法人奥物部開発公社の平成 2 3 年度事業報告並びに一般会計決算報告及び森林総合利用施設等事業特別会計決算報告について、また同年 3 月から制度を適用している財団法人アンパンマンミュージアム振興財団の平成 2 3 年度事業報告及び決算報告、同じく同財団の平成 2 4 年度事業計画及び予算について、また同年 8 月から制度を適用している株式会社香北ふるさと公社の平成 2 3 年度事業報告及び決算報告、同じく同公社の平成 2 4 年度事業計画及び予算について、以上の報告については別途に 2 1 日の一般質問終了後の議員協議会で行うことにいたしております。

お諮りします。先ほど議会運営委員会委員長の報告にありましたが、議案第 5 9 号につきましては、会議規則第 3 7 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思いま

す。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。よって、議案第59号につきまして審議を行います。

日程第5、議案59号、平成24年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）を審議します。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。健康介護支援課長、几内一秀君。

○健康介護支援課長（几内一秀君） それでは、議案第59号を提案させていただきます。

平成24年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）でございます。

1ページめくっていただきまして、平成24年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）。

平成24年度香美市の介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ126万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億225万1,000円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年6月13日提出、香美市長 門脇慎夫

補正内容につきましては、細部説明書のとおり包括支援センター職員の育児休業に伴います臨時職員の賃金を計上しております。よろしくお願いいたします。

○議長（西村芳成君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） 13番、大岸です。

先ほど市長からも報告、説明がございましたけれどもその産休に入られる職員さんの代替ということでございますが、資格を持った方がおいでになるのか、それからいつまでの雇用とされるのか、その点をお聞きいたします。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、几内一秀君。

○健康介護支援課長（几内一秀君） はい。臨時さんでございます。事務職員の臨時ということで資格のほうは特にございませぬ。

それから、時期につきましては、産休の後育休のほうも考えられるといたしますか続くとお思いますので、当面平成24年度、3月31日までを予定しております。

○議長（西村芳成君） ほかに質疑ありませんか。

12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 12番。

126万7,000円の補正ということですが、7月から雇用ということをして市長報告されてはいたけれども、私の計算では126万7,000円を7カ月で割ったら18万1,000円で割り切れるんですけど、7カ月でありますと7、8、9、10、11、12、1月までしか、の予算計上なのか、その点を確認しておきます。それとも私の計算が間違っていたら指摘をお願いします。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、几内一秀君。

○健康介護支援課長（几内一秀君） はい。積算の根拠につきましては、1日6,600円の賃金に対しまして7月から3月までの183日分を見込んでおります。これが120万7,800円。それから通勤手当をこれほどどこから来るかわかりませんが、引き続き6,500円を9カ月を見込んで5万8,500円、総計で126万7,000円ということで見込んでおります。

以上です。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 関連。

そしたら1日幾らという算定基準で1カ月何ぼというレベルの積算じゃないということですね、確認します。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、几内一秀君。

○健康介護支援課長（几内一秀君） はい。1日の日額の賃金で臨時職員さんについては計算をしております。それで1日6,600円で計算をいたしております。

○議長（西村芳成君） ほかに質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第59号を採決をいたします。本案を原案どおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。起立全員であります。よって、議案第59号は、原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全部終了しましたが、ここで去る5月23日、東京都で開催されました全国市議会議長会定期総会において3名の方が表彰されましたので報告をいたします。事務局長。

○議会事務局長（小松美公君） 全国市議会議長会定期総会において受賞されました方々をご報告します。

全国市議会議長会一般表彰、正副議長４年以上として２２番、西村狷成議員が、同じく一般表彰、１０年以上として１７番、石川彰宏議員と１８番、竹内俊夫議員が受賞されましたのでご報告します。受賞されました３名の議員の皆様、おめでとうございます。

(拍手)

○議長（西村芳成君） 以上で全国市議会議長会表彰の報告を終わります。

次の会議は６月１９日火曜日の午前９時から開会いたします。

本日はこれで散会いたします。

(午前 ９時５２分 散会)

地方自治法第１２３条第２項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 4 年 第 3 回

香美市議会定例会会議録（第 2 号）

平成 2 4 年 6 月 1 9 日 水曜日

平成24年第3回香美市議会定例会会議録（第2号）

招集年月日 平成24年6月13日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 6月19日火曜日（会期第7日） 午前 9時01分宣告

出席の議員

1番	有元和哉	12番	山崎龍太郎
2番	矢野公昭	13番	大岸眞弓
3番	山崎眞幹	14番	片岡守春
4番	利根健二	15番	竹平豊久
5番	濱田百合子	16番	島岡信彦
6番	山崎晃子	17番	石川彰宏
7番	爲近初男	18番	竹内俊夫
8番	千頭洋一	19番	前田泰祐
9番	織田秀幸	20番	山本芳男
10番	比与森光俊	21番	小松紀夫
11番	依光美代子	22番	西村芳成

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	門脇慎夫	福祉事務所長	岡本明弘
副市長	明石猛	産業振興課長	佐々木寿幸
総務課長	山崎綾子	林業事務所長	久保和昭
政策企画財政課長	濱田賢二	建設課長	宮地和彦
会計管理者兼会計課長	野島恵一	上下水道課長	岡本博章
管財課長	岡本博臣	《香北支所》	
まちづくり推進課長	今田博明	支所長	二宮明男
市民保険課長	山崎泰広	地域振興課長	舟谷益夫
健康介護支援課長	丸内一秀	《物部支所》	
税務課長	阿部政敏	支所長	小松清貴
収納課長	前田哲雄	地域振興課長	和田隆
ふれあい交流センター所長	高橋千恵		

【教育委員会部局】

教育長	時久恵子	生涯学習振興課長	田島基宏
教育次長兼教育振興課長	後藤博明	学校給食センター所長	竹内敬

【消防部局】

消 防 長 寺 田 潔

【その他の部局】

監査委員事務局長 横 谷 勝 正 農業委員会事務局長 西 村 博 之

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 小 松 美 公 議会事務局書記 岡 村 愛

議会事務局書記 野 口 恵 子

市長提出議案の題目

な し

議員提出議案の題目

な し

議事日程

平成24年第3回香美市議会定例会議事日程

(会期第7日目 日程第2号)

平成24年6月19日(火) 午前9時開会

日程第1 一般質問

- ① 18番 竹内俊夫
- ② 9番 織田秀幸
- ③ 10番 比与森光俊
- ④ 8番 千頭洋一
- ⑤ 20番 山本芳男
- ⑥ 1番 有元和哉
- ⑦ 4番 利根健二
- ⑧ 14番 片岡守春
- ⑨ 16番 島岡信彦
- ⑩ 6番 山崎晃子
- ⑪ 7番 爲近初男
- ⑫ 11番 依光美代子
- ⑬ 12番 山崎龍太郎
- ⑭ 3番 山崎真幹
- ⑮ 5番 濱田百合子
- ⑯ 13番 大岸真弓

会議録署名議員

1番、有元和哉君、21番、小松紀夫君(会期第1日目に会期を通じ指名)

議事の経過

(午前 9時01分 開会)

○議長（西村芳成君） おはようございます。ただいまの出席議員は22人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程に入る前に、委員長報告の訂正の発言を求められておりますのでこれを許します。議会改革推進特別委員会委員長、小松紀夫君。

○議会改革推進特別委員会委員長（小松紀夫君） おはようございます。本定例会の初日の議会改革推進特別委員会委員長報告におきまして、議会報告会の関係で議会の報告事項の中で、平成24年度の当初予算のご報告の部分を「平成23年度」と言っておりますので「平成24年度」に訂正をいたしたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（西村芳成君） 議会改革推進特別委員会委員長報告の訂正がありました。

お諮りします。先ほどの議会改革推進特別委員会委員長報告の訂正にご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。よって、議会改革推進特別委員会委員長の発言のとおり訂正することに決定いたしました。

続きまして、議会運営委員長、前田泰祐君。

○議会運営委員会委員長（前田泰祐君） おはようございます。せんだっての13日の本議会での委員長報告の訂正がございますのでよろしくお願ひします。

6月13日の本会議におきまして、議会運営委員会の報告を行うに当たり継続審査となっておりました陳情第1号につきまして、「教育厚生常任委員会に付託することに決定をしました」というふうに発言をしたようでありますので、がですね、継続審査になっておりました陳情第1号については、「教育厚生常任委員会において改めて審査をし、最終日の29日に委員長報告から採決まで行います」ということに訂正をしたいと思っております。心よりおわびを申し上げます。どうかよろしくお願ひします。

○議長（西村芳成君） 議会運営委員会委員長報告の訂正がありました。

お諮りします。先ほどの議会運営委員会委員長報告の訂正にご異議ございませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員長の発言のとおり訂正することに決定しました。

これで委員長報告の訂正を終わります。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。

日程第1、一般質問を行います。順次質問を許します。

18番、竹内俊夫君。

○18番（竹内俊夫君） おはようございます。18番、竹内でございます。議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問を行います。

私は、中山間地域の今後の対応についてということで3点ほど質問をいたしますのでどうぞよろしくお願いをいたします。

まず、最初に、山間地域の市道についてをお尋ねいたします。

県道と山間地を結ぶ市道は昭和20年ごろから30年ごろにできた当時のちょうど村道であり、ほとんどが地域の住民が人力でつけた道路であります。今になったら道幅は狭いし急カーブで待避所が少ない道路であります。ただ山側を掘り取っただけの道路である。当時は車の通行量も少なかったが、今は一家に1台また2台と台数もふえ通行量も多くなっております。また、運転になれていない地域外から来る人もふえております。そのようなことから大変道幅の狭い今の状態では大変苦勞をしておる市道であります。また、その市道からは、今森林組合等で盛んにつけられております作業道の起点にもなっておる、そのようなことから山間地を通る市道の考えはどのような考えをしておるかお尋ねをするところであります。

続きまして、防災につきましてお伺いいたします。

東日本大震災から地震の強さやら津波の高さそれぞれの予測などが毎日のように新聞、テレビで報道されております。高知県内でも海岸線を持つ市町村は、今津波の対応に全力で取り組んでおることと思います。ところが、香美市は海岸線からは遠いし、面積の約80%以上が山林である中山間地域であります。また、山間地域は、中でも山間地域は急傾斜地が多いところであります。特に南向きの地域では急傾斜に沿って住宅があり、住宅の裏がすぐ山になっていたり水田になっておったり畑になっておったりして、台風のと看、集中豪雨のときにはいつも心配をしながら生活をしておるところであります、生活をしておる家庭が中山間地域の各地にあります。今急傾斜地崩壊危険区域と指定を受けた地域では既に防災工事が終わり本当に毎日心配なく過ごしている家庭もありますが、今まだ工事が進んでいる地区もありますが、今後急傾斜地の防災工事、どのように進めていくかお伺いをいたします。

続きまして、農地関係につきましてお伺いをいたします。

中山間地域で農業をしてきた農家も高齢化が進んできた、また、後継者もいなくなった農家があります。水田に稲も野菜もつくっていない土地が年々ふえてきております。最近市内からも、また市外からも山間地は景色がよい、水もきれいなというところで稲作やら野菜、果樹などをつくりたい人が中山間地の棚田を求めてきだしたということであります。農地を取得するにはそれぞれ決まりがあり、物部町では30アール、香北、山田では40アールまとめて買わないと田畑を買うことはできないと、30アール、40アールを決められた面積を少しでも少なくすることはできないかお伺いをいたします。

まず、1回目の質問といたします。

○議長（西村芳成君） 建設課長、宮地和彦君。

○建設課長（宮地和彦君） おはようございます。竹内議員の道路、そして急傾斜所の件、2点をお答えをさせていただきます。

まず、中山間地の道路、これについてはすべての路線に関係しますが、新設、そして改良、そして補修、このような工種別に進めておるわけです。山間地の道路につきましては、改良済み路線でも幅員はおおむね3メートル、未改良路線につきましては、なかなか地域からの要望についてはカーブの是正とか、そしてまた待避所設置以外にも多くございます。生活上の幹線道路については、安心、安全のための事業執行は短期、長期を検討しながら行っていますが、利便の向上より安全のための補修による維持管理に追われているのも現状でございます。新設、改良、それぞれ要望はあります。順次路線改良終了時には、次の予定箇所として要望書の中で効果のある事業は可能な限り提案をしたいと考えております。

2点目の急傾斜でございますが、香美市内で急傾斜地崩壊危険箇所が平成19年度時点で753カ所あり、その他にも地すべり危険箇所や土石流危険渓流地域など多数ございます。住民の方も台風、集中豪雨のときなど不安な思いで生活をされているのが現状でございます。本年度は、継続の香北町永野、土佐山田町天坪の急傾斜崩壊対策事業2カ所と6カ所の住家防災対策工事を進めています。今後住民の方より調査の依頼また要望があれば現地を調査し、事業要件に合えば関係部局と事業申請を進めていきたいと考えております。

以上2点お答えをさせていただきます。

○議長（西村芳成君） 農業委員会事務局長、西村博之君。

○農業委員会事務局長（西村博之君） おはようございます。竹内議員のご質問、農地法について、下限面積を変えることができないのかということについてお答えいたします。

平成21年度の農地法改正により農業委員会は、毎年農地取得等に係る下限面積の設定または修正の必要性について審議することになっております。昨年は、世界2010農林業センサスのデータが集計され、県からの指導もあり10月の定例総会において県からいただいた農林業センサスの資料、経営耕地面積10アールきざみ総農家数をもとに、別段面積の設定基準項目を参考に検討しました。今回はそれぞれ今までどおりの下限面積設定でいくことに決定しました。来年以降については、地域の平均的な経営規模、遊休農地の状況、農地の異動状況等も考慮し、見直しをするかどうか検討するというようにしております。次回の審議は平成24年10月ごろの予定です。

以上です。

○議長（西村芳成君） 18番、竹内俊夫君。

○18番（竹内俊夫君） 2回目の質問をさせていただきます。

まず、市道の改良であります。なかなか箇所は多く、それぞれの市道の改良また維持管理につきましてはそれぞれ市のほうでやってくれておるといようなことではあります。特に中山間部の市道につきましては、なかなかこう大きな工事というか改良するにはなかなかこう金もかかるし、また、順番も来ないというところで今おかれておる箇

所が私の知っておる箇所でもかなりあります。このようなところの話では、せめてこうカーブのきつい、カーブの幅を広めたり緩くしたりしてくれることでも構わないと。また、ところどころに待避所をつくってもろうて、また、新しい人が来たりふなれな人が来たときに大変こう困っておるといようなことでありますし、また、雨のときの、皆さん知っておるかとも思いますけども雨のときの夜の対向車とのいわゆる下がるとか、ふなれな人によけてもらうとかいようなことについて大変こう不便を感じておるといようなところでもあります。

それと、もう1点、先ほども言いましたけれども、今山には作業道が各地ついております。本当にこう新しい市道のところからは割合にこう作業道がついておりませんが、一番古いような道からは作業道が起点となったりまた終点ともなったりしておるところでありまして、材木を搬出するにはどうしてもこうかなり大きな車で出すといようなことになろうかと思しますので、なかなかこうカーブが多かったり待避所がなかったり、幅は幅でその割に小さい車で出すぞといことでありましようけども、なかなかこう使い、のうがよくないといことでありますので、その辺のこともよく考慮もしていただきまして改良のほうをしていただきたいといように思うわけでございます。

以前のその地域の人が自分たちでつくったと、切望してつくったとい道でありますので幅はもちろん側溝もないような道でありました。側溝はもうあっても今既にこうアスファルト舗装をしておりますので、側溝はそのままつきっ放しで舗装にしておるといようなところもあります。側溝がなかったらなかなかこう大雨のようなどときには道いっぱいの水が流れてどこまでその水が下っていくかわからないようなところもありますし、また、なかなかこう山からは土砂、落盤、そのようなものが落ちて舗装しておるけれども舗装も見えないほどの土が盛っておるとか、小枝がかかっておるとかいようなところもあります。そのようなところをよくこう見ていただきまして、本当にこう小さい改良でも結構であるかと思いますが、ぜひお願い、やっていくようなことを考えてもらいたいといようなことであります。

それと、もうまあ7月の日を決めて道路愛護といのがあります。山間地を通る道路、そこを利用するその地域の人が朝から昼も、またそれ以上もかかって草を刈る、側溝をさらえるといようなこともしておるのですが、なかなかこう人力だけでは、その地域の人だけではなかなかうまく管理ができないといことでありますので、その辺のこともよく考えていただきたいといように思います。

防災のことですが、どことどこがなかなかこう件数が出ておるといことでありますが、以前私合併前には香北町は役場の担当者とまた議会と消防と、今は中央東土木事務所ですがその職員さんと警察の方の合同でその危険箇所の調査、また危険箇所へそれぞれ出向いて危険か、ここはどうなっちゃうろう、いよいよ危険なといようなことを見て調査をして、そしてまたここが一番こう、いよいよこう危険なといところでその箇所を設定といか危険なといことで調べたこともあります、今なおそういうことを

しておるかどうかわかりませんが、香北町のときはそうやって毎年それをやって調査をしたこともあります。そのようなことからして1つの危険箇所の工事もできておりますし、またでき上がった地区もあります。そんなことからして危険箇所に住む住民の者は、大変こうきのうきょうも台風の影響でかなり風も吹き雨も降るといようなことであろうかと思えます。また、先般、2日ぐらい前にもかなりの集中豪雨が降りました。そのときはちょうど、ちょうど自分のこう目の前の田んぼが大きくつえたということでありまして、そこには家には住宅はありませんけれどもその横には、すぐ横には住宅もあって大変こうすつとの家の横で、田ではありますけれども大きな災害がいったといようなことでありまして、幾つもこう、その家にはありやあしなかったかと思えますけれども、そんなことからして大変こう皆が心配をしてもっての毎日の生活をしておるところでありますので、どうぞひとつそれぞれの地域地域の実情内容をよく考慮していただきまして早く、一日も早く災害の復旧ができるようお願いをしたいと、考えていただきたいと思えます。

また、災害の防災であります、それぞれ規格があると思えます。家が5軒、8軒、10軒ぐらいあってずっと並んでおると、かなりの急傾斜であって、それからその下に宅地があって、県道なり公衆道路が通っておるところがどうもこう採択になるといようなことも聞いておりますけれども、市内の山間地に生活している家庭は北がとにかく、南向きの斜面に生活をしておる方が本当にこう防災といつか大雨のときの山崩れとか、裏山がつえるとか、あぜがつえるとかといようなことで大変こう心配をしておる地区が物部川でいったら北岸の地域がそういうような状態ではなかろうかと思えます。そんなところも1軒、2軒の家が防災危険箇所とするのか、5軒も6軒もあってかなり家のあるところがその対象になるのかといこともよく皆にわかるようなこともしていただきたいと思えます。大変こう心配をしておる家庭が今もおるといことでもありますのでこのことを質問をしたところでもあります。

農地の関係ですが、それぞれ現状を把握し、また、何年も前から耕作面積の縮小といつか、少なくとも農家としての権利といつか、それができるといような話もするといことでもあります、最近になってですが特に中山間地域でも山間地域のほうに市外から、また市内でも割合こうなだらかなところで生活しておってもちょっとこう棚田のほうへ来て、自分たちはもういよいよ棚田の棚田におりますので、もうそらあもう絶対にこれは土地をふやすとかここでまだまだずっと長いこと生活するとかいことはなかなかこう厳しいといように思えますけれども、見る人によつたら市外から来る人らあは景色もえいと、水もきれいなこんなところで農業をしてゆっくりしてみたいよとい人も中にはおるようであります。実際におりましたので、そういう人らあも買うとき、田を購入するときには、どうもこう1軒の家の田を買うには面積がどういても足らんと、どういても4反にはなかなか足らんといこととそれぞれの先輩に知った人に問うてみたところが、利用権の設定をしたらその田は仮に4反の面積が必要でも3反でも、30

アールですけれども40アールでも買うことができるというようなことを習いましたが、その利用権を設定するにはやっぱりこううんと親しい人とか、親戚の人とかいう方がおらなければなかなかこうずっと、うちで利用権の設定をしてやるから買えるようになると思うがというようなことはなかなかないと思います。実際こう自分のものを自分で、自分のものを確実に土地を買ってつくりたいというようなことのようにありますので、ぜひともこう精いっぱい早く1反でも2反でも少なく田んぼが買えるようにやっていただきたいところでもあります。今まででも10アールでも20アールでも農家として、いわゆる生活ということはないけども水田を田畑を耕作をしておるとい方もおりますので、どうぞひとつ30アールと40アールということなしに土地が買えるようになるようにその段取りをしていくことを希望するところでもあります。どうぞよろしくお願ひします。

○議長（西村芳成君） 建設課長、宮地和彦君。

○建設課長（宮地和彦君） 竹内議員の2回目のご質問にお答えをします。

特にお答えをする質問の内容についてはよう聞き取りをできておりませんが、道路につきましては生活上の幹線道路を主体として今までそれぞれ路線改良等を受けてやってきておりますが、まずはなかなか新設道路についてはなかなか事業計画、また長期執行計画にはすぐには採択ならない状況ではございますが、今ある幹線道路についてはですね安全、安心のところの部分でグレードを高めていきたい、そういう思いでこれからも要望にはおこたえしていきたいと思っております。

それから、急傾斜、やはり危険箇所につきましてはたくさんございますが、やはり地域の声を聞き上げて現地を調査をさしていただきたい、そういう思いでございます。香美市にあってもですね危険箇所についてはパトロールをやっております。また、定期的に同じような場所が継続された場合にはちょっと行ってないかもしれないかもしれませんが、これも継続の必要性があると考えております。地域からの声は十分聞きながらですね現地へ入りたいと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。

○議長（西村芳成君） 農業委員会事務局長、西村博之君。

○農業委員会事務局長（西村博之君） 竹内議員の2回目のご質問にお答えします。

農地を初めて取得する場合、下限面積をクリアするためには竹内議員も言っておられました利用権の設定というのがございます。まず利用権の設定を行ってもらい、経営農地を確保し、その後残りの必要な面積を取得するという方法がございます。また、利用権の設定ですが、平成23年度につきましては香美市全域で152件、42.5ヘクタールが利用権の設定を結ばれております。また、下限面積の変更なんですけれども、一応2010世界農林業センサスの10アールきざみ総農家数で計算を行っております。山田地区につきましては、一応その設定基準というのがありまして、定めようとする面積より小さい面積で営農する農業者が地域全体の農業者のおおむね4割を下回らないようにすることというのがございまして、山田地区ではどう計算しても40アールが下限面

積、それから物部町につきましては30アールがどうしても下限面積、ただ香北町につきましては30アールでも構わないというような計算結果になっております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 終わり？

○18番（竹内俊夫君） どうもありがとうございました。これで終わります。

○議長（西村芳成君） 竹内俊夫君の質問が終わりました。

次に、9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） 9番、織田でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一問一答方式です。お伺いをいたします。

質問の前に台風4号ですか、午後3時前後ぐらいが一番県土に近づくということで、当市はハウス園芸農家の方もたくさんおいでになるわけですが、事なきを念じながらですね質問をさせていただきます。

まず、最初、防災への備えについてであります。東日本大震災から1年3カ月が経過したわけなんです。しかしながら、いまだに多くの皆さんが仮設住宅や避難生活を余儀されております。また、瓦れき等の処理問題についても、受け入れなど明確な指針が示されず復興、復旧への足かせとなっているのが現状であります。しかしながら、こうした教訓を生かさなければなりません。その1つが防災意識のレベルアップであります。地域のコミュニティー力、すなわち共助の部分についていかに組織化を図れるかがポイントとなると、そのように思っております。

平成7年の1月に発生した阪神・淡路の大地震では、生き埋めや建物等に閉じ込められた人のうち約95%は自力または家族や隣人などの地域の人々によって救助されております。消防などによる救助はわずか1.7%にとどまったとのデータがあります。そして、地震、津波はもとより豪雨災害でも犠牲者の約75%は高齢者など要援護者であったりとかということが検証結果で明らかとなっております。

今防災意識が高まっている現在であります。南海地震などの災害から人命や財産を守るためには家屋の耐震化や非常時の持ち出し品、避難場所への速やかな移動など、日ごろからの備えに加え地域全体でお互いが協力し、各地域で犠牲者を出さないとの共有意識が大事になるのではないか、そのように思っております。地域地域で危険箇所等状況は変わるわけなんです。危険箇所を十分に把握し、避難計画を策定するなど災害に向けた防災活動が重要となってまいります。また、本市も高齢化が進んでおります。逃げたくても逃げられない人への対応などこれはまた民生委員さん等のお力、連携も視野に入れてですね地域での見守りが今後さらに重要度を増していくのではないかと、そのように思っております。

本来の質問に入る前にですね、防災担当の皆さん、防災班の皆さんですかね、それぞれの地域で防災学習また防災訓練等をやっておりますけど、本当に休日にもかかわらず快諾、快く受け入れていただきまして本当に一生懸命そういった防災活動にも地域ぐ

るみで十分取り組んでいくことができている、そういう状況であります。そうしたことで防災班の皆さんにも日ごろからお世話になっておることを一言申し上げてですね本題の質問に入らせていただきます。

①といたしまして高知県、これは平成26年度末までにですね県内全域で自主防災組織率100%の目標を掲げております。本市もそれに類似してですね、そのような何いうんですか表示があったように思いますが、本市の現状、そして目標達成への対策、そういうものを今田課長のほうにお聞きをいたします。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） 織田議員のご質問にお答えします。

答弁の前に、まず、織田議員におかれましては、地域の自主防災組織のリーダーとして本当にご協力をいただきましてこの場をおかりしましてお礼を申し上げます。

本市の自主防災組織でございますが、本年4月1日現在で92組織ということになっておりまして、組織率は66%となっております。組織率では高知県で高知市に次いで下から2番目という結果になっておりまして、住民の皆様方には大きな不安を与えておるのではないかと思います。この場をおかりしておわびを申し上げたいというふうに思います。

本市は広大な面積を有し、山間部には集落が点在しておりまして、大災害発生時には集落の孤立が最も懸念されます。また、市街地においても、日ごろからコミュニケーションのとれている範囲での組織化がいざというときには情報化がしやすく迅速な救助活動等につながると、こういった視点から他町村で多く見られる小学校区単位等の大きなエリアの組織化ではなく自治会単位での設立、大きな自治会にあってはさらに細分化し組織化を進めてまいりました。大きなエリアで組織を立ち上げそのすべてに網をかぶせれば一気に組織率ははね上がりますが、それでは数字上だけで実際の防災力の向上につながるとは思えません。

高知県では、平成26年度末に県下の組織率100%を目指しておりまして、本市もその目標に沿って組織化を進めていかなければなりません。しかし、未組織の自治会には過疎、高齢化により組織の立ち上げそのものが重荷と感じている自治会が多いのも現状でございます。そのような自治会への説明会では、資機材整備や訓練実施に重点を置くのではなく災害発生時の連絡体制の充実を図ることに重点を置きまして、小さな自治会でもできることは何かあるということで説明をさせていただいております。

また、昨年8月から組織率アップを目的としまして、国の緊急雇用交付金で雇用しております臨時職員による説明会開催、電話での連絡により設立に向け前向きな自治会がふえてまいりました。今議会にも同じ交付金を活用して雇用を図るべく補正予算を提出させていただいておりますが、本年度におきましては特に組織率の低い物部地区におきまして、未組織の自治会すべてで説明会を開催したいとの旨を4月に開催されました物部地区自治会長会におきましてお願いをしているところでございます。そして、既に昨

年度の実績に迫る説明会を今年度はもう実施しております。小さな自治会が多いため組織率そのものは一気に上がらないかもしれませんが、平成26年度末の組織率100%に向け努力してまいりたいと思っておりますので、今後ともご協力、ご指導をよろしくお願ひしたいというふうに思います。なお、本市の組織数は県下で香南市と同じ、組織数で見れば5番目ということになっております。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） はい。ありがとうございます。今年の4月1日現在で34市町村の中で33番目、組織率が66%ということで、これを見られた方がですねその香美市の防災意識、そういったものをどのように感じるか、そこが大事になってきますが、なかなか実情がわかっている課長を初め防災担当班、そういった人からしたらですね、先ほども話がありました、組織数としては上位5番目か6番目ということですね数多く組織が立ち上げられているんですが、そして本市の自治会数ですが、これは聞くとおころによれば土佐山田123組織、香北が40、物部が28組織で現在191組織あつてですね、そしてこの防災組織率ではかった場合にこの山田が71、香北が17、物部4ということで92組織で66%になつとるということです。これはそれぞれの自治会数が、それぞれが防災組織を立ち上げとるかいうたらそうではなしに地域の世帯、そして2つ、3つの自治会が1つの防災組織を立ち上げるいうんですかね、そういう形でなっておりますが、要は3分の1がその立ち上げにまだ至ってないと。これ平成26年度末ということで期限がある程度限られておりますが、大事なことはですね、もし災害等そういったときにどれだけみんなで守り、そして助け合えるか。その先ほども阪神・淡路の大震災の件で申し上げましたけど、やはりあの公助の消防とか行政担当のですね、そういった応援いうんはなかなか難しいもんがあるんじゃないかと思っております。達成へのその決意、そういったもんをですね担当課長のほうから感じる事ができるんですが、その物部の組織数が少ない、確かにそれは高齢化そういった流れがありますけどもう少し工夫をしていただいて、ただその発生時の連絡等をし合う、そういったことでも立ち上げの一つの大きな要因になりますよいう話がありました。もう一步踏み込んでですね難しいに考えるもんじゃないですよいう、そういう形も含めて組織率アップに向けてですね頑張っていたらと、そんなふうに思いますがその点。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。お答えいたします。

そうですね小さな自治会、訪問したときにもやはりなかなか自治会で組織を立ち上げるのは厳しいという話が出てきます。先ほども申しましたように小さな自治会でもできることはたくさんあると思ひます。それは先ほど言ひましたようにまずは連絡体制を整えて、自分の地域の中に行方不明者等が発生してないか、そして地域の中で災害が発生して例えば孤立化した場合にどうやって市役所に連絡するか、そういったことからで

も始めれると思います。説明会の中ではそういったことをですね重点的にですね自治会のほうではお話ししまして、必ずそういった小さな自治会でもできることがあるからという視点でですねお話をさせていただいておるところもございますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

○議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） はい。ありがとうございます。以前私はこの防災問題を取り上げてですね、東日本の大震災で片田教授ということで現在は群馬大学の大学院におられますが、釜石の奇跡ということでちょっと紹介させていただいたことがあります。釜石の小中学生がもう100%近いそういう子どもたちが助かった。また、大川小学校、それは多くの犠牲者が出たいう、その例を引いてですね話させていただいたことがありますが、片田教授はですね防災訓練、そういった防災学習、訓練によって必ずその減災、そういったものにつながりますよ、訓練は大事ですよということを一言に要約したらそのように言われとんじゃないかと思います。また、私も同感でありまして、本当に舟入小学校の子どもたちが訓練でですね行つとるという記事欄もありましたけど、ここは20メートルぐらいあるんで津波の心配はないんじゃないかえいう、そういう見方で見る人もおるかもわからんですけどやはり訓練は大事になってきます。そういうことでやはり絶対災害で犠牲者を出さないいう、そういう思いでですね我々も地域でもまた発信をさせていただきまますし、また担当課長、今後いろんな面でまた重責いうんですかね、そういう面を担っていると、そんなにも思っておりますのでしっかりとまた本市全域にわたってそういう訓練の必要性等も含めてまた発信のほうお願いいたします。答弁はもう要りませんので。

はい。次の2点目に入らさせていただきます。

先ほど冒頭で阪神・淡路等の問題言いましたが、これひとり暮らしの高齢者が災害や急病で倒れた場合に救急車を呼ぶことができたとしても、その人がどんな病気歴、持病、血液型、どんな薬を飲んでいるのかといったことがですね、救急通報先等の情報を隊員にいち早く知らせることができる救急医療キット、こういったものを配布し万一の救急時には備えてはどうかいう、そういう提案でございますが、これは答弁者が消防長、初めての消防長は答弁になると思いますがどうぞひとつよろしく願いをいたします。

○議長（西村芳成君） 消防長、寺田 潔君。

○消防長（寺田 潔君） おはようございます。今回初めての一般質問の答弁ということで大変緊張しております。

先ほどの織田議員の救急医療情報キットの配布についてというご質問にお答えをさせていただきます。

救急医療情報キットは、通常冷蔵庫などに保管しておきまして救急隊が必要と判断した場合に利用するもので、ひとり暮らしで意識がはっきりしない場合など大変有効であるとは考えております。しかし、実際の救急現場で保管場所、通常冷蔵庫でございます

けれども、台所やキッチンがその家のどこにあるのかといった問題、また防犯面やプライバシー等の問題も考えられます。今後は、他の自治体などの事例などを参考に関係課とも連携をしながらさらに研究を進めていく必要があると考えております。

以上ご質問にお答えをいたしました。

○議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） はい。ありがとうございます。私はこれ消防長が答弁者やいうことを聞いてですね、これはすんなりオーケーが出ると、そのように思っていました。今の答弁の内容ですが、キッチンがどこにあるかわからん、冷蔵庫がどこにあるかわからん言いよったんではいかんわけですわ。

これは昨年10月のデータなんですけど、高齢者、独居でですねひとり暮らしの高齢者ということで65歳以上は2,019人、また75歳以上は827人ということで、私が一つ協力していただけたらと思うその民生委員さんですよ、民生委員さんはこの75歳以上の方のさまざまないろんなこのデータ等もこうしっかりと把握しながら、ずっと地域地域の担当エリアを回っていただいとるという実情があるわけなんです。これは消防長、救急隊員が行ったときにですね、そういう安心シートみたいなそういったものは、その隊員が実際現場に行ったときにあったとかそういうようなことは聞いてないですか。

○議長（西村芳成君） 消防長、寺田 潔君。

○消防長（寺田 潔君） 織田議員の質問にお答えをいたします。

これまでそのような救急シートというようなものを活用したということは救急隊のほうからは聞いておりません。ちょっと自分が把握していないだけでももしかしたら現場では実際にはあったかもわかりませんが、私のほうではちょっと把握をしておりません。

以上です。

○議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） この同じ質問をですね平成21年の9月議会で依光議員がしております。当時の担当課長、さまざまな課題が山積する中でですね、ちょっと優先順位のことからいうたらなかなかできませんということですっぱりと切られておりました。ほんで、私も通告を出した後でございますが、民生委員さんとですねこのことについて話し、機会がありまして、そしたらもう何年も前からですねこういう安心シートいうんは社協のほうから配布しとるという話を聞きました。そして、私はこら安心キットという形で冷蔵庫へ保管、また冷蔵庫へマグネットみたいなんで張りつけたらとか、費用負担は要りませんわね、そのようにした場合は。そして、話を聞いたらそのキットいうんも100円ぐらいであるようなそういった情報も聞いておりますが、民生委員さんいわくもう3年も4年も前からですねそういったものを75歳以上の独居の高齢者の人には配布をしておるということなんですけど、これ担当課長、そこらは聞いてないですか、そのことは。通告にないということでもまた議長に怒られたらあれなんですけど、私はそのことを聞いて

ておりますので、ひょっとですねこのキットを持って救急隊員が病院に行ったときに医師に渡す、物すごい対応がまた早うなってくるいう、そういうあれがありますんでこれはぜひともですね行政サイドでも、社協のほうからいう話をしましたが、行政サイドのほうからちょっと確認をとっていただいてこういったものを配布していく方向でできたらお願いをしたいと思いますが、これはだれに聞いたらよろしいのでしょうか。

○議長（西村芳成君） 織田議員、自席に戻ってください。

まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。この救急医療情報キット、これ県内の市町村でも高齢者に無料配布をされておる自治体がございます。大体医療担当課、または福祉事務所が窓口となっております。この情報があればですね先ほど織田議員の言いましたように救急時の初期対応が非常に有効であるとは思いますが、また関係課のほうともですね協議はしていきたいというふうに思います。

○議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） はい。ありがとうございます。答弁内容によってですね我々地域だけでもまたやっていこうか、そして聞くところによったら実際そういった情報キット、そういったものを使用してやっている地域もあるというような話もお聞きしましたんで、どうぞぜひともですね、75歳以上の独居高齢者827人という形で今述べさせていただきましたが、これ独居で、住民台帳上では独居いうそういう形になつとる人もおるんじゃないかと思いますが、実際はこの827人から数は減るんじゃないかと思っておりますので、その点また前向きにですね検討していただけるようにその点よろしくお願いをいたします。

はい。そしたら、次の質問に移らせていただきます。

このインフラ整備についてですが、これは先ほどの課長の答弁等でダブる部分もたくさんあります。

まず、1点目ですが、東海・東南海・南海の3連動地震の発生が懸念をされておりますよと。そういった今日、公助の基盤である本市の橋や道路、河川施設など社会資本の耐久年数や老朽化に対する診断チェック、そういったものをどのようにやっていくのかということでお尋ねをいたします。

○議長（西村芳成君） 建設課長、宮地和彦君。

○建設課長（宮地和彦君） 織田議員のインフラ整備、本市の橋、道路、河川施設などの社会資本の耐用年数、老朽化に対する耐震チェックについてお答えをいたします。市道管理の視点でお答えをさせていただきます。

道路機能については安全に通行できるよう努めておりますが、道路施設については岩盤や地殻の構造までは調査が及んでいないのが現状です。本市の管理する500キロメートルを超す道路には、道路構造令や設計指針、施工指針などにより整備されたもの、また林道、農道規格で施工、また民間から移管されたもの、また旧来から未改良の道路

や車両通行不能の道路などさまざまで、維持管理することにより耐用を図っております。その構造物は、土質や車両通行上の加重設計により自立する構造物でつくられています。台風や豪雨、凍結などの異常気象で崩壊や落石のある場所の危険箇所、また修繕を必要とする箇所は随時整備を行っていますが、すべて十分とは言えない現状でございます。日ごろから心配される箇所については目視による点検、見回りも行っていますが、耐震の判断はできておりません。重要構造物であります橋梁については、加重に対し安全率は大きく設定され、基礎構造により岩盤調査もされた橋台も多く、長寿命化のための点検を本年度終了し、その後修繕計画を立て整備を行う予定としております。

以上、耐震チェック対策についてお答えをさせていただきました。

○議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） はい。ありがとうございます。広範囲な面積を擁する本市であります。たくさんのいうたら場所、市道あり県道あり国道あり、そういった中でですね市道いうんか市の管轄を中心に答弁をいただいたわけなんです、コンクリートと耐用年数いうんが大体50年から60年、そのように言われております。そして、年数がたてばやはりコンクリート等においても老朽化、すなわち防災力が低下をしていくわけなんです。早期の診断チェック、当然それは地域の皆さんのいろんな声を吸い上げていきますという話も先ほどの答弁であったわけなんです、そういったことは早期の診断によって、改修するすることによってですね費用負担そういったものの軽減にもつながってくるのではないかと思います。私が申し上げたいことは、この自助であり共助であり、そしてその公助、これがやはりそのバランスよくですね対応されていくという、そのことが大事になってくるんじゃないかと思っております。先ほども今田課長のほうからですね、地域地域の防災組織の立ち上げに向けて一生懸命頑張っていたいただいております。そういった意味で自助であり共助、かなり多くの地域には浸透し、みんなが共有意識、守り合うそういった意識が高まっている中、やはりそのバランスのとれたということでこのコンクリート耐用年数、そういったものを私も社会施設を取り上げさせていただいたわけなんです、どうかそういったことを現場に入ってからと、また、現場の声を聞きながら対応していくということで今後ともよろしくお願いをしたいと思っております。

そしたら、次に移らせていただきます。

②のほうですが、3月31日に公表された南海トラフの巨大地震による震度分布、津波高、これにおいては本市は津波の心配はないものの震度6強から7へ変わりますという、そういう指針が示されました。この本市の生命線とも言える国道195号線は、落石、土砂災害によりこの通行不能箇所そういったものが多数発生するのではないかと、そういったことが予想されるわけなんです、道路は市民の命をつなぐ最重要のインフラでもあります。こうした災害に対する迂回路的な役目、また利用者の利便性を備え、以前からの懸案であったわけなんです、あの佐野の大橋から高知山田線への早期着工に

向けた取り組みが必要と思うがその点についての見解をお願いいたします。

○議長（西村芳成君） 建設課長、宮地和彦君。

○建設課長（宮地和彦君） 織田議員の2点目、高知山田線の早期着工についてお答えをさせていただきます。

先の諸般の報告でも少し触れましたが、昨年、平成23年度でございますがルート説明を関係者の方々に行いました。平成24年、今年度でございますが、実施に向けた詳細測量に着手する予定でございます。地域への説明と関係者の方々の理解と、そしてその協力がいただけるよう進めることが重要と考えております。

以上お答えをいたします。

○議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） はい。これは諸般の報告で詳細設計等を行うということで市長のほうから話があったわけなんです、あの説明会等でよく言われるんが10年ですよ、10年ですよということを、はよく耳にするわけなんです。今の高知山田線、通称あけぼの街道、あれも本来であればとっくにできておらないといけないんじゃないかと、そのように思っております。そして、私が言いたいのは、こういった防災、減災、そういった意味からもやはりそのちょっとプッシュをしていただいでですね、説明会で10年いうたら普通我々は倍ぐらいかかるんじゃないんかいう、そういう思いで聞かしていただくわけなんです、これが10年以内でできるようにですねまた担当課長のほうからもしっかりと押していただいたらと、そんなに思っておりますがその点いかがでしょうか。

○議長（西村芳成君） 建設課長、宮地和彦君。

○建設課長（宮地和彦君） はい。少し私のほうから、その高知県、施工当局に対しましても要望はこれからも継続してまいります。長期計画につきましては、やはり財源確保、予算確保というのが1点の重要な課題になってきますので、それは本市と高知県、当局とのこれからの連携、ましてはお願いをしていくという建前になりますので、本市としては頑張っていきたいと思っております。

○議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） はい。ありがとうございます。早期着工、早期竣工、完成に向けてですね頑張っていたいただけるということで、次の質問に入らせていただきます。

③でございますが、平成7年1月に発生した阪神・淡路大地震では、倒壊した電柱が道をふさぎ、垂れ下がった電線が火災を発生させ被害を拡大させました。地中電線は地震や台風などの自然災害に圧倒的に強く、町に安心をもたらします。地中電線は架空電線の80分の1の被災率でありましたということで、地中に電線を埋設することで電柱がなくなり道路幅、これは歩道が広く使えるようになります。お年寄りや車いすの方などの通行がスムーズになり、安全面また美観等利点を生かしまちづくりの活性化につなげるためにも利用者の多いJR土佐山田駅から市役所の間、電柱の地中化を計画できないか、その点についてお伺いをいたします。

○議長（西村芳成君） 建設課長、宮地和彦君。

○建設課長（宮地和彦君） 織田議員の電線類の地中化についてお答えをさせていただきます。

電気、電話などライフラインの共同溝による地中化は、指摘の効果はあろうと考えます。振興計画においても景観形成やユニバーサル化につながり、安全、快適な町の形成に効果が期待ができると考えております。しかしながら、投資効果とともに今すぐにこの事業計画ができるというような判断には至っていないのが現状です。デメリットとしては、電柱の数十倍、今地中での整備は1キロメートル当たり約4億円相当、そして沿線の方々に、住民の方々に導入ケーブル、非常に電線から電気をとるという負担より多くの費用が沿線の方々にかけられます。そして、香美市の場合は、本市の場合は歩道とか道路下に下水道また水道を埋設しております。やはりこの地中化については新設道路が一つ基本にあってですね、すぐ景観形成の箇所を位置づけるとかいう形には今現在判断に至っていないのが現状でございます。本市で景観形成、美観地域等が明確になってくればですね、その中でまた検討していくべきと考えております。

○議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） はい。課長の今の話聞いたら莫大な40億円とかいう数字が出ましたけど、皆さんもご存じのように梶原町、梶原町行ったら庁舎の周辺、地中化ということで景観もきれいなわけなんですけど、当初、以前から私もですねJRの山田駅におり立ったときに、いうたら電柱がぱらぱらぱらぱらあります。あれがなかったら物すごい、いうたら景観的なもん、そしてまた信号等もこうはっきりまた見えるいうんですかね、そういう面もありました。この財政厳しい折に何を言いよんかと、そういった意見もあると思いますが、私は今回この防災、減災の観点からですね、あるいは共架柱が大体20本ぐらいあります、庁舎までJRから、そして単柱いうてその電話線だけ乗っ取るその柱が二、三本ありますが、あの地上10メートル以上ある電柱はですね、最悪の事態を想定してあれが倒れる。確かにあれはもう電信柱いうたら双方の張力のバランスによってあれは支えられておるわけなんですけど、どこか1つが切れたり飛んだりした場合にはばたばたとですねあれが倒れていく、そしてこの阪神・淡路の地震では、瞬時発火いうんですかねショートして火災等の原因にもなったということで、これはすぐにどうこういう問題ではないですが、確かにまちづくり、まちおこし、そういった観点からですねそういったことも視野に入れていただいて、ちょうどJRの前にいんふおめーしょんできました。やはり県外とか他市そういったところから山田の香美市の観光案内、そういったところに来るいうた場合にやはり一つの中心拠点となるんがJRであるし、また市の庁舎そういったもんになるんじゃないかと思えます。工科大もありましてですね県外から学生等、最近は車等、またバイク等を持っている学生も多いわけなんですけど、依然JRを利用される方も多いように思います。やはり駅におり立ったときにやはり景観のよさ、そういったものはまた大きくまちおこしの面からですねプラスになるんでは

ないかと思えます。そういうことでまた今後の課題としてですね計画の中に置いていただいたら、そのように思っておりますのでその点またどうぞよろしくお願いをいたします。

はい。それでは、最後のですね電力対応についてお伺いをいたします。

これ私が通告をしてから何か中身がどンドンどンドン変化があったわけなんです、東日本の大震災から1年3カ月が経過をいたしました。電力をめぐるさまざまな動きが一気にピークを迎えたわけであります。各地で停止された原発がとうとう再稼働への道を歩み始め、電力改革議論も急ピッチで進む、また原発は動くのか、今夏の電力は足りるのか、またそこに落とし穴はないのか、こういった今電力をめぐる議論は綱渡りで進められております。こうした中、政府は、16日、関西電力大飯原発3、4号機の再稼働を正式に決定いたしました。また、愛媛県内ではですね、電力需要や経済活動への影響を懸念する経済界などから2番手とされる、目される四国電力伊方原発3号機、3号機の再稼働を期待する声が聞かれております。これは経済界はですね、何とも計画停電とかそんなのがあってはもう大変な状況になるということでそういった声があるわけなんです、しかし、内閣府原子力安全委員会が現在休眠状態で、ストレステストの審査は、伊方についてはですね8月以降になる、そういうことで全然再稼働、伊方の再稼働については不透明な状態であるわけであります。けさの朝刊ではですね、愛媛の県知事は再稼働ありきという形でまた表明もされておりましたが、こうした中それでは高知、尾崎知事はどのような見方しているのかといたら、伊方原発再稼働の判断について尾崎知事はですね政治と技術がねじれ曲がってはいけません。やはり政治家は技術のほうへ、また技術者が政治のほうへですね、余計なことを言うないうんじゃないですけどそういったことでねじれ曲がってはいけません、政治家は政治家としての判断をしていきなさい、技術者は技術者としてのいう、そういう内容や思います。そしてまた、知事は大飯と伊方は状況が違うんですよということも言われて、そしてやはり今その四国においては、電力不足では再稼働の評価の軸にはならない。あくまでもその安全確保、安全面で判断をしていくという、そういったコメントを發表しております。

以上の点からですね国内すべての原発が停止し、再稼働や原発そのものへのこの是非が問われておりますが、伊方原発再稼働の是非について市長の見解をお伺いいたします。

○議長（西村芳成君） 市長、門脇榎夫君。

○市長（門脇榎夫君） 織田議員のご質問にお答えをさせていただきます。

伊方原発の再稼働につきましてのご質問でございますが、ちょうど5月でしたか原発に関するアンケートということで、高知新聞社のほうから市町村長にそのアンケートに答えるようにというふうな要請がございましてその回答を出させていただきました。市長の見解というより、私大変大事なことでございますので関係各課、課長や副市長を含めそうした中でそれに対してのお答えを検討させていただいたわけです。この四国電力伊方原発の再稼働につきましては、その当時の、その時の新聞社に出しましたアンケート

トのそのままでございますが条件つきで再稼働をすべきだということでお答えをさせていただきました。その条件といいますのは、やはりストレステストの結果のみならず想定されるすべての自然災害や人為的災害に対する最大限の安全対策や非常時電源の確保など、また有事の際の緊急対応マニュアルの整備、公開に加え具体的な、また同時に伊方原発の削減計画、いわゆるもう30年以上たった1号機もあるわけでありますので、そうしたものが明示することが再稼働の行う前に必要な条件であるというように考えるということをつけ加えて、私自身そうした協議の中でこういう報告をさせていただいております。

○議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） はい。ありがとうございます。先ほど市長の答弁の中で新聞社の聞き取りいうんですかアンケートのあれがあったということで、私もこれ県そして各市町村もそういった話し合い、会議にですね参加すべきかどうかということで、3市やっただすかね、高知市、四万十市、香美市、県と一緒に香美市としてもそういった会には参加しますいう、そういう項目のどこになっておりました。そこで感じたことは、この問題については積極的にいうんですか、伊方から本市、香美市は120キロぐらい離れておるわけなんです、そういう中で市長も手を挙げてですねそういった会議にはしっかりと参加をしていくということを表明されておりました。ただ、私はやはり福島第一原発の4号機、4号機で起きた水素爆発なんです、これは建屋の天井や壁、そういったものが吹き飛んだわけなんです。そして、この4号機いうたらですね核燃料の使用済み核燃料、そういったプールがあったわけなんです。皆さんもご存じの方もおると思います。自衛隊のヘリが空中散布で水をまいたりだとか、消防また警察の放水、そういったものをテレビで見られた方はたくさんおいでになるんじゃないかと思います。ヘリコプターが空中散布でですねまいたって建屋の中へなかなかこう入らん、ある人はですねその情景を見てこらもう大変なことになるぞと、そして使われたんが何かいうたら大型コンクリートポンプ車なんです。あれは52メートルぐらいあるそういう大型コンクリートポンプ車で給水した。この建屋のプール、これは横10、縦10、深さ10、10メートルの立方体の中にですね1,500本の使用済み核燃料があったわけなんです。その核燃料は4メートル、建屋の深さが10メートルですけん6メートルのまあいうたらすき間があったわけです。あれは何とか爆発いうてですね、水素爆発、そういったもので熱を持つらしいですが、この常時水を入れて65度以下に抑えていくいう、そういうことが義務づけられておるわけなんです。水素爆発で水がだんだんなくなりゆう、そして、それが空中、気体と触れた時にはですね大変な放射能を出す。ある専門家は、首都圏でも約300いうたんか3,000万かそういったものが、3,000万の人が避難をしなければいけないいう、そういう想定までしとったらしいんです。ほんで、そういったことがですねかつちりと検証できたのか、私はそこの点がちょっと心配になるわけなんです。安全神話で原発は大丈夫ですよとずっと言ってきて、あの爆発した状態の時に

ですね、空中散布であんなことでそれはもう世界の笑い物になったんじゃないかと、私はそのように思うわけなんです。じゃけんこういう事故が起きて爆発したと、そのときの対応はどうかいうたときにやはり十分ではなかったんじゃないか。私は、じゃけん今回のその大飯原発3、4号機の再稼働についてもですね十分に検証が行われたんかと、そして緊急時の拠点、免震重要棟、そういったものもこの大飯原発にはないわけなんです。再稼働について、まあこら私見、私の意見ですがこれはちょっと拙速過ぎたんじゃないか、そのようにとらえておるわけなんです。その大飯原発の再稼働について市長はどのように思われます。

○議長（西村芳成君） 市長、門脇慎夫君。

○市長（門脇慎夫君） はい。大飯原発の再稼働につきましては、議論がたくさんあったわけでありまして。そうした中で経済的なものを含めさまざまな検討の中であの結果に達したというふうに理解をいたしておりますが、不安というものはなかなか解消はできないのが当然でございますので、そうした部分、国がきちっと責任を持って今後も対処、対応すべきだというふうに考えます。

○議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） ありがとうございます。はい。十分市長の考えはお聞きをしました。

それでは、次に移らせていただきます。②でございます。

国は今夏の節電対策、そういった中で原子力発電所の再稼働を行わない場合、四国の各電力会社管内で7%の数値目標を定めております。本市の節電に対する取り組み、また、これはこの一般質問を通してですねいろんな形で市民の皆さんも見ておられる方もおると思いますが、またいいアイデアをですね担当課長のほうからお聞きしたい、そういう思いで質問をさせていただいております。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。織田議員さんの本市の節電への取り組みに対しましてお答えいたします。

伊方原子力発電所の停止に伴う電力需要の多い夏場の節電対策につきまして、5月21日に四国電力のほうから庁舎のほうに来庁いたしまして、本市公共施設での節電についての協力の依頼がございました。話し合いの中で本市公共施設での節電対策の実施を確認いたしまして、具体的な取り組みにつきましては、施設を管理する管財課のほうを中心となり検討をしていくこととなっております。

その話し合いの中で市民向けの広報について、これについて市としてできることは協力したいという申し出を行いました。住民向けの節電依頼につきましては、四国電力のほうで新聞やテレビ等での広報を計画しており心配することはないというようなお返事ございました。しかしながら、電力不足に陥り仮に計画停電が実施されるようなことになれば住民生活への影響も多いことから、隣接する南国市、香南市とも相談をいた

しまして3市ともに広報に節電依頼の記事を掲載することとしております。広報の時期につきましては、電力需要のピークが予想されます8月号の広報で実施しまして、節電の必要性や家庭で実施できる節電の方法などについて紹介したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） はい。ありがとうございます。状況によって広報等、3市がですねまた協力し合いながら周知を図る、そういう答弁でございました。電力会社のほうはですねそういった細やかな対応をしていただけるということなんですが、なかなか具体的にですね、市民、一般7%の節電が必要ですよと言われてもなかなかどこをどうしたら7%になるかいうたらわからんわけなんですね。そして、最近、順次都会等で企業とかこういう香美市の庁舎、かなりオール電化で電気を使うわけなんですが、これはまた電気使用量の見える化ということでスマートメータいうんが、なかなか電力に聞いたらですね、なかなか高知ではまだまだいうような話しやったわけなんですが、都会等ではそういったことがだんだんだんだん進められて、ある企業では何百万円電気節電になったとかいう、そういったこともネットなんかでも検索できるわけなんですが、またそういったスマートメータの設置いうんか、これは瞬時に今どれぐらいの電気を使うとりますかいう、使うとりますかいうことがパソコンでですね常時ずっと見えるわけです。昼休みに消灯を、落とし、またパソコンをですねみんな使わないいうことで節電に向けたやっとならばあ、この本庁でどればあ今現在使用量になつとるかいうんが一目瞭然でわかる、そういったものであるそうです。

そして、私が1点申し上げたいんは、白熱電球ですわね、そういったものを大分値段は違うわけなんですがLEDに変えていくいう、そういったことでも節電の効果、これみんながそういうことをやっていったらですねあるんじゃないかと思えます。白熱電球は生産中止とかいう、そういったようなことも報道で出されておりましたが、これ簡単に言うたらですねこの昔の、昔いうんか裸電球、これは100ワットの裸電球を使用します。そしてLEDの電気を同等の明るさをやってですねやっとならばあ、これは100ワット、すなわち1アンペアのいうたら裸電球の場合は電気を使用するわけなんですね。ほいだら、LEDでは11ワット、すなわち7分の1か8分の1の電気使用量で済むいうわけなんですね。そしたら、蛍光灯はどうかいうことで私もいろいろ調べてみました。蛍光灯はLEDの倍ぐらいの電力使用量、大体家庭についておるブレーカー本体はですね40、50アンペアぐらいのブレーカーがついとる思うんですが、クーラーかけたら1.5とか冷蔵庫が1キロとかいう電気を食うわけなんですよ、アンペア数でいうたらその100分の1ということですね。クーラーで15アンペアとか冷蔵庫で10アンペアとかいう、そういう形でオーバーしたときにはそれは落ちるいうんですかね、停電状態になるわけなんですけど、そのアンペア数を家族、5人家族から現在もう夫婦だけ、

2人になりましたというたときに、この60を50に、50を40に下げることによって節電意識とそして基本料金がまた変わってくるという、そういったこともあります。そういったことでまた検討をしていただいたらですね節電にもなってくるのではないかと思います。

どうかそういうことで行政がこの節電意識、節電に対する意識、そういったものを市民の皆さんに、またどういう形で発信をしていくかというんですかね、電力から周知方法についていろいろ協力をしていただけるという、そういう話があったわけなんですけど、どうかまたそういう節電意識の向上に向けて担当課のほうからの今後の対応、決意、お願いしたいと思いますが。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。お答えいたします。

節電の方法にはいろいろあると思います。先ほど織田議員のほうからもお話があったことももちろんそうでございますが、やはり家庭の中ですべての部屋を使ってなくて全く使っていない部屋等もあるわけですので、そうした部屋の場合はブレーカーを落とすとかですねその部屋につながってる、そういったことでもかなりの効果があるのではないかと思います。そして、電力のほうでやはりエアコンの温度の設定を上げるとかですね、エアコンを消して扇風機を活用するとかいろんな方法をですね紹介されております。香美市でですね、広報でですね住民向けに広報する場合もですねそういった具体的なこと、住民ができることをですねわかりやすく記事に掲載してですね、そういった広報活動を続けたいというふうに思います。

○議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） はい。ありがとうございます。

それでは、最後の質問に移らせていただきます。

今後のエネルギー政策についてということで、これは本市としてですね最適なエネルギー、そういった計画、そういったものはどんなものがあるかということをも担当課長のほうからですね伺いして終わりたいと思います。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。織田議員の質問にお答えいたします。

今後本市におけるエネルギー対策ということでお答えをいたします。

本市には物部川水系に6カ所、これは企業局と住友共電があります。そして吉野川水系に3カ所、これは四国電力のほうですか、そういった水力発電所がございまして、風力発電所も2基が稼働をいたしております。発電量も物部川水系にある高知県企業局の発電施設3カ所だけでも一般会計家庭に換算すると約5万戸分の電力を発電しており、自然エネルギーの自給率の大変高い市でもあると言えるのではないかと思います。

今後香美市の取り組みといたしましても、今年から始めました太陽光発電設備への設置に対する補助の継続や、本市でもっとも可能性の高い小水力発電の調査、研究も進めていきたいというふうに思います。また、本年から始めました防犯灯を消費電力の少な

いLEDの切りかえに対する補助、こういった補助の継続などもですねあわせて実施していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） はい。ありがとうございました。節電に向けてですねまた執行部、行政の力をいただきながら、我々市民としてもできることは精いっぱい努力をしていくということでまた協力のほうもさせていただく、その1点を申し上げてですね私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（西村芳成君） 織田秀幸君の質問が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。

（午前10時38分 休憩）

（午前10時51分 再開）

○議長（西村芳成君） 休憩前に引き続き会議を行います。

次に、10番、比与森光俊君。

○10番（比与森光俊君） 10番、比与森です。

質問に入る前に通告の一部訂正をお願いします。3ページの生活課題実態調査の1番、「土佐山田町大後入」を「西後入」、それからその後「64項目」を「33項目」に訂正をお願いします。

それでは、通告に従いまして一般質問を行います。

初めに、児童・生徒の通学路の安全確保についてお尋ねいたします。

この件につきましては、ご存じのように本年4月23日、京都府亀岡市におきまして午前8時ごろ、集団登校中の小学生の列に18歳の少年が無免許で一晩中運転をしていた軽自動車に列に突っ込み3人が死亡、7人が重軽傷を負うという全く言語道断で悲惨な事故が発生しました。この現場を知ります亀岡市出身の知人からは、この道路スピードを出す車が多く危険な道路だと、そういう声もお聞きいたしました。亀岡市の事故から4日後には千葉県館山市でも同様の交通事故が発生し大きな社会問題になっています。5月30日の高知新聞には、高岡郡佐川町の佐川小学校周辺で佐川署員や町職員、学校関係者らが通学路の危険箇所点検との記事も掲載されておりました。各地で児童・生徒の通学路の安全確保に関し再度見直し、検討が進められているところでございます。本市にありましても調査、対策が進められていると思いますが順次お尋ねいたします。

まず、1点目に、通学路の安全性調査、点検はどのような方法で進められているのか。そして、現在どの程度まで進んでいるのかお尋ねいたします。この件につきましては、文科省のほうから県を通じ6月末までにそれぞれ学校において調査を取りまとめ、県教委及び各地区の警察署に提出ということで依頼が来てると思います。現在の進捗状況をお尋ねいたします。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） 比与森議員の通学路安全性調査、点検の進捗状況についてお答えいたします。

議員が申しましたとおり県のほうから通学路の交通安全の確保の徹底についてという文書が、6月4日付で当市に参っております。これにつきまして現在各学校に危険箇所等の点検の依頼文書を出して、6月末ということで現在調査をしております。これ以外にですね香美市におきましては、市教委ではございませんが香美市交通安全対策推進会議というところがあります。そこのほうからですね交通安全危険箇所の調査についてということで、平成23年9月に既にこれに似たような調査を行っております。これも踏まえてですね現在各学校に調査依頼をかけておるという状態でございます。これが回答が提出されますとですね、香美署、県教委に同じようなものを市教委として提出して、8月には香美署、それから市道関係者、県道関係者と学校との連携しての危険箇所の合同点検を実施するというような手はずにはなっております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 10番、比与森光俊君。

○10番（比与森光俊君） はい。そしたら、現段階では各小学校からまだ全く上がってきていないということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） はい。そのとおりです。

○議長（西村芳成君） 10番、比与森光俊君。

○10番（比与森光俊君） そしたら、9月議会に継続して質問するようにしたいと思います。

次の質問に移ります。

それでは、先ほど推進会議ですか、のほうからの調査もあるというふうに、9月にあったということをお聞きしましたが、現在の調査の把握している通学路の中で特にそのガードレールやスクールゾーンの白線が必要と思われる箇所がその安全会のほうからも出されていたのか、もしあれば何カ所ぐらい、それぞれガードレール、スクールゾーンそれぞれにお聞きしたいと思います。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） お答えします。

先ほど申しあげました交通安全対策推進会議のほうで調査は行っておりますが、これをですね具体的にですねどういった点検、それから整備という部分にはまだ活用されていないというふうに聞いております。市教委のほうでは、スクールゾーンにつきましては現在学校のからのですね要望等はまだ現在ございません。今後各学校と検討してですね、今行ったような調査を受けまして必要と思われる箇所がありましたら同じような点検を行い、また関係機関と検討したいと思っております。

それから、ガードレールにつきましては、これにつきましても道路管理者、そういっ

た部分がございますので、市で見ますと交通安全のハード面をやっておるのは建設課と
いったところの協議が必要であろうかというふうにございます。それと、直接具体的に
上がっておるわけではないんですが、自動車の速度の規制につきましては楠目小学校前
とか舟入小学校前とか、といったところが口頭では市教委のほうへ聞こえてきておりま
す。

以上です。

○議長（西村芳成君） 10番、比与森光俊君。

○10番（比与森光俊君） はい。スピードの件も出ました。スピードにつきましては
は、山田小学校の北の線路と校庭の間、あそこも結構スピードを出す通学、通勤か、の
車なんかも多いことで、今後またそれも含めて点検の依頼をお願いしたいというふうに
思います。

じゃあ次3点目の質問に移ります。

子どもたちを交通事故から守る取り組みの1つとして、安全マップを利用して地図上
に交通事故が起きそうな場所や見通しの悪い場所、道幅が狭いのに車がスピードを出し
て通行する場所、路上駐車が多く歩みにくい道路、歩道がなく危険を感じる場所、見通
しが悪いのにカーブミラーが設置されていない場所など、子どもの目線でそれぞれ色分
けなどしながら目印をつけていく、その場所やその状況をきちんと子どもたちが理解
することにより自分の身は自分で守る能力や自覚を高めることができる、そういうこと
によってできるものではないかと思えます。そのようなことから児童・生徒の危険意識
の向上を図る交通安全教育の強化の取り組みを望みますが見解をお尋ねいたします。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） お答えします。

交通安全教育等につきましては、例年交通安全担当課のほうが出向きまして香美署を
講師等におきまして現在行っております。その中には保護者の方もですね参加していただ
いてやっておる学校もおります。

ただ、安全マップにおきましては、山間地域、それから校区がかなり広いという学校
等がありましてですね、不十分な学校が現在もあります。全学校では基本的には、ほん
で作成はされていないというのが今の現在の状況でございます。

それと、各学校のですね防犯教室、あるいは防災教室、それから先ほど申し上げまし
た安全教室につきましては、安全教育を進める中でですね通学に対し危険な場所等の説
明し、交通事故の危機管理を高めているというのが現在の学校のほうの教育の仕方でご
ざいます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 10番、比与森光俊君。

○10番（比与森光俊君） はい。現在安全マップを使つての教育はされていないと
いうことですが、平成23年度山田小学校では、その地元の商店街を2年生がずっとこ

うお店を決めて中へ、お店の人の了解、協力を得て授業をしました。その中でそのまとめをあれは12月でしたか1月でしたか、授業参観を地元のそれぞれ店主も行って参観したわけですが、やっぱりそのときに思った、そのことを踏まえて子どもたちがちょっと目線を変えて楽しく授業をすることによって本当に地元との学校とのかかわりの中で子どもたちが授業が楽しくなったと、校長先生からもそういうお話も聞きました。やっぱり地図などをつくってこう上から厳しいじゃなしに、自分たち、子どもたちの目線で楽しい授業を提案することによって、また飛び出し、子どもの飛び出しとかいうのは町にいたら時々見るわけです。無謀な自転車の運転をする小学生、そういうことも含めてですね、ぜひ交通安全にかかわる子どもたち自身の意識の向上のためにも交通安全の教育の充実いうのを、楽しく子どもたちが学べるようなその方法というか、を望むところですが、もう一度その辺について見解をお聞きしたいと思います。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） 議員のおっしゃるとおりでございます。ただ、これにつきましてはちょっといろいろ課題があるか、取り組んでおらないということについての課題がいろいろあるかと思しますので、今後そのご意見を踏まえて検討していきたいと。ただ、各学校におきましては、こういう教育計画というもんをつくっております。この中に安全管理の部分がございまして、その中には学校独自のそれぞれの方法としたものもっておりますのでよろしくお願ひします。

○議長（西村芳成君） 10番、比与森光俊君。

○10番（比与森光俊君） はい。次の質問に移ります。

4点目に、保護者との連携強化についてです。

先ほどの質問ともダブる部分が答弁の中でもあろうかとは思いますが、警察等関係機関との連携強化は当然重要であると思っておりますが、保護者の方々からも通学路の安全確保についてのご意見をお聞きすることが大切ではないかと思うところがございます。先ほどの安全マップなどを利用しながら親子で学習することなども考えられるのではないかと思います。保護者が我が子の安全を守る思いから児童と保護者を含めた交通安全教育の充実を求めますが、その辺の見解をお尋ねいたします。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） 各保護者、それから警察等との連携につきましてですね、各学校におきましてはPTAの役員会、それから地区懇談会ですね、それから交通安全母の会等の会議で通学時の防犯、交通安全の協議を行っております。それから、学校、それから学級新聞でも家庭向けに情報提供のお願い、それから啓発を現在行っております。また、全学校で交通安全教室を実施しておりますが、先ほど申し上げましたようにこの中には保護者の参加を呼びかけ一緒に学習してもらおうというような連携を現在はおとっております。それと、多くの保護者が、学校保護者が参加しております、少年育成センターのほうの関係団体としてやまびこ会とかいうメンバーの方々に

もご協力いただいて、早朝指導とかそういった部分のお願いもしておるといった状態でございます。

○議長（西村芳成君） 10番、比与森光俊君。

○10番（比与森光俊君） はい。全体的に現在取り組んでいるというところですので、またその結果も今後知っていきたいというふうに思います。

5点目に、先ほども言いました各市町村の教育長あてに県教委を通じ文部科学省から通学路の交通安全の確認の徹底についての依頼書が今月初めに届いていると思います。文部科学省からの通学路の緊急合同点検の流れの中で通学路における交通上の危険箇所調査票については、先ほど言いましたように6月末が提出期限となっていますが、この調査票に特にその緊急の対応が必要である場合の記載枠がございます。まだほとんど調査票が学校のほうから返ってきていないということですので、それが該当する場所というのはまだ適切な答弁がちょっと無理であるかとは思いますが、今後ですねこれに記載される場所が出てきた場合、どのような対応を市として考えておられるのかお聞きしたいと思います。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） はい。議員のおっしゃるとおりこの調査につきましてはですね、この4月24日、4月の23日にです、あの痛ましい事故があったその翌日に県教委のほうから4月24日付です交通安全の取り組みをせよというような指導案が来ております。その後ですね6月におきまして4日付で国のほうからこういう調査が来た。これにつきましては事細かに具体的な流れまでつけられております。まず、6月末までに市教委において各学校、保護者等の調査をせよと、それからですねその後県教委とそれから地区の警察署に提出しなさいと、そしてですね先ほど申し上げましたように7月か8月におきまして緊急の合同点検を実施しなさいと、それからその後8月末におきまして緊急の合同点検実施報告書を提出しなさいというふうな流れをもう指示されております。と申しますと結局この中でどうしてもやらなければいけないのは、それぞれ関係各機関においてですねすぐ対応するというふうなものを具体的に指示があったというふうな認識をしております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 10番、比与森光俊君。

○10番（比与森光俊君） はい。今後の流れについても丁寧にお答えいただきました。今後の対応につきましては、当然多額の予算も必要となることからなかなか現段階での答弁というのは具体的に難しい部分があるかとは思いますが、参議院の文教科学委員会で我が党公明党の山本博司参議院議員が、政府が8月末までをめぐりに全国の各学校現場で行おうとしている緊急合同点検やその結果を受けた対策を実施した場合の費用に対して、地方自治体が予算を新しくつけるのは大変厳しい現状があると指摘、2012年度の予備費の活用や補正予算など新たな予算措置が必要だと主張と。そして平野大

臣からは、事案の重要性をかんがみて関係省庁と十分協議し対処していかなければならないという答弁が出ています。今後その緊急を要する場所、また緊急を要さなかったら平成25年度ということもあろうかと思いますが、その辺の取り組みを出てきた事案に対しての見解を再度お願いしたいと思います。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） はい。具体的に緊急を要する場所がある場合におきましてはですね、早急にやらないいけないところにおきましては市単独でもやるべきだと考えております。ただ、ありがたいことに国のほうからそういう財源措置をしていただければそちらのほうへ乗りかえることも可能だと考えております。

○議長（西村芳成君） 10番、比与森光俊君。

○10番（比与森光俊君） はい。次の質問事項、2点目に移りたいと思います。

成年後見制度の本市の実情をお尋ねします。

この制度は、認知症や知的障害、精神障害などで物事の判断能力が十分とは言えない人々の契約行為や財産管理を家庭裁判所で選任された後見人が本人にかわり行い支援するものでございます。近年判断力を失った高齢者をねらって高額商品やサービスを売りつける悪徳商法のトラブルや詐欺などの被害が社会問題化し、この問題に対峙するため成年後見制度が12年前の平成12年4月に介護保険制度と同時にスタートしております。成年後見制度を適用すれば悪徳商法の契約の取り消しが可能となり、被害を抑えることができるようになりました。また、後見人が財産を管理することにより財産の安全管理ができるようにもなりました。しかしながら、この制度についていまだに正しく認識されておらず、正しい普及が期待されるものですが、広く一般化されていないという現状にあるようです。

まず、初めに、成年後見制度に対する見解をお尋ねいたします。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、几内一秀君。

○健康介護支援課長（几内一秀君） 比与森議員の成年後見制度についてのご質問にお答えいたします。

まず、1点目ですが、見解を問うということでございますが、この最近認知症高齢者並びに独居老人等が増加してきております。やはり成年後見制度につきましては、必要性が高まってきておると思っております。判断能力の十分でない方、またその方の人権を守るための制度となっておりまして、介護保険サービス、また入院時の契約、財産管理等におきまして適切に制度運用を行っていかねばならないというふうに思っております。

○議長（西村芳成君） 10番、比与森光俊君。

○10番（比与森光俊君） はい。次に移ります。

本市の実態ですが、認知症高齢者などに身内がない場合などは市町村長が家庭裁判所に後見人を立てるよう申し立てを行うこととなります。本市では後見人を必要とされ

る市民の数は何人ぐらいでしょうか、その実態をお聞きいたします。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） はい。本市における後見人を申し立てする市民の数というのですが、今こちらにつきましてはちょっとわかりません。ただし、香美市におきまして市長申し立てを行った件数ですが、平成18年度から申しますと平成18、平成19はゼロ件、平成20年度、平成21年度、平成22年度には各1件、それから平成23年度は3件、そして平成24年度は現在まで1件というふうになっております。そのほか親族の申し立て支援を行ったケースが2件、そして年に数件は後見人制度についてのパンフレットなどお渡しすることがあります。

以上です。

○議長（西村芳成君） 10番、比与森光俊君。

○10番（比与森光俊君） はい。年々増加というてもそんなよけの数じゃないですけど、やはり高齢化とともにその必要性は今後ますますふえていくのじゃないかというふうにも思うところでございます。

次の質問に移ります。

高齢化が進む中、認知症の方も当然増加傾向にあるわけで、先ほどの数字からもそれが推測されるわけですが、平成12年4月にスタートしましたこの制度も12年が経過し現在さまざまな問題点が指摘されています。その1つに財産を守る立場の後見人によって本人の財産が使い込まれる被害が増加していることとございます。最高裁判所の調査では、一昨年6月から昨年3月までに被害の報告が184件あり、被害総額は約18億6,000万円にも上り、あろうことかその184件のうち182件は親族によるものであるとしています。こうした不正を防止するには、第三者の後見人の選任をふやすことも重要な視点となってきております。弁護士や司法書士などには数が限られることから専門職以外の市民後見人の要請は不可欠であると考えます。厚生労働省は、本年4月から後見活動が適正にできる人材育成などは市町村の努力義務とする規定を老人福祉法に設け制度利用の促進を図るとしています。高齢化がますます進むことを見越した対策として市民後見人の育成に取り組むべきと考えますが見解をお聞きいたします。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） はい。現状におきましては、市長申し立てにおけます後見人につきましてはやはり第三者後見人ということで、いわゆる弁護士さんや司法書士さん等の専門の方をお願いをしていきたいと思っております。ただし、今後件数がふえてきますと、やはり引き受けてくれますやはり専門の方もなかなか見つけるということも困難になってきますので市民後見人ということも考えてはいかななくてはならないと思いますが、この点につきましては今年度香美市社会福祉協議会のほうが法人後見のほうを開始するようにもしておるようですので、このあたりなどと連携しながら数年間を乗り切っていきたいというふうに思っております。市民後見人の育成のためには

やはり市民後見人をバックアップしていく体制というもんも必要になってこようかと思
いますので、そのあたりの整備からやはり課題となっておりますので今後検討してい
きたいというふうに思います。

以上です。

○議長（西村芳成君） 10番、比与森光俊君。

○10番（比与森光俊君） はい。社協のほうでも取り組みが進められるということ
ですが、都市部でありましたら実際もう実施して取り組むところでは何カ月間かの研修、
弁護士さんなんかの指導も受けながら人口の多いところではそういう高齢化に対する取
り組みとしてもう実際市民後見人を育成しているという部分もありますが、地方にあっ
てその人口的にも急激な部分が都市部ほどではないかもしれませんが広域での取組み
も考えられるかと思えます。今後その先ほど社協のほうもという話もありましたが、し
っかりその今後の取組みをどういいますかね、後見人の育成についての取組みをお
願いしたいところですが、再度その広域な、広域で取り組むことも含めてですね、なか
なか市単独では大変な部分もあろうかと思えますけどその辺の見解をお聞きいたします。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） はい。国のほうからの通知にもやはりそういう
市民後見人の養成カリキュラムというふうなもんも示されております。そういうもんも
参考にしながら、広域という形の話もありましたが、やはり1市町村でなくても香美、
香南、南国というような形のいつも連携しておる地域で広域でということもまた考えて、
いうふうにやっていきたいと思えます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 10番、比与森光俊君。

○10番（比与森光俊君） それでは、質問事項3点目に移ります。

昨年後半から本年1月にかけて県内全域で実施されました生活課題実態調査結果と対
策についてお尋ねいたします。

去る28日の行政連絡会では、法政大学の関司直也准教授から集落調査を現場でどう
生かしていくかとのテーマでご講演もお聞きいたしました。また、4月17日に公表さ
れました高知県集落調査概要版からいろいろな課題も知ることができたところござい
ます。

以上その調査、概要版からわからない分について、昨年9月議会では土佐山田町西後
入、それから香北町梅久保、物部町久保高井の3集落では全世帯アンケートの指定を受
けているとの答弁をいただきましたが、この3集落の調査結果は本市全域の同一課題を
追っているように思われます。33項目に及ぶ調査であったようですが、項目内容もわ
からないことから特に気になる課題はどのような部分か、結果についてどのように認め
ているのかお尋ねいたします

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） 比与森議員の質問にお答えいたします。

まず、昨年の議会で自分のほうがですね西後入、たしか大後入と言いついて間違えていたようですのでおわびを申し上げます。

まず、全世帯アンケートについてですけれども、はですね、6月15日、先週の金曜日なんですけれども調査結果が手元に届いたばかりでありまして、まだ目が通せていないような状況でございます。今後中身については検証していきたいというふうに思っております。

○議長（西村芳成君） 10番、比与森光俊君。

○10番（比与森光俊君） はい。届いたばかりということで当然答弁はできんと思います。お願いはいかんといいことですので、このアンケートをですね担当課として集約して課題等をまとめたものをその議会なり広報なりへ公表するというか、提出はしていただけないでしょうかお尋ね、お聞きいたします。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。まずですね、集落の代表者に対するアンケート調査もあわせて実施されておりますけれども、これにつきましても香美市のほうですねデータが県のほうからは届いております。まだ全市に届いてないと、県内の全市町村にまだ届けてないということもありましたので外には出しておりませんでした。こういったことも含めてですねどういった形で外部提供できるかということについては検討したいと思っております。ただ、この全世帯アンケートにつきましてもはですね、個人情報もかなり含まれてる部分もあるようですので、その辺のところをちょっと精査は必要かなというふうには思っております。

○議長（西村芳成君） 10番、比与森光俊君。

○10番（比与森光俊君） はい。ぜひ、その個人情報についてまでは求めませんので全体的な課題をどのように受けとめているか、今後の対応も含めてそれはまとめたものを出していただけるということによろしいでしょうか。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。そのような方向でですね検討をしていきたいというふうには思っております。

○議長（西村芳成君） 10番、比与森光俊君。

○10番（比与森光俊君） 最後に、高知県集落調査概要版をいただいたわけですが、これを見てそれぞれ細かい部分ではいろんな課題等も自分なりに思うわけですが、本市として細かく、それほど具体的まではなかなか現段階で難しいとは思いますが、全体的に今後どの、あの調査を見てどのような対策というか、心配りというか、いう部分が行政に課せられているのかというような評価、その辺の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。お答えをいたします。

調査結果につきましては、市町村には本年度に入ってから提供されてまして、現段階では集落代表者の聞き取り調査につきましても県の数値との比較という形でしかですねまだ検討はできておりませんが、県においてはですね3つの方向性が示されております。1点目がこれまで実施してきた施策の一層の充実、強化、2点目が10年後を見据えた新たな視点での施策の構築、3点目が人材の活用によって中山間地域の潜在力を引き出すです。この調査でも10年後には集落が消滅している、または消滅しているおそれがあると回答した自治会長がこの香美市の中でも85%ありました。このことからこれらの地域において集落活動や産業づくりを担う人材が不足していることが見えてきます。こうしたことから今後は集落の垣根を越えた地域間の連携や地域づくり支援員に代表される地域外の人材の導入も必要ではないかというふうに思っております。県におきましても中山間対策は喫緊の課題と位置づけ、さまざまな支援策を展開しております。本市におきましても県や本市に駐在する地域支援企画員と連携を密にしまして、また、県の制度を有効活用するなど中山間地域の維持、再生に向けた対策を行っていく必要があるというふうに考えております。

○議長（西村芳成君） 10番、比与森光俊君。

○10番（比与森光俊君） はい。以上で質問終わります。

○議長（西村芳成君） 10番、比与森光俊君の質問が終わりました。

次に、8番、千頭洋一君。

○8番（千頭洋一君） 8番、市民クラブの千頭でございます。議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして一問一答方式で4点について質問をいたしますのでよろしく願いいたします。

まず、第1点目、保育行政についてで質問いたします。

慢性的な保育士不足の認識とその対応策はどうかと、どう考えているのかということでございますが、第1次香美市振興計画の後期基本計画で保育サービスの充実の中で現状と課題として、保育サービスを拡大するためには保育士の確保が必要となりますが、保育士資格を持った求職者が少なく確保が困難な上、小児科が市内にないと、延長保育及びゼロ歳保育の充実等によりサービスの向上を図ることがこの後期計画書に書かれております。こういった中で市内には公立のなかよし保育園を初め7保育園と私立のひまわり保育園と私立の土佐山田幼稚園、第2土佐山田幼稚園がありますが、公立の7保育園には正職の保育士さん56名、臨時保育士さん62名、パート10名の計128名で園児595名、これは平成24年の5月1日現在でございますが通園しております。この4月にも2名の保育士さんの新採がございましたが、正職員の保育士さんの割合が56名ずつと、全体の43.75%と、少なくとも過半数、できれば60%ぐらいは確保したいと考えておりますが、この現状とどうとらえるかでございます。

核家族とか少子高齢化が進み共働き志向も強く、子育てもしやすい環境をつくっていく必要があります。若い人々は子どもを生み育てることへの夢と確かな自信を、子育て

中の親御さんは家庭、職場、地域で仕事と子育ての両立ができ、生き生きと活躍できるような香美市を構築していかなければならないと思います。特にゼロ歳児保育は保育士さん1人に対しまして園児3人、1、2歳の保育士さんは1、2歳児に対しましては保育士さんが1人で6名、3歳児には保育士さん1人で20名と、それから4、5歳には保育士さんが1人で大体30名、現在はなんかこちらは25名ということをお聞きしました。このように特にそのゼロ歳から2歳児の保育にはコストがかかる、慢性的な保育士さんの不足の現状と現状の認識を問うものであります。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） 千頭議員のご質問にお答えいたします。

なかなかこれは以前も別の議員さんからもご質問あった問題で、非常に保育を預かる担当課としてはなかなかお答えをしにくいご質問でございます。現場を預かる者としての現状の把握とですね、現場からの要望といいますかそういったことでお答えにかえさせていただきます。

まず、保育士の不足につきましては重々承知しております。まして毎年ですね保育士の採用を主管課としては要望しておると。ただしですね、これも採用につきましては、基本的には他の部署の部分の採用人数との兼ね合いがございますので、我々のところの思惑どおりには進んでおらないというのが現実でございます。

先ほど議員も申しておりました、保育士は全職員、市職員全職員の14%を現在占めております。その中でですね、かつ、50歳以上の保育士が46%という年齢構成に、の偏った職場でございます。それから、平成23年度からですね臨時雇用の保育士数ですねご存じのとおり正規雇用の保育士数を上回って、今年度の数はさらにその比率が広がったというのが現場でございます。その対策といたしまして委員会のほうの要望としては、以前にお答えさせていただきましたが要望書を提出しておるということでございます。それとですね臨時職員、正規の職員が足りない分につきましては、臨時職員の確保というほうでできるだけのサービスをとということではしておりますけれどもですね、現在ハローワーク、県内のハローワークではどうしても採用ができないということで、県内の保育士養成学校へ出向いたり、それから四国、岡山県の学校に求人票を送付して新卒者、それから既卒者の募集もしておるとというのが現在、それと、この4月賃金を若干アップさせていただきまして改善もしましたが、いまだに保育士の不足については臨時含めてですね解消ができておらないのが現実でございます。

そのため現在ですね保育の運営におきましてすこやか子育てプランで上げていたサービスが実施できない等がございますので、保育士ではなく保育士補助という、それからパート職員というような部分で部分的な補いをしながらですね保育運営をしているところでございます。いわゆるすこやか子育てプランの中でやりますとですね、現在片地、それから新改、それからなかよしのほうがですね、片地保育園につきましては11時間保育、新改も11時間保育というのをうたっておりますけど、これをですね実質的にや

るとですね、現実片地におきましては、正規職員が4名でございますがこれを5名にということ。それから新改保育につきましては、正規の保育士が4名いるのが5名要りますと。臨時保育いろんな部分を入れますとですね、合計で片地におきましては1名増、それから新改におきましては3人の増員が要るという、それからですね、それから、もう1つ、なかよし保育園の土曜日一日保育のサービスというのも入っておりますが、これを実際やりますと、現在これに半日でやっておりますがこれについて9名の保育士等がおりますが、これが一日サービスですと原則15名の増員が要るといような現実的な数字が出ますので、なかなか認識はしつつもですね対策はすぐにはできないというのが現状でございます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 8番、千頭洋一君。

総務課長、山崎綾子君。

○総務課長（山崎綾子君） 千頭議員のご質問にお答えいたします。人事の担当課としてのお答えとなります。保育行政の1の対応策ということですが、答弁が担当課とやはり重複する部分がありますがご了承いただきたいと思っております。

職員数につきましては、第2次香美市行政改革実施計画の定員管理の適正化の中で職員数の数値目標を立て、その目標値にできるだけ沿うように職員採用を行っております。そして、採用者の職種別人数につきましては、所属長への人事ヒアリングの結果などから総合的に判断して年度ごとの採用者数を決定しておりますので、保育士不足については十分認識をしておりますがなかなか担当課のご希望に沿うことは難しい状況です。

しかしながら、担当課が保育士の配置には大変苦勞されておりますので、現在とれる対応策として先ほども次長のほうから申し上げましたが、少しでも臨時保育士の確保につながればと今年度から臨時保育士の賃金を700円上げて日額7,800円としたところですが、なかなかその効果は上がってないようで非常に残念なところです。

以上です。

○議長（西村芳成君） 8番、千頭洋一君。

○8番（千頭洋一君） 千頭です。

保育士さん不足していることに対して大変ご苦勞されていることがよくわかりましたんですが、私もこの近隣の保育士さんで香南市とか南国市なんかへ行かれる保育士さんもおいでまして、知ってる方もおいでまして、何とか香美市へ来てくれんですかってことを話をしましたんですが、なかなか香美市に対しては、いえいえ香美市は絶対行きませんというような形でなかなかはいという返事をいただけないのが現状でございます。そういった中で先ほども総務課長さんの答弁ございましたように、その対応も、人事のその配置、適正な配置にこたえまして退職者の2分の1ですか、ということでございますが、結果的にはその前提となる総数が非常に足りないという中で、その2分の1になるのはなかなかちょっといかなもんかなとも考えます。またそれと、1日の臨時の賃

金も保育士の待遇も上げていただきまして7,800円ということになったということでございますけども、現状ではなかなか保育士さんが雇えない状況でございます。確かにこの保育士さんの件は、香美市で子育てをする若者にとっては保育行政、特に保育園に子どもをお預かりいただくということが非常に大きな問題でございますので、大変なことであろうかと思っておりますけどもひとつさらなるまたご検討をお願いしたいなと思っております。非常にこれは確かに話聞けば聞くほど難しいようなことでございます。よろしくお願いいたします。

2つ目に、その待機児童の現状とその対策はどうするかということについてお伺いいたします。

新聞紙上でもございましたが、総合こども園の創設で待機児童の解消を目指す新子育て関連3法が6月13日ですか、民主党さんのほうではもうこれは撤回するということになったようでございます。産休明けで職場復帰しようとしても、特にゼロ歳から2歳児の待機児童となれば職場復帰もなかなかままならない状況になりかねないと。ちょっと担当課で聞きましたらこの待機児童は現時点では5人いると聞きましたがですが、その対策はどのようなことが考えられるかお伺いいたします。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） お答えいたします。

議員が調査した時点がいつの時点がちょっとわかりかねますが、平成24年の6月14日時点で待機児童におきましてはゼロ歳児クラスで6名、それからですね入所保育所を限定するという、あの園がいいということで待機児童がとすると1歳児に4名、2歳児に5名います。これの内訳につきましては、ゼロ歳6名につきましては、なかよし保育園2名、あけぼの1名、ひまわり保育園3名、ゼロ歳につきましてはどの園にも空きがないという状況でございます。それから1歳児の4名につきましては、これは園を限定しておりますのでなかよし保育園で1名、あけぼの保育園で2名、あけぼのまたはひまわりで1名と、これにつきましては園を限定しなければ他の園で受け入れるところはあるという方です。それから2歳児は5名ですが、これがあけぼの保育園4名、美良布保育園1名で、これも園を別に限定しなければ受け入れるところがあると。実質的に全く行く場所がないのはゼロ歳の6名というふうになっております。

ゼロ歳児クラスですのね待機児童解消対策としましてはですね、ゼロ歳児保育を実施していない保育所の乳児室等の整備、それから正規職員の増員が必要とするため、現在の状態では年度内の受け入れは不可能であるというふうに考えます。それから、ゼロ歳児以外の対策としましては、先ほど申し上げましたように11時間保育、これ片地、新改保育園ですが、土曜日一日保育、これはなかよし保育園等のサービスを拡大すればですねそちらのほうへ流れていきますので一部解消されると考えられます。しかしながら、これにつきましてもですね正規職員を含む保育士の増員がすべてにベースとなって必要となるということですので、保育士確保のめどが立たなければ現状では実施困難という

のが現実でございます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 8番、千頭洋一君。

○8番（千頭洋一君） 今ご答弁いただきました。特にゼロ歳児保育の6名でございますが、この6名に対しては何とか早急にその対策をひとつ考えていただければという考えを持っておりますが、何かお聞きしましたらその保育士さんがなかなか見つからないからなかなかそれが対応ができないんですよということをちょっと言われたがです。保育士さんが見つければ1人につき3名は確保できるんじゃないか、解消できるんじゃないかなということがございますので、ぜひその保育士さんの確保を何とかお願いしたいなと思います。

それと、何かずっと資料を調べてましたら平成18年度でしたか、何かゼロ歳児保育が18名であったものをこれ平成23年度末には40名に持っていきたいということが書かれてある資料を見たことがあります。そのゼロ歳児保育に対してさらなる定数確保をひとつお願いしたいということをおっしゃっています。結果は結局保育士さんが不足しているということが大きなその要因ではなかろうかと、かように考えておりますが、何とかお願いをしたいなということでございます。なかなかこの保育士さんの関係が調べれば調べるほど難しいことでございます。

それで、次にちょっと移らせてもらいたいんですが、3番目に、その幼稚園就園奨励費補助金単価を国基準に増額を検討する必要があるのではないかと、その見直しの考えを問うものであります。

平成22年度の主要な施策の成果説明書によると、保護者の所得状況に応じて経済的負担を軽減することを目的として入園料及び保育料を軽減する就園奨励事業を幼稚園補助金として補助幼稚園5園、91名に441万6,000円補助したとあり、課題としては、保護者負担の軽減や公私間の、いわゆる公のとそれから私の幼稚園のその格差の是正をするために私立幼稚園に補助をしている補助単価を国が段階的に上げているのですが、市の、香美市の補助金は国基準の2分の1であり、近隣市町村は国の基準に沿って補助をしているので香美市も補助単価の増額を検討する必要があるのではないかと、その成果説明書にもそのように書かれてございます。平成23年度の当初予算では466万6,000円、12月補正で17万3,000円を追加して平成23年度で483万9,000円でございます。それと平成24年度の予算では571万6,000円となっておりますが、この近隣市町村同様に国の基準に沿った補助ができないかをお伺いするのでございます。平成21年度のこの成果説明書にも同じようなことが提起されておりました。そこ見解をお伺いします。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） お答えします。これも保育士問題と同様でございます。財政が伴うことでございますので担当課としての意見として答弁させ

ていただきます。

あの当初予算の要求の際におきましてはですね、国庫補助取り扱い限度額、見込みで算定した金額を予算計上しております。というのは国が、国の算定を置きかえて計上しておるといってございまして。当然この国のほうの補助率も基本的にですね入園、保育料合計額の3分の1以内となっておりますのでかなり低いわけです。それを国の基準額どおりということで予算要求をするとですね、平成24年度部分でいきますと香美市におきましては通常950万円相当、約1,000万円近い部分になると、それが現在、先ほど議員も申しましたように平成22年度予算では571万6,000円になっております。そういった現実ですので、この部分で予算の範囲内ですねやるとすればどうしても近隣市町村よりはかなり低い金額でですね交付せざるを得ないというふうになっております。これは平成24年度におきまして若干の数字は変わっておりますけど、現実的には国からいただける予算につきましては22.8%ぐらいの、しかになっておりません。

以上です。

- 議長（西村芳成君） 8番、千頭洋一君。
- 8番（千頭洋一君） 今ご説明いただきましたように確かにこの予算が伴うものでございましてなかなか大変でしょうが、隣の香南市とか南国市、こういったところはもう既に国基準に合わせて何かやっているということもお聞きしました。やはり3歳児になったら幼稚園へ行くよりも保育園のほうに、公立の保育園へ来る方が多くなるということございまして、幾らかその補助額をアップしていただければと思います。ちなみにこれ平成24年度、今年は土佐山田幼稚園と第2土佐山田幼稚園行かれた方がそれぞれ64名と84名という形で、定数大体120名なり160名に対して大体50%前後でございまして。それに対しましてその香美市立のなかよし保育園から初め私立のひまわり保育園を含めても大体九十五、六%、中には少ないところもございましてけども90%を大分、ちょっと超している状況でございまして。この公立のが100%になってもう行くところないからその私立のその幼稚園へということもすぐにはならないかと思っておりますけども、長年の懸案でもありますこの補助金の増額をご検討、再度ご検討いただきたいというふうに思っております。

以上で保育行政は終わらせていただきまして、次に移らせて…。

- 議長（西村芳成君） ちょっと、千頭さん。ちょっと待って。

昼食のため1時まで休憩します。

（午前11時50分 休憩）

（午後 1時01分 再開）

- 議長（西村芳成君） 休憩前に引き続き会議を行います。

8番、千頭洋一君。

- 8番（千頭洋一君） 先ほど最後のちょっと質問で幼稚園の就園奨励費補助金の単

価についてお願いするような形になってしまったので、ちょっと再度質問させていただき
ます。

この次長の答弁の中にももしその国並みにすると950万円ぐらいの予算になるとい
った件でございますが、この点についてその財政当局の考え方をご答弁お願いしたい思
いますけども。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、濱田賢二君。

○政策企画財政課長（濱田賢二君） 千頭議員の保育行政のご質問の中で幼稚園就園
奨励費補助単価の見直しの部分でご質問ございましたけども、このことにつきましては
次長からもご答弁ございましたように予算配分としては全体のバランスを見ながら配分
をしておるといことですが、ただ、ご質問の内容にですね今後にも影響するよう
なことがございましたので私のほうからあえてですねお答えをさせていただきたいと思
います。まず、次長もおっしゃられたようにその限られた財源の中で配分をするとい
うことになりまして、やっぱり全体を見渡しながらどうしてもその予算編成をしていく
ということになっており、大別いたしますと法令規定に基づきます義務的な措置とい
いますか予算づけと、それと香美市ならではのニーズに基づいた優先順位を図りながら
ですね予算配分をしなければならないということもございます。そういった意味では、お
っしゃられるようにいろんなものにこう予算を十分につければいいんですけどもなか
なかそういう状況にはないということで、特に今年度につきましては、教育費についま
してもその高等学校の奨学資金であるとか、それからふれんどる一むの経費であるとか
いったことにつきましては、限られた財源の中で配分には大変意を払ってきたというこ
ともあります。そういったことも踏まえてですね、全体のバランスをとりながら今後も
財政運営していきたいというふうに思っておりますのでよろしくご理解をお願いいたし
ます。

○議長（西村芳成君） 8番、千頭洋一君。

○8番（千頭洋一君） はい。財政当局から中のその全体のバランスをとりながらや
るといったことの答弁をいただきましたが、先ほども申しましたようにまだ平成23年
度のその主要な施策の成果説明書ができておりませんが、平成22年度、平成21年
度を見ましてもとにかく国と同じようなことをしていかなきゃいかんというようなこと
をみずからが書かれておりますので認めておると思っていますので、ぜひそのようなこと
をまたご検討願いたいと思います。

次に移らせていただきます。

2問目は、国道195号線の改修であります。香北町橋川野から神母ノ木間の歩道
未設置区間を県のほうに要望して人、自転車等の交通安全を願うものであります。こ
の区間は橋川野までは、美良布から橋川野まではそれなりの歩道がついておりますけど
も、ちょうど橋川野からこの杉田までの間、ちょうど坂道のところなんか全然歩道
がないわけでございます。美良布から自転車による通勤、通学者、こういった方々の交

通安全を守るためにも、また神母ノ木地区におきましても多くの工科大生が朝夕の交通ラッシュ時に自転車によって通学をしておると、こういったことも考えますと非常に危険なことも伴いますので、車と歩道の区別のない国道でありますので歩道の設置の考えを県のほうに要望する、そのお考えについてお聞きします。

○議長（西村芳成君） 建設課長、宮地和彦君。

○建設課長（宮地和彦君） 国道195号、歩道設置についてのお答えをさせていただきます。

指摘の区間は相互通行で路肩には外側線ですが、利用の形態や周辺の状態から歩道全線設置は一部ありますが未整備の状態です。歩行者、そして交通弱者、それから自転車は本来通行帯が違いますが、それぞれ路肩を通行しているというのはやはり危険度はございます。安全を高めるためにはですね分離が望ましいと考えております。一部杉田の地区についてはですね、やはり集落があるということで今関係当局へ要望しております。その検討は今現在してくださってます。順次これからもそういう要望はしていきたいと考えております。

○議長（西村芳成君） 8番、千頭洋一君。

○8番（千頭洋一君） 順次要望していくといったことですが、確かに今歩道についてはその自転車が通っていかどうかということがいろいろ議論されております。香北なんかでも歩道の中にはその自転車の通行可のマークのある歩道もたくさんあります。特にその神母ノ木地区、それから橋川野地区なんかは、周囲が非常にその幅もなく下はダムとかいったことで歩道を設置するのは大変なこともあるかと思えますけども、何とかその自転車も通行可の歩道を要望して頑張ってもらいたいと思えます。

2点目のことですが、歩道は設置されていてもその歩道は国道とそれから市道、農道、それから路地等で取り合わせ箇所が多くて、そのために歩道の表面が取り合わせのためにでこぼこになっております。ベビーカーや自転車乗り、それから高齢者、足等の不自由な方々も利用されているバッテリーを原動力として走行する電動の車いすとかそういったものが走行するに危険な箇所も多く、一部はその改修を、なだらかにして少しでも急激な凹凸をなくしているところもございますが、県内外から観光客の多いアンパンマンの周辺の道路が未整備箇所が多いように思いますがその改修する考えを問うものであります。

また、のり面や路肩部分に雑草が伸び放題になっている箇所もあり、周辺の民家、それから農地の耕作者方からは、景観はもとより病害虫が発生する原因になるので草刈り等の維持管理をしてほしいという声がございます。昨年度、平成23年度に支所へお伺いしましてその話をしましたら、そこにおいでたある建設会社の社長さんがもうそれは既に平成23年度はもう業者も決まってやることになっているといったことございました。その結果を地域の方々に伝えましておりましたが、時間がたっても全然一向にその草刈り、それから整備をする様子もないので再度担当者に連絡をしました。そうし

ましたら今年はある地域に予定外の事業とか予算がかかったので工事ができなくなったという、予算がないきできなくなりましたということで、ほんで来年は何とかそうしたら優先的にやってくださいねということで、そのときはわかりました。それから過日、昨年度のを踏まえ担当者をお願いをしましたら、一部分ではありますけども優先的に事業をやっていただけるといったご返事もございましたんですが、香北町、特に香北町部分になりまして非常にその路肩、路面面の雑草が多くなってる箇所が多いと思います。そういった草刈りを実施していただけるように期待をしておりますが、それと同時に、その最初に申しましたそのでこぼこの歩道の表面ですか、この改修の考えを問うものでございます。よろしく申し上げます。

○議長（西村芳成君） 建設課長、宮地和彦君。

○建設課長（宮地和彦君） はい。維持管理についてお答えをさせていただきます。

南国、高知県中央東土木事務所、連絡、連携を密にしておりますので目視とか巡回、点検で気づかない点については報告もさせていただきます。また、雑草処理、それから歩道の危険な箇所、これは調査依頼を担当部署へ報告をいたします。維持管理につきましては管理体制とともに地域に合った手法で行って来てますが、十分と言えない箇所もございます。まずは危険度、そして利用の形態などを考慮しながら地域からの要望、通報により適時対処していきたいと考えております。支所でも本所でも土木事務所直接でも構いません。言っていただいたらおつなぎをして対処できるようにご返事を差し上げるようにいたします。

○議長（西村芳成君） 8番、千頭洋一君。

○8番（千頭洋一君） 維持管理等については対処していただけるということですが、その歩道の路面ですね、この改修の考えはどんなことでしょうか。

○議長（西村芳成君） 建設課長、宮地和彦君。

○建設課長（宮地和彦君） 申しわけないですが私が現地を見ておりませんので危険度に応じては土木への要請をかけますので、ただ、港湾事業とか補修とかいろいろ予算的な部分がございます。高知県のほうもですねその中の枠の中でやっていただけていると思いますので、時期的なもんが、緊急性があるか、そういうところも調査していただいて対処できるんじゃないかと思っております。

○議長（西村芳成君） 8番、千頭洋一君。

○8番（千頭洋一君） はい。ありがとうございました。

次、3点目に移らせていただきます。

3点目は、ため池の耐震化の現状と課題を問うものでございます。

昨年3月11日に発生しました東日本大震災以来、ダム、かんがいのため池の安全性についての声が高まってまいりました。私は昨年6月議会に、また同僚議員が本年3月議会にも質問しましたが、本年2月24日付の高知新聞に香美市ため池点検強化の見出しで記事が掲載されてから今日まで数多くの記事が掲載され、皆さんもご承知のよう

に県の対応が二転三転としておりましたが、ため池防災計画を作成し外見上異常が見られたため池に限って補修をするといったことから、ひび割れや漏水などの外見上異常が見られないため池についても耐震診断、改修対象とするという従来の方針転換をしました。尾崎知事も必要があれば規模の大小にかかわらず人的被害などの危険度の高い池から優先的に改修、補修、補強するとの談話もありました。

昨年6月議会の答弁といたしまして定期的な防災パトロールを継続しながら啓発活動をし、ため池管理者、地域住民の意識向上を図る、また、県が調査したため池カルテを活用しリスクの高いため池の把握に努めていると。今年の3月の答弁では、51池中、香美市には51のため池がございますが、その中の17池は改修の必要があり、そのうち9池は下流に約120戸の住宅もあり決壊すると被害も予想されると。香美市では年1回、5月、6月ごろに点検をしているようですが、その結果どのようになっているかを問うもんでございます。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 千頭議員のため池のご質問にお答えいたします。

まず、現在行われております点検方法及びマニュアル等につきましては、すべて雨水、雨の対応で設定されたものでございます。平成23年度、現在香美市内にあります51のため池の中で直ちに補修するという8カ所、補修の必要ありが9カ所、特に必要なしというのが33カ所、現在改修中が1カ所の計51でございます。その中で1,000トン以上の規模の大きいため池につきましては、いわゆるA判定といたしまして若干危険であるというふうなやつが1カ所、その次B判定が9カ所、C判定が7カ所、この辺まではいずれ機会があれば例えば補修が必要であるというふうな部分で考えていただければいいと思います。健全なため池が3カ所で、先ほどお話ししましたように改修中のため池が1カ所の計21カ所となっております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 8番、千頭洋一君。

○8番（千頭洋一君） 基本的にその雨水対応といったことのでやられておることとございますが、確かに県も当初はその雨水対策が主でありましたんですが、最近ここになって新たなその新点検で決壊防止にするために項目、再項目を立てて検討するといったこととございます。この項目別のあれを見ますとこの5月の17日ごろから市の職員さんもお忙しい中2人1組になって点検を実施しているといった形で、今ご答弁のあったA判定で直ちに直さないかんのは8カ所と、B判定が9カ所、C判定が7カ所とかいったこととございますが、確かに高齢化、老齢化が進む中でこのため池の点検、非常にこれは大きな問題になってくるんじゃないかなと、もし改修しなさいいってもなかなかそれだけの今非常に厳しいところでお金の問題も出てくると思います。かといってこれだけ新聞紙上でも毎日のように騒がれておりましたこのため池の件も、その防災面からも対応していかなきゃならないかなと、このように考えております。どうかひと

つ安全なため池をできるようにひとつ頑張ってもらいたいと思います。

次に、2番目に、専門知識がなくても調査できるような水門の開閉や通水パイプの破損、濁水中にしか確認できない堤のり面の点検等、点検方法や項目をマニュアル化して今年の点検に合わせて配布するという記事の記載もございましたが、その作成と情報収集の状況について問うもんでございます。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） お答えいたします。

まず、このマニュアルでございますけれども現在までの分、今の分につきましては、やはり雨水対応の域を越えないというような形で考えていただければいいと思います。主として台風、現在来てます台風とかこの雨季の豪雨を想定いたしまして、管理者、受益者によりましてよりの確にため池の管理を実施していただくというふうな形を主目的としたマニュアルになっております。ただ、県のほうがですね、本年度新聞等でご存じのようにですね耐震というところも含めてですね今後検討をしていきたいというような形をとっておりますので今後また情報収集に努めていきたいと、それによってまた受益者や、また防災マップ等につきましては、地域の方にも含めましてですね配布も含めて検討を行っていきたくて考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 8番、千頭洋一君。

○8番（千頭洋一君） 主たる目的が先ほどから申されてましたように雨水対応だといったことのようにございますが、雨水も確かに必要なことであろうと思いますが、その耐震に対しての対応、対策、これも非常に重要であろうかと思っております。それで、今までその調べた中でですね今後その問題点については、どのような対策が考えておるか所見をお伺いしたいと思います。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） お答えいたします。

まずですね、ため池の管理でございます。まず、漏水等の早期発見というのは、草刈りをしていただいてですね目視による漏水発見というのが最も一般的でございます。そういうふうな形でですね堤体の監視をしていただくということと同時にですね斜樋っていうて、どういう、堤体に斜めに穴があいて順番にこう水をためましてそれに栓をしていって水を順番にためていきます。必要な部分で栓を抜くとそこまでは水が下がっていくと、順番にその斜樋っていう斜めになった樋で水位の調整をするようにため池っていうのは構造になっておりまして、必要以上の水はためないというふうな形も含めましてですねお願いをしてきたいと考えております。

今後のそのため池の改修も含めまして耐震についてでございますけれども、具体的に耐震設計といいますのは地震動を、一定の地震動を決めてですねそれによって生じる変形もしくは損傷、それがあらかじめ定められたため池の基準を上回るか下回るかという

ふうなことによって当然そういうふうな設計を行うものでございます。いわゆるそれを上回る震度であると当然損傷して崩壊につながっていくと。ある一定堤防が下がってもその水位以上で保っておればため池はもっていると、いうふうな形でですね耐震設計といのはため池のほうでは行われるわけなんですけれども、例えば平成24年3月にですね福島県のほうで行われました農業用のダム、ため池の耐震性の検討の結果によりますと震度5強、5強です、5強以上の地震におきましては、土でつくられているため池、いわゆるそのアースの構造物ですけれども、そちらのため池につきましては堤体に関して顕著なすべりが発生するというので、震度5強以上の地震では通常はもたない構造であるというふうな基本的な考えがございまして。これをクリアするためにはやはりコンクリートの構造物にするとかですねさまざまな方法が考えられますけれども、現在そこから辺も含めて県のほうで調査をしていただいているというふうな形でございまして。今後そのような情報収集も含めましてうちのほうとしましては当然情報の公開もお願いしていくところでございましてけれども、まず耐震等にかかわらずですね地震が起きればまずは逃げるといふふうなことでですねソフト面、いわゆるまちづくり推進課とも共同いたしましてですねそういうふうなハザードマップによります地域住民への徹底、そこをまずは徹底をしていかなければならないというふうにご考えております。

以上です。

- 議長（西村芳成君） 8番、千頭洋一君。
- 8番（千頭洋一君） 今ご答弁いただきました中でそのアース、土づくりのダムは震度5強にまでには耐えられるかと、それ以上やったらもうこれは耐えられないということでございますが、この3月31日の国の出された報告によりますと震度6.5から震度7にこの香美市は上がってきたわけでございます。そうするともう香美市にあるこのため池はもうほとんどが対応できない状況にあるんじゃないかなと考えますが、そのあたりの周知徹底、また地域住民にその結果を、結果というんですかその状況を報告する、その考え方はどのようなことを考えられますか。
- 議長（西村芳成君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。
- 産業振興課長（佐々木寿幸君） はい。ため池もですね、古いため池と新しいため池というふうな形でさまざまな構造がございまして。その中でやはり気をつけていかなくてはいけないのは漏水を伴うパイピングによる損傷、パイピングっていいますといわゆるそのパイプのような形で水が抜けていくことによって周囲が崩壊していくというような形での災害になりますけれども、それとあと砂質土がまざっていることによる液状化、そのような形で当然そのため池ごとにすべてを調査していかなくてはいけないというふうな大きな問題がございまして。それにつきましては新しいため池ですとある一定基準、1957年ぐらいからですね以降のため池につきましてはある一定の基準がございましたけれども、それ以前のため池につきましては特にそういうふうな基準はございませぬので、過去からの経験によって構築されているというふうな部分がほとんどでござい

すので、その辺も含めてどのような形で点検も含めてですねしていくのか、その辺が現在県のほうでさまざまな方法を先進地等の事例も含めまして検討中でございますので、それに県のほうのそういうふうな点検のマニュアル等ができましたらそれによってうちのほうも進めていきたいと。

また、地域住民の周知につきましては、例えばため池が決壊した場合にどこまで来ますというふうなことは当然ハザードマップによるものでございますけれども、そこら辺は地域のほうで周知をしていくと、いわゆるその受益者がほとんどになると思いますけれども受益者以外の方もおいでますので、その、ふうな周知方法をとっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 8番、千頭洋一君。

○8番（千頭洋一君） はい。ハザードマップ等の活用も非常に大事なこともわかりませんが、あるところで聞きますとその県が出されたハザードマップの中身が、実際これはこんなものではないという状況のある箇所も何カ所かあるような話も聞きました。ただ、これはこのため池に限らずハザードマップでうちはそのエリアに入っていないから大丈夫だといったことではなく、やっぱり先ほど課長も申されましたように、まずそのもし地震が起きたときにはとりあえずまず逃げるといったようなことが第一じゃないかなと、こんなことも考えますが、今度県からのそのマニュアルにつきましていろいろまたご検討してより安全なものをつくっていただきたいと、かように考えております。

以上でそのため池の点は終わりました、次、最後に、4点目になりますけれども、これ先ほど比与森議員も質問してましたし、またこの次の山本議員も同じような質問が出ておりますが、通告出ております、県が実施した集落調査事業についての質問をいたします。

去る4月28日に平成24年度の行政連絡会が開催されまして、その前段でこの平成23年度の高知県集落調査の概要報告が県の担当者から、また法政大学の関司直也先生から集落調査を現場でどう生かしていくかのご講演がありました。中山間地域を抱える本市にとっては非常に関心のあるものでありました。おおよそ50世帯未満の集落を対象に集落代表者からの聞き取り、個人の記述による調査を県内1,359集落、指定アンケートの調査109集落で119項目についての質問をしたところの報告がございました。その中で香美市では85集落を調査したということですが、今回行った集落の実態調査の内容、結果等は中山間地域を抱える共通課題の浮き彫りが出ているように思いますが、そこで本市の調査対象地区、集落数はどうであったかお伺いします。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） お答えいたします。

調査対象地区はどこで集落数はどうかということでございますが、今回の集落調査では86集落から自治会長不在の6集落を除き、さらに50世帯以上でも50世帯に近い

集落や高齢化率が高い集落9集落を加え89集落を調査対象としました。なお、調査対象は89集落ですが、複数の集落を1人の自治会長が兼ねている集落や1集落でも2つの自治会に分かれている場合があります調査件数としては85件でございました。全世帯アンケートは3集落で西後入、梅久保、久保高井でございます。

○議長（西村芳成君） 8番、千頭洋一君。

○8番（千頭洋一君） 85集落をされたといったことではございますが、県の概要版の結果と大なり小なり似たような結果ではなかろうかと思えますけれども、この香美市版の集落調査事業の報告書というんですか、報告の予定はございますでしょうか、あわせてお伺いしたいと思えますけれども。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。お答えします。

香美市につきましてもですね県からデータをいただいておりますので、近いうちに配布をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（西村芳成君） 8番、千頭洋一君。

○8番（千頭洋一君） ぜひひとつよろしく願いいたします。

2番目の今後のその結果の問題点及び今後の取り組みを求めるがどのように進めていくかと、その考えを問うということでございますが、この件については先ほど比与森議員の答弁がございましたのでこちらのほうは結構でございます。

最後に、集落活動センターへの検討を考えがないかをお伺いするものでございます。

中山間対策の抜本強化を掲げている尾崎県政は、だれもが一定の収入を得ながら安心して暮らせていける中山間地域実現のため集落活動センターの設置を掲げております。集落活動センターとは、中山間地域が抱えている課題の解決へ、また廃校や集会所などを拠点にして整備し、高齢者を見守り、サービスや特産品づくり、食料品販売や有償運送などの活動を展開し地域おこしや福祉活動を行っていく地域を支える仕組みで、旧小学校区域程度の範囲で複数の集落が連携して地域住民やNPOなどが運営するとありますが、過日の新聞報道ですと本山町の汗見川地区が県内第1号として6月17日に始動をしました。県は初年度のいわゆる平成24年度を土佐町、梶原町等を初め11カ所を設置しておりますし、また10年間の間に県下130地域にこのような集落活動の支援センターを設置すると新聞報道もされておりますが、本市の活動センターの設置への検討、考え等について問うものでございます。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。集落活動センター設置への検討、考えはないかということでお答えをいたします。

集落活動センターにつきましては、県が中山間対策として本年度から事業化をしたものでございます。千頭議員のお話にもありましたように先日の高知新聞でも本山町で第1号が始動したとの報道がございました。集落活動センターは、地域の拠点となる施設

を活用し地域の住民が地域おこしや福祉活動を行って地域を支える仕組みづくりでございまして、設置が認められれば市町村事業費に対し県から助成が最高3年間受けられる仕組みとなっております。この事業を活用すれば拠点と位置づけた施設の改修や活動に使う車両の購入にも補助が充てれるということで、そういった活動を既に行っている組織があれば、集落活動センター事業として位置づければ補助事業を有効的に活用できると思います。しかし、組織を一から立ち上げるには相当の時間を要することが予想されますし、また、市町村からの押しつけでは仮に組織化されても継続させていくことは難しいようにも感じます。本市の集落などから自主的に声が上がりましたら、当然担当課としても応援はしていきたいというふうに考えております。なお、本市にも集落活動センターとして少し発展すれば位置づけが可能と思われるような地域もございまして、現在は県の地域づくり支援員とも相談しセンターとしての位置づけが可能であるか検討を始めた状況でございまして。

○議長（西村芳成君） 8番、千頭洋一君。

○8番（千頭洋一君） ありがとうございます。確かにこの集落センターを設置するに当たってちょうどその4月の28日の行政連絡の会のときに担当職員にもちょっとお伺いしましたんですが、これは県のほうが積極的にやれやれ言うものではないと、あくまでも地域住民が主役で、主役になってやらなきゃならないと、課長の答弁もありましたように県とか行政が押しつけてやるものではないということを盛んに力説されておりました。県が出過ぎるととにかく自主性を損ねるといったこともございまして、何とか地域から声を上げて10年間の間に130つくるという県の構想もございまして、これに多くの地域から上がっていただければと、かように考える次第でございまして。ぜひともこの活動支援センター、集落活動センターに、設置につきましてご尽力を願いたいということでございまして。もうご答弁はいいですから、以上で私の質問はこれで終わります。どうもありがとうございました。

○議長（西村芳成君） 千頭洋一君の質問が終わりました。

次に、20番、山本芳男君。

○20番（山本芳男君） 20番、山本でございます。議長のお許しをいただきましたので、一般質問を総括方式によりまして質問をさせていただきます。

今回私が質問をいたしましたのは、中山間対策と水力発電につきまして質問をさせていただきます。

中山間対策につきましては、午前中より比与森議員、また先ほどは千頭議員から質問がございまして、ほとんどの答弁が出てきておりまして、まちづくりの課長におかれましてはご苦勞でございまして、一応私も総括方式ということで質問させていただきますのでひとつよろしくお願いたしたいと思っております。

さて、ご案内のように平成18年に合併、香美市として発足し6年2カ月が経過をいたしました。振り返りますと合併当時の人口2万9,829人であった人口が、平成2

4年4月1日現在を見ますと2万7,635人と激しくはないものの今なお静かに人口減少の一途をたどっております。人口の推移を見ますと高齢化が進み、雇用の場が少なく、若者は市外へと流出が著しいのが本市の現状であろうと思います。こういった現状の中、県は昨年8月から県内34市町村の主に50世帯未満の集落1,359集落等を対象に集落調査を実施した。3月に調査結果が公表をされました。調査結果によると高齢化や人口減少で集落機能の維持が困難になり、若者の流出で産業の担い手が不足するなど中山間の課題が改めて明らかになり、今後10年間で75%の集落が衰退または消滅すると予測される結果になっております。また、今回の調査の結果、予想以上に厳しい、厳しい現実に危機感を募らせており、調査の結果を踏まえ尾崎県政は、2期目を迎えられ県政浮上の実行、スピードを上げるとともに、特に中山間対策に、の対策として10年間に100カ所程度、またあったかふれあいセンターがこれに含まれますので130程度となると思いますが、集落機能を維持するために拠点として集落活動センターを整備し中山間の抜本強化を図るとしてしております。中山間地域を多く抱える本市も集落の衰退や消滅が予測され、中山間対策なくして本市の浮上はなしと考えるところでございます。本市も集落センター、活動センターを施策の1つとして開設する考えはないかお聞きをいたします。

続きまして、第2点目でございますが、水力発電についてでございます。

東京電力福島第一原発事故を契機に県内でも自然再生可能エネルギーの注目度が高まる中、小水力発電は官民組織の高知水力利用推進協議会や県公営企業局がこれまでに適地調査を実施されております。その結果をもとに県などは候補地を絞り込み、買い取り価格決定後、事業化の可能性を検討する予定であるということでございます。その候補地の1つに4カ所、県下、高知にございましたが、1つに物部町の上葦生川の安丸砂防ダムが上げられているとテレビ、新聞等で報道がありましたが、市もこの推進協議会に出席していると思いますが、その後の市の取り組み、またその進捗状況をお聞きしたいと思っております。

以上で1回目終わります。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） 山本芳男議員のご質問にお答えをいたします。

まず、中山間対策についての中で集落活動センターの事業でございます。

これにつきましては先ほどの千頭議員の答弁の内容とほとんど同じでございます。やはり県におきましても中山間対策は喫緊の課題と位置づけておりまして、こういった事業を含めましてさまざまな支援策を展開してきております。本市におきましても県の担当課、そして支援員とも連携をしてですね、この支援センターにつきましては、何よりやはり地域の声を大事にしながら事業検討していきたいというふうに思っております。

そして、2番目の小水力発電につきましてはですけども、高知再生可能エネルギー検討委員会という組織がですね昨年11月に発足いたしまして、その中に3つの部会が設

けられております。本市はその中の小水力発電検討部会に属してありまして、昨年度3回の会議に参加し小水力発電の事業化に向けての協議を行いました。会議では、高知小水力利用推進協議会及び高知県公営企業局と連携し、県内での事業化に向けた候補地の選定を行っております。候補地としましては、三原村、そして土佐町、そして本市の安丸にある砂防堰堤が候補地として選定をされました。このうち土佐町の西石原については、企業局が事業化に向け検討を始めたとの新聞報道がございました。また、これとは別に高知市土佐山地区の高川川というのでしょうか、高知小水力利用推進協議会が事業化に向け検討を始めております。

さて、本市の安丸砂防堰堤につきましては、今後どのような形で事業化につなげていくのか、これにつきましては本年度以降検討委員会の中で検討を進めていくこととなっておりますが、安丸砂防堰堤は期待される発電量については最大で400キロワット程度と見込まれているようでございます。発電量では採算の目安となる100キロワットを大きく上回っておりますが、台風や豪雨時の流量が非常に大きいため設置については大規模な土木工事を伴うとの報告も上がっておりまして、実際に設置が可能であるのか、また大規模な土木工事のコストを加えると採算に見合うか検討が必要でございます。また、事業を進める上では事業主体をどこにするのかを決めなくてははいけません。土佐町や高知市土佐山地区のように企業局やNPOが事業主体となれば事業化は比較的早く進むのではないかとこのように考えます。本年度は8月に第1回目の会議が予定されておりまして、事業主体、資金調達、環境への配慮などにつきまして検討を進めていく予定と聞いております。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 20番、山本芳男君。

○20番（山本芳男君） 2回目の質問をさせていただきます。

集落活動センターにつきましては、お答えはもうお二人のお答えとほとんど一緒ということで変わったお答えはなかったようですが、この集落センターの取り組み内容を見ますと集落が連携をするということで、尾崎知事も個々の集落を個別する視点ではなく複数の集落と同士のまとまり、中で住民が望む集落の未来の姿を表現するということが第1点目に出てますが、それから集落活動や産業を担う人材の育成の確保の支援、安心して暮らすための住民同士の支え合い、これには自主防災活動というのでも出てますが、それと野生鳥獣問題、それから移動手段の確保など暮らしの環境づくりという5項目の取り組みとなっております。ここで今後どうなるかはわかりませんが、私がちょっと例に挙げさせていただきたいと思いますが、既にご案内のように神池地区、物部町の神池地区ですが、今までも随分いろんな事業をやり、新聞報道等でも全国版でも一面に出るような新聞報道で、当然まちづくりの担当課の方もこの地域の活性化の事業をやっている神池につきましては、当然視察にも行って活性化されているということで当然勉強もされていると、香美市の過疎地の本当に模範的な活性化事業をやっていると私は評価し

ているところでございます。例えば第一弾といたしましてかかしの里、これも物すごく有名になりました。第二弾といたしましてふるさと会、あそこには小学校、中学校、中学校はなかった、小学校がありまして、何十年振りとかいう形で県外に出た方も市外に出た方も一同が集まってふるさと会をやって地域の情報交換する事業をやりました。続きまして、第三弾といたしまして今年神池にご案内のように女池という池がございますが、その上部の対岸へワイヤーを3本引っ張りましてこいのぼりを泳がすと、そしてフラフを16本立てて市内外から多くの方に来ていただきまして山里の本当に自然を満喫して帰られたようでございます。そこにポピーハウスというちょっとした休憩場所、小屋建ててますが、このポピーハウスという名前は中学校、中学生に名前をつけていただいたようでございます。そういうことでそのポピーハウスに100円均一の地元の物を売るということで、連休中であった、短期間でございますが、お金のことを言うのはちょっとですけど1万6,000円ぐらいの、100円均一で売れたようでございます。そういう本当にここは、それと、中学校との交流事業もやっておりまして、地域の年寄りと交流することによって本当に大栃中学校の生徒は人間性豊かな生徒になって、高校へ行ってもかなりの評価をいただいているという、こういうことをやっている神池地区でございます。

また、神池地区の周囲に4集落ございます。神池を拠点として10分ぐらいの距離の集落が5集落ございまして、そこには世帯数が117と、それから人口が214人ということで、17日に開設されました、本山町の開設された地域の人口とほとんど類似するような人口でございます。これは当然地域の者も、開設するに当たっては非常にいろんな面で問題点もあろうかとは存じますが、一番物部町ではそういう一番の候補地として調査、研究してもいいんじゃないかと、私は今現在そういうふうに思っているところでございます。また、自主防災につきましても4月に神池地区が立ち上げましたので、私の住んでいるところですが、それも楮佐古と黒代、平井から私の安丸の一部の集落でございますが、この自主組織をなかなか小集落では、先ほどもいろいろお話が自主防災についてはありましたが、なかなか高齢化して自主防災もなかなか立ち上げれないということもございまして、今代表者と私はちょっとお話をしているところですが、この5集落、神池地区を拠点として去年、おととしかね、ヘリポートも市のいろいろしていただきましたので、ここを拠点とした自主防災組織を立ち上げようと今代表者ともお話をしているところでございます。そういう形で神池地区はなかなかそういう積極性でございますので、できればまたまちづくりの課長と担当の方がまた一度訪れて調査、研究もしていただければと思います。その点を一つお聞きしたいと思います。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。山本議員の中山間対策につきまして2回目を答弁させていただきます。

神池地区をご紹介いただきました。実は私も神池地区が非常に好きで、自分の趣味で

自転車乗っているわけなんです猪野々側から自転車で神池によく行ったりしています。初めて行ったときにはですね、やはりかかしのすばらしさに驚いたような思い出がございます。また、本年度につきましては、まちづくり推進課の事業を活用していただきましてこのぼりを池の上に渡していただきまして本当にありがとうございました。

さて、神池地区への集落活動センターの開設でございますが、本当に実現は可能ではないかと思えます。そのためにはですねいろんな下準備が必要になってこようかと思えますけれども、地元の工科大のほうもですねそういった地域づくりに積極的にかかわりたいというふうに申し出もらってますし、また、今国の制度の中にあります地域おこし協力体制等ありますんで、香美市の場合は地域支援員という形で導入してますけど、そういった方を地域に導入してですねそういった組織づくりの基礎をつくっていただいて最終的に集落活動センターにつなげていくっていう方法もあろうかと思えます。また、集落活動センターもそうですけれども、非常にやはりこの神池地区は地域づくりが活発なところがございますので、まず最初にですね、やはりこの地域おこし協力隊制度とかですねそういった制度を活用していただいてですね基礎をつくっていただきまして、そのステップとしてですね集落活動センターにつなげていただければと思えます。そのためにはまちづくり推進課としても応援をしていきたいというふうには思っております。

○議長（西村芳成君） 20番、山本芳男君。

○20番（山本芳男君） 3回目をいたします。

先ほど私例を挙げて申し上げたところでございますが、これはなかなかもう地域の者もやはり積極性がないとかないもので、課長といたしましては前向きにこうしてくれるというようなお話でございますが、私はとりあえず思っておったところでございますが、なかなか山間地域はもう厳しい現状で、高齢化で厳しい現状ということで、集落によってはもう物部町でも1人や2人でも区長さんが出てくるというような状況でございます。将来的にはやはり部落のこれは合併ということも私は考えていかないかん時代が来はせんかと、こんなようなことも思っております。そういう意味でこれは集落活動センターというのはそういうような、将来的にはそういうふうな、つながっていくようなセンターではなかろうかと、このように今思っておるところでございます。

済みません。先ほど小水力の件についても答弁いただいたんですが、安丸は確かにもう大雨が降るとかなり水量が上がるということでいろんな困難があると思いますが、谷とかいうところも小水力というのはなかなか、今年らあも渇水時で谷のほとんど水がなくなるような現状でございますので、やっぱりああいう大川でないこの小水力発電というのはなかなか難しいと思えます。そんで、あそこは高低差もかなりあるということで水力は十分、先ほど課長の答弁で400キロというようなことらしいですが、太陽光に比べるともう5倍ぐらいの水力発電は発電力があると、これ当然もう24時間水量さえあれば24時間稼働するということで物すごく発電は本当にいいと思えます。香美市もそれこそ山林面積保有するところがございますので、水力は十分可能であろうと思

いますので、市が、これは事業主体がどうなるかということになればまた市の財政的な問題もある市がというわけにはいかんと思いますが、できればそのせっかく候補地に選ばれておりますので香美市にも小水力発電が1つできるぐらいの、できればそういうふうな協議会でも発信をしていただければと思いますが、その点を一つ答弁をお願いしたいと。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。お答えをいたします。

小水力発電についてですけれども、事業主体これから決めていくわけですから、なかなか香美市、これは市が事業主体になることももちろん可能ではございますしやれることやと思います。そのためにはですね、やはり今はまちづくり推進課の中でですね環境を持ってる関係で事業に参加しておるわけですから、事業を進めるとなるとやはり専任を置くとか、その自然再生可能エネルギーのですねプロジェクトチームとか専門の課、室をつくる必要もあろうかと思えます。それにつきましては人事等の面も出てきますので、その辺につきましてはまたその中でですね協議することとなろうかと思えますけれども、まずは小水力発電協議会の今年度の会議の結果をですね見てですねまた次にステップに進んでいきたいというふうに思っております。

○20番（山本芳男君） 以上です。

○議長（西村芳成君） はい。山本芳男君の質問が終わりました。

次に、1番、有元和哉君。

○1番（有元和哉君） 1番、有元和哉です。通告に従い総括方式にて質問を行います。

今議会から議場に国旗と市旗が掲揚されており非常に身の引き締まる思いをいたしております。緊張感を持って質問に挑みたいと思えます。今回も議員は市民のやりであり行政の盾であるという私の政治姿勢で発言をしてみたいとします。

自然災害や環境汚染、放射能、少子高齢化、経済問題、人権問題、教育、福祉、挙げれば切りがない現在の社会問題が山積みの中、何でも公務員任せの流れではいけない状況になっています。しかしながら、香美市、また香美市民のために日々職務に励まれる行政職の皆様が市民にとってとても頼りになる存在です。先日行われました土佐山田町の一斉清掃においても職員の皆様が地域の方に優しくお声をかけてくださったり、またその必死に働く姿を見て私の近所の方々も、何だかんだいっても役場のもんは頼りになる、実にありがたいとおっしゃっておりました。本当に日ごろのご努力に感謝を申し上げます。総人口約2万8,000人の香美市民の人生支援を行っておられる行政職員のやりがいと充実感の向上は市民の幸せにつながります。

今回の質問は、まず職員の皆さんの道具に関する質問、そして計画を未来に生かすという視点での質問、最近話題となっている分野、一般的に市民が興味を持ちやすい質問の大きく3つの視点を持って質問をいたします。

まず、1点目、情報技術の利用についてです。

市役所内で最近そろばんを使っている職員を見ることはなくなりました。多くの職員が電卓、電子卓上計算機を利用しており、またパソコンにより計算をすることが主流となっていると思います。まだワープロが主流だったときにはパソコンの利用を拒んだ方も多かったと思います。私も最初はワープロから入りまして、パソコンができたときにはなかなかパソコンになじむことができませんでした。そして、時代は新たな道具へと変化してまいりました。手帳として、計算機として、写真として、電話として、メモ、インターネット、ボイスレコーダーなどさまざまな機能が1つになった薄型軽量の道具が出てきました。それがご存じのスマートフォンやタブレット型コンピューターといったものでございます。現在では公共機関、教育現場や病院、民間企業で幅広く導入をされています。また、これらの機器は、アプリというソフトをインストールすることでその用途はさまざまなものに広がっていきます。しかもこの機械は従来のパソコンと違い紛失をした際も遠隔操作によりデータをロック、また削除をすることも可能で、個人情報流出の危機にも対応ができる機械となっております。

そこで、職員に情報端末としてスマートフォンやタブレット型コンピューターなどのツールを携帯させ利用させれば、さまざまな業務の際に情報を収集しネットワークで共有することで整備や計画の基礎調査、防災などにも効果的な情報をより素早く集積していくことが可能で、調査経費の軽減と効果的な施策の実行にもつながると考えます。現在利用している電卓、電話、メール、コピー、写真、メモ帳、手帳のあらゆる機能が一体化されているタブレット型コンピューターの導入は、業務の効率化だけでなく職場の整理整頓、紙の使用量の削減にもつながってまいります。この機械そのものを使ったことがない、使う前ではその使い方はわかりませんし、そのすばらしさもわからないと思いますが、これだけ市場に流通する機器である以上、無視するのはもったいないと感じております。行政職員できれば全員にタブレット型コンピューターなどのツールを携帯させてはいかがか所見をお伺いいたします。

次に、W i - F i の整備についてです。

私もこのW i - F i というものがいまいち理解ができず、昨年の末ようやく友人が必死の説明をしていただき何となく理解をしたところでした。W i - F i とは無線LAN機器間の相互接続性を認証されたことを示す名称、ブランド名であり、現在のほとんどの無線LAN機能を持つ機器がW i - F i により接続可能となっております。本庁舎及び支所、その他公共施設等でのW i - F i の設置は、端末間同士の文章、動画、音声等さまざまなデータ交換が可能で、現在一般に流通しているスマートフォンやタブレット型コンピューターでも利用ができるため、一般業務、観光、防災、福祉、教育のあらゆる分野で活躍が期待できます。香美市でも整備をすることで多くの恩恵がもたらせると感じています。

まず、W i - F i スポットの整備を行うことで遠隔地からの相談業務に対応すること

も可能になります。インターネットの環境が家になくとも公共施設の近くに行けばインターネットに接続ができる、それで遠隔地から相談業務に応じることができる。先ほど質問でも行ったタブレット型コンピューターはタッチパネル式なので高齢者でも使いやすく、ネットワークを利用したデマンド型バスの運行調整や遠隔地での高齢者の医療相談も可能になります。これらのタブレット型コンピューターの中でも血圧の測定器等を附属でつけることによってそれをデータを収集することが可能であり、また、それをもう一步開発させれば病気に悩む高齢者の健康状態を1カ所で集中的に監視できるということにもつながってくるであろうと思います。

次に、産業振興の面では、Wi-Fiスポットから現地の位置情報を取得し周辺の案内サービス、また民間との連携によりネットワークを生かした割引券発行も可能になります。さらには観光地から周辺観光地の情報を取得できることで1つの観光地から周辺の観光地へ誘導することにもつながります。例えばアンパンマンミュージアムに行けばアンパンマンミュージアムの位置情報を確認し、それに応じてその周辺の情報をそのユーザーに伝えていく、中には割引券を入れ周辺の商店を利用させていただくようにしていく、また、複数の店舗を観光地を回ること、そのすべてを回ったときに特典としてさまざまな割引であったり情報を引き出すことができるようなサービスを構築することも可能になります。また、地産地消で言えば農家の直売、良心市の情報を発信してもらい、それらを集約を図ることでネットワーク上で香美市の新鮮な産品をより広域の人々に伝えることができ、地域発信の産業を生み出すことにもつながってくるかと思えます。さらに各地区にWi-Fiスポットを設置し香美市のほぼ全体を網羅することができれば、現在被害に苦しむ鳥獣対策としてシカやイノシシ、猿といった動物の目撃場所の正確な位置の確認などにも生かすことができます。

そして、災害時にも香美市独自のネットワークを生かすことができ、災害対策本部が現地とリアルタイムで検証することができ、それは動画であったり実際の映像を見ながら検証することができるようになり、災害時には独自回線で情報のやりとりも可能にすることができるであろうかと思えます。

教育の分野においても図書や資料の検索や遠隔での監視、これがネットの参観日であったり植物の成長などの利用、植物の成長などを監視するといったような利用も考えられます。容易にインターネットに触れることによってさまざまな機会を通じていろんな観察の仕方、また勉強の仕方ができるかと思えます。遠隔地との情報交流にも生かすことができ、留学希望の児童・生徒にネットでも現地と対話ができようかと思えます。例えば休み時間であったり決められた時間帯にインターネットに接続をして、自分たちが育てている植物がこんなに育ったというような動画を相手と話しながらかみ合わせすることでより国際的な視点を持つことも可能になってくるかと思えます。

これらの事例というか半分アイデアでございますが挙げまして、まず、福祉、産業振興、防災、教育の視点も含め所見をお伺いいたします。

次に、2点目、第5期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画について伺います。

香美市第5期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画が策定されました。今回の計画には計画の点検、評価が盛り込まれ、「香美市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会」において、計画の実施状況の点検・評価を行います」と明記されております。計画の点検、評価には、遂行過程においてそれにかかわるそれぞれの者が点検、評価の手法を保有するとともに全体的な点検、評価を行う必要があります。しかしながら、本計画には点検、評価を行うと記述されてはいるものの、その手法、具体的な手法については明らかにされておられません。点検、評価についてどのような手法を用いて行うのかお尋ねをいたします。

次に、3点目です。職員の滞納問題についてです。これはさきの3月議会でも給食費滞納において臨時職員1名が滞納しているという答弁もあり、行財政改革推進特別委員会でもまたこれは調査がされております。そこで、やはりこれらの問題は市民にとっても興味深い問題でありますので質問をさせていただきます。

まず、現在の職員の市税等の滞納状況についてお伺いをいたします。

また、現在6月となりましたので、駐車場等の利用料についても30日以内という規定がございますので、既に支払い期日が過ぎておりますが今年度、現在滞納はあるか、あわせてお伺いいたします。

最後に、4点目、本質問は生活保護者の尊厳を守り、近年の苦しい生活困窮者を救うために行う質問であります。これを前もってあらかじめ言わせていただきます。

現在も続く日本の不景気により職につくことができない方は多く、生活保護により生活を余儀なくされる、されておられる方々がいるのは政治、行政の責任であり、政治にかかわる一人として市民の皆様にも深くおわびを申し上げたいと思います。私たちは生活保護世帯ゼロを実現することが1つの政治目標である必要があるかと思えます。生活保護は憲法第25条に規定する理念に基づいた制度であり、国が生活に困窮するすべての国民に対しその困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともにその自立を助長することを目的としています。しかしながら、税で支給される生活保護は納税者の関心も高いため、不正受給の実態が存在すること、特に不況の影響で不正受給がマスコミ等で取りざたされることで生活保護世帯に対する一般市民、納税者からの視線は厳しいものになっていると感じます。生活保護により生活をしなければならぬのはその地域の政治が産業振興を十分に行うことができず発生していると解釈するのが正しいが、一部の不正受給者の存在により楽して生きよう、働かずに生活してやろうというような生活保護についての考え方が間違っただけのように感じております。

そこでまず、香美市における生活保護の不正受給の状況、刑事事件、または注意などを行ったものがあるのかお尋ねをいたします。また、その不正受給を行った者がいるのであればその者は本人の意思により申請を行ったのか、また申請を行うよう勧めた者が

いたのか。不正受給を行った者が生活保護申請の際に申請を勧めた者がいたのであれば、再発防止のためにもその紹介者の素性については把握を行っているのかお尋ねいたしまして1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（西村芳成君） 総務課長、山崎綾子君。

○総務課長（山崎綾子君） 有元議員の1、情報技術の利用についての（1）のご質問にお答えをいたします。

職員にスマートフォンやタブレット型コンピューターなどを携帯させ、情報の収集や共有化を図ることは業務を効率的に進める上で非常に有効であると思っておりますが、どのような業務に活用できるのか、管理、運用面、セキュリティー面、経費等も含めて今後の研究課題であると考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） 有元議員さんのご質問の2点目、Wi-Fiの整備ということで、まずAのほうメインが福祉ということでご質問でございましたのでAの業務についてお答えさせていただきます。

情報の技術につきましては、リアルタイムで情報交換とか、また足を運ぶことなく相談できる体制などが日々進展ということでどんどん便利になってきております。このWi-Fiにつきましてもご質問受けてからちょっと勉強をしてみたわけですが、無線で、そしていろんな今の情報機器からできるということで大変便利なもんだと思います。このWi-Fiの技術自体、自分自身また勉強不足でございまして、余り理解できてないので想像もつかないところが多いんですが、福祉面におきましては利用のほうは高齢者が中心というふうにもなってこようと思っておりますので、高齢者が使いやすいものであるとかいうことも検討も含めながら今後業務にどういうふうにかかして生かしていけるのか、今後の課題ということでさせていただきたいというふうに思います。

それから、済みません。飛びますが2点目の第5期高齢者福祉計画の点検の手法ということでございます。

こちらにつきましては今回の策定委員会、第5期の介護保険事業計画の策定の過程におきましても、策定委員会の中におきましてやはり次の計画の策定になって点検、評価を行うんじゃないかと、やはり途中から点検、評価を行って次に生かしていけというようなご意見もございました。そのため今回の計画の中に載せております。

それで、この手法ということでございますが、手法というのかどうか分かりませんが、策定委員会を2年目、3年目といいますのは1年経過をしまして実績を2年目に把握する、そしてまた次の年と、1年にやりまして3年目に把握して報告するという形で年度を決めまして策定委員会を招集させていただきまして、その年度、年度の実績を報告させていただいて、それに対してのご意見をいただくというようなことで進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 有元議員の情報技術の利用の中、W i - F i の件で産業振興の部分でお答えいたします。

特に観光部門におきましては、さまざまな観光情報を無線、インターネットを通じて情報把握ができることは今後より一層の利用がされると考えます。例えばスマートフォンで観光地の情報はもちろん、そこまでの道路情報や天気予報、途中の飲食等のさまざまな情報が瞬時に把握できることによって行き先の変更や選択肢を含めて大きく広がっていくということはもう既に実践もされておりますし、十分に考えていけることだと思います。

また、鳥獣対策におきましては、県外ではシカを生け捕りにしましてG P S の発信機によって行動範囲を把握するなど研究分野では既にさまざまな利用がされている例もございますけれども、本市におきましては、この鳥獣被害については余りにも被害が大きいためこのような実験的な措置ではなく駆除を最重点課題として全面的に取り組んでおりまして、現在のところこのような利用は考えておりません。

また、三嶺付近におきます山間部におきましては、携帯無線のエリア外でございましてデータ通信はもちろんのこと通話もできないような地域が数多くまだ現在のところは存在しております。まずはこの携帯電話のエリアを拡大していくということが最も必要であると現在のところは考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） 有元議員のW i - F i の整備について防災の視点でございましてけれども、災害現場の情報を映像でリアルタイムに送っていただいていることになれば災害対策本部からの指示や手配も的確に、かつ、迅速に行えることが予想されます。現在は、県内にも民間のシステムを活用して災害現場からライブ画像を配信できるシステムを導入している自治体もございまして。これはW i - F i ではなくてF O M A の回線とか衛星携帯電話の電波、これは選択できるようになってまして、契約すれば。衛星使うっていうことは災害時においてはそういった携帯電話系が、施設が災害により使えないということも想定されますので衛星を使っているということだと思います。先月これもデモンストレーションがありまして参加をいたしました。機能的にはやはりなかなかいいもんがございまして経費がかさむっていうところが難点でございました。ちなみに県内で導入している市町村では、端末7台導入して専用サーバーも要るようなんですが800万円かかったというふうなお話を聞いております。市販のスマートフォン、これを活用すれば経費的には格段に安く導入はできると思います。また、W i - F i を市内全域で活用できればそれにこしたことはないと思いますけれども、それがまだ現在香美市においては難しいというところもありますので、通常回線の活用で

もですね防災分野においては一定可能ではないかというふうにも考えております。また今後研究していきたいと思っております。

○議長（西村芳成君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） 有元議員のW i - F i の整備についてのご質問にお答えをいたします。

これからの教育においてI C Tの活用は不可欠であると考えています。有元議員が言われるようにW i - F i の整備ができると教育で生かせる内容が格段に広がります。I C Tの活用の1例としましては、現在スカイプを使って香長小学校がエチオピアの小学校と交流を行っています。時差がちょうど6時間ぐらいですので、5月に交流いたしましたときはエチオピアが午前9時、香長小学校が午後3時という時点で40分間外国語活動の交流学习を行いました。テレビ画面を通して直接会話を交わし合い、同じ教室にいるかのように元気なやりとりができていました。子どもたちは真剣で、相手のことがよく理解できたと楽しそうでした。授業の終わりには、子ども同士で「次は6月に交流しましょう」と約束をしたほどです。この6月の終わりに交流するそうです。

グーグルマップの活用とか、それからリアルタイムでの図書や資料の活用など多様な学習ができますし、子どもたちへのキャリア教育の面からもとても重要だというふうに思っています。文部科学省では、平成22年度から10カ年計画で新しい教材整備計画を進めていますので、大変お金がかかることですので市の財政計画等かんがみながら、しかし、できるだけ早く導入すべきだとは考えています。

以上です。

○議長（西村芳成君） 収納課長、前田哲雄君。

○収納課長（前田哲雄君） 有元議員の職員の滞納問題につきまして市税のほうにつきましてお答えいたします。

現在の香美市の臨時、嘱託を含めました一般職職員につきましてお答えをいたします。市税につきましては滞納者はありません。

以上です。

○議長（西村芳成君） 管財課長、岡本博臣君。

○管財課長（岡本博臣君） 有元議員の職員の滞納問題につきましての平成24年度の駐車場使用料の滞納についてのご質問にお答えいたします。

平成24年度の駐車場使用者数は現在537名の方が使用しておりまして、全員の方から納付されておりますので現在滞納はございません。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所長、岡本明弘君。

○福祉事務所長（岡本明弘君） 有元議員の生活保護についてのご質問にお答えします。

有元議員のご質問の内容のような刑事事件まで発展したような不正受給については、これまで香美市は発生をしておりません。ただ、その他のその不正受給の状況ですが、

過去6年間、平成18年度から昨年度までの6年間で17件発生をしております。申請については、本人あるいは家族からの申請が原則です。申請についての第三者の介在については承知しておりません。

○議長（西村芳成君） 1番、有元和哉君。

○1番（有元和哉君） 1番、有元です。2回目の質問を行います。

まず、私が行いました1つ目の質問、情報技術の利用について、これあわせて話をさせていただきますが、タブレット型コンピューターとまたWi-Fiについて、これらの新しい技術を利用するという点について今後の研究課題であると、それからまた各課の課長さんからお答えをいただきました、非常に長所の多いものだというふうに感じております。それで、この今後の研究課題であるというのは、研究課題であるというふうに思っているのか、本当に研究をするのか、ぜひこれは進めたいと今考えているのかというご意思について確認をさせていただきたいと思っております。

次に、高齢者福祉計画及び介護保険事業計画についての点検、評価については、年度ごとにその状況を把握してそれで委員会にかけていくという非常に想像していたとおりの答弁が返ってまいりました。ありがとうございます。しかしながら、この点検、評価というのは、全体的に1年間を通してただ評価をするだけではなく、やはり日々の点検、日々の心がけというものが必要でございます。現在自分がどのような状況に置かれており、どのようなことが課題である、だからこの計画が生きており、このために事業を行っておるんだというふうに、その現場で日夜活動していく人たちがそういう点でどういうふうに点検を行わなければならないのか、そういった心構えもまた一つの点検であるかと思っております。そういった点を考えればとりあえず年度末に合わせて数字を見て考えようというのが点検、評価であるのか、その点についてお聞かせください。

最後に、職員の滞納が全くないということで非常によかったです。中継を通してごらんの市民の皆様も、香美市の職員において滞納はございませんので安心してください。

また、生活保護については事件性のあるものはなかったということで、6年間で17件、これは数にして多いのか少ないのかは私が判断できるものではございませんが、なかなか厳しい生活状況の中で生活をされておられます。日々皆様がいち早く生活保護から仕事について安定した暮らしができるように政治も努めてまいりたいと思っております。このように事件がないということは非常に安心をいたしました。これは質問ではございません、感想でございます。

それで、2回目の質問については、とりあえずはこの情報技術についてと、また点検、評価について、この点についてお答えをお願いいたします。

○議長（西村芳成君） 暫時休憩いたします。

（午後 2時33分 休憩）

（午後 2時46分 再開）

○議長（西村芳成君） 休憩前に引き続き会議を行います。

総務課長、山崎綾子君。

○総務課長（山崎綾子君） 有元議員の2回目のご質問にお答えいたします。

研究課題であるということをお答えをしたところ、その今すぐ研究として、課題であればすぐに研究に着手するののかというご質問だったと思いますけれども、職員にとりまして業務の効率化を図り、住民サービスの向上を目指して常に業務改善は努めるものであるというふうに認識をしております。その中でこの十数年で本当に業務も飛躍的に、今1人1台の端末、1台以上持っていますね今パソコンで仕事をしておりますように非常に目覚ましいものがございます。それで、職員もですね有元議員のように若い職員がたくさんおりますので、こういった情報はもう既に職員自体が持っております。その中でもう私がここで研究課題であると申し上げましたので、もう日々それぞれが研究に努めるものと考えております。

以上です。

（笑い声あり）

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） はい。有元議員のご質問にお答えします。

介護保険事業計画の点検、評価ということでございますが、先ほど実績をもとにご意見をいただくということで申し上げました。おっしゃられますようにやはりその策定委員会でご意見を求めるにつきましても、こちらのほうからもやはり課題の提案というもんも必要かと思っておりますので、ふだんの仕事の中でやはり問題意識を持ってやはり仕事していただいて、その中から出ました結果をまた点検、評価を行っていただくというようなことで進めていきたいと思っております。

○議長（西村芳成君） 1番、有元和哉君。

○1番（有元和哉君） 1番、有元です。追加、3回目の質問を行います。同じ答弁が返ってきそうな予感がしますが、この情報技術についての質問を追加で行わさせていただきます。

日々それぞれが研究課題として考えておる、業務の向上というのは皆さんが常日ごろ考えておられることだというふうにおっしゃってございました。特に若い職員がこういったものには興味もあり柔軟に対応していけるであろうというような話で、それでこれは研究課題ではあると、それで全員があればいいというふうに考えてはおるものの、これを市を挙げてひとつ一斉に全体的なことを考えてやってみようというものではないというような答弁に聞こえましたが、先ほど順次さまざまな分野について答弁をいただいた中で、これを整備していくことというのは悪い面というのがさほどございません。ただ予算を食うということぐらいかと思っております。そういったときにやはり限りある財源という言葉が非常にこの香美市議会ではおっしゃられる回数が非常に多うございまして、この限りある財源を広げていくというのもまた行政の仕事であるかと思っております。現在この情報化の技術についてはさまざまところで整備されており、必ずそれについて

は補助金であったりまた研究費、大学等々協力をすれば大学との連携での研究費であったりそういったものもあるかと思えます。そういったさまざまな外部からの研究費をとって本格的に研究を図っていこうというおつもりがあるのかどうかを聞こうかと思ったんですが、恐らくそのつもりはないような雰囲気での答弁に聞こえておりますが、その点が間違ってるかどうかをお答えいただきたいのと、また、この道具があれば便利じゃないのかなと感じている職員は少なからずいるかと思えます。それはやはり若い世代に多いというふうにおっしゃる方もおられますし、また結構ご年配の中にもあれば自分は十分に使いこなす自信があるというふうにも思っておられる方もおいでだと思います。ぜひよろしければ職員の中でこういったツールについて利用すればもっとよくなるんじゃないか、こういう点で改善が図れるのではないかというのを、ぜひこの一部の職員さんだけではなく全体の職員さんにアンケートであったりヒアリングをとったり、個々が考えている研究課題でございますので、個々の意見を集約するというのもまたひとつ総務課でやっていただければいけないか。そういった意味で個々が考えている研究課題を見詰めていくというのも先ほどの発言からすれば個々がどのように考えているのかを把握することも必要かと思えます。職員一人一人が日々それぞれが研究課題として考えていくこの問題、どのように今後とらえようと思われますか、現在の所見をお伺いいたします。

以上ですべての質問を終わります。

○議長（西村芳成君） 総務課長、山崎綾子君。

○総務課長（山崎綾子君） 3回目のご質問にお答えいたします。

すぐに取りかかる気があるのかということ言えば、すぐに取りかかる気はございません。しかしながらですね、その、この情報技術の進歩といいますのは目覚ましいものがありますので、そのツールをいかに使いこなしながら業務をしていくかということは職員にとっては非常に大事なことであるし、それは有効に活用していく必要があると感じております。

そして、今ですねちょうど職員の評価というものをしておりますので、その中でそれぞれの担当課長がですね職員の評価を面接を行ってやっております。その中で職員がそういったことの研究課題を持って研究していることがあればですね、当然その自分のその評価の中の1つの目標として上げてくることもあるだろうし、そして課長のほうからですねこういうところもあなたは研究してみてもどうかと、こういったことも自分の評価の中に入れてみるかどうかというようなこともですね面接の中でやっていって、今評価というのを、まだ始まったばかりでそれがなかなか根づいておりませんが、そういったことも職員と管理職がですね一緒になってやっていって、双方高め合って評価をしていくというふうなことが今の人事評価のほうの基礎というところになっております。そういったところも利用してやりたいと思っておりますが、確かに個々が考えているだろうから総務課がそれを取りまとめてやったらどうかということですので、そ

の個々が考えていることをやはり何かのその1つのテーマとかです。一定方向ある程度示さなければ非常にその集約というのは難しいというふうに考えております。それで、今それこそ3市の関係で今システムの入れかえをやってまして、それとともにそれぞれの担当課のほうでいろんなシステムの入れかえといいますか導入もやっております。そのときには非常にそれぞれの職員がですねその業務について非常に勉強して熱心に取り組んでおりますので、そういった延長線上にこういったツールも存在するのではないかとこのように考えております。

それで、ここ今すぐに研究をしないから、そしたらこのこれを否定するかというたら決してそうではなくて、この実現が業務によってはですね非常に早くやってくるかもしれないし、そのときにはやはり前向きに検討もしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 有元和哉君の質問が終わりました。

次に、4番、利根健二君。

○4番（利根健二君） 4番、利根健二です。質問の通告に従いまして順次質問をさせていただきます。

まず、香美市でのブロードバントということで通告をさせていただいております。

その1番の香美市のブロードバント化において携帯電話系での可能性を検討したか問うという質問から始めてまいります。

土佐山田町の時代に何度か町内の全域のブロードバント化の質問を、提案を行いましたが、四、五年もたちますとそのときのADSLの話はもう古い規格の話となっております。まして光全盛の時代となっております。昨年6月、12月と同僚議員によります市内全域での光ファイバー化の質問もございました。そこで、ちょっと古い資料でございますが、総務省の四国総合通信局が出した今後のブロードバント整備計画というのがあります。これは古いんで平成19年度当時にはこうであったと、こうしたいというそのことが書かれております。ちょっとご紹介させていただきます。

2008年度に繁藤地区が民間事業者によるDSLサービスエリアとなる予定であり、もう開通しておりますね、これはね、市内のNTT局舎すべてがDSLサービスを提供するようになる予定である。しかし、香美市は東西に長い地理的特性のため、山間部では局舎から長距離となりDSLサービスが提供されていない地域が存在している、残存している。これらのブロードバント未整備地域については2010年度までに整備をすることを目指し整備方法等について検討中であるが、有線による整備は採算面を考えると難しい状況である。原則的には民間事業者による整備に頼らざるを得ないが、費用対効果を考えると積極的な整備は期待できない。このため有線による整備の実現には民間事業者に対する国からの直接補助が必要である。財政的に公設による整備は困難である。もし公設を検討するのであれば総務省交付金の補助率4分の3の実現が必要である。な

お、今後衛星ブロードバンドスポット的な活用や3.5世代携帯電話による整備も視野に検討していくとございます。

この中でまず、衛星は置いときまして携帯電話の利用についてお伺いをいたします。この資料作成後からも携帯電話系の技術の進歩はすさまじいものがございます。NTTドコモ、au、ソフトバンク等がございますが、どの事業者も高速化をされております。周辺部での高速化はまだまだ進んでおりませんが、今後の進展が楽しみなところでございます。香美市のブロードバンド化においてこの携帯電話系での可能性は検討されたでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） 利根議員の質問にお答えいたします。

香美市でのブロードバンドということで、携帯電話系での可能性を検討したかということに対しましてお答えいたします。

情報通信系の技術は近年急速に進んでおりまして、今後技術がどのような方向に進むのか想像すらできないのが現実でございます。振り返れば電話料を気にしながらインターネットを活用していた時代から、テレ放題、ISDN、ADSLと進み、現在は光ファイバーを活用した通信網が求められるようになってきました。一方、携帯電話系と呼ばれる電波を利用した通信につきましても、スマートフォンやタブレットPCの普及により利用者がより快適に利用できるよう通信速度の向上が図られております。通信速度につきましてもADSLをしのぐ最大速度となっており、通信エリア内であればADSLよりも優位ではないかというふうに思っております。

本市におきましてもNTT系では、南国市や香南市よりも早く香美市地域の広い範囲が本年最大75Mbpsのサービスエリアとなる予定です。また、ADSLの最高速度に近い40Mbps程度のサービスエリアは、サービスエリア図で確認するとauでは香美市の中心部、ソフトバンクは大栃周辺までが通信可能なエリアとなっており今後拡大されていくことが予想されます。一方、山間部に目を向けるといまだに携帯電話さえも使えない地域が存在します。市としては、携帯電話系についてはそういった地域の解消が優先されると考えておりますので、今のところ携帯電話系での高速通信網の整備は行政サイドでは検討を行っておりませんで事業者の独自整備にゆだねているような状況でございます。

○議長（西村芳成君） 4番、利根健二君。

○4番（利根健二君） 答弁いただきました中で、間もなく運用開始されるXiと思いますがかなり早いんですね。あとこの庁舎ではウルトラWi-Fiが既に使えるということで、普通のインターネット利用では全然問題ないスピードがこのエリアでは光を使わずとももあるということでございます。あと先ほど有元議員のご質問でもございましたが、今後開発がですね、いろんなソフトとかコンテンツの開発がモバイル適用を念頭に置いたものがますますふえてまいります。今まではパソコンを使う人がモバイルを考

えておりました。今、今後ですね、モバイルコンテンツで今度育った人間がモバイルを考えるようになってきます。そうなりますとですね基盤整備においても携帯を含めた無線の重要さがますますこれはふえてまいります。固定電話が減少し携帯電話がふえてきたと同じような現象がインターネットの接続の流れの中でも起こってくるものと、私自身はこういった流れの中から見えております。現在、そのさきの答弁の中でですね、以前の議員の答弁の中で光ということもございましたが、こういったことの流れに柔軟な整備の検討が必要だと思います。また、もし光に決定したとしましても、この無線についてはずっと注視をしていく必要があると思いますので目を離さないでいただきたいと思います。あとその中で行政としてはやらないが民間の事業者に対して要請をしていくことはすぐ可能やと思いますけども、そういったエリア拡大についての要請はどんどんどんどんしていただきたいと思いますのですがそれはどうでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。お答えいたします。

携帯電話会社につきましては、やはり先ほど申しましたようにまだ一般の携帯電話の通信ができないエリアもございまして、そういった要望も行っております。その要望にあわせてですね、こういった高速通信網の整備についてもですねエリア拡大をお願いしていくことはできると思いますので、また今後検討していきたいというふうに思っております。

○議長（西村芳成君） 4番、利根健二君。

○4番（利根健二君） 続きまして、2番目の質問に移ります。

振興計画の前期基本計画、第5期実施計画にありますように実施がおくれているようにございますが、平成23年度、平成24年度、平成25年度と合わせて5億2,600万円の予算で光設備設置の計画がございまして。その中でですね現在光系で高知県である程度自前の回線を持っているというか借りてでもやっております通信業者としまして、NTTとピカラネットですかね、四国電力系ですかね、が通信事業者があります。1年前のその織田議員への答弁の中ではNTTと話を進めていると言っておりましたが、この四国電力系との話は全然されてなかったのかをお伺いをいたします。これは他の市町村でですね1社独占の契約の中で結構工事費が高どまり、100%近い工事費のやったりとか、あとあとあります。あとその公設民営の場合、不利なIRU契約等の問題で大変に苦労している自治体もございまして、ちょっとでもこう競争が民間のほうでできるような状況があればと思います。ちなみに高知県のブロードバンドサービスエリアの表というのがありまして、それを見ますと平成21年度の交付金で光を設置した奈半利町、安田町、北川村、馬路村では、NTTがIRU契約者とはなっておらずピカラのほうですね、が契約者となっております。そういったことも踏まえましてですね、やっぱりある程度民間の業者でも競争ができるような状態での契約というか交渉を進めていったらと思いますけども、これについてお伺いをいたします。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。お答えいたします。

四電系の通信事業者につきましては、前任者にも確認をしましたが今まで本市に対し営業に訪れたことはないとのことで、もしかしたら香美市で事業を展開する意思がないのではないかと推測され、現在のところ交渉した経緯はありませんが、今後本市での整備方針が定まり事業実施が決まれば、その方針に沿った形で参入する意思があるかは確認する必要があるというふうに思っております。

○議長（西村芳成君） 4番、利根健二君。

○4番（利根健二君） 実はこの庁舎の前に前回の僕の、自分やないだれかの一般質問で使った写真なんかが、S T N e tというクロージャというかボックスがありまして、多分アナログなのか光なのか、既に香美市のほうで営業はしてないですけども回線はひょっとしたらもうあって使えるような状況になっちゅうんやないかという気もいたしておりますので、ぜひ検討をお願いをいたしたいと思います。

続きまして、この3番目へ移ります。

前期実施計画で予定されている5億円強の予算は、この時点での想定で結構でございますので対象エリアは香美市全域を対象としているのか、もしそうでなければどのエリアを対象にした金額であるのかをよろしくお願いをいたします。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。お答えをいたします。

実施計画での5億円強の予算につきましては、平成23年度初旬にN T Tのほうが繁藤、そして美良布局、そして大栃局の人口が集中している地域のエリア限定で大まかな試算をした数字を上げらしていただいております。この時点での県の説明では、公設民営による施設整備でなければ補助金や起債を充当できないとのことで、この時点の計画では公設民営方式の整備で計画をしておりました。その後N T Tと何度か協議を行いましたが、N T Tとしては電話加入者の3割の光への加入、そして整備後は施設の所有が市となるため施設の維持管理費に多額の経費、これはN T T側の話ですと年間2,000万円程度にはなるんじゃないだろうかという話がありました、そういった経費が必要になるのではないかとということで、公設民営での整備は今後市が多額な負担を継続していかなければならないこととなるためこの方式での整備は困難であるとの結論となりました。

そして、その他の方法として昨年秋から検討を行っているのが民設民営方式でございます。事業者が施設整備を行う際に市町村が一定額を負担し、その後の運営は民営、民間が行う方式ですが、この方式であれば施設整備時に負担が必要となるもののその後は全く負担は発生をしません。問題は施設整備時の市町村の負担ですが、これについても本年度に入り知事が国に対し要望活動を行った結果、負担金への過疎債の充当が可能であるとの回答が国から寄せられたというふうに聞いております。これによりまして一定

財源の確保もめどもつきましたし、光ファイバーケーブルの単価も数年前と比べ相当下がってきているようで、工事費についても随分圧縮できるのではないかというふうに思います。今後は延伸するエリアの詳細な決定とともに、本市の負担分について妥当な金額かどうか県にも相談し、また事業者とも交渉を行い、早期の延伸に向け検討を進めたいというふうに思っております。

○議長（西村芳成君） 4番、利根健二君。

○4番（利根健二君） そうですか。公設民営を念頭に組み立てておりましたのでなかなか質問が続けづらくなっておりますが、民設民営ということはですねちょっと自分別の資料を持ってまして、NTTは2025年を期限に加入電話網、PSTNをIP網へ移行する予定だそうであります。つまりですね、現在の現存する現在の技術の中では、NTTは低速であってもですね光回線、低速の光回線があるらしいです、低速の光回線であっても既設のメタルケーブル、従来の電話線です、を特別な例外を除き光ケーブルにかえていく必要があるということです。これ香美市がやろうがやるまいが2025年にはNTTはどっちにしても工事をして今のメタル線を光にかえる計画があります。ということはですね、私見で違うかもしれませんがNTTは公設民営方式よりも補助金をもらって民設民営にしたほうが自前の光回線を持つということで、これはNTTの今後の事業展開の中で手続とか予算など大きなメリットを持つものと自分は考えております。つまり、国を挙げてのこう情報格差是正の大合唱のもとにですね公共の予算で、本来は民間単独でやらなければならないところまでやってしまおうやないかというような、に私自身は感じ取っております。で、私もその香美市全域でのブロードバンド化を望むものですが、先ほども課長言われましたように交渉の中でですね本当に香美市に合ったプラン、必要の、かつ、無駄のないものをしっかりと見きわめた上で金額も含めた交渉をちゃんとしていってもらいたいと思います。それについてそのどういうお考えなのかよろしく願いをいたします。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。まず、2025年までに現在の方式を光に変えていくということで、ここまで待てば光になる可能性があるということで判断が非常に難しいところではあるだろうかというふうには思います。やはり香美市におきましては、この土佐山田地区の中心部、そして香北、物部ということで、やはりその旧町村間での情報の格差がかなり出てきております。この10年間待って民間業者にゆだねるのか、そして早急に整備して住民の利便性を図るのか、これは検討する必要があるかというふうに思っております。

○議長（西村芳成君） 4番、利根健二君。

○4番（利根健二君） その民設民営でございますが、既に今年度そういった県の方角が出た中で先日の新聞にも載っておりましたが、田野町が民設民営で過疎債を利用して光ファイバーを設置するというところでございます。これはその金額がエリア網、もと

もと狭い関係もありますけども1,000万円掛ける5年分の5,000万円の赤字補てんみたいな契約をしたとかせんとかいう、あくまでもうわさですのであれですけども、いろんな形での交渉もその、もう既に今年度からの事業とはいえ先進地もございまして、ぜひまた田野町なんかともどういう状況やっということを相談をして、相談というか問い合わせとかしてですね進めていっていただきたいと思っておりますけどもどうでしょうか。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。まさしくそのとおりであると思っております。やはり市のほうはですねそういった事業に対しては素人でございますので、事業展開していく上では県の情報政策課や先進地であります田野町、こういったところともですね情報交換をしてですね、民間事業者の提案が適切なものかどうかということはどう判断していく必要があるんじゃないかというふうに思います。

○議長（西村芳成君） 4番、利根健二君。

○4番（利根健二君） 通告の4番、5番、6番、7番につきましては、公設民営を前提とした質問でございましたので、民設民営ということではほぼ方向が決まっておるといことで質問を取り下げさせていただきたいと思っております。

続きまして、2問目というか2項目めへ移りたいと思っております。

商店街の側溝のことについてお伺いをいたします。

第1次香美市振興計画、前期基本計画の第5次実施計画の中で市道、商店街通り側溝改修の事業が平成24年度、平成25年度と計画をされていますが、この2年間の計画場所をお伺いをいたします。これは国庫支出金等が財源の半分以上を占めているようなので国の総額査定等左右される部分とかもあると思っておりますが、実施の見込みもあわせてご答弁をよろしくお願いをいたします。

○議長（西村芳成君） 建設課長、宮地和彦君。

○建設課長（宮地和彦君） 利根議員の商店街の側溝についてお答えをさせていただきます。

実施見込みにつきましては、予定箇所と財源確保と並行して確定をしております。平成24年度は百石地区から楠目地区を施工予定で、平成25年度については楠目地区を予定しています。

以上お答えします。

○議長（西村芳成君） 4番、利根健二君。

○4番（利根健二君） 2番目へ移ってまいります。

西本町1丁目と東本町1丁目に設置されております木製床版ですね、木製床版、木製の側溝のふたでございまして、それをつくったとき計画時の耐用年数、経過しての現在の感触、傷みぐあいをどのように考えているか、このエリアの床版の改修の予定等をお伺いをいたします。これはね大雨時ですね側溝の水があふれて、その圧力で下から床版

を持ち上げまして固定している部分が腐っている木部が外れる現象があります。歩行者にとっては結構危険なというか足を突っ込むような状況があります。その都度の修理においては、連絡した折には素早い対応でもう即直るような対応はしていただいておりますが、割とこう回数というか箇所がふえておりますので抜本的な修理、検討の必要があると思いますが、どういう認識なのかをお伺いをいたします。これ多分、床版の設計においてですね木材、ビス等の経年劣化が進んだときにこう下から突き上げる圧力に対しての対応があんまり考えられてなかったというか、鉄板から下に木ねじで上へ打つだけの固定方式なので、これは今思えばなかなかちょっと危ない設計やなかったかという気もしておりますのでよろしくお願いをいたします。

○議長（西村芳成君） 建設課長、宮地和彦君。

○建設課長（宮地和彦君） はい。西本町、東本町1丁目、この地域に設置した木製床版ですが、事業の成果としましてはコンクリート床版と比較して修繕の頻度は極端に減少はしています。10年以上を経過した現在、製品の耐用年数は約20年ですが、材質の特性からも均一でないため腐食の早い箇所も見られます。また、通行の状況や台座の状況から損傷の箇所も見られますが、衝撃は緩和される製品と考えております。水で破損が生まれる場合については、常時乾燥がない状態の箇所だと思います。その部分についてはこれからも修繕等が必要になってこようかと思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 4番、利根健二君。

○4番（利根健二君） 常時乾燥がない場所についてはですね割とわかっていると思います。あと車の出入りがあるところは割とこうがたがたが多かったりして傷みも早いように思いますので、そういった場所はですね、いうたら今回その台風が多分、あんまりすごいことじゃなかったんですけども、事前にですねある程度こうさわってみたらわかると思いますので、明らかにやばそうな、常時木が湿ってるとかいうことは注視をしてですね、そのシーズン前ぐらいには目視かちょっとさわるぐらいでも結構ですので点検をしていただければまた住民の皆さんも安心できるかと思っておりますので、その辺はどうでしょうか、よろしくお願いをいたします。

○議長（西村芳成君） 建設課長、宮地和彦君。

○建設課長（宮地和彦君） はい。2回目のご質問については、降雨、集中豪雨とか台風時期とかいうときにはですね、事後に調査をするようには極力気をつけていきます。また、地域からの通報、非常にありがたいです。ふだんから時々変調があればですね連絡をいただいて修繕の手はずをとれますので、それは感謝をしております。

○議長（西村芳成君） 4番、利根健二君。

○4番（利根健二君） 3番へ移ってまいります。

今回の平成24年度、平成25年度で商店街すべての改修が終わるとは思えませんが、というのは商店街の中でも商店街の南部、北部をやっているところと南部、南側だけの

ところがございますので、長期的には多分両方やりたいのか、やっただけなのかなどという期待も含めましての質問でございます。後期基本計画の中には特段の記述はされておられません。前期の計画でも特段の記述はない中で事業化をされているように思いますが、後期におきましても実施計画の中でですねこういったことが織り込まれていく可能性があるのかどうかをお伺いをいたします。

○議長（西村芳成君） 建設課長、宮地和彦君。

○建設課長（宮地和彦君） お答えをいたします。

現在整備を進めている路線の早期完成、これについては継続をして早く済ますということで、実施計画においても継続の必要性は重要と考えております。財源確保も含めた実施計画の中でローリング、また修正を加えていきたい。一応ですね商店街通りは全線対象となっておりますので、今の木製床版の箇所もですね耐用年数、また修繕の頻度によりまして最終にはなろうかと思っております。

○議長（西村芳成君） 4番、利根健二君。

○4番（利根健二君） わかりました。なかなか商店街の南側は側溝の幅も狭くてですね、あと工事するにしても結構南側に電柱が設計上商店街についてはずっと立っていますんでなかなか難しいとは思いますが、ちょっと幅の狭くて深いやつにするとか、深さとかいろんな検討はしてぜひよろしくお伺いをいたします。

続きまして、4番へ参ります。

商店街市道と駅前通りの、市道と県道の交差点から東側が大雨時にですね結構水があふれてその民家の中とか入っていったりもしております。これ側溝のサイズの限界なのか、県道の下雨水管が受け入れができなくなってあふれているのか、どっかほかに別に僕らあが外から見てわからん構造上の問題があるか、原因がわかっているんでしょうか。またほんで、それが解決できる可能性があるものなのかをよろしくお伺いをいたします。

○議長（西村芳成君） 建設課長、宮地和彦君。

○建設課長（宮地和彦君） お答えをいたします。

道路側溝の断面については、通常断面は確保されております。商店街の雨水は物部川へ流れていますが、飲み込みの流下能力は勾配上はあります。構造上の問題では、'98豪雨のときのような物部川の水位上昇や飲み込み箇所に阻害するものがあればあふれることになろうかと思っております。今高知山田線に埋設された雨水管により、駅北の押し水はだんだんと解消され浸水問題は良好に向かっていると考えてはいます。解決できる可能性というのはないことではなくてあるというお答えで、その雨水計画についてはですね再調査等がまだ必要と思っております。

○議長（西村芳成君） 4番、利根健二君。

○4番（利根健二君） 以上で終わります。

○議長（西村芳成君） 利根健二君の質問が終わりました。

次に、14番、片岡守春君。

○14番（片岡守春君） 14番、片岡でございます。総括方式で1間だけお尋ねをします。

高知おおとよ製材の操業に関して、長岡郡大豊町に集成材メーカー大手の銘建工業が県内林業団体などに出資し、来年5月に稼働される高知おおとよ製材が設立されました。資本金9,700万円で銘建が58%、県森林組合連合会が28%、大豊町12%、県素材生産業協同組合連合会2%となっています。銘建工業は住宅などに使う集成材を主に製造しており、県と大豊町が森林の活用、拡大を目的に誘致したものであります。新会社は県の補助金を受けて工場を新たに整備し、集成材のもとになる板材と建築材の間柱を製造する計画のようであります。操業開始は来年5月の予定です。初年度は原木5万立方メートル、3年目からは10万立方メートルを取り扱う計画であります。この数量は現在県内で1年間に切り出されている原木量の4分の1に当たり、新会社にとっては原木の安定確保が最大の課題だと言われております。このため県森連が原木の供給の基本的な窓口となります。森林組合全体で原木をどれぐらい増産できるか検討し、新会社と安定供給に向けた協定を結ぶ方針とのことであります。

そこで、お尋ねします。操業後2年間は5万立方メートル、3年目からは10万立方メートルの原木を扱うとの計画ですが、本市の林業にどのような影響、波及効果があるのか認識をお尋ねをします。

新工場が必要とするサイズの木を10万立方メートルを用意するには山で20万立方メートルの伐採が必要と試算しており、皆伐も積極的に促進していく方針、皆伐後の再造林についての本市の対応を伺います。この工場の伐採する木材については、3メートルの真っすぐなもので末口が24センチ以上なければいけないということで、曲がった根元のほうとかいうものはすべてはねられるということですので、倍以上の立木が切られなければその目的の数字には、数量には達しないというようになっているとのことです。嶺北3町村では、伐採後の再造林に対し国、県の補助率に町独自で上乗せをし100%にする方針であるとあります。本市も上乗せを考えているのか対応を伺います。なお、大川村も上乗せをするということで検討を始めているようです。

これで1回目の質問を終わります。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 片岡議員の高知おおとよ製材の操業に関してのご質問にお答えいたします。

まず、本市の林業への波及効果についてでございます。

森林率84%を誇ります高知県、また同87.4%を誇ります香美市にとって、戦後植林されました森林が成熟いたしまして本格的に伐採をできる状況となってきております。高知県におきます第2期産業振興計画におきましても、原木生産の拡大と加工体制の強化は最大のテーマとしまして、平成22年度現在で40.4万立方メートルの素材

生産量を4年後には62万立方メートル以上、10年後には65万立方メートル以上を目標として積極的に現在取り組んでいるところであります。今回第三セクターとして設立されました高知おおとよ製材では、平成27年度に片岡議員のご質問にもありましたように10万立方メートルを確保するために現在県森連と供給協定を締結しまして、また、この県森連は素材生産業者や森林組合と増産計画を主とした供給協定を結びまして原木の確保に取り組むという形になっております。香美市におきましても、香美、物部両森林組合におきまして森林経営計画に基づき積極的な展開を図るという形になっております。具体的に申しますと物部川流域におきまして現在2万6,000立方メートル程度の木材が搬出されておりますが、1.8倍である4万7,500立方メートルの計画がされております。

皆伐後の再造林につきまして、これは嶺北3町村での補助の上乗せという問題とですね重なってきますので関連しますけれども、皆伐後の再造林に関しましては、造林補助事業で採択されました人工造林及び附帯施設等の整備、これにつきましては鳥獣害の防止施設の整備、いわゆるシカのネット等になりますけれども、こちらをあわしまして再造林と一体的に実施をした場合に造林補助については68%、防護ネットの補助等につきまして22%の合計90%という事業が制度化されております。この嶺北3町村でもこちらの90%にプラス10%の分を上乗せをするという形で100%という形をとっておりますけれども、当市といたしましては、この香美市森林組合のほうがですね香南市、南国市、いわゆる3市にまたがっている森林組合でございます、その3市での調整が必要であるというふうな認識で、これはもう今後の早急の課題というような形で認識をしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 14番、片岡守春君。

○14番（片岡守春君） 14番、片岡です。

ご答弁の中で香南、南国、香美市と、この3つの行政が相談をして90%に上乗せをするかを前向きに検討すると、する方向であるというように理解をしたものですが、それは間違いなのかどうか確認をさせてもらいたいと思います。

この山持ちというか立木を売るということはこれはもう個人の自由で、それからあと再造林をするということもこれはまさに個人の自由なことでありますけれども、現在の立木を持つてる人の状態というのは高齢化とか後継ぎもいないということで、なかなか個人に向けての造林をお願いしても前に進まないということで、こういうことがこういう行政の援助を受けて第三者機関が造林をしていくということではなければ前に進まないというのが現状なようであります。もしこれが個人任せになった場合は、再造林がなされなかったら治山、治水の大きな影響が出てくると、山の活性化のために立木を切った後が全然活性化につながらなく、山の崩壊、その他で国や県が後々その面倒を見るというようなことになりますので、どうしてもこの再造林ということ的前提としてこの事業が

進んでいくと、また、一山越えた嶺北ではそういう補助率が100%になっているということからいっても、地域によって格差が生じないような配慮はすべきではないかというように思います。鹿児島大学の教授で遠藤先生という方が、今日本での先進地というところでは再造林をしないと山を買えないという論理感が素材生産業者の中に芽生えていると、木材需要拡大する中で大きな意識変化だとして本県の健全な山づくりに期待も寄せているということから、どうしても切っていく一方再造林をして山を守っていくということが先進地の新しい姿として出てきているということが言われております。この点で私の理解したことは間違っていないかどうかご答弁をお願いします。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） お答えいたします。

まず、3市の関係でございますけれども、そのすべてを含めまして3市として検討を行っていくというふうな形でご理解いただければと思います。

それと、当然その各個々のですね森林の所有者に当然あれなんです、森林経営計画におきましては個々の森林の所有者の方からですね森林のこの経営計画という面的な整備という形のですね申請をいただきまして、いわゆる要間伐の森林であるとか、後々の間伐、皆伐後のですね植林であるとかも含めましてすべてを計画のもとに面的に実施をしていくというふうな計画によりまして補助をやっていくというふうな事業でございますので、ただですね、すべて植林を、皆伐したところをすべてを植林するというふうな形ではなくてですね、やはりこの森林計画の中に、経営計画の中には保水率の高い雑木林としてのいわゆる雑木林帯、帯ですね、それを設けることによって森林のさまざまな機能をより一層拡大していくということも含めまして事業、面的に事業を展開していくというふうな形でご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（西村芳成君） 14番、片岡守春君。

○14番（片岡守春君） 14番。最後の質問をします。

この事業については大変大きな展望があるといいますか、大豊町ではおおよそ製材の稼働を見据え木質バイオマスの発電所を町に立地できるか可能性を検討すると。特にこの銘建については、岡山県でも自家発電、木材によるはね材で電気をおこしていることの経験も踏まえて、大豊町で県内で初めての木質バイオマスの発電所が立地できるかの1つのかけにもなっておるわけです。可能性を検討する建築資材として、今まではその使えない木材はすべて山間部で廃棄されていたものを、これを山から持ち出して収入に変えていくと、地域の林業に大きな効果を生む事業が計画されつつあるということですが、このことについて担当の方の所見をお伺いします。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） お答えいたします。

まず、今回のこの森林経営計画でございますけれども、いわゆる森林管理の環境保全

直接支払ってという形で位置づけられておりましてですね、森林法の全面施行に伴いまして搬出間伐等の森林整備に対する支援を本格的に実施するというのが目的でございます。当市におきましてはですね、まず、この面的に集約化することによりまして計画的な施業を行う者を支援していくと、まず林業の支援ですね。それから、間伐等におきましても5ヘクタール以上の実施箇所をまとめて実施することができることによりまして、1ヘクタール当たりですが10立方メートル以上の材、木材を搬出することができる。それから、これに伴いまして今度は路網の整備が可能となってきます。これは間伐等の森林施業と一体的にですね林道であり、林業専用道路であり、また作業道路であるというふうな形でですね、後々の再生林をした、いわゆる手入れにも使えるような道路網の整備も可能となってくる。また、これに集約化に必要な境界確認等の活動におきましても支援が可能であるというふうなさまざまなこの波及効果がございますので、当市といたしましては、この森林ということの主目的といたしまして事業の展開を行っていきたいと考えております。

以上です。

○14番（片岡守春君） 終わります。

○議長（西村芳成君） 片岡守春君の質問が終わりました。

次に、16番、島岡信彦君。

○16番（島岡信彦君） 16番、島岡信彦、自由クラブです。一般質問、通告に従ってまいります。

今回は青少年の問題について一般質問をいたします。

青少年の育成問題についてであります。次代を背負う青少年が心身ともに健やかに成長し社会環境に適応し自己を確立しながら一人の人間として社会参加をしていくことや、その方法を見つけ出していくことができることが今後の香美市にとって非常に重要だと考えます。今日青少年を取り巻く環境は、パソコンや携帯電話などの情報社会の目覚ましい普及、発展により青少年に悪影響を及ぼすものがはんらんしております。少年非行の増加は、少年を取り巻く環境が著しく悪化するとともに家庭の教育力や地域社会の非行を防止する力も薄れているのではと考えます。また、少年自身の道徳心の欠如や社会性の欠如、あるいは人間性の未熟さ等にも大きな問題があるのではないのでしょうか。また、大人社会がモラルや規則に対して寛大になっていることから、少々の悪さは許されるといった傾向も影響しているのではと考えます。青少年を健全育成するためには、国や地方公共団体を初め家庭、学校、地域社会が一体となって総合的に取り組んで進めていくことが重要であると考えます。本市においては、そういった青少年の現状を把握し正しい方向へ導いていく上でも少年育成センターの業務については重要だと考えます。

1番目の少年育成センターにおける平成22年、平成23年の少年の補導状況はどうか。

次に、2点目ですが、子どもたちは自分の心の葛藤や悩み、親にも友人にも相談でき

ずにいるのではないのでしょうか。人はさまざまな障害や悩みを乗り越えて成長していくものですが、心がうまく処理できないまま思わぬ行動を起こす場合もあるのではと考えます。補導後の支援のあり方についてはどのように行っているのか。

3点目は、警察、学校との連携も重要であると考えますがその点についてはどうか。

次に、4点目ですが、万引きは昔なら貧しくてお金がなく必要に迫られて盗んでしまうようなことが多かったと思うが、現在ではゲーム感覚で万引きを行っている場合もあるのではないのでしょうか。道徳意識が低下していると考えられるが、非行の入り口とも言われる万引きについては再犯したり常習化するおそれもありますが、そういったことから学校での非行防止についての取り組みはどのように行っているのか。

最後に、5についてですが、人はこの世に生をうけてから思春期のころまでに経験したことが基本となり人生を左右するように思われます。青少年を非行や犯罪被害から守るために早い段階から子どもたちの規範意識を熟成し、やっていいこと、悪いこと、危険から身を守るために必要なこと等をしっかり理解させることや、少年の健全育成に有害な環境を浄化させることのほかに、一度の過ちや失敗を一生背負っていくのではなく正しい道に導いていくことが重要であると考えますが、青少年の非行防止と健全育成についての教育長の所見をお伺いします。

これで1回目の質問を終わります。

○議長（西村芳成君） 生涯学習振興課長、田島基宏君。

○生涯学習振興課長（田島基宏君） 島岡議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目でございます。少年育成センターにおける補導の状況はというご質問でございます。

平成22年度におきましては、小学生はゼロ件、そして中学生が13件、高校生等が19件、そのほかの少年が18件、合わせて50件と、このような状況になっております。平成23年度につきましては、小学生が1件、そして中学生が64件、高校生が4件、その他の少年が3件、合わせて72件という件数になっております。

2点目のご質問でございます。補導後の支援のあり方についてということでございますが、補導後の支援というよりは補導する段階から後までのおつき合いというような形でご答弁をさせていただきます。

補導少年に対しましては、本人に社会のルールを簡潔に説明いたしまして、それらを守るように指導しております。また一方、補導された少年本人の自尊心等を傷つけてもいけませんので、そういった低下を防ぐための配慮も大切にしております。厳しい叱責は極力避け、少年の非行を防止するような言葉を丁寧に説明しております。また、そういった少年に対しましては、後々につきましてはそういった場で本人といろいろ社会のルールについても約束していただいておりますので、そういった目標が今度会ったときには幾らか達成できたような点があればこれらを褒めて、少しでも非行から少し離れていっているというようなところを褒めているような、そういった補導をしております。また、

補導される少年は学習のおくれや友人とのつき合いがうまくいかない、そういったこともあったようで、そしてまた、大人に対しての不信感、そして自尊心の低下に加えまして周囲からの言動を受けることなどによりまして家庭や学校はつまらない、大人からはしかられてばかりというような心理に陥っているようでございます。そのようなことで同じように感じている仲間が結びつきまして現在グループ化していることもございます。このように1人では解決できないさまざまな問題を抱えている社会に順応できない状況の少年にとりましては、そういったものを排除する論理ではなく少年と長い話し合いの中で支援をすることが大切なことであると考えております。そのために決して大人の考えを直接こちらから無理に押しつけずに、焦らずに落ちついて考える時間を少年のほうには与えております。また、少年は自分1人ではなかなか問題を解決できなくて現実的に徘徊をし悩んでいる状況でございますので、見ただけの判断に陥らないように一人の人格としての尊重をしながら十分接しているようにしております。また、少年と話ができれば何の援助もできませんので、補導活動は出会いの場であるというような気持で支援を続けているという状況でございます。

それから、警察と学校の、3点目の警察、学校との連携についてでございますが、育成センターにおきましては指導委員研修会というのを学校がそうやって警察側との連絡調整の場もでございます。そういった場でその状況を報告し合いながら状況判断を協議しているところでございます。現在高知県教育委員会が昨年8月に高知県警察本部と協定を結びまして、これまでの内容を拡充した高知県学校・警察連絡制度を10月1日から施行しております。そういったことによりまして警察と学校の連携が直接結ばれるというようなことがございまして、教育委員会の協定締結を受けまして香美市教育委員会におきましても香美警察署と協定を結びまして、香美市の公立学校を対象といたしました香美市学校・警察連絡制度を今年4月1日からスタートさせたところでございます。そういったところで直接学校と警察と連携もさらに深まって平成24年度のところは実施している、こういった状況でございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

申しわけありません。4点目が抜かっておりました。失礼しました。万引きは非行の入り口と言われているということで、非行防止の取り組みという4点目のご質問をいただいております。ご答弁が抜かっておまして申しわけありません。

その4点目の非行防止についてでございますが、学校では確かな学力、そして豊かな心、また健やかな体を育てることが重要であると考えまして、学校では学校だけでなく保護者や地域との連携を深めながら児童・生徒を育てている状況でございます。これら的大まかに分けてこの3つでございますけれど、これらの1つでも欠如をいたしますと非行防止につながらないおそれがございますので、これらを各学校が現場ではそれをベースに取り組んでいるところでございますが、これがすぐに非行防止に成果が得られると言えるとは言えないと思っておりますが、学校ではそういったことを重点的に頑張っ

おるような状況でございます。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） 島岡議員の青少年の非行防止と健全な育成についての教育長の所見ということでお答えを申し上げます。

これまで少年育成センターの所長として田島課長のほうがお答えさせていただきましたように、本市の青少年健全育成における課題はたくさんございます。児童・生徒の抱える問題の背景にはさまざまな問題が関係しているため、学校が中心となって取り組むことはもちろんですが、警察や児童相談所などの関係機関との連携、協力のネットワークを強化したり家庭、地域、青少年健全育成団体が協力して取り組む必要があります。青少年の健全育成は予防的な取り組みが基本です。学校での生徒指導は、一人一人の児童・生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら社会的資質や行動力を高めるように指導、援助するものですので、児童・生徒の発達段階に応じた生徒指導を進めていかなければならないと考えています。青少年の健全育成は地域社会みんなの願いです。家庭、学校、地域、行政、関係機関がそれぞれの機能を発揮し合って青少年の健全な育成を支えなければならないと考えます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 16番、島岡信彦君。

○16番（島岡信彦君） 2回目の質問を1点だけ。

そのやっぱり補導後の支援のあり方についてでございます。やっぱり一番大事なのは、やっぱり子どもたちが抱える問題の中にはやっぱり教育であったり福祉であったり医療であったり更生保護であったりといったさまざまな分野で活動を起こして、いろんな形でシグナル的なサインを出されて、そういうふうなちょっとしたことでつまずいたりします。教育長が言われたように関係機関と連携を持って、継続支援と相談の窓口といったことをどこでやるのかということについて、支援、相談の窓口はどこへ行けば、そういういろんな分野の人がね連携しおうていろんな子どもに対して集まってサポートチームしていくのか、サポート、協議してそれを育成センターで話されるのか、そういう場があるのかということを再度。

○議長（西村芳成君） 暫時時間の延長をいたします。

教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） お答えをいたします。

問題の行動に対しましては、本当に連携が一番大事で、たくさんの事例がございますけれどもすべてチームをつくってすぐに対応するようにしています。窓口はということは、その問題と出会う場所は学校が一番多いのですけれども、例えば少年育成センターのほうで子どもと出会ったとき、子どもの事例と出会ったときにはすぐに学校と連絡をとりその子どもに対して、例えばそうですね、例えば児童相談所だったり家庭だったり

ですね、それから福祉事務所だったり、教育だけのことではなくてもうちちょっと家庭から支えていくというふうなことも必要だったりしますので、そういうチームをすぐつくって、ケース会っていうか、その子どもについての集まりの会を開いて、物事が早く解決できるように大人の支援体制をつくっていきます。学校から出発するときもあれば、教育委員会から相談事例を受けて出発するときもあればというふうなことで、そうですね、そのときに応じてそのコーディネートの中心が学校、行政が多くなると思います。教育委員会が多くなるのですが、いろんなことで絡まって子どもをよい方向に導こうというふうにはしています。

○議長（西村芳成君） 16番、島岡信彦君。

○16番（島岡信彦君） 終わります。

○議長（西村芳成君） 島岡信彦君の質問が終わりました。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ延会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議は延会することに決定しました。

本日の会議はこれで延会します。

（午後 3時56分 延会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 4 年 第 3 回

香美市議会定例会会議録（第 3 号）

平成 2 4 年 6 月 2 0 日 水曜日

平成24年第3回香美市議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 平成24年6月13日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 6月20日水曜日（会期第8日） 午前 9時01分宣告

出席の議員

1番	有元和哉	12番	山崎龍太郎
2番	矢野公昭	13番	大岸眞弓
3番	山崎眞幹	14番	片岡守春
4番	利根健二	15番	竹平豊久
5番	濱田百合子	16番	島岡信彦
6番	山崎晃子	17番	石川彰宏
7番	爲近初男	18番	竹内俊夫
8番	千頭洋一	19番	前田泰祐
9番	織田秀幸	20番	山本芳男
10番	比与森光俊	21番	小松紀夫
11番	依光美代子	22番	西村芳成

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	門脇慎夫	福祉事務所長	岡本明弘
副市長	明石猛	産業振興課長	佐々木寿幸
総務課長	山崎綾子	林業事務所長	久保和昭
政策企画財政課長	濱田賢二	建設課長	宮地和彦
会計管理者兼会計課長	野島恵一	上下水道課長	岡本博章
管財課長	岡本博臣	《香北支所》	
まちづくり推進課長	今田博明	支所長	二宮明男
市民保険課長	山崎泰広	地域振興課長	舟谷益夫
健康介護支援課長	丸内一秀	《物部支所》	
税務課長	阿部政敏	支所長	小松清貴
収納課長	前田哲雄	地域振興課長	和田隆
ふれあい交流センター所長	高橋千恵		

【教育委員会部局】

教育長	時久恵子	生涯学習振興課長	田島基宏
教育次長兼教育振興課長	後藤博明	学校給食センター所長	竹内敬

【消防部局】

消 防 長 寺 田 潔

【その他の部局】

監査委員事務局長 横 谷 勝 正 農業委員会事務局長 西 村 博 之

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 小 松 美 公 議会事務局書記 岡 村 愛

議会事務局書記 野 口 恵 子

市長提出議案の題目

な し

議員提出議案の題目

な し

議事日程

平成24年第3回香美市議会定例会議事日程

(会期第8日目 日程第3号)

平成24年6月20日(水) 午前9時開会

日程第1 一般質問

- ① 6番 山 崎 晃 子
- ② 7番 爲 近 初 男
- ③ 11番 依 光 美代子
- ④ 12番 山 崎 龍太郎
- ⑤ 3番 山 崎 眞 幹
- ⑥ 5番 濱 田 百合子
- ⑦ 13番 大 岸 眞 弓

会議録署名議員

1番、有元和哉君、21番、小松紀夫君(会期第1日目に会期を通じ指名)

議事の経過

(午前 9時01分 開会)

○副議長（小松紀夫君） おはようございます。ただいまの出席議員は21人です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程に入る前に報告をいたします。22番、西村芳成君は、所用のため午前中欠席という連絡がありました。

議事日程は、お手元にお配りをしたとおりです。

日程第1、一般質問を行います。通告順に従いまして順次質問を許します。

6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） おはようございます。6番、くらしと福祉を守る会の山崎晃子です。私は、住民の皆さんの声を大切にし、その思いを真っすぐ届けられるよう丁寧な質問に努力いたします。市長並びに関係担当者から率直で誠実な答弁をいただきますよう求めまして、通告に従い質問いたします。

本日の質問は、独居高齢者の状況把握及び孤立死等の防止対策について、災害時要援護者について、奥物部美術館に関して、シカの被害対策についての4項目を一問一答でお伺いいたします。

初めに、だれもが安心して暮らせるように独居高齢者の状況把握及び孤立死等の防止対策についてお伺いいたします。

今年に入り札幌、東京、埼玉、高知などでだれにも気づかれないまま命を落とすという心が痛む不幸な事件がありました。新聞記事によりますと、いずれも行政や福祉の網の目からこぼれ落ちた孤立死ということでした。札幌のケースは真冬の出来事でした。40歳代の姉妹二人暮らしでしたが、妹さんに知的障害があったためお姉さんがお世話をされていたそうです。しかし、お姉さんが自宅で突然病死し、後に残った妹さんは暖をとることもできず凍死されたということでした。東京では、40歳代の母親と4歳の男の子が死後一、二カ月たってから発見されました。札幌のケースと同じようにお母さんが病気で急死した後、知的障害があった男の子が衰弱死したとのことでした。埼玉では、60代のご夫婦と30代息子さんが餓死したと見られ、ミイラ化した遺体が見つかったそうです。3家族とも生活に困窮し、電気やガスをとめられたり障害がある家族の世話をしたりの状態、福祉の支えが必要だったそうです。実際札幌と東京の事例では、障害者支援の相談やおむつの支給サービスなどで行政とのつながりがありましたが結果的に悲劇を防ぐことができませんでした。一方、埼玉の一家は、住民票を出さず生活保護の相談もしないなど社会との接点が極めて少なかったとのことでした。県外だけでなく高知でも痛ましい報道がありました。先月、高知市内の民家で死後約2年が経過した70歳代の男性と見られる白骨化した遺体が見つかったとのことでした。新聞記事によりますとこの男性はひとり暮らしで、1年ほど前から姿が見えなくなり郵便ポストに大量のチラシなどが入っていたことから、周辺の住民が異変に気づき近くの交番や高知市

に連絡したそうです。このときは立入調査は行われずそのままになっていたとのことでした。さらにそれから1年経過した今年5月、住民が再び警察に相談し立入調査で孤立死の発見になったということでした。

これらのことをもとに数点の質問をさせていただきます。

まず、1番目ですけれども、2010年の国勢調査では、家族類型のうちひとり暮らし世帯が3割を超え初めてトップになったとの報道がありました。原因は高齢者のひとり暮らしの増加だけでなく、厳しい経済状況やライフスタイルの変化などを背景に若年層を中心に未婚者がふえていることにあると分析されています。このような状況を専門家は今後さらに孤立死の増加が懸念されると危惧し、国や自治体による対策の必要性を指摘しています。孤立死イコール高齢者とは限りませんが、状況的に見てその可能性が高くなると思われれます。本市の場合は特に高齢化が深刻な状況でひとり暮らしの方もふえていると思います。地域において見守りや相談支援の必要性など本市のひとり暮らしの状況把握を行っているのかをお伺いいたします。

○副議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、岡本明弘君。

○福祉事務所長（岡本明弘君） おはようございます。山崎議員の独居高齢者の状況把握及び孤立死等の防止対策についてのご質問にお答えします。

ひとり暮らしの高齢者の把握状況についてですが、平成23年度から民生児童委員によって75歳以上の住民基本台帳上のひとり世帯の方について調査中で、約9割が終了しておりまして、事実上独居という方は744人です。

○副議長（小松紀夫君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） 今調査中で9割ということで744人ということですがけれども、ひょっとその山田、香北、物部の内訳がわかればお聞きをしたいと思います。

○副議長（小松紀夫君） 暫時休憩します。

（午前 9時09分 休憩）

（午前 9時09分 再開）

○副議長（小松紀夫君） 正場といたします。

福祉事務所長、岡本明弘君。

○福祉事務所長（岡本明弘君） 申しわけありません。内訳については把握しておりますが、ちょっと手元に数字がないので後ほどお知らせしたいと思います（後に答弁あり）。

○副議長（小松紀夫君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） 済みません。初めに通告しておけばよかったですけれどもちょっと状況を聞いてと思ひまして、それで、9割の方が調査を済まされたということですが、あと地域包括支援センターとか保健師さんとか、保健師さんも地域を決めてね、担当を決めてっていうことしてるかと思うんですけれども、こうしたことの情報の共有とかそういった状況把

握をするに当たって、情報共有などはどのような形で行われているのでしょうか。

○副議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、岡本明弘君。

○福祉事務所長（岡本明弘君） 済みません。数字手元にありましたのでお知らせします。山田町が504名、香北、旧の香北町が109名、物部町が131名で合計744名となっております。済みません。

情報の共有というのはどういう意味でしょう。これは民生委員さんが調査をして情報を民生委員さんが持っているということなんですけれども、どういう。それからその情報を行政にということでしょうか。

○副議長（小松紀夫君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） ひとり暮らしの状況把握ってということで、民生委員さんが持っているだけではないと思うんですね。それで、そういった状況を、情報を関係機関が共有し合ってその状況把握に努めていくってということが大事じゃないかと思いましたので、そのことで情報共有をどのようにしているのかという意味でご質問をさせていただきました。

○副議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、岡本明弘君。

○福祉事務所長（岡本明弘君） 調査を現在している最中ですので、当然調査された情報ってというのは行政と民生委員さん等が共有をしていかないかとは思っております。

○副議長（小松紀夫君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） そしたら、調査中ということですので、その調査が終わったらそういった形で情報共有をしていくということによろしいでしょうか。

そしたら、2番目の質問に移ります。

本市は山間地域も多く隣近所が離れているという状況が多く見受けられます。二、三日だれとも会わなかったり話をするのがない日もあるということをお聞きしたこともあります。また、高齢になって人に迷惑をかけてはいけないと地域とのかかわりを遠慮される方も多いと聞いています。このような状況を見聞きするたびに、報道されたような痛ましいことが本市で起こらなければいいかと不安にかられてしまいます。

高知市では、さきの事件を受けて再調査を実施したと報道されました。高知市に通報があつて初めて遺体を発見したケースと職員らの訪問時に遺体で発見したケースの2つを基準に過去の事例を調べ直した結果、2006年度からの6年間で高齢者が孤立したケースが約50件あったそうです。本市の場合はどうでしょうか。高知市のように過去にさかのぼっての調査を行っているのでしょうか、お聞かせください。また、本市における孤立死についてもあわせてお聞かせください。

○副議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、岡本明弘君。

○福祉事務所長（岡本明弘君） 本市独自の調査は行っておりませんが、先日県から過去3年間について自宅での孤独死、孤立死があったかどうかの緊急調査依頼があり、調査の結果該当なしで報告しています。県の調査は3日以上たつて自宅で見つかった場

合ということだったため該当なしとなりましたが、死亡の翌日などに発見されたという事案は何件かは過去にあったと聞いております。しかし、集計調査は行っておりません。

○副議長（小松紀夫君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） 県の調査の該当者はなかったということですが、本市は山間地も抱えていますので、やはり過去には私も亡くなられた後1週間ぐらいたって発見されたというような不幸なケースがあったということも聞いていますので、山間地域の状況も考えて独自に調査をしていったほうがいいのではないかと思いますけれども、もしこのような不幸な状況が発生したときには、やはりどういう状況やったのかっていうのを調査をしてその事前の防止策を検討することになってくると思うんですけれども、今回ゼロ件だったのでそういった体制はとってないのかもしれないけれども、今後ですね万が一こういう状況があった場合には、そうした調査とかその事前防止対策なんかはどういうふうに考えていかれる、どういうふうになっているのかお聞かせください。

○副議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、岡本明弘君。

○福祉事務所長（岡本明弘君） 先ほどの質問は次の問題、次の質問にも関連してくるかと思うんですけれども、福祉事務所としてはこれまでどおり地域住民や民生児童委員、地域包括支援センター職員などの見守りなどで対応していきたいというように考えております。

○副議長（小松紀夫君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） はい。そしたら、次の質問に移ります。

報道された事例では、料金滞納でガスや電気などがとめられていたりガスがしばらく使用されていなかったりと明らかな異変があったにもかかわらず適切な対応ができていなかったと指摘されました。このような孤立死を未然に防ぐためには、行政と地域が連携をしながら支援が必要な方々や高齢の方々の状況を事前に把握しておくことが重要であると考えます。厚生労働省は、相次ぐ孤立死の事例を受けて、公共料金の滞納状況を自治体の福祉部門に集約し孤立死対策に取り組むよう都道府県に通知を出したと聞いています。通知内容の詳細をお聞きしますとともに、それに対し本市はどのような体制で対策を講じているかお聞かせください。

○副議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、岡本明弘君。

○福祉事務所長（岡本明弘君） はい。県から地域において支援を必要とする者の把握及び適切な支援のための方策等についてという文書が、5月31日付で6月4日に受け付けをしております。文書の内容は、昨今の孤立死事案については高齢者のみの世帯、高齢あるいは障害、単身世帯に限らず発生しているところから、この実態を踏まえ地域において支援を必要とする者の把握等に当たりましては、別添通知の内容に留意し取り組んでいただきますようお願いいたしますという文書で、別添として厚生労働省からそれぞれの団体に発出した文書の写しが来ておりまして、それぞれの団体というのは、全国社

会福祉協議会会長、全国民生児童委員連合会会長、全国老人クラブ連合会会長として、内容は、管下の団体に対して各市町村等の取り組みにご協力いただくよう周知をお願いしますとの依頼文です。そして、資源エネルギー庁発の文書、それから国認可の水道事業者や県民生部など関連各部署へ発出した文書の写しでは、福祉部局との十分な連絡、連携体制の構築についてのお願いの文書などです。

○副議長（小松紀夫君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） 今通知内容をお聞きしたところですがけれども、それでは各団体にそうした通知がされてると、それから水道、ガス、電気関係にも通知をされていくということですがけれども、それに対して本市はどのような体制で対策を講じているのか。通知をした、それでそのままなのか、やはりこう何かあったときに福祉部門に集約してもらえるようにこちらからの働きかけとか、そういった連携とか、そういったことが必要になってくるかと思うんですがけれども、そのあたりではどのような体制で対策を講じていくお考えなのかお聞かせください。

○副議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、岡本明弘君。

○福祉事務所長（岡本明弘君） それぞれの団体への通知ですがけれども、こちらからの働きかけは必要ではないかというご質問ですがけれども、先日文書が来ただけですので、今後そういった働きかけっていうのも連携をしていくということからすると必要ではないかとは思っております。

○副議長（小松紀夫君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） そしたら、それはもう今後働きかけを考えていくということかと思えますけれども、ここに文書にですね自治体の福祉部門に集約し孤立死対策に取り組むようにっていうことになっておりますので、この福祉部門がかなりいろんな情報収集してっていうことで、こういう不幸なことが起こらないように取り組むということになっておりますので、ぜひそうした働きかけをしてこういうことにならない対策に取り組んでいただきたいと思えます。

では、以上でだれもが安心して暮らせるように高齢者の状況把握及び孤立死等の防止対策についての質問を終わります。

次に、備えは万全に、災害時要援護者避難支援計画についてお伺いします。

昨年3月に発生した東日本大震災は、多くのとうとい命が犠牲となりました。今もたくさんの方々方が避難生活を余儀なくされており、改めて被害の大きさに心が痛みます。このような災害が発生したとき、被害を最小限に食い止めるためにはだれもが安全に確実に避難できる体制を事前に整えておくことが大切だと思います。これまでの議会でも高齢の方や障害のある方などの要援護者の事前把握を行い個別避難支援計画を立てておくことが重要であると訴えてきましたが、昨年の震災で高齢の方が被害に遭われたケースが過半数を占めているとの報告や障害がある方々の避難がおくれたという報告を聞き、ますますその思いを強くしているところです。昨年の6月議会での課長答弁では、平成

22年度に要援護者台帳の整備を行い、平成23年度末をめどに個別支援計画を作成したいと考えていたが、要援護者台帳の対象者が多く個別避難支援計画策定への取り組みがおくれている。対象者は8,300人であり、全対象者の個別支援計画策定は困難である。手挙げ方式で避難支援を希望する方と要援護者台帳の中で支援の優先度の高い方から個別支援計画を作成していくとの趣旨の答弁をいただいております。

このことに関し幾つかお伺いいたします。

要援護者台帳の対象者は8,300人ということでしたが、この方々の要援護者台帳の見直しはどのように行われているのかお聞かせください。

○副議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、岡本明弘君。

○福祉事務所長（岡本明弘君） 山崎議員の災害時要援護者についてのご質問にお答えします。

まず、対象者の数ですが、8,300人ということでしたけれどもちょっと訂正をさせていただきます。現在7,962人として登録をしております。見直しについては異動票や障害者台帳により更新をしております。

○副議長（小松紀夫君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） はい。そしたら、次の質問に移ります。

避難支援計画を作成するに当たって、昨年10月号に災害時要援護者の登録についてという掲載がありました。掲載内容について読み上げますと、登録対象者は「避難等に支援を必要としていても、支援ができる方が近くにいない方で、支援を受けるために必要な個人情報を避難支援者等協力関係者に提供することに同意できる方」ということで、1、介護保険における要介護認定者で要介護3以上の方、2、ひとり暮らしの高齢者または高齢者のみの世帯の方、3、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けており、障害の程度が重度の方、4、常時特別な医療を必要とする方、5、日本語理解が十分でない外国の方、6、その他1から5に準じる状態の方となっています。手挙げ方式ということですが、広報掲載後市民からどれくらいの申請があったのかお聞かせください。

○副議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、岡本明弘君。

○福祉事務所長（岡本明弘君） 申し出のあった申請者数は、5月末現在で72人です。

○副議長（小松紀夫君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） この72人の申請された方は、個別避難支援計画はこの方々の分としてはできているということで理解してよろしいでしょうか。

○副議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、岡本明弘君。

○福祉事務所長（岡本明弘君） まだ計画については作成はできておりません。

○副議長（小松紀夫君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） まだできていないということですがけれども、そしたらちよっ

と3番目にもかかわってくるので3番目の質問に移ります。

全対象者の個別支援計画策定は困難ということで手挙げ方式で避難支援を希望する方、今72人と言われましたけれども、その方たちとそれから要援護者台帳の中で支援の優先度の高い方から個別支援計画を策定していくとのことでしたけれどもまだできていないということですので、これからですね進捗状況をとということでお聞きしたかったわけですが、できていないということで課題、それから今後どのようにしていくのか、対策についてお聞かせください。

○副議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、岡本明弘君。

○福祉事務所長（岡本明弘君） これまで個別支援計画について関係課の職員で一度会を実施しただけで具体的な取り組みまでには至っておりません。全対象者の個別支援計画は策定できませんので、昨年前所長がお答えさせていただいたとおり優先度の高い方から可能な範囲で個別支援計画を策定していくこととなると考えております。今後は、地域住民、民生児童委員や市職員による見守り把握の延長として災害時に生かしていけるように防災の全体計画の中で対応していきたいと考えております。

○副議長（小松紀夫君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） そしたら、まだ可能な範囲ということですので、まだいつできるかということにはちょっとお答えがいただけないようですが、先ほど課長が言われましたように、これ災害のときだけってということではいかんと思うんです。この、これは実際に災害が起きたときに的確にその避難できるようにするためにはやはり日ごろのかかわりが大事になってくると思いますので、その、先ほど言われたように見守りとか支援ができるようにしておくことが必要だと思いますので、ぜひとも早く、せっかく72名の方が手を挙げてこられたわけですので、できるだけ早くにとりかかっていたらいいように考えますけれどもそのあたり、その手を挙げた方だけでも先にとということにしていくお考えはないのかどうかお聞きいたします。

○副議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、岡本明弘君。

○福祉事務所長（岡本明弘君） はい。申請のあった方々から優先ということはあるかと思いますが、その中でも優先度の高い方から策定をしていきたいというようには考えております。

○副議長（小松紀夫君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） できるだけ早くお願いを、お願いを言えませんので、できるだけ早くにということを希望いたします。

以上で備えは万全に、災害時要援護者避難支援計画についての質問を終わります。

次に、物部町のにぎわいを取り戻すために、奥物部美術館に関してお伺いいたします。

奥物部美術館は、現在香美市交流促進施設として指定管理施設となっています。この美術館は現代美術の作品の陳列館として開設され、現在は物部出身の小原義也氏の絵画が常時展示されています。小原先生が帰高した際に在庫の美術品の入れかえが行われて

いると聞いています。この美術館に関し住民の方々から、奥物部美術館をもっと有効活用できないか、以前世界の子ども展を行ったときは大勢の人が来たが今は人の出入りを見かけない、せつかくある美術館を上手に活用して少しでもにぎわいを取り戻すことができないかとの声を聞きます。

このことに関して質問をいたします。

ここ数年の入館者の状況についてお聞かせください。

○副議長（小松紀夫君） 物部支所地域振興課長、和田 隆君。

○物部支所地域振興課長（和田 隆君） おはようございます。山崎議員のご質問にお答えします。

ここ数年の奥物部美術館の入館者の状況ですけれども、平成18年度307人、平成19年度136人、平成20年度216人、平成21年度249人、平成22年度85人、平成23年度88人、以上のような状況です。

○副議長（小松紀夫君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） 今入館者の状況をお聞きしたわけですけれども、平成21年249人で平成22年は85人と、がくっところ入館者が人数が落ちてるわけですけれども、これはどういったことで入館者が少なくなってるのか、この間その平成18、平成19、平成20、平成21年あたり、平成19年もですけれども企画展なんか広報活動とかね、そうしたことがあったのか、ちょっとその点をお聞きしたいと思います。

○副議長（小松紀夫君） 物部支所地域振興課長、和田 隆君。

○物部支所地域振興課長（和田 隆君） はい。お答えいたします。

入館者の状況ですけれども、私の手元の資料で平成11年には1,866人ということで1,000人を超すような入館者があります。入館者の減少については、やはり特別展とか企画展が開催されていないというようなところが1つの原因にあらうと思います。

以上です。

○副議長（小松紀夫君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） 今入館者の状況をお聞きしたわけですけれども、この状況を改善するためには、やはり積極的な事業展開が必要だと考えます。

2番目の質問ですけれども、にぎわいを取り戻すためにもせつかくの美術館を上手に活用できないかという意見はもっともではないかと考えます。今後の美術館活性化のために何らかの事業展開を考えておられるのでしょうか。指定管理ということで答えにくい点もあらうかと思いますが、今考える範囲で結構ですのでお聞かせください。

○副議長（小松紀夫君） 物部支所地域振興課長、和田 隆君。

○物部支所地域振興課長（和田 隆君） はい。お答えいたします。

先ほど山崎議員も言われてましたが、奥物部美術館については物部村交流施設の一部として平成9年4月に奥物部ふるさと物産館の本館の2階にオープンをしています。現

在は、有限会社アクティブ二十一・物部が香美市の指定管理を受け管理、運営しているという状況です。通常は地元出身の小原義也画伯の常設展となっておりますが、最近では平成21年5月16日から約1カ月間、特別展として木村林吉展を開催しております。現在の展示については、昨年8月に香美市立美術館で小原義也展が開催されたのにあわせて寄贈された絵画による入れかえを行い展示しているような状況です。常設展はもとより特別展、企画展など美術館を運営していく上で美術に関する専門的な知識の不足や、特別展、企画展を開催する場合の企画力や開催費用の問題があるというような状況があります。今後については、指定管理者も含めて香美市立美術館などの関係機関の指導を受けながら連携し、活用、運営について検討していかねばならないと考えています。以上です。

○副議長（小松紀夫君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） やはり状況をお聞きしたところ企画展なんかの特別展っていうことができていないということですが、やはりこの奥物部美術館を生かした、私は一応にぎわいを取り戻すためについていうことで入れましたけれども、この奥物部美術館がもう少し事業展開できればというふうに思うわけですが、この美術館の中に入りましたらあいさつ文がありまして、その中内容の一部をちょっと抜粋して紹介します。

当美術館が次世代の主役たる子どもたちへのメッセージとなり、地域の活性化の一翼を担えればと願っております。奥物部美術館では、画家小原義也の作品を余すところなく展示するのみならず、当美術館の企画として現代美術の著名な画家から新進気鋭の画家まで県内外を問わずその作品を随時展示してまいりますとなっております。指定管理者の事業内容にも自主事業という、自主事業の実施等が上げられていますけれども、こうしたあいさつ文にも入っていますようにその奥物部美術館を香美市の文化、教育施設として位置づけて香美市立美術館と連携、あるいは分館のような形で小原先生の作品とあわせてさまざまな企画展や個展、それから香美市内の子どもたちの作品展、あるいは高齢者の作品の発表場所などとして有効に活用できたらというふうに考えますけれども、これは提案ですけれども見解をお聞かせください。

○副議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、田島基宏君。

○生涯学習振興課長（田島基宏君） お答えいたします。

先ほど和田課長のほうからご答弁がありました小原義也画伯の寄贈作品につきましては、現在物部支所で収蔵しているところですが、美術館のほうといたしましてもこの管理、保管についても既にそういったアドバイスとかいうことで応援をしているところがございます。また、小原義也作品につきましては、昨年度にそういった企画展を香美市の美術館でも行ってそういったことに貢献をしているところがございます。

ご質問の奥物部美術館につきましては、この活性化のためにはいろいろな問題や課題がかなり出てくるろうかと思っておりますけれども、香美市立美術館といたしましては、今後展

示環境の整備や作品の管理体制、企画展示の提案等、美術館としてできることがございましたら物部支所の意向に沿うよう今後努力していきたいと、このように思っております。

○副議長（小松紀夫君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） はい。先ほどご答弁がありましたけれども、ぜひともこれを、この美術館をこのまま埋もらせることなくぜひ活用できるようにいろいろと考えていただきたいと思います。そのことを期待しておりますのでぜひ進めていただきたいと思います。指定管理ということでいろいろクリアしなければならない問題点もあろうかと思いますがよろしく願いいたしたいと思います。

以上でにぎわいを取り戻すために、奥物部美術館に関しての質問を終わります。

最後に、シカの被害対策についてお伺いいたします。

去る6月10日に三嶺の森をまもるみんなの会主催で、「蝕まれる三嶺の森と山々」と題して三嶺・剣山地区シカ被害と対策に関する公開報告会がありました。内容を少し紹介しますと、シカの生息動向は感覚的推測では餓死と捕獲によりピーク時から比べると減少傾向にあるようですが、依然高いレベルにあるとのこと。また、被害防止のためには、植生の防護対策に加え個体数管理を行うことが重要であることが話されました。剣山系鳥獣保護区でのシカの生息状況等調査や希少植物種の保護に関する報告もありました。本市からは保護区での捕獲作業について担当者の報告がありました。

三嶺のシカ被害については、三嶺の森をまもるみんなの会が中心となって平成18年から年二、三回ボランティアによる防護さく設置作業が行われています。ネットを張ったところは植物が再生していますが、ネットを張っていないところは依然として裸地化した状態です。また、ラス巻きで保護された木は守られていますが、ラス巻きされていない木は次から次へと樹皮がはがされています。毎回100人近いボランティアがこの地道な活動を行っていますが、地形が急峻な上にとっても広大な面積ですので地域のすべてを保護することはできません。そこで、ふえ過ぎたシカを捕獲することが必要になります。三嶺、剣山地域は鳥獣保護区となっておりここでシカが繁殖しているとのことですが、保護区ということもあってこれまで捕獲がなかなか進んできませんでした。このことから報告会の中でも、今のやり方では限界があり新しい仕組みをつくる必要があるとの意見が出されました。

これらのことをもとにお伺いいたします。

本市は、有害獣被害対策の取り組みとして有害獣被害防護さくの補助や捕獲のための狩猟免許試験の予備講習会を行ってきました。しかし、狩猟者の高齢化による減少は今後ますます進行していくものと考えます。現在の狩猟者の状況と今後の対策についてお聞かせください。

○副議長（小松紀夫君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 山崎議員のシカの被害対策について、まず、1点

目についてお答えいたします。

現在市内の狩猟登録者は270名、内訳は銃による猟の許可188名、わな、網による猟の許可82名となっております。平均年齢は65.4歳、年代別の割合では50歳から59歳までが18%、60歳から69歳までが45%、70歳以上が23%と高齢化が進んでおります。また、高齢化によりまして免許の更新を行わない狩猟者の方々が増加する一方で、新規の狩猟登録者は極めて少数で登録者数は確実に減少してきております。

今後有害鳥獣による被害防止のために捕獲を行っていくためには、当然この新規狩猟者の確保に努めなくてはなりません。まず、このためには狩猟自体が持つまず趣味性を含め広く知っていただくと同時に、やはり一定補助による必要経費の軽減措置が最も有効であろうと考えます。まず、新規狩猟者確保のために平成24年度、今年度からですが、20歳以上の市民の方を対象にいたしまして第1種狩猟免許の取得及び銃砲所持許可を受けるための必要経費に対しまして上限で7万円、これは約3分の2に当たるわけですが、これの補助事業を立ち上げまして現在新規の狩猟者を募っているところでございます。また、今年度からシカの捕獲の報奨金を年間を通じまして1頭当たり1万円に改正をいたしました。さらに那賀町と共同で設立しております阿佐地域の鳥獣害防止広域対策協議会からは、わな猟による狩猟免許試験の予備講習会の参加者に対しまして香美市における受講料は7,000円のこれは100%全額補助になっております。そういう補助のほか、また射撃の講習、これは銃の取り扱い講習やクレー射撃の練習につきまして1日当たり2,000円という補助を新たに設けまして、取り扱いや技術の向上を図っていただくというふうな事業を展開しております。今後も随時新しい事業も検討いたしまして新規狩猟者の確保に努めていきたいと考えております。

以上です。

- 副議長（小松紀夫君） 6番、山崎晃子君。
- 6番（山崎晃子君） 今年度から始まったその補助の事業があるということですが、けれども、これはもう既に募集をかけているということだったと思いますが、これまでには希望された方っていうのはどれぐらいの方がおいでますでしょうか。
- 副議長（小松紀夫君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。
- 産業振興課長（佐々木寿幸君） はい。現在のところまだ正式に申し込んでおられる方はおいでません。問い合わせ等は数件あっております。
- 副議長（小松紀夫君） 6番、山崎晃子君。
- 6番（山崎晃子君） これはそしたらまだいないということですが、広報に載せたでしょうか、その周知はどのようにされているのでしょうか。
- 副議長（小松紀夫君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。
- 産業振興課長（佐々木寿幸君） はい。広報のほうに載せるように準備をしております（後日「既に6月の広報に載っております」と訂正あり）。

○副議長（小松紀夫君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） そしたら、まだ載せていないということですのでまだ周知が十分できていないということかと思っておりますのでまた周知のほうお願いしたいと思っておりますが、聞くところによりますと、なんか国の事業のほうで狩猟業としてね、ハンターとして雇用するというような事業もあるように聞いたんですけれども、あんまりこう少なくなるとこういったことも検討していかなければならないんじゃないかと思っておりますが、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

○副議長（小松紀夫君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） はい。この剣山山系につきましての国の事業については、②の質問にかかわってきますのでそちらのほうで答弁させていただきたいと思っております。

○副議長（小松紀夫君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） そしたら、次の質問に移ります。

高知県では狩猟者による捕獲作業を積極的に行っていますが、徳島県側ではシシ撃ち感覚でシカを撃つモチベーションがないとのことでした。それぞれの自治体によって対策に温度差があるようですが、シカは市町村の境も県境も関係ありません。現在は徳島県側に逃げ込んだシカの狩猟ができるようになったと聞いていますが、片方から追うと片方に逃げるといった状況では有効な捕獲ができませんしおのずと限界もあります。関係自治体間で連携した広域捕獲が必要であると考えます。今後の取り組みはどのようになっていくのか、これまでの経過と国や県の動向なども交えてお聞かせいただければと思います。

○副議長（小松紀夫君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） はい。お答えいたします。

まず、この剣山周辺なんですけれども、現在まではおのおのの県、おのおのの市町村でそれぞれ補助事業、単独事業等を立ち上げてましてさまざまなメニューによる捕獲作業を行ってきました。まず、県ごと、市町村ごとに先ほどご質問にありましたようにいわゆる鳥獣被害に対する考え方や、また県を越しますと捕獲方法が全く異なっているというふうな状況がございます。これらによりまして対策が始まって既にもう10年がたっておりますけれどもなかなか効果があらわれてこないのが現況でございます、現状でございます。ただ、この地域におけますシカ、イノシシの繁殖は上流部にある国有林でございまして、その鳥獣対策は市町村が現在行っておりますが、国有林で繁殖するものをなぜ市町村が行わなくてはいけないかという基本的な部分に立ちますと、国の事業として本格的に取り組んでほしいという声が多くの方々から寄せられてきております。このような現況から両県にまたがる国指定の鳥獣保護区及び国有林では、農林水産省と環境省で統一された有害鳥獣捕獲の国による直轄事業の立ち上げが必要ではないかということで現在要望しているところでございます。

先月、5月に農林水産省、これは本省でございますけれども鳥獣被害対策室長のほうから直接私電話をいただきまして、このような状況もお話を差し上げました。その後岡山にあります農政局及び環境省のほうからも市のほうに調査に来ていただきまして、同じような同様のよう説明も申し上げまして、国によりまして来月7月になりますけれども徳島県美馬市で農林水産省、環境省、森林管理局、それから徳島県、高知県、また剣山周辺に位置します両県の市町村、これは徳島県が7市町村、高知県が4市町村でございます、これが一堂に会しまして徳島県及び高知県における広域的な鳥獣被害防止対策に関する意見交換会が開催される予定となっております。このような形で広域的な取り組みってというのは本当に始まる、これから始まるというところでございますけれども、鳥獣被害は日々拡大をし続けておりまして、市としても今後とも積極的に推進を図っていきたくと考えております。

以上です。

○副議長（小松紀夫君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） 今お聞きしましたらやっとな国のほうが動いてということになったかと思うんですけれども、このふえ過ぎたシカの問題はユズとか農作物の被害だけじゃなく山の荒廃にもつながる大きな問題ですので、課長がこの問題を真剣にとらえて各方面に働きかけていることをお聞きして大変安心をしたところです。私もどうも微力ではありますけれども何かお手伝いできることがあればと思いますが、今後も引き続き国、県への働きかけをしていただきますよう希望します。

以上で私のすべての質問を終わります。

○副議長（小松紀夫君） 山崎晃子君の質問が終わりました。

次に、7番、爲近初男君。

○7番（爲近初男君） おはようございます。7番、爲近です。通告に従い質問をさせていただきます。

まず、消防機関の充実について質問いたします。

南海地震による新しい被害想定が県より示されていると思います。揺れやがけ崩れ、そして火災による建物被害や人的被害の発生が予想されます。そのときその被害を最小限に食いとめるためには日ごろの訓練が重要だと思いますが訓練はしているのか、しているとすればどのような訓練をしているのかお聞きをいたします。

○副議長（小松紀夫君） 消防長、寺田 潔君。

○消防長（寺田 潔君） 爲近議員の南海地震を想定した訓練はされているかとの質問にお答えをいたします。

南海地震等の大規模地震を想定した訓練としては、これまでも解体前の庁舎、市営住宅等を活用し倒壊建物からの救出や火災発生等を想定した訓練を機会あるごとに実施しております。また、このような機会がありましたら近隣消防本部間でも情報交換をしており、条件が整えば参加することもございます。また、職員の教育、研修としまして

は、消防大学校、県の消防学校等の教育機関におきましても大規模災害に対応するカリキュラムを年々充実してきておりますので、積極的に職員を派遣しております。

以上でございます。

○副議長（小松紀夫君） 7番、爲近初男君。

○7番（爲近初男君） 倒壊した家屋の中から救出というものも多く発生してくると思いますが、そういうときの注意点といいますか、どういうところに注意して訓練に臨んでいるかお願いいたしたいと思います。

○副議長（小松紀夫君） 消防長、寺田 潔君。

○消防長（寺田 潔君） はい。まずは安全管理、それから情報の共有といったところが最も重要になろうかと思えます。

以上でございます。

○副議長（小松紀夫君） 7番、爲近初男君。

○7番（爲近初男君） 日ごろの訓練によりまして迅速に対応していただき、被害がね最小限で食い止められるように日ごろの訓練をしっかりと積んでいただきたいと思います。

2に移ります。

県下においては南海地震を想定した消防団員の初動マニュアルの作成を進めているところがあります。本市においては海岸線に接していないので津波に対しての深刻な対応はないですが、大きな被害が予想される状況も考えられます。団員に対しての初動マニュアルの検討はされているかお聞きをいたします。

○副議長（小松紀夫君） 消防長、寺田 潔君。

○消防長（寺田 潔君） 消防団員の初動マニュアルの検討はされているかのご質問にお答えをいたします。

東日本大震災では、消防団の献身的な活動が注目され、改めて災害活動における存在の、消防団の存在の大きさが認識されました。しかし、その一方で多くの消防団員が犠牲になったことも事実でございます。こうしたことから総務省、消防庁では、大規模災害時における消防団活動のあり方、また大規模災害時における消防本部の効果的な初動活動のあり方について検討会を重ね、本年3月に東日本大震災を踏まえた大規模災害時における消防団活動のあり方等に関する検討会中間報告書及び大規模災害時における消防本部の効果的な初動活動のあり方についてが示されました。このような経緯を受け消防本部では、消防団も含めた大規模災害発生時の初動活動マニュアルの策定を本年度の消防本部の組織目標の1つに設定をしております。年度内には香美市の実情に即した実効性のあるマニュアルを策定したいと考えております。

以上です。

○副議長（小松紀夫君） 7番、爲近初男君。

○7番（爲近初男君） 南海地震が来ると道路の崩壊、斜面の崩壊により通行不能箇

所とかいうもんが随所で発生して孤立地域ができ、電気、水道、電話等の被害を受けて困難な状況も出てくると思います。そういうときにね、いかに消防そして消防団がですね連携し、そしてまた自主防災との連携が非常にね大事になってくる、その中で消防団の初動のマニュアルというもんがふだんからのね心構えによって十分力が発揮できると思いますので早急な整備というものを、そしてまた防災への意識の住民の高揚も図っていってほしいと思います。

次に移ります。

うちの隣に住むおばさんが、3カ月前に脳梗塞になりまして神池のヘリポートを初めて使用しました。ドクターヘリで神池より医療センターに搬送されました。12分ぐらいで着くということです。住民の期待に沿えるヘリポートの存在となっております。この同じ時刻に防災ヘリも物部町で患者を搬送したと聞きました。この防災ヘリは消防活動において火災時、特に山林火災時には大きな成果が期待できるものです。この防災ヘリ、そしてドクターヘリの要請基準をお聞きします。

また、昨年度、本市における実績を問います。

○副議長（小松紀夫君） 消防長、寺田 潔君。

○消防長（寺田 潔君） 防災ヘリ、ドクターヘリの要請基準と昨年度実績はという質問にお答えをいたします。済みません。ちょっと救急活動ということで主に救急活動に関する要請基準及び実績ということでお答えをいたします。

要請基準は、生命の危険が切迫しているか、またはその可能性が疑われ緊急処置が必要な場合、生命の危険はないが緊急処置をしなければ障害が残るなど社会復帰に大きな影響がある場合、大幅な時間短縮が見込まれる場合や救急車による搬送では患者の負担が大きい場合等となっております。

また、昨年度の防災ヘリ、ドクターヘリの救急救助に関する出動、要請件数は、ドクターヘリ12件、防災ヘリ5件、計17件となっております。

以上よろしくお願いたします。

○副議長（小松紀夫君） 7番、爲近初男君。

○7番（爲近初男君） はい。わかりました。

4番に移ります。

このように防災ヘリ、ドクターヘリは、地域の住民にとって大きな安心を与えてくれるものです。このためにはヘリポートの確保が急がれます。消防長としてヘリポートの確保が重要と考える地域はどこか見解をお聞きいたします。

○副議長（小松紀夫君） 消防長、寺田 潔君。

○消防長（寺田 潔君） ヘリポートの確保が重要と考える地域を問うというご質問に対しお答えをいたします。あくまで救急救助業務を行っている消防本部としての立場でお答えをいたします。

まず、昨年の実績でございますけれども、発生場所別に見ますと物部町が12件、香

北町が4件、土佐山田町1件となっております。また、利用したヘリポート別に見てみますと、香北町の香美市農村広場が9件、土佐山田町の山田堰跡物部川緑地公園が2件、物部町の神池ヘリポートが1件、旧大柵高校のグラウンドが1件、物部町でその他の場所が4件となっております。このうちには防災ヘリによるつり上げが2件含まれております。

以上のようなことも踏まえまして、これまでの要請実績、地理的条件等から判断をいたしまして物部町大柵地区及び岡ノ内地区、香北町谷相地区、土佐山田町繁藤地区については必要性が高いと考えております。

以上よろしくお願いたします。

○副議長（小松紀夫君） 7番、爲近初男君。

○7番（爲近初男君） 一日も早い整備をしてですね住民の安心につなげてほしいと思います。岡ノ内地区におきましては、自分たちの議会報告会の折にもヘリポートの要請といいますか要望の話も出ておりました。よろしくお願いたします。

次に、5番に移ります。

新しい消防庁舎の建設に向けての取り組みがスタートしましたが、その概要を問います。

○副議長（小松紀夫君） 消防長、寺田 潔君。

○消防長（寺田 潔君） 新消防庁舎の概要でございますけれども、新消防庁舎建設の基本方針としましては、消防活動拠点施設としての高い機能性を持たせるとともに、コスト、環境面にも十分配慮した庁舎とします。また、仮眠室の個室化など職員の職場環境の改善や女性職員の将来の採用などを想定した庁舎といたします。新庁舎の規模でございますけれども、敷地面積が3,076平方メートル、延べ床面積2,150平方メートル程度を予定しております。附属の施設としましては、訓練棟、耐震性貯水槽の設置を想定しております。

以上です。

○副議長（小松紀夫君） 7番、爲近初男君。

○7番（爲近初男君） 現状の消防庁舎は狭いというかね、狭い感じがしますが、何割ぐらい敷地面積は広がるんでしょうか。

そしてまた、はしご車の検討はされたかお答えをお願いします。

○副議長（小松紀夫君） 消防長、寺田 潔君。

○消防長（寺田 潔君） はい。現在、現状の消防庁舎でございますけれども、敷地面積が約1,735平方メートル、庁舎の延べ床面積は1,032平方メートルとなっております。庁舎につきましては約倍程度となっております。

次に、はしご車の検討ということでございますけれども、以前にも検討をいたしましたけれども、その実際は消防力の整備指針によりますと配備をしなければならないということになっておりますけれども、その維持費、また高知市を初めはしご車を所有して

おる消防本部のこれまでの実績等から判断をしまして配備するとまでは至っておりません。万が一のときには、高知市等に対しまして応援協定に基づき要請をすることと考えております。

以上です。

○副議長（小松紀夫君） 7番、爲近初男君。

○7番（爲近初男君） はい。新庁舎の建設に当たっては、そのエネルギーのね省エネ対策といいますか、照明の完全なLED化等積極的に図ってもらいたと思います。そして、立派なね悔いのない庁舎ができてですね、消防の力の充実に向けての力になるようによろしくお願ひしたいと思います。

次に移ります。

香美市消防団の分団屯所の多くは建設されてより長い年月を経過していると思われませんが、耐震調査はされたのか聞きます。物部方面隊、岡ノ内分団屯所は新しく建設される予定ですが、他の分団においての計画はあるのかお聞きをいたします。

○副議長（小松紀夫君） 消防長、寺田 潔君。

○消防長（寺田 潔君） 分団屯所の耐震調査と更新計画を問うとのご質問にお答えをいたします。

現在のところ耐震調査は実施しておりません。また、具体的な更新計画についても策定しておりません。しかし、築40年以上が経過した屯所もあり、安全性、機能性を維持できるように計画的に改修または更新していく必要があると考えています。

以上よろしくお願ひいたします。

○副議長（小松紀夫君） 7番、爲近初男君。

○7番（爲近初男君） ぜひ早急に耐震調査を行いまして、分団屯所の早急な更新の検討をよろしくお願ひしたいと思います。消防機関の充実に向けて早急な取り組みを提案をします。そして、これで消防活動における質問は終わりたいと思います。

次に、産業振興について質問をいたします。

まず、農業振興について質問します。

産業振興を図る上で農業振興は大きな柱です。JA土佐香美園芸部の昨年度の販売実績は、一昨年とほぼ同じ額を維持しています。その原動力となっている品目がニラであり、厳しい販売状況の中で5%伸びております。本市においてはやっこネギ、ニラ、シヨウガ、ユズや複合的な経営などに新規就農する人物が出てきますが、人材が出てきませんが、しっかりした農業経営ができずに離脱するケースもあります。農業経営者の高齢化が進む中で後継者の確保と育成が重要な課題ですが、十分な連携した支援体制がとれずに後継者を失うケースが出てくる現状があるのではと感じます。地域につながりが薄い、JAとの関係が薄い、そういう人材は特に支援を受けにくい状況があります。先月もニラで生計を立ててやっていたとこうとする研修も終盤を迎えているIターンの就農者がニラのハウスの確保をお願いしたいということで、振興センターの職員が会の席上関係

機関の皆さんにお願いをしていましたが、こういうことを親身になって応援するしっかりした後継者確保のためのサポートづくりが重要と考えますが見解をお聞きいたします。

○副議長（小松紀夫君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 爲近議員の農業振興についての後継者の確保と育成についてお答えいたします。

農業後継者の確保と育成につきましては、香美市のみの問題ではなく将来の農業振興における最重要課題として位置づけされております。また、これによりまして全国的にさまざまな対策が実施されているところがございます。香美市におきましても高知県、JA、そして農業委員会、市等で構成いたします香美市の担い手育成総合支援協議会を初めといたしまして、営農対策協議会や地域農業再生協議会等さまざまな会議で常にさまざまに議論をされていることは爲近議員もご承知のとおりでございます。本地域におきましては、小規模農家が大多数を占めておりまして、営農形態が施設園芸、露地野菜、ユズ等が収入の主たる物でございます。地域の特色に基づいた指定作物やブランド化、そしてこれらによる経済的自立に向けた支援等がこの後継者確保や育成にとって最重要課題であると考えます。今後も毎月実施をしております農政部会、これは県、JA、農業委員会、市及び市の支所も含むものでございますけれども、これらをもとにいたしまして先述いたしましたさまざまな会議も通じ、情報の共有化を図り連携を図っていきたいと考えております。

以上です。よろしく申し上げます。

○副議長（小松紀夫君） 7番、爲近初男君。

○7番（爲近初男君） 高知県も東京や大阪等でですね高知県内への就農希望者を募り後継者の確保に努めております。研修期間を経て農業につこうとするのですが、ここからが難関です。農家に入りさらに研修を受けたいのですが、受け入れ農家の確保がされにくい現状があります。何とか確保してやり技術が習得できるようにしてほしいと思います。課長が農政部会が毎月開かれて関係機関との連携も強くしているという話もありましたが、振興センター、JA、市役所、そしてまた農業会議とか農業公社等の幅広い関係機関の中で、やっぱり親身になってその後継者が軌道に乗るまで見守ってやるという責任感のもとで支援体制づくりをぜひ今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

○副議長（小松紀夫君） 爲近議員、答弁を求めて。

○7番（爲近初男君） ああ、何かありましたらお願ひします。

（笑い声あり）

○副議長（小松紀夫君） ありますか。

産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） はい。爲近議員のおっしゃられたようにですね、今後とも連携を図ってこのような後継者の確保、育成を最重要課題として取り組んでいきたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

○副議長（小松紀夫君） 7番、爲近初男君。

○7番（爲近初男君） 続きまして、観光振興について質問をさせていただきます。

尾崎知事の提唱する産業振興、本市においてはその取り組みはおこなっているのではないかと感じております。本市においては、何かを牽引役として前に立たせ活性化を図るべきだと感じております。同僚議員の有志が集まり本市の漫画の文化を使って勉強会を開いていこうとも話し合っております。本市にはゆかりのある漫画家が多く、漫画関連で成功している境港市に負けない素材があると思います。境港市観光協会は、平成20年市内の観光スポット、水木しげるロードと水木しげる記念館の地域経済への波及効果を試算しております。それは同市の年間予算120億円に匹敵するレベルと公表しました。これほどでなくても本市においても地域の魅力づくりに積極的に取り組むべき時期ではないかと感じます。本市には青柳裕介氏やくさか里樹氏を初め著名な漫画家が多く、香北のやなせたかし関連施設とともに観光スポットとして新しく立ち上がった観光協会と連携して取り組むことにより実績が残せないかと思っております。本市でもぜひ漫画文化の発信地として考えるべく企画していくべきと思うがご考えをお聞きいたします。

○副議長（小松紀夫君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 爲近議員の観光振興についてお答えいたします。

この漫画による観光振興につきましては、過去から何度か一般質問もいただいているところでございますけれども、その都度やはりこうネックとなってくるのは著作権の問題でございます。境港市におけますゲゲゲの鬼太郎等に登場する妖怪をモチーフにしたいわゆるブロンズ像のオブジェの制作にかかわるものにつきましては、水木しげるさんの著作権、著作料を無料にするという協力をいただいております。また、この制作会社及び水木プロダクションの著作物の協力もすべていただいているという形でですねさまざまな展開が可能となっております。また、この水木しげるロードへの集客につきましては、この漫画の持つ魅力のみではなくNHKの朝の連続ドラマ、連続テレビ小説や映画を通じた影響も非常に大きいと考えております。

このような境港市の状況を目の当たりにいたしまして、例えばアンパンマンの著作権は日本テレビ等にごさしまして通常その使用は非常に困難となっております。個人的には非常にこう歯がゆい思いもするところではございますけれども、法でございますので当然それに遵守していくという中で、アンパンマンミュージアムや龍河洞等は年間を通じ数多くの来場者があることから、例えば駅前のいんふおめーしょん等や香北の道の駅等からこの周辺の観光地への観光客の誘致、展開を含め、市全体として観光の展開をこの4月に発足しました一般社団法人香美市観光協会を中心に図っていきたいと考えております。

以上です。

○副議長（小松紀夫君） 7番、爲近初男君。

○7番（爲近初男君） 著作権のね問題もあるということですが、奥さんとかね息子

さんの寛大な理解というものもねお願いをして、やっぱり財産である青柳裕介さんの貴重な原画も倉庫で眠らすのではなく本市の財産として扱わせていただいて展示して多くの人に鑑賞してもらい、自然を愛し、そして物部川を愛し、物部にも来られ平井地区の風景やJ A、大栃駅の写生もしたと聞いております。また川歌の舞台は物部だと聞いております。そして、前段の山崎晃子議員も指摘されましたが、奥物部美術館にこれらを使用して青柳裕介さんの物やくさり里樹さんの「ヘルプマン！」等の原画展等も寛大な処置のもとにですねお願いもして、観光振興につなげるというようなことを徐々にですかね手始めをしてもらいたいと思っております。また、大栃高校の教室がまた使えるならばそういうものも利用して原画の展示や、そして漫画甲子園で高知県は有名になりましたが、その歴代の入賞者、入賞の作品も展示も可能というような話も聞きますので、そういうものも展示をしてもらい活性化につなげイベントに合わせて実施するのはどうなんでしょうか、考えてもらいたいと思います。また、消防庁舎の仮庁舎となるAコープなどは、条件的にも漫画の原画の展示には向いているのではないかと考えています。香美市美術館とも連携して漫画的な催しをしたら話題性があると思っておりますがどうでしょうか。まず、取り組みを始めて地域振興のためにつなげていくべきと思いますが見解を問います。

○副議長（小松紀夫君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 爲近議員のご提案ありがとうございます。ぜひですねそのようなことも含めてですね、観光協会のほうと協議をしながら発案、いろんなプランを練っていきたくて思っております。観光協会のほうもですねこの4月に立ち上がったばかりでございますけれども、塩の道ウオークや今度来月開催されます「カミ☆コン」等でですね新たな展開もどんどん現在プランを実施をしていくというふうな状況でございますので、この漫画のほうにつきましてもですね、ぜひまたいい素材というふうな形でとらえさせていただいて展開を図っていきたくて、またご支援のほうをよろしくお願いいたします。

○副議長（小松紀夫君） 7番、爲近初男君。

○7番（爲近初男君） 活性化のためにねよろしくお願ひしたいと思ひます。佐々木課長は、農業振興を含めて、産業振興を含めて何か振興策でね腹に持っているもんがあればお答え願ひたいと思ひます。

○副議長（小松紀夫君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） はい。まだまだ4月に配置されたばかりで、腹に少しずつ蓄えているところでございます。まだお見せできるような状況ではございませんので、また少しずつ展開ができていったらと思ひますので議員の皆様のご協力をよろしくお願ひいたします。

○7番（爲近初男君） 以上で終わります。

○副議長（小松紀夫君） 爲近初男君の質問が終わりました。

暫時休憩といたします。

(午前 10 時 33 分 休憩)

(午前 10 時 46 分 再開)

○副議長（小松紀夫君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） 11番、依光美代子でございます。私は、住民が住みなれた地域で安心して暮らせるよう病気を予防し、健康寿命の延伸の実現と子どもたちの幸せを願い3点について一問一答方式で質問をいたします。

最初に、子どもたちへの防災対策についてお伺いをいたします。

東日本大震災から1年3カ月が経過しましたが、瓦れきの処理もなかなか進まず復旧、復興にはほど遠いものがあります。一日も早い復旧、復興を願っております。再びこの地でも起こるであろうと言われております南海地震に備え、一人でも多くの住民の命を守るため、守ることに努めたいと思います。きょうは特に子どもたちの防災対策について質問をしたいと思います。

今回の地震をきっかけに多くの自治体では防災計画の見直しが進められております。香美市でも3月に地域防災計画が新たに発行されました。しかし、その後に内閣府の有識者会議の新想定が公表されましたので、その推計に基づき高知県は今年冬ごろまでに巨大地震対策の全体像の見直しを進めております。本市もそれに基づき再度見直しをすると聞いております。昨年の東日本大震災では多くの子どもたちが犠牲になっております。しかし、岩手県釜石市の小中学校では、独自の防災教育が功を奏してほぼ全員が避難することができました。昨日もこのお話は同僚議員からも出ておりましたが、このように速やかに避難行動がとれたのも日ごろから子どもたちに自分の命は自分で守ることができる力をはぐくむ防災訓練や防災教育の積み重ねができておったからです。そして、避難の3原則の想定にとらわれるな、最善を尽くせ、率先避難者たれが守られたからと言われております。

昨年度、本市では、それぞれの学校で地域性などを考慮し、新たな取り組みを加えながら防災訓練や防災教育を行いました。学校などで地震発生時、速やかに避難行動がとれるよう教職員全員が地震対策についての共通理解するためにも、基本となる防災マニュアルが必要です。本市はどうなっているのでしょうか。東日本大震災を教訓に子どもたちの命を守るためにも日ごろの避難訓練や防災教育などの積み重ねが大事であり、地震対策の強化や見直しが必要です。現地域防災計画の中で学校など保育所、学校、児童クラブなどの対応について少し心配になり質問をいたします。

最初に、地震発生時の対応については、授業中、休み時間、登下校時、校外活動などさまざまなケースを想定した、基本を定めた防災マニュアルが必要と考えます。教育などの中心となるべき市の教育委員会、そして保育所、小中学校、児童クラブなどの現状

はどのようになっていますか。などとしたのは特別支援学級も別枠で考えなくてはいけないと思います。それぞれどういう状況でしょうかお聞かせください。

○副議長（小松紀夫君） 教育次長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） 依光議員の子どもたちへの防災対策についての1つ目、防災マニュアルの現状ということでご質問にお答えいたします。

まず、初めに、市教委独自のですね防災マニュアルは現在つくっておりません。

それで、小中学校によりましては、小中学校の地震発生時の防災マニュアル作成につきましては、平成23年6月に南海地震に備えた避難訓練実施調査を実施しました。それで、各校の状況を確認後、防災マニュアルの作成や点検、また未作成の項目についての確認、見直しをするように依頼しております。現時点では、授業中の対応は全小中学校がマニュアルを作成しております。ただ、休み時間等々のところが抜けておるところが若干おると。それからまた、登下校中や校外活動中の対応、保護者への引き渡し手順などあらゆる状況別のマニュアルが作成されている学校は、小学校で6校、中学校1校というふうになっております。残りの学校につきましては、おのおの作成するよう学校長に伝えておりますので、早急に整備し各校の対応については教育委員会として把握するという状況になっております。

次に、保育所におきましては、消防計画を作成し、毎月消防、消火、避難訓練を、また通報及び総合訓練を年1回以上実施しております。ただし、この消防計画では避難時等の役割分担などは定めておりますが、ご質問のようなさまざまなケースを想定した個別避難計画とはなっておりません。そこで、4月末に、本年度4月末に県から配布されました保育所・幼稚園等防災マニュアル作成の手引き、これは地震・津波編というものでございますが、それにはケースごとの対応が示されておりますので、4月にどう手引きを使用し、防災マニュアル見直しに係る研修会も開催されますので、研修後、各保育園の事情等を勘案した防災マニュアルの作成に取り組んでいきたいと考えております。また、防災マニュアルが作成されましたら、毎月の避難訓練等で検証しながらよりよいマニュアルに仕上げていきたいというふうに考えております。

次に、放課後児童クラブ等につきましては、現在児童クラブ独自の防災マニュアルは作成されておられません。これには高知県放課後児童クラブ設置運営基準をもとに防災、防犯対策行っているのが現状でございます。今後は、地域の特性や児童クラブの実情に応じた各児童クラブの防災マニュアルの作成も必要であろうと考えております。

以上です。

○副議長（小松紀夫君） 11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） 11番、依光美代子です。

市教委としての、はつくっておらないということですが、私はここが重要ではないかと思えます。確かにこの地域防災計画の中での市教委としての役割はあるけれど、この中には細かいことがありませんよね。確かにその県の指針に沿って各学校がそれを参考

にされつくるようにしている、一部できているけれどできてない部分もあるというお答えだったんですけれど、県があればやっぱり市教委としてあって、そしてまた各学校がそれに連動してあるべきではないかと思います。そして、やっぱりその、まだその休み時間とかさまざまなことを想定したらこれからだということですが、ぜひ、そういうことを対応するにも市教委とその各現場とが連動してなければいけない、それにはやっぱり指針となる市教委としての防災マニュアルを早急につくるべきだと思いますが、その辺の見解をお聞かせください。

それから、小中学校では再度指示をして確認、依頼をしておりますということですが、その確認は最終いつまでにとということになってますでしょうか。

それと、児童クラブには、はできてないということで、県の放課後児童クラブ設置運営基準、それに基づいてあれしているので作成も必要と考えているというご答弁でした。ぜひ、これは必要ですので早急に指示をして、やっぱり子どもたちの命を守るね、児童クラブにおろうが学校におろうが保育におろうが、やっぱり香美市の子どもたちのことですのでぜひ早急にするようにご指示をするべきだと思います。見解をお聞かせください。

やっぱり市の独自のマニュアルがあってこそそれを参考にして各学校がつくれば、その各学校がそれぞれ地域性や特性を盛り込んで作成することで市教委と個々が連動する、やっぱりその連動しなければ意味がないんじゃないかと思います。私も学校幾つかですが少しお話を聞かしてもらいましたが、避難訓練の都度に皆さんが話し合って担当を決め十分やってるけど、マニュアルをつくらないかんと思うけれど、なかなかそこへ時間、人手がなくてできていない状況というお話も聞かせてもらいました。そのときに市としてのマニュアルあればそれを参考にしてこうできる、できやすいんじゃないかと思います。その辺のご見解をお聞かせください。

○副議長（小松紀夫君） 教育次長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） 2回目の質問にお答えします。

まず、市教委のマニュアルが必要であるかないかということは、当然必要であると考えています。ただ、手が届かない、回らないというのが現状でございます。

それで、現在ですねそれぞれ学校、それから保育、学童といろいろ質問されておりますが、この件につきましてもあくまでも県、高知県がそれぞれのケースごとのマニュアルをつくっておりますので、それに準じて今指示をしておるといった状況でございます。いずれできるだけ早いうちに市教委独自のマニュアルも必要であろうかと思いますが、なかなか手をつけられないという状況でございます。

○副議長（小松紀夫君） 11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） 11番、依光です。

なかなか手が回らないということで、本当に教育委員会の抱えてる課題が本当にたくさんあるので人手が足りないという状況もあろうかと思っています。だけど、この地震に対

しては、やはり日ごろからの対応というのが重要になってきますのでぜひ早急に、高知市が先般3月に出してます、あれがすごくいろいろな面で参考になろうかと思っておりますので、ぜひそういうものを参考にされて早急につくるよう指示をいたしておきます。

そしたら、次の質問に移らせていただきます。

地震発生時には、学校と児童クラブの連携、協力が大切となります。例えば地震が放課後に発生したとき、児童クラブの児童が一部学校の管理下にあったり、児童クラブへの移動中、または児童クラブ室であったりとばらばらの状況が想定されます。学校を出ると関係ないでは済まされません。児童クラブと学校は連動して避難行動をしなければ子どもの命を守ることはできません。長期休業中、学校代休日、土曜日などの対応はどのようにするのか、また日ごろより学校との連携のとり方などの話し合いが必要ではないでしょうか。市教委としての防災マニュアルに児童クラブの位置づけが必要と考えるが、現状はどのようになっていますかお聞かせください。

○副議長（小松紀夫君） 教育次長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） はい。お答えします。

先ほど申しあげましたように市教委独自の防災マニュアルはまだできておらない状況でございますので、現在学童につきましては高知県の設置運営基準、それから安全管理のハンドブック等々においてですね各それぞれが訓練とかいう研修をしております、とところでございます。今後作成されるであろう市教委のマニュアルにつきましてはですね、学童クラブの位置づけ、そういったもんも明確にしていきたいというふうに考えております。

○副議長（小松紀夫君） 11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） ありがとうございます。児童クラブの位置づけを明確にしていくというご答弁でした。私も今回非常に心配するのは、この地域防災計画でもそうですけどこの香美市の教育の中にもこの児童クラブっていうのは全く入っていないんですね。香美市の子どものごとですよね、そこの辺をすごく心配するんです。この教育の最初に初めについていうことで書いてます。教育においては、子育て支援対策の充実を図り云々と、それから未来を開く、子どもたちをはぐくむまちづくりを進めますと、そうなったときに学童の子どももやっぱり教育の一環として、そのためにも教育委員会が受け持つとなっておりますのでぜひその辺をよろしくお願いします。

それで、現在ではその学校との連携のこうとり方などの話し合い、学校と学童の先生とか市教委を挟んでとかそういうことはやられてないのでしょうか。

それから、その長期の休業中のときの対応などはどのようにしているのでしょうか。

○副議長（小松紀夫君） 教育次長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） 2回目の質問にお答えいたします。

まず、学校と児童クラブの連携、それから市教委の連携につきましては、それに限ってのですねマニュアルについては現在行っておりません。それぞれ学校は学校、教育の

中にありますので、それから先ほど申しあげましたように児童クラブそのものですね位置づけが明確でないと、香美市におきましては明確ではないというようなちょっと認識に立ってます。と申しますのはその体制づくりそのものがですね非常におくれているという状況に見受けられますので、まず体制づくりそのものをかちっとしないですね学校、それからいわゆる保育所、その辺と連携、すべての連携がうまくいかないんじゃないかということで、後の質問にもございますけれどですね、今年改めましてそういった協議会も立ち上げてですね一つの形をつくっていきたいというふうには考えております。

○副議長（小松紀夫君） 11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） 11番、依光です。

そうですね、この学童のことをいろいろ私も質問させてもらうけど、やはりこの学童の位置づけ、児童クラブの位置づけがその明確になされてないということにいろんな原因があると思いますので、ぜひこの防災マニュアルでの位置づけ、予定としていつごろ予定されておりますか。なかなか手が回らないということですけど、やはりそこに目標があつてこそこう近づけるというのではないかと思いますが、おおよそで結構ですのでお願いいたします。

○副議長（小松紀夫君） 教育次長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） 市教委マニュアルのことでしょうか。あつ、マニュアルのことにつきましては、いつごろということはまだここではようご答弁できません。ただ、いわゆる協議会等々の研修、それから立ち上げにつきましては、この議会終了後に計画をいたしております。

○副議長（小松紀夫君） 11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） そしたら、次の質問に移ります。

次の質問では、児童クラブで避難訓練は何か基準がありそれに基づいて行っているのか、それとも児童クラブ独自で行うかという各クラブの状況についてお尋ねをする予定でございましたが、先ほどいくとその基準っていうのが、はないということでした。その県からのその指針、そういうものに基づいてやっておられるんでしょうか、そのあたりをお聞かせください。

○副議長（小松紀夫君） 教育次長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） はい。お答えします。

先ほど申しあげました設置基準、運営基準とか安全管理ハンドブック等々がございしますので、それに基づいて各自訓練しておる。これは地震等に備えた避難訓練実施状況調査というもの、これは昨年県の調査がありまして、全学童クラブにおきまして何だかの形でしておるといような報告が出ております。

以上です。

○副議長（小松紀夫君） 11番、依光美代子君。

○ 1 1 番（依光美代子君） 1 1 番、依光です。

去年度に実施調査をすると何らかの避難訓練をやっておるということですが、ぜひその辺大変かと思いますがやはり教育委員会として児童クラブを設置した設置責任、責任者ですよね、だからどういう避難訓練をしどういふ課題があったかっていうことをきちっと把握するべきと思うがです。把握しましたそこへ助言をし、そうやってこそよりよいものになっていくのではないかと思います。

そしたら、次の質問に移らせていただきます。

平成 2 4 年度より指導員の資質向上の研修プログラムに防災対策の研修は予定していますか。その研修はいつからどのようなプログラムで実施しますか。市で独自で考えにくいというようであれば、まだ現時点でなかなか研修が、プログラムができていないということで今回の後という先ほどご答弁でしたが、1 つの案として、県の教育センター分館内に放課後子どもプランや児童クラブなどの指導や支援をする高知県生涯学習支援センターがあります。この活用などを考えてはどうでしょうか。なかなか皆さんが忙しくて手が回らない、気にはなるけどできないっていう状況があるのではないかと思います。それであればこういうものを活用すればもう少しスムーズにいくのではないかと思いますがいかがでしょうか、お尋ねをいたします。

○副議長（小松紀夫君） 教育次長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） はい。平成 2 4 年度実施予定のですね指導員の資質向上の研修につきましては、現在内容を検討しておるということで、具体的にはやっぱりその防災研修、対策についての研修も組み込んでいかなければならないだろうというふうには考えております。先ほど申されました施設、返事をいただければそれなんかも入れていきたいと。ただ、今回市が考えておりますのはですね、県が、県は県で年に何回かこういった研修もございますのでそれ以外で市独自でですねもっと細かい、それから時間帯設定、時間設定ですね、そういった部分が指導員さんが参加できやすいようなことを考えておりますので、この議会終了後にそういった全体集まっていたいて、協議会を改めてつくってですね研修内容を検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（小松紀夫君） 1 1 番、依光美代子君。

○ 1 1 番（依光美代子君） 依光です。

議会終わってから協議会を開いて検討していくということです。この県の支援センターの中にある N P O で立ち上げて県下のそういう支援だとか指導だとか、それから講師が要るやったらそのお世話だとかアドバイスだとか、そういうことをしているので、そういう方の知恵もいただきながらやるとよりよいものになるのではないかと思います。それで、ぜひそのプログラムの中に最近特別支援の、と認定された人もしくはそれに近い子どもさんもたくさんおいでます。そこでなかなか苦慮もしておりますので、そう

いったこともまた協議会の中で皆さんからご意見をいただきながら少しでも一日も早くその開いていただきたいと思います。春に会をされて、それを皆さん何人かの指導員さんとお話すると期待をしております。自分たちも研修会をしたい、その防災についてもなかなかしなければならぬけれどもできない、どうしていいかわからぬということがあって、ぜひするんであれば午前中の時間帯にやっていただけたらすごくいいがというような声もありました。ぜひそれをお願いいたします。

ほんで、市の防災マニュアル、ここでいつまでっていうことが明記できないということとでございましたけど、やはりそれがあってこそ、市教委があってそれぞれの各児童クラブと、個々と連動する、それを考えたら一日も早く作成する必要がありますので、ぜひそれについてのまた費用だとかいろいろあると思います。それをまた政策企画財政課のほうで配慮してあげてもらいたいと思います。そして、そのときには児童クラブの位置づけをきちっと明確にお願いしたいと思います。

以上で1つ目の質問を終わりたいと思います。

引き続き、クレアチニン検査後のフォローについてお尋ねをいたします。

本市では、腎機能低下を早期に発見するため平成22年度から特定健診にクレアチニン検査の追加実施をしています。しかし、検査後は特定保健指導の項目に含まれていないということで、要精密検査が必要な糸球体ろ過量、eGFR値50未満の人のみ受診勧奨の通知を送付しております。しかし、その後の把握はできておらず境界線の人への保健指導もしていないということでしたが、平成24年度はフォローをしていきたいと前議会での答弁でした。本年度の取り組みについてお尋ねをいたします。

最初に、平成23年度は、要精密検査の人が50名であったと聞きます。その中で腎臓病のステージ分類3、eGFR30から50、この分類では50ではなく59が基準ですが、本市では50以下を受診勧奨としているのであえて30から50としています。そしてステージ4、eGFR値が15から29、そしてステージ5、15以下、この方がまさに人工透析が必要となる人です。それぞれの該当者は何名でしょうか。

そして、平成24年度にはどんなフォローを考えておられるのでしょうかお聞かせください。

○副議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） 依光議員さんのクレアチニン検査後のフォローについてということでございます。

まず、1点目に、要精密検査50名のうちのステージ別の人数ということでございますが、ステージ3につきましては41人、ステージ4につきましては8人、そしてステージ5につきましてはお一人でございます。

その後のフォローをどうしていくかということでございますが、平成24年度につきましてもやはり同じく腎機能低下者につきましては要精密検査の受診勧奨を行っていきたく、県の基準に基づきまして行っていく予定でございます。これまでは受診勧奨を

してそれで何でございましたが、受診状況の確認をして、またその結果の確認をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○副議長（小松紀夫君） 11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） 依光です。

ご答弁ありがとうございます。平成24年度も同じくその受診勧奨を行っていくと、その後の状況を確認していくということでご答弁でした。ぜひその受診をされていない方がおりましたら再度のその受診を促す、そういうこともぜひ引き続き行っていただきたいと思います。

そして、この腎機能障害、済みません。次の質問に移ります。

腎機能障害の進行の予防するための検査ですので、この糸球体ろ過量の50以下の要精密検査対象者の受診勧奨の把握がとても重要になってきます。もし人工透析になれば患者の医療費は年間500万円から600万円ぐらにかかります。高額医療費を年々押し上げている要因の1つであるということで、費用をかけせつかく検査をしているのに把握ができていなければ効果につながっていません。人工透析への進行を予防するためにも積極的な介入が必要だと考えます。先ほど聞きましたらそこに状況の確認をしていくということでぜひそれをやり、また後のその受診がされていない、そこを必ずフォローするようにお願いをいたします。

それで、病院のほうでもこのことについてちょっとお話をお聞きしてみました。そして、病院ではその薬物治療をするけど保健指導までなかなか手が回らないということで、やはり保健指導はこの行政のほうにやっていただいたら大いに助かるっていうことを申してました。薬での治療は現状維持、少し値は落ちてもその改善するっていうものではないですね、そこに薬と一緒に食生活であるとか生活改善だとか、そういう保健指導があつてこそよりよくなっていくと思いますがその辺はどのようにお考えでしょうか。

そして、この50名のうち平成22年度も同じように受診勧奨の通知をした人は何名おられますか。

また、本市の平成20年から平成23年度の人工透析の患者数の推移をお聞かせください。

○副議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） はい。要精密検査の方につきましては、受診勧奨とともにやはり生活指導というのが大変大事になってくると思います。その辺を含めまして保健師のほうの指導という形で結果確認とともにしていったらいい、していくような方向でいきたいというふうに思います。

それから、昨年度の受診勧奨者数の50名のうち平成22年度の受診勧奨数に同じ人がいるかということですが、平成22年度の受診勧奨数は30人でした。そのうち9名の方が平成23年度と同じ方となっております。ただし、平成22年度はクレ

アチニンだけの値での受診対象でございましたが、平成23年度につきましてはクレアチニンの値と年齢、性別から推計されます今言われてますeGFRの値となっておりますので、単純には比較はできないということにはなっております。

それから、人工透析患者の推移ですが、わかりますのは国保の被保険者になりますが、平成20年度につきましては20人、平成21年度は22人、平成22年度は23人、それから平成23年度は24人ということで少しずつ増加しているのが現状です。

○副議長（小松紀夫君） 11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） 11番、依光です。

今数字をお聞きしました。やっぱりこの人工透析患者が年々ふえているということで昨年から、ごめんなさい、平成22年度からその、それを少しでも食い止めよう、進行を防止しよう、予防しようということでクレアチニン検査を入れました。だけど、その先ほど課長が言われたようにクレアチニン検査だけではなかなかひっかからないというか、数値があっても尿たんぱくがマイナスであったらそこに抜け落ちるっていうかそういう現象があったかと思えます。それで、今年からeGFR値をもとにその要検査、精密検査っていうのを抽出するという方法になってよりきめ細かくできるようになっているかと思えます。昨年の方と9名の方が重なってるけれど、厳密に、厳密というか一概にそれ一緒と言えない部分もあるかもわかりませんが、やはりこの9名の方っていうのは早目にこの保健指導を受けてたら本人が気をつけ食生活とかそういうことで随分食い止めることができるんじゃないかと思えますので、先ほど言われましたようにその結果確認とあわせてその保健指導もやっていきたいということですので、ぜひそれへ力入れてやっていくことを申し添えます。

それで、毎年この2人ぐらいずつふえてるということですよ。そしたらもう頭からここで1,000万円からの医療費がかかっているっていうことですよ。そこへ保健指導してもあれですよ、費用対効果を考えたときにそれほど費用が要らずに結果につながってくると思いますのでぜひよろしくをお願いします。

そしたら、次の3番目へ移りたいと思います。

受診者の中でステージ2、eGFRが89から51と言われる軽度の人は何名かをお尋ねいたします。

○副議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、丸内一秀君。

○健康介護支援課長（丸内一秀君） はい。ステージ2の方は1,508名ということで、平成23年度数2,106名のうちの68.4%ということになっております。ただし、先ほど依光議員さんおっしゃられましたが、ステージ3のほうがeGFRの値が30から59がステージ3ということになります。それで、要精密検査のほうの受診勧奨は30から49の方に対して行っておるわけですが、50から59の方もそこにおいでます。ほんで、ステージ3の要精密検査、受診勧奨以外の方が384名となっておりますので、その方を加えますと1,851人ということで84%の方がこの軽度のところに

該当してくるんじゃないかと思います。

○副議長（小松紀夫君） 11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） 11番、依光美代子です。

今数字を聞いてちょっと驚いたんですけど、やはりこのステージ2の軽い人で、またどうしてもこの全体が無理であればその50から59の384名、この人だけっていうたらおかしいけど、だけでも力を入れて保健指導をすると、その移行するのを、進行するのを予防できる大きな力になるんじゃないかと思います。

そしたら、次の質問に移らさせていただきます。

4番目、ステージ2の軽度の方は経過観察となっておりますね。そして、この経過観察ということは、翌年の健診まで何もしなければ悪くなる人が多くなると思います。まして先ほどの数値で出てました384名、この方なんかは特にこの境界線ぎりぎりっていうような状況かと思います。そこで食生活や生活習慣などの保健指導により腎機能障害へ移行するのを防ぐことが可能です。せっかく費用をかけ検査を実施しているので腎機能低下を改善するためにもここへも積極的に介入すべきではないでしょうか。腎機能低下の進むのを予防するためには減塩と血圧です。以前は健診や健康まつりなどで減塩の試食などがありました。近年はありません。食生活改善推進員の方や健康づくりのメンバーに協力依頼をして減塩食とか、失礼、減塩食とはこういうものだということを試食をしてもらい薄味を知ってもらおう啓発活動の取り組みが必要と考えます。減塩の食生活が身につけば高血圧も予防できます。この高血圧は本市の医療費の上位1、2位に位置しており、減塩の保健指導に取り組むと腎機能低下を防ぎ高血圧の予防もできます。医療費も抑制され検査も生かされ費用対効果が上がります。この方たちへの保健指導をすべきと考えますがいかがでしょうか。

○副議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） はい。保健指導の介入と生活指導の介入ということでございますが、このステージ2、3の方を合わせますと約85%という大変大きい人数となります。ここの介入につきましては大変大事だと考えております。県の基準に基づきましてeGFRの低い方につきましては受診勧奨を行っていますが、軽度の方へのアプローチがありませんので広報への掲載、また県のほうは啓発パネルのほうも作成を予定しているところですので健診会場への展示などという形で考えていきたいと思っておりますが、人数が多うございますのでなかなか個別指導ということにはつながっていかないですので、啓発の方法を考えていきたいというふうに思います。

以上です。

○副議長（小松紀夫君） 11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） 啓発の人数が多いから保健指導はなかなか難しいけれど、その啓発の方法をまた考えていかれるということでぜひその検討をお願いしたいということと、1つその減塩についてのお答えがなかったんですけど、その食生活改善推進

員さんとか健康づくりのメンバーの方、私たちも何かこの市のために役に立ちたいけど意外とこう依頼がないというようなお声を聞きました。せっかく皆さんがいろんな薄味をつくったり、それから高血圧、糖尿病の、去年は糖尿病でしたか、それに重点を置いたその教室を開いたりしてます。そういうのとか連携してそれへこういう境界線の方、軽度の方への案内を、それを健康づくりのほうですとかすればそれほど大変な思いせずに効果につながっていくのではないかと思います。

それと、もう1点は、今年は中央公民館のほうの生涯学習の中でその健康についての講演が1組組まれてまして、まだその内容とかいうの決まってません。そんな中で例えば腎機能低下を防ぐため、あなたもいつまでも元気でおるためにとか、そういうようなお話での、そこと連携して、生涯学習振興課とも連携してその中に決定されればそれに該当するその腎機能であったり高血圧であったりそういう境界線の方ですよ、境界線となるその軽度の方をいかに進行を防ぐか、それが一番経費も要らずに効果を出せることにつながっていくと思います。そう言ったことはいかがでしょうか。

○副議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、几内一秀君。

○健康介護支援課長（几内一秀君） はい。済みません。減塩のほうのお答えが抜かっておりましたが、減塩につきましては今年度健康まつりのほうで、健康まつりのほうも来て体脂肪検査とか、それから肺などの検査をしてすぐ帰るんじゃないかとちょっとでも残っていただきたいというふうなこともございまして、食生活改善推進員等をお願いをしまして減塩のみそ汁か豚汁かちょっと忘れましたが、これぐらいの濃度が適当ですよというような試食のものもつくって少しでも体験していただくようなことも考えております。それから、あといろんな開催されている教室等への軽度の方へのお誘いというようなことにつきましても、またそういう事業と連携をとればまたとっていききたいというふうに思います。

○副議長（小松紀夫君） 11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） 11番、依光です。

健康まつりでその薄味の豚汁か何かそういうものをやられるということで、ぜひ、以前は健診なんか行ったら自宅からおみそ汁を持ってきてくださいというようなこともありましたよね、あんなことはやっぱり自分の舌で味わうということがすごくいいかと思しますので、それを実施されるようになりましたらその健康まつりでこういうことをやるってということで、この腎機能低下の、に含まれる軽度の方、この1,811人、この人たちへもぜひお知らせをして、今回の健康まつりではこういうこともやりますからぜひ薄味の試食においでくださいというお手紙を配布する、そんなことをすれば経費は要りますけど効果は、にはつながっていくと思います。この方たち血圧、血圧とこの減塩がこの腎機能にすごく影響しますので、せっかくの機会ですのでぜひそういうことにつなげてほしいということをお願いしておきます。

それでは、最後の質問に移ります。

新庁舎の節電についてお尋ねをいたします。

新庁舎になり1年が経過しました。以前と比較すると広く明るく快適な環境になりました。しかし、エネルギー消費量は格段に増加したと思います。1年経過したので電気が一番多く消費されるのはいつごろ何に使われるかを把握できてきたと思います。エネルギー消費量が年間1,500キロワットを超える特定事業者となり中長期計画の策定が必要となりました。

それでは、質問に入ります。

最初に、新庁舎の1年間、平成23年5月から今年の4月までの電気使用量と電気料金はどれくらいでしたかお聞かせください。

○副議長（小松紀夫君） 管財課長、岡本博臣君。

○管財課長（岡本博臣君） 依光議員の新庁舎の節電についてのご質問にお答えいたします。

新庁舎の平成23年5月から平成24年4月までの消費電力及び電気料についてでございますが消費電力は63万7,698キロワットアワー、電気料金は1,075万3,414円でございます。

○副議長（小松紀夫君） 11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） 依光です。

ありがとうございます。昨年度の電気料が1,753万円っておっしゃいましたかね。

○管財課長（岡本博臣君） 1,075万円です。

○11番（依光美代子君） 1,075万3,715円、ごめんなさい、ということは当初の予算よりかなり省エネで予算からいうとできているということでしょうか。

それでは、引き続き、2番目の質問に移らせていただきます。

中長期計画の策定はできておりますか、その進捗状況についてと、各年度の検証はどのように行うのかもあわせてお尋ねをいたします。

○副議長（小松紀夫君） 依光議員、通告に従ってご質問をされてるということですがけれども、ちょっと通告にないところがちょっとぼつぼつ1問目が出てきたりしております。各年度の検証ということにつきましては、答えられるようでしたら答えていただければいいですけど、通告にないですので答えられなかったらまた後ほど報告をするということにしてください。

管財課長、岡本博臣君。

○管財課長（岡本博臣君） 中長期計画の策定の状況についてお答えいたします。

エネルギーの使用の合理化に関する法律によりまして、エネルギー消費量を原油に換算した値が1,500キロリットルを超える事業所は特定事業所に認定され、中長期計画を策定しまして消費エネルギーの削減に努めなければなりません。本市の原油換算量は1,485.2キロリットルと1,500キロリットルを超えておりません。これは4月及び5月は庁舎の運用が本格的ではなかったこと、また11月まで外構工事完成ま

で本庁舎外構部での消費電力がなかったためと思われます。したがって、中長期計画は策定しておりません。ただ、計画は策定しておりませんが、今後も引き続き節電の努力をしていかなければならないと考えております。

各、済みません。年度の検証についてでございますけど、ちょっと資料持ち合わせておりませんのでまた後でご返答いたしたいと思っております。

○副議長（小松紀夫君） 11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） 依光です。

昨年の議会のときに1,500を超えるのでそうしなければならないという答弁でしたので、その後どうなったのかと、思いで聞かせてもらいました。そしたら大変ねあれだと思います。その計画をつくとまた人手なり大変な思いをなさるので、ぜひみんなで気をつけて、省エネ、節電に気をつけてこの1,500を超えないようにしなければなりませんね。私たちも協力しながらやっていきたいと思っております。

それでは、3番目にそのエネルギー管理者、そういうもの要らないということですよ、この計画が要らんという、この計画を立てるのでエネルギー管理統括者や管理企画推進者っていうのが必要だと思っておりますが、そうではないですか。もし決まっておればお聞かせください。そしてどんな役割をするのか。

○副議長（小松紀夫君） 管財課長、岡本博臣君。

○管財課長（岡本博臣君） エネルギー管理統括者及びエネルギー管理企画推進者は、消費エネルギーの原油換算量が基準値の1,500キロリットルに達していなかったため選任しておりません。エネルギー管理統括者の役割といたしましては、具体的な、全体的な視点を踏まえた取り組みの推進、中長期計画の取りまとめ、現場管理に係る企画、立案、実務の統制となっており、エネルギー管理企画推進者の役割は、エネルギー管理統括者を実務面から補佐する役割となっております。

○副議長（小松紀夫君） 11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） そしたら、次の質問に移ります。

今年の四国電力管内の節電目標は7%であります。本市の節電目標は何%を目指しどのような取り組みを考えておられますか。

○副議長（小松紀夫君） 管財課長、岡本博臣君。

○管財課長（岡本博臣君） お答えいたします。

四国電力株式会社からは、7月2日から9月7日までの間の平日、昼間時間帯、9時から20時に7%以上を目標に節電するよう依頼がありましたので、本市の目標としましては7%以上を考えております。

以上。

○副議長（小松紀夫君） 11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） ありがとうございます。

そしたら、次に移ります。

そしたら、その節電目標を7%ということを取り組まれるというご答弁でございました。その節電についてはどのような対策を実施をする予定でございますか。

そしてまた、省エネ対策として庁舎南側にゴーヤを植え緑のカーテンをしてはどうでしょうか。もう既に香北支所では取り組みを始めているそうです。昨日、住民への節電のお願いを8月に広報へ掲載すると聞きましたが、こういうように行政が積極的に節電に取り組む姿勢を見せることが住民への啓発にもなると思いたしますがいかがでしょうか。

○副議長（小松紀夫君） 管財課長、岡本博臣君。

○管財課長（岡本博臣君） 本庁舎で実施しております目標達成のための具体的な方法ですが、照明につきましては業務に支障のない範囲で必要最小限となるようにしております。具体的には執務室、廊下、トイレなどの照明の消灯、蛍光灯の取り外しなどを行っております。また、給湯室の湯沸かし器やトイレのジェットタオルの電源を切るなど可能な限り機器の電源を落としております。エアコンにつきましては7月1日から運用開始となりますが、設定温度は原則として環境省の推奨する設定温度28度とし、全熱交換器につきましては可能な範囲で間欠運転をするなどしまして消費電力の削減に努める予定でございます。

また、緑のカーテンといいますかそういうふうなことを香北支所もしておるのでということですが、1階執務室側は自然光が入りにくく照度の確保のためにも可動式のブラインドがよいのではないかと考えております。ロビー側につきましては本年度は時期的に間に合いませんが、次年度以降につきましては緑のカーテンにつきましても検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（小松紀夫君） 11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） 依光です。

いろいろ節電を工夫されてジェットタオルもとめてますよね、あれこそ本当にもったいないからとめてするほうがいいと思います。それで照明なんかも工夫をされておりますが、ぜひその unnecessary 電気を小まめに消すそのチェック、それをチェック体制っていうのはできているのでしょうか。よく私がもう5回も、えっ、5回目みたいな形でしたけれど東の階段の電気、あそこがよくついているんですよね。あそこは南っかわがガラスですのでほとんど要らない感じです。何かについてそれで後忘れ、だけど担当課もあそここの階段上がって、上がるからちょっと気をつけてたらいくんじゃないかと思うのですが。あれ一斉に全部が上から下までついているでしょう、ぜひチェック体制をどんなふうに行っているかお聞かせください。

それと、その空調設備のフィルター、そういうのは年に1回は掃除をしますか。その掃除をすることで電気料が5%から10%節電できるということが可能です。ぜひそんなことも検討してみてください。

それと、いつもその自動換気を常に回してますよね、最初1年ぐらいは接着剤とかい

ろんなにおいがあり必要かと思いますが、これだけ電気が消費されてるっていったときに必要最小限でいいのではないかと思います。空調への負荷を抑えるために今夜間のナイトバージもやっていますよね、そのナイトバージもとめていいのではないかと思います。というのも朝、始業時間の一、二時間前にスイッチ入れることで一、二時間あったら空気の交換できると思う。朝の冷たい空気を入れる、中のあったかい空気を外へ出して、そういうことができると思います。またそれは警備の方に、巡回何回かしていますよね、そのときに少しスイッチを入れてもらうってすればできるのではないかと思います。そういったこう工夫も必要ではないかと思います。

また、もう1点として、屋上に設置している空調の室外機、あれにはこう屋根がありますかね、それともひさしのような差しかけ、もし屋根がなければこうひさしっていうか室外機をこう日影にするだけで電気の消費量っていうのは10%から多かったら20%ぐらい違ってくるということを言われています。ぜひそういうことも検討してみてください。

それから、職員さんの使われる台所のほうに電気ポットがあろうかと思っています。この夏場だったら使用量、その熱いお湯っていうのは少ないかと思っていますので沸かしてポットへ入れる、それだけでも随分違うと思います。冬のようにたびたび使うときは電気ポット使ってもいいけれど、どちらかというと冷たいお茶を飲まれる方が多いのではないかと思います。その小さなことをいろいろするというだけで随分違ってくるのではないかと思います。

それと、その冷房のエアコンの温度ですが、国の規定で28度となってるんですが、先般なんかも外の温度が28度なのに28度の設定、全然お金をかけて効果がないですよ。せっかくその電気代をあれして、結局設定しているからエアコンはずっと回ってるんですよ。外の温度と比べて一、二度下げるとかそういったこう工夫、うんと高いとき、30度超したときにはそれ28度下限としていいのではないか、そんな工夫も必要ではないかと思いますがいかがでしょうか。

○副議長（小松紀夫君） 管財課長、岡本博臣君。

○管財課長（岡本博臣君） お答えいたします。

その温度のとか照明のチェックとかいうことですが、これにつきましては各階、各課のその電気のスイッチの近くの係の方に照明の消灯とか間引きを一応説明しますので、そのようにするように伝えておりますので協力いただいております。

それと、階段でございますけど、階段につきましては手つかずといいますかそのままの状態です。それで、階段につきましては、避難経路にもなっておりますので万が一、ないとは思いますが火災とか発生した場合に、その暗いというようなことでもし事故につながるようなことになればまた問題にもなりますので、とりあえず今の状況でおいっておきたいというふうに考えております。

それから、空調フィルター、これらの点検とかいうことにつきましては、業者に委託

しまして年1回は点検をしております。

それから、自動換気につきましては、これ自動的に換気をするということですので、ある程度ですねそのCO₂がたまらないような形で時間の設定でこう換気をするようにしておりますので、それらも含めてその辺はちょっと検討していきたいと思います。

それと、屋上の室外機の件ですけど、これにつきましては屋根とかいうものは備えておりませんが、ただ、これ囲いとか屋根とかしますとその室外機自体から発熱がありますのでそれを妨げるということになりますので、それを取りつけるということは困難と思います。

いろんな意味でですねその省エネということになりますと、細かなところまで節電とかいうことを含めて取り組んでいかないとなかなか、それと、職員の方、また議員さん皆様を含めていろんなところでこう、この議場のこともそうですけどいろんなこと含めて節電にご協力いただかないとなかなか前に進まないということもありますので、皆様のご協力をいただいて節電に努めていきたいというように考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○副議長（小松紀夫君） 11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） 依光です。

節電は本当に皆さんの一人一人の協力でできます。本当ちょっと意識するだけで、やはりそれは各課でもそうだと思います。各課長がやっぱり一言こんなところ気をつけようねってということで、皆さん全員がやっぱり意識を持って職員にも伝える、それが効果を上げることと思います。私たちもできるだけそれを、節電に努めていきたいと思いません。

それで、先ほど階段のことをおっしゃられた、暗かったら何かあったときに困るからということでしたけれど、ぜひ一度ごらんになってください。全く暗いという状況じゃない、片一方が、こちら側はね壁ですのであれやけど、こちら側がお天気のいい日についているのは本当にもったいないと思う。私も気がついたら言うから、また職員さん、またかいうような顔をされるんですけどね、もったいない。ほんで、そのときにその電気を消すのは私たちもわかってたらこう消させてもらうけど、その課の方もどこで消すんだろうというような形でわかっておりませんでした。やっぱり課の中でもその意識統一とかそういうことが大事かと思えます。みんなで協力しながらね節電に努めて、少しでもエネルギーを使わないということに努めていかなければならないと思いません。どうぞその辺のご検討、引き続いてよろしくお願いします。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（小松紀夫君） 依光美代子君の質問が終わりました。

昼食のため午後1時まで休憩といたします。

（午前 11時51分 休憩）

（午後 1時01分 再開）

○議長（西村芳成君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 12番、山崎龍太郎です。通告に従い順次質問をいたします。一問一答であります。

最初に、空き家調査事業について伺ってまいります。

本年度よりUIJターン希望者が定住できるように、関係機関と連携をとり定住促進を図るため空き家調査事業が開始されました。今後もさらなる増加が予想される空き家を負の遺産ではなく地域の資源ととらえることから始まる空き家の活用は、人口の増加はもちろん地域活力の増進、地域活性化につながりますし、空き家の放置は防災、防犯の面からも好ましくないと考えられます。本事業を効果的に推進し的確に情報提供等を行っていけば、定住希望者の空き家ニーズにこたえることが可能と考えます。

そこでまず、お尋ねします。

調査員1名雇用にて調査を開始されましたが、現在までの取り組み内容と進捗状況をお尋ねします。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） 山崎龍太郎議員のご質問にお答えいたします。

空き家調査事業の現在までの進捗はということですが、5月から調査員を1名雇用しまして物部町のほうから調査を進めております。まず、調査に当たりまして地域へ入っていく必要がございますので、自治会長さんのほうにあいさつを兼ねまして聞き取り調査を実施しております。この作業につきましては、おおむね旧物部地区の9割程度が終了しております。これからは聞き取り調査で住宅地図に落としたデータをもとに現地調査を行いまして、自治会ごとに空き家台帳を整備していくこととなります。

以上です。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 自治会長にあいさつをして聞き取りして、現在のところ物部町については90%と言われましたかね、それを台帳に整備していくということですが、現在物部町でその戸数ですわね、どれぐらいその空き家として台帳に整備可能な部分、ランクづけ等は後になると思えますけども、調査員の方頑張られて物部町を90%したというところですが、その部分は戸数について大体のところがつかめてあるんやったら、それとあわせて自治会長の反応ですわね、空き家調査するに至っての、その2点を関連して伺います。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。まず、戸数につきましては、聞き取り調査をしてまだ地図に住宅地図に落とした段階で、その段階でのですね戸数とかいう形ではまだ数字で落としているものはございません。

また、自治会長につきましては、やはり昨日の集落实態調査の中でも話しましたけれども、外部からの人材の受け入れにつきましては6割の方がですね必要であると答えておるといような状況の中です、やはり地域の方も危機感を抱いておる状況の中から非常に協力的であるといような状況です。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） もう1点ちょっと確認しておきたいんですが、物部町のほうから随時入っていくということですが、これからのことがほとんどで私も提案的な話になっていくと思うんですが、宅建協会とか不動産業者からの情報提供の依頼はしないのか。それから、ホームページもありますのでね、広報等で情報提供のお願いを市民に対して呼びかけないのか、その点はどうかお考えなのかお願いします。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。宅建協会等とはですね、契約に当たってですね協力していくような体制をとるようにしております。また、情報提供はですね、そういった情報があればですね入手したいとは思いますが、また、住民向けにはですね、広報での呼びかけはですね行っていきたいというふうには思っています。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 2点目に移ります。

少し角度を変えてお尋ねしますが、物部町、大体行き着いているような状況の中ですわね、防犯、防災等の面からこれは放置しておくのはいかがかなというふうな物件にも当たるとも思いますけれども、実際自治会長からの情報というものがメインであろうかとも思いますけども、そういうときに所有者に対してですわね、今後助言等をしていってそのまま放置していくのはやっぱり好ましくないよというようにある一方ではしていくべきだと思いますけど、俗に言う危険家屋と言われる部分に対してです、そこら辺についてはいかがお考えでしょうかお尋ねします。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。9割済んだといいましてもまだ聞き取り調査の段階で、直接現地に行ってですね写真とかで現場の状況を確認するという作業はまだ一部始めたばかりでございましてこれからという状況でございまして。危険家屋につきましても、この調査の中で廃屋までも、廃屋につきましても調査してですね台帳に残していく予定にはしております。今回の調査がですねとりあえずは定住対策という形でそれを目的としておりますけれども、先ほど申しましたように今後整備していく台帳にはですね、それぞれの空き家のランク、AからDランク、すぐに住める状態からですね廃屋のレベルというところまでランクづけをしましてですね、今後そういった対策を打つ上で活用できる、活用する資料としては使えるようにしていきたいというふうに思っています。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） そのような方向を望みます。

もう1点、あわせて言えば善意の方向でいったらそれが空き家としてから貸し出しも売却も可能というほうになれば、実際のところ、現在のところなかなか管理が行き届いてないような空き家等であった場合、この方向性を示すことによって草がぼうぼうとかほとんどもう廃屋の状況とかいうことも改善する方向の1つになると思うんですわね、だから所有者、相手方も喜ぶという、ほんで負の遺産のままにしては残さないということが私は大事と思うんです。やはりまちづくり推進課、別の業務でそういう家屋に対してもやっぱり指導する立場でありますし、最終的には消防のほうで火災予防条例なんかに基づいて改善の対象ともしてありますわね。今本市は現時点そこまでの部分でありますけれども、やっぱり同僚議員らあもるるその空き家の状況なりについても心配する声がありますので、その視点を外さないようにということをお願いしますがいかがでしょうか。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。空き家対策といいたいでしょうか、これは本当に全国的な課題でさまざまな取り組みがされておるわけでございます。今回この空き家の調査事業を行いまして、現在は廃屋っていいでしょうかね、家が倒壊した状態であるところもあるかと思えます。ただ、それはほうっておくわけでは、それはただほうっておくわけではなくてですね、例えば家はもうなくなっておるけれども宅地という位置づけもございまして、宅地としてですねこれが売買が成立してですね、新たな移住者が来れるような形がとればこれは最高ではないかというふうには思っております。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 3点目に移ります。

空き家バンクにとって最も重要な物件の掘り起こしのための地域の空き家実態調査については、人的負担が大きく調査がなかなか進まない状況にあるということも先進事例では示されています。本市の場合いつまでにここまでの調査を行う等の期間設定は想定をしているのか。

また、どこまでの事務を調査員に課しているのか少しわかりませんが、複数人員による調査にてスピードアップ等も今後図っていくべきではないかと思えますけれども見解を求めます。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。お答えいたします。

まず、期間の設定ということでございまして、香美市内のその空き家の情報がですね今の段階では少ないという状況もありまして、なかなかその設定がしにくいところも現実的にはございまして。また、この事業につきましては、今回初めて実施した事業でもございまして、一定物部では自治会長のほうへの話はかなり方進みしましたけれども、これから現地調査を進めていくということにはなってきます。ただ、集落の中にあつてですね空き家というものがそんなにたくさんあるというわけではないと思えますので、自分

の感触としてはですね今年中に物部、香北地区はですね終わるのではないかというふうに思っております。

調査員の増員につきましては、今後の調査のですね進捗の状況を見てですねまた判断していきたいというふうに思います。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 今後の動向も踏まえてと、ただ、現実的にはまちづくり推進課等のほうにもやっぱり空き家等の問い合わせも若干はあるというふうにも伺っておりますけれども、少しこれから現地調査にも入っていくということの中でですわねちょっと流れを確認したいんですけれども、まず現地へ行って外観調査をしますわね、実際どういう状況なのか。そしたら次は所有者に対して意思確認しますわね、これを空き家として利用できるかどうかというほうの、それから台帳、台帳とその空き家バンクとしての登録するというのがイコールかどうかは少しわかりませんがその部分、それでほんならオーケーであるんやったら建物内のやっぱり詳細な調査もせんといきませんわね、結構な事務が要すると思うんですわ、1軒に対してもね。そこら辺のところを所有者、それから空き家バンクとして登録、一定期間を要すると思うんですけれども、またこの香美市広い、物件は余りないみたいな課長言われてたんですが、私はやっぱりそこそこ出てくるんじゃないかという思いもありますけど、この広範囲の香美市の中でですわね山田町はほいたら来年度以降ということになっていきますけど、現状はやっぱりこの時点で推移を見ていくというところにとどまるのか、途中でもやはり需要と供給のバランスもありますのでね、問い合わせ等が多いときに実際にどういうふうな動きは、今吉野のほうなんかでも若干そこを起点にという動きもありますけども、少しこのあたりのお考えをちょっと精査してお答えを聞きたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。山崎議員も言われたように一定調査して外観の写真ですわね、外観の写真を撮ってそちらの状況、例えば電波の状況とかですわね、それから最寄りの商店までの状況とか、台帳にはそういった情報はですね載せていくようにはしておるつもりでございます。それで、これからについて調査は比較的早く済むと思うんですが、それからその空き家の提供につながるまでですね、これは結構なやはり労力を要すると思います。まず所有者と連絡をとって、その方がですね仮に県外においでればですね、こちらに帰ってきたときでないとなんか確認できんとかそういったことができてきます。また、本人に連絡するにしてもですね、地元の自治会長さんなんかはかなり詳しくいろんな情報を教えてくださいけれども、その空き家に帰ってくる時やないとですね空き家のそのかぎとかですね渡してもらえんというところもありますんで、一体それがどれくらいのペースで進んでいくのかって、ちょっとそこがまだ見えてこないところもあるがですわ。そういった状況でまちづくり推進課の中で現在では対応していきますけれども、とても手が、将来的に手に負えない状況

もひょっとしたら出てくるかもしれません。そうなった場合にはですね、何らかの形でですねまた人員増員とかですねそういったことを要望していくようになるようになると思います。はい。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 4点目に移ります。

田舎志向も強まっている中、移住、定住に必要なものは物件等の情報提供であることは第一義的ではありますが、他方、問題として挙げられる点は、地域の受け入れ体制、サポート体制であることは言うまでもありません。先ほど物部町のほうでは好意的と、自治会長含めて話もありましたけれども、事業の推進には地域の理解と協力が重要であります。その点を踏まえ空き家バンクへの登録、希望者への情報提供はいかに手順を考えているのかお尋ねします。

また、現体制でのスタッフ不足等を考えるとき、先ほど契約については不動産業者との部分は言われてましたけれども、それまでのステップで不動産業者との連携はどういうふうに考えているのかお尋ねいたします。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。お答えします。ちょっと言葉が足らんところがあつたらまたご質問していただければと思います。

まず、空き家の調査をしまして、空き家の所有者のほうからですね申し出があつた場合は、香美市と移住促進に関する協定を締結しております高知県宅地建物取引業協会、全日本不動産協会高知県支部から選定された不動産業者とともに建物の調査をこれは所有者と一緒にしまして、その後香美市のホームページから情報発信をすることとなります。そして、高知県地域づくり支援課が開設しております移住者向けホームページからも香美市のホームページにリンクを張る仕組みとしております。移住希望者があつた場合は、担当する不動産業者が現地案内から契約の立会を、までを行うことになっております。また、契約に関するトラブルが発生した場合は、高知県宅地建物取引業協会、全日本不動産協会高知県支部が解決に向け対応することとなります。なおですねIターン者等が地域に入ることによって地域とのトラブルということも話も聞きます。こういったこともありますので、できるだけですねそういった空き家の個人情報につきましては地域ですね自治会長さん等からですね情報収集して、やはり受け入れに積極的な自治会等へですね、がやはり、に自治会等にですね、何て言いましょうか、そうです、はい、受け入れ自治会等に優先的といいましょうか、が早くそういった移住者のほうが居住できる環境を整うんではないかというふうに思います。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 私は、やはり香美市全体で取り組む事業であつて、物部から進められたということは尊重もしますけれども、実際のところやはりこれから調査員もちろん入ってますけれども、担当課もやはり地域住民に対してですね、この空き家

バンク事業というものがこう地域存続や活性化のためにやっぱり大切な施策であるということですね、やっぱり限界集落のことも言われてますし、物部のほうでは。また、地元理解の面では、香美市がやっぱり定住するに魅力のある町であるということをやっぱり理解、本人が、自治会長含めて住んでいる方々はそういう観点についてはこんなもんやと思うてるかもしれませんが、やはりその部分の理解を深めてどこも同じようなレベルに、山田に対してですね、山田の自治会長さんらあに対してもそういう視点でやっぱり担当課及び調査員が地域に入っていくということが、移住希望者の方は山田に住みたい、香北に住みたい、物部に住みたい、さまざまな感覚があると思うんですわね。やっぱりその視点のときに、やはりこの地域は微妙に地域の理解が得られていないよということのならないようなことはやっぱり前もって準備しちよくということが大事だと思いますがその点いかがでしょうか。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。お答えいたします。

まず、最初にですね自治会長のほうにあいさつに行ったら、まさしくそれでございます。やはり自治会長さんのほうの理解を得てもらうということが非常に大事でございますので、これにつきましては調査員と市役所の職員が同行しましてですね、この事業の趣旨とかですねそういったものを細かく説明して理解をいただいているような状況でございます。最初はなかなか受け入れに否定的な自治会もあったようですが、話をする中でですねご理解をいただいているというふうに報告を受けております。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 抜かりなくやられてるということで安心しました。

5点目に移ります。

定住に対して事業効果、実績を上げている他市等では、定住推進のスタッフ体制も充実させ、情報、住居情報提供はもとより移住者に対する就業、就農支援、生活サポート、また新たな情報発信等の役割を担ってる例があります。今後の展開にもよることが、よるところが多いと、大きいと考えますけれども、現時点ではいかに考えているのか。少し私が調べたのは島根県の雲南市を報告させてもらいますけれども、ここは4万人の人口規模で調査員が6名、2人体制で3班ということでいって、実際平成21年時点で100件の定住相談があって、この定住推進員を通じて空き家へ入られた方が76世帯あると、かなりの取り組みをしていますね。やはり島根県の鳥取県寄りのほうですけども、やっぱりそういう取り組みもされている他市等を見るときに、やはり今後を考えるとこの定住推進員ですね、結局定住に対するサポートをするということ、これは将来的なことをどういうふうに考えてるのかお尋ねします。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。お答えします。

現在空き家調査事業に関しましては、まちづくり推進班長を中心として調査員の2名

体制で業務を進めておるような状況でございます。また、移住希望者からの問い合わせには、まちづくり推進班全員で対応していくこととなります。また、地域の実情に詳しい支所との連携、これも非常に重要になってくるだろうというふうに思います。そして、やはり移住される方が仕事を求める場合はですね、やはり産業振興課との連携というのもですね必要になってこようかと思えます。先ほど紹介を受けました雲南市、6人の調査員で2人掛ける3班体制で非常に成果を上げているようです。できればうちもそういった形で早く成果が上げればというふうには思っております。また、定住推進員につきまして、なかなか職員も限られた状態の中ですね専任の職員を張りつけるのも大変なところもあるかと思えます。これにつきましても国の事業を使いまして地域づくり支援制度ですかね、そちらのほうでですね雇用してですね対応している町村もありますのでその方面で、その方向でもですねまたちょっと検討はしてみたいというふうには思いません。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 老婆心的なことで将来を予測して、課長にはこういうことも予測してということと言わしてもらってます。この空き家調査事業についての最後ですけれども、先ほど言った雲南市もそうですが、やっぱり移住者に対する住宅支援補助制度等がやっぱり充実してますね。やはりいろいろな要件はありますけれども、10年間住まんといかんとかいろいろ最低ねありますけれども、やっぱりそのままの状況ではなかなか住めないというときに、やはり要する経費の2分の1、50万円までを住宅改修に対して助成すると。これも今後のことですが、そういう移住希望者がどっと来ると、さまざまなホームページも含めてやるときに、そんな制度も踏まえてソフト面の支援とやっぱりそういうハード面の支援というがやっぱり不可欠になってくると思いますが、現時点でのお考えを問います。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。空き家となっている家屋を住める状態にするには、やはり水回りを中心としてですねやはり一定の改修工事が必要な場合も多いと思います。そんな中で高知県の移住促進事業補助金、このメニューの中にUIターン住宅改修事業がございます。市町村がUIターン向け、UIターン者向け住宅改修の補助制度を創設すれば、この補助金で2分の1、最高25万円なんですけども補てんされることとなります。制度の創設については、今後検討していきたいというふうに考えております。なお、空き家の所有者が市内の方であれば、現行の住宅リフォーム助成金も活用が可能ではないかというふうには思っております。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） それでは、大きな項目の子育て支援体制について移らせていただきます。

子育て支援の各施策も見直し、充実、新しい展開もされながら前進させていると考え

るところであります、今回は次の3点について質問してまいります。

1点目は、就学援助についてであります。

この間の同僚議員の質問、答弁でご家庭の経済的要因から増加傾向にある実態等が示されたところであります。その中でポイントとして上げられる点は、平成21年度よりの準要保護者の基準の生活保護基準1.3倍から1.0倍への見直しにより否認定者の若干の増加が明らかになりました。担当課長答弁では、近隣市や県外の動向も見ながら基準や援助対象費目の見直しについて言及されておりましたが、この間の検討状況についてお尋ねします。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） 子育て支援のことにつきまして私のほうからお答えいたします。

さきの議会の答弁の中でそういったことを申したような記憶もございますが、ただ、1なら1、基準につきまして当分の間、現在のところ見直すことには至っておりません。以上です。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 1.0は見直す気持ちはないと、当分の間ということを言われた。ただ、検討をすると答えてますけど検討はされたのか、その点を確認します。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） せんだっての議会後ですね教育委員会でこれは議案としては上げておりませんが、議会でこういった質問があったのでどうなのかというようなお話はさせていただきまして、ただですね、これは予算が伴うものがありますので今すぐに1.3に戻すというような話ではなかったです。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） そのときの状況で、しつこいようですけれども実際のところ平成21年が5件、平成22年が4件、平成23年が4件が否認定ということと言われたわけですね。金額的には少額と思いますが、1.0から1.3に戻すことがそんなに財政的にも大変なものなのか、そういうことを報告されて検討されたのか再度お尋ねします。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） お答えします。

まず、1.3で基準をしておりました平成20年度ですね、市単独で1,100万円余りです。それから平成21年になりますと逆に基本的には全体がふえておりますので1,300万円の持ち出しになっております。それから同じように順繰りに1,300万円ぐらいが年間持ち出しとなっております。ただ、それで準要保護の対象者がふえてきておる状態でおると、このまま1.3にするとですね基本的にはこれ以上の金額が要るといような想定で話をさせていただきました。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） いや、総額はわかります。ただ、私が言いたいのは、その5件、4件、4件というこの数がですねその大きな財政に影響するのかもしれないのか、そのことを言ってるわけですし、実際これから1.3にして現在のところの申し込み状況では230件ぐらいがオーケーやって4件ぐらい、5件ぐらいがだめやったという、そういう現実的に考えたときに1.3に戻すと、今までの申し込み状況からいってね、そのことが今もう実際問題そういう結論が出てるんやったら今後また考えてもらいたいという方向の質問になりますけれども、それが大きな財政負担になるとは到底思わないんですわ、4人ぐらいということであるんやったら。それは4人であればどんだけの準要保護に対しての財政負担が要るのか具体的にお答えいただけますか。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） お答えいたします。

具体的な数字ということにつきましてはちょっと申し上げ、調べておりませんので申し上げますが、基本的な国庫補助、これは要保護についての国庫補助限度、単価がございます。それで学用品については小学校で5,550円、中学校で1万850円等々があります。これの分の、部分をですね準要保護については市単独で見ているというような結果でございますので、確かに4人、5人で財政的にどうなのかと、ここだけで話するとなればですねさほど影響はないだろう、しかし、将来に対してですねこれがそのままずっと残るとなれば、今のところ財政的なゆとりがあってもですね将来すべきでは、これが負担になってくると、まず先にここを見直さなければならない状態になるというふうに考えてます。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） そしたら、当面は1.0でいくということで次の質問に移ります。

2点目です。

本市において準要保護者に対する学校給食費の公費負担は2分の1であります。その金額をお尋ねします。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） お答えいたします。

これは平成23年度のデータでございますが、全体で持ち出しが581万3,793円でございます。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 581万円、約、そういうわけでありましてけれども、3点目の質問です。

事務取扱要領第3条5項では、要保護者、準要保護者につき学校給食費は「児童又は生徒が受けた給食で保護者が負担することとなる額」と規定しています。文言どおりで

あるのなら要保護、準要保護、同じ全額公費負担が当然であります但那点について見解をお尋ねします。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） 要領のですね文言とおりであればお見込みのおりでございますが、ただし、これにつきましてはですね予算の範囲内という限定がございますので、教育委員会のほうで2分の1という制度に定めております。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） その答弁は予測できておりましたけれども、実際小学生4,500円、5,000円という、中学生5,000円ということで、予算の範囲内で支給額が教育委員会が定めとなっておりますが、お隣香南市は準要保護であっても全額公費負担してます。そのよく近隣市とか言われて調査もすべて調査もしたかどうか、今までの話ではしてないと思いますけれども、それを見習うのであれば準要保護であっても保護者が負担することとなる額をやはり公費負担すべきであると私は考えます。もちろん今の説明で要領には反してないとは思いますが、見方によってですねそこで要保護と準要保護に格差が起きるということは、私はいかがなもんかと思いますがその点再度お聞きします。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） 近隣自治体それぞれ事情がございますので、そのあたりにつきましては一律に押し並べて横並びというわけにはいかないというふうに考えております。それでですね、要保護と準要保護についてどこが違うかという、要保護については2分の1の補助金がございます。それ準要保護についてはすべて持ち出しと、その状況が全然違いますので香美市としては2分の1というふうな制度を定めておるということです。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） ここで先ほど担当課の所見を言われたわけですが、それは否定はしませんけれども、先ほど1.0にこだわりましたわね、だから生活レベルでいったらですね、生活、1.0以内で基準をつくってますので収入自体は生活保護世帯水準以下ということになりますよね、この準要保護の方々は1.0以下ですので。その方々は自立で頑張ってるわけですね。だから、生活保護を受けているか受けていないか、そうでないかの違いであるというのが当事者感覚ではないでしょうか。同一の扱いが当然であると私は考えますがその点を答弁求めます。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） その件についてお答えいたします。

そもそもですね準要保護につきましても2分の1の補助があった時代がございます。それを国の制度上から取り外したと、そこに何があるかという通りにつきましては我々察知するところではございませんが、国がそれをいわゆる要保護、準要保護区分けして

きたということであればあとは市単独で見るとは、それでは市の単独で見ると継続的に見れる状況はどこまでかということを検討した結果が今の状態であるというふうに考えます。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 国の財政補助の部分も含めてそれはそちら側の見解であって、受けてる側の方の見解はやっぱり違うということは私は申し添えておきたいと思えます。ぜひこのことも踏まえて、これは去年の12月に大岸議員が聞いたと思えます。もう半年たちますのでね、近隣も含めて検討するというふうに答えたんですので、やはりそのことは持ち出しをしてもやるという必要性を感じるのか感じないのかはね、それは今後のことですけど、やっぱり忙しい事務を負ってますけれども約束したことは進めてもらって、実際はまたこのことについてはだれかが聞くとお思いますけど、そのときにはやはり厳しい経済状況の中で頑張っておられる準要保護のご家庭の方々にもそこそこの支援がいくような基準の見直し等も図ってもらいたいと思えますが、その点についてのご検討はいかがでしょうか。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） 先ほど申し上げましたようにですね、さきに大岸議員の質問があった後ですね教育委員会のほうで議案ではなく話した。その時点では、我々事務局方としましてはですね近隣、南国、香南、南国の状況は聞いております。その上で先ほどご答弁申し上げましたような状況で委員会のほうで一応検討、検討はしました。ただ検討してないということではございませんので。今後ですね状況が大きく変わって財源がどっかへ出てくるというようになればまた見直しも、ご期待に沿えるような見直しもあろうかというふうに考えます。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 善処を求めるということで次の質問に移ります。

次に、高等学校等奨学金であります。

時期的にはそろそろ適否を判断するころではないでしょうか。500万円に増額されたことは喜ばしいことですが、昨年並みの申請であればやはり基準内であってもこぼれていく人がいるのではないのでしょうか。申し込み状況についてお尋ねします。

それと、周知についてでありますけれども、いつぞや質疑で少し言ったこともありますが、山田高校でありますけれども確かに学校の掲示版には張られていたということを知りました。ただ、保護者の目に届くことが私どもの周知というふうに考えておりますがその点はいかがでしょう。またホームページ、広報以外に新たなこの高等学校等奨学金についての周知は何かあれば報告いただきたい。社協や民生委員等々からの口コミというが結構多いんですけど、そこら辺のところはいかがなもんかお尋ねします。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） はい。お答えいたします。

まず、平成24年度の申請者におきまして高等学校につきましては、高等学校等につきましては38名、それから短期大学、大学等では12名となっております。

それから、周知方法につきましては、さきの議会で質問されましたようにですね2月の広報で香美市高等学校奨学金の案内をお知らせしております。また県立山田高等学校につきましても案内のチラシを配布をしております。ただ、掲示板へ張られたのみということについてはちょっと我々存じておりません。それから市内の中学校におきまして案内文書、申請書を置いていただいて希望者に渡してもらうようお願いしております。また3年生の生徒への周知もお願いしております。それと継続の対象になりそうな方ですね、前年認定者につきましては、案内文書を送付して周知しておるといった状況です。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 本年度申し込みが38件と12件で50名ということですが、どう見積もっても500万円の予算では40件まではいかないでしょうかね。昨年は55件で28件と言われてましたので、率を掛けますと38件か9件か、そんなところでしょうか。なかなか補正もこういうことについては首を縦に振るわけではないでしょうし予算の範囲ということが常々でしょうが、教育長もこの件については、やはり私は基準内であればやっぱり受理できるというふうな方向がこの奨学金の目的であると思いますが、何か方法を、額について補正とか考える余地はないのかその点をお尋ねします。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） お答えいたします。

おかげさまを、質問とおかげさまをもちまして100万円余りの増が望まれたわけですが、これが500万円になったためにですね、昨年度非課税世帯における否認者数が昨年13名おったわけですが、平成24年、見込みでございまして1名となります、1名です。というのはあと12名は、ぐらいは救えております。ただ、1名につきまして、きょうの状況、政策企画のほうも聞いておりますので補正措置ができれば救われるというだけのことです。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 非課税でそういう状況があるということは聞きましたので、ぜひそれは救う方向でお願いしたいということをお願いしておきます。

この件の2点目です。

本制度の目的として、経済的な理由により就学が困難な者に対し奨学金を給付することにより教育の機会均等を図り、もって社会において優位な人材を育成するとしております。奨学金を申し込むに足る経済的側面があるわけですが、そうであるのなら規則第4条1項にうたわれている収入証明と住民票については別途様式を構え、数百円であるかもしれないけれども負担を軽減することなどの配慮があつてしかるべきと考えますがいかがでしょうか。ましてや現状、先ほども言ったように申請はしたが必ず給付されるとは

限られておりません。そういう状況の中、負担は要ったがだめだったとならないようにすべきであります、この件に対しての見解を求めます。

○議長（西村芳成君） 山崎龍太郎君よ、それ通告のどれ？後半、2点目と言うたけんど。

12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） これは5番の申請時の手数料免除についての発言であります。よろしく願います。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） お答えいたします。

就労証明、いろんな部分の収入証明等は様式を定めてやればいわゆる手数料要らないんじゃないかという見解でございますが、ただ、給与証明、会社等が発行する給与証明、それらというのであればまだいわゆる公的な証明にはなろうかと思われまうけど、本人申告によっての分については現在我々は考えておりませんので、とりあえず審査、判定についての申請者等、生計を一にする世帯全員の状況を判断する必要があるでございますので、世帯全員の住民票、世帯全員の収入、所得を証明する書類が必要であるというふうを考えております。手数料わずか300円の手数料ということでございますが、手数料につきましては自治法上定められた特定のもののための事務処理に要る必要経費と定められておった、それで徴収しておるものでございますので、免除ということでは私どもは考えておりません。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 先ほどは失礼しました。

実際、後でも述べますが生活福祉金貸し付けなんかは、これは社協からの話があったか市長の判断がなってると思えますけども、やはり経済的困窮者の場合にそこまでの配慮をして、することを検討する時代になってるんじゃないかというが私どもの見解であります。やはり世帯全員の家族構成、そして収入の部分、もちろん手続上は必要でありますのでそれは書面は出さんといけませんけれども、そこに対して費用を発生させないということは生活福祉金の様式でも、様式さえつくっておればその課に行つてその中に記入していただいたらいいわけですよ。実際今年50件の申請があつて600円要つたつて五六、3万円ですか、収入としてはね。その部分を市の財政として見てあげるといふことがいかな、そんなにちゅうちょすべきものなのかということをお尋ねします。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） お答えします。

香美市手数料条例第6条において免除という規定がございます。これには他の法令によつて無料で取り扱ひしなきゃならないものと、それから生活保護、それから官公署の依頼と、それから最後の端にこれは他のところになりますけどあとは市長が特にと認め

たものと、ただ、安易に市長が特に認めたものがすべてに該当するかということになるとそこにはいささか疑義がありますので、我々としては現在のところそういう考えは持っていない。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 私はその考えを持ってもらいたいということではあるのですが、持ってないということと言われるとどうしようもないんですが、市長に聞いても…。

それでは、子育て支援充実の最後に生活福祉金貸し付けについて伺います。

本制度については、以前緊急小口資金貸付等で福祉分野についてお尋ねした経過がございます。ただ、この貸し付けは、セーフティネット施策として平成21年より更新され、総合支援金、福祉資金、教育資金、不動産担保型生活資金等としてすぐれた側面を持っています。所得要件等はもちろんございますが、基本的に返済は無利子で子どもたちの将来負担も軽減されております。答弁者は福祉事務所長であります。教育行政にかかわることでありますので、お構いなければ教育行政の担当者からあわせて答弁を求めます。

それでは、私の経験した、出くわしたケースを少し紹介させていただきます。

中学校卒業後、介護の仕事にて頑張っておられた方ではありますが、一念発起してみずからの夢である看護師を目指そうと仕事をしつつ勉学に励み専門学校に合格しました。しかしながら、少ない貯金では何ともなりません。入学金、制服代、定期代、学費等、3年間のお金の部分の計画が成り立ちません。この方は福祉資金の技術習得に必要な経費及びその期間中に生計を維持するために必要な経費として約200万円を借りることができ、合格手続後、現在も看護師を目指し頑張っておられます。この資金の返済は通常奨学金と同様卒業後収入を得だして半年後となります。

もう1例示します。大学を目指して頑張っているお子さんのために父親は銀行での教育ローン、日本政策金融公庫の学資ローン等を申し込みましたが、ことごとく断られました。お子さんは見事大学に合格されましたが、当初必要な約80万円のお金のめどが立ちません。その方は教育支援資金にて4年間の必要な経費を借りることができました。現在学生支援機構の第2種奨学金と若干のアルバイト、それと本資金を原資にして頑張って学生生活を送っているということです。

ともに本市の子どもさんたちです。たくましい限りです。未成年でありつつもみずから将来債務を負い、もちろん親御さんが連帯債務者ではありますが、みずから印鑑登録をし印鑑証明を出してもらおう。以前なら想像もできないケースではありますが、一歩先に大人の扉を開いたそのお子さんたちは必ず成長してくれると思います。窓口である本市社会福祉協議会にて伺いますと、本年度教育資金の利用件数は約10件と言っておられました。増加傾向だそうであります。

そこで、お尋ねしますが、福祉及び教育を預かるおのおのの部署として本制度に対す

る認識を問うものであります。

○議長（西村芳成君） 山崎議員、最後の質問といったら⑥のことですね、⑥ですね。

○12番（山崎龍太郎君） ⑥です。

○議長（西村芳成君） はい。わかりました。はい。そういうことですので。

福祉事務所長、岡本明弘君。

○福祉事務所長（岡本明弘君） 山崎議員の子育て支援体制についての中での生活福祉資金の制度の認識についてのご質問にお答えします。

これは社会福祉、ご質問の中にありましたが社会福祉協議会が窓口になって行っている生活福祉資金貸付事業で、私もこれまで名前は聞いて承知しておりましたがけれども詳細な内容までは認識をしておりませんでしたので、ご質問の通告を受けてから資金の種類や貸付限度額などを学習させていただきました。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） 教育、福祉資金の教育資金等につきましては、この件につきまして、これ県社協の資金を使ってやってる制度だと思っております、あえてですね学校へ行ってこういったことを周知するという事は現在いたしておりません。ただ、この制度につきまして私自身2名の者の連帯保証人になっておりますので、現在活用させていただいておりますので非常にえい制度というふうには承知してます。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 福祉事務所としては詳細は知らなくてということですが、教育行政としては連帯保証人、少しそこら辺わかりませんので再度聞きたいところでもありますけれども、周知のことはまだ聞いておりませんが、実際のところはこの教育資金については保証人要りませんので連帯債務者として、子どもさんが債務者ですが、主債務者ですが、親御さんが連帯債務者として責任は負うんですけども返済義務は基本的にはお子さんが卒業されてからということにはなりますが、これぜひ知っていただきたいということから始まります、両部署とも。これは最近の事例で10件というふうに言ったんですけど、やはり県立高校に通うこと、高知市内であっても県立高校に通うとなればやはり定期代の通学費とか修学旅行に要ったりします。そういう費用も制服代も含めてね賄えないという家庭も、実際生活保護世帯であっても実際のところはその資金までは出ませんのでね、だからそういう部分、生活困窮世帯の方々から申請がふえて10件までいっているという部分があります。これほとんど民生委員さんの紹介なんですわ。ということはその部分の情報は福祉事務所がね、入ってて私は当然と思うんですけど、知らないということであればぜひ記憶にとどめて、実際保護係の中からの情報発信とかいうことも踏まえて、やはり向学心があって高知市内の県立高校に行かれるようになったときにやはりそういう制度もあるということをする、知って情報を与えてあげる立場である人が知らないということは、やはり私は善処すべきというふうに思いますので、です。もう知らないのでもいいです、実際は。答弁はいいです。

教育行政のほうに対して聞きますけれども、実際のところは高校においても学生支援機構の奨学金、高等学校の奨学金、県のね、そういう部分は学校通しての申し込みになっておりますわね。実際有利な制度であることは事実なんですけど、ただ、第1種を受けた場合はね、第1種というのは無利子ですので、日本学生支援機構の、そしたらちょっと調整が要りますけどなかなか第1種の枠狭いですのでねそれは難しいです。そのときに入学時にですわね、やっぱり一時的に発生するというお金はなかなか賄えませんわね。蓄えをそこそこ持ってなくて昔でいう国金、日本政策金融公庫のそういう学資ローンとか組めなかったら、そういう状況まで陥ってる、になってる方々がおられるということであるのなら、私はやはりこの認識を改めて教育行政として持ってもらいたいと思いますけどその点はいかがでしょうか。きょうの質問でわかったというふうに一つぐらいは答えてください。

(笑い声あり)

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） はい。お答えします。

先ほど連帯保証になってるのでこの生活福祉資金の、実際の話をするれば個人情報になりますけれど、私の関係する者がですね高等学校最後の学年に卒業できない、お金がなく卒業できないと状況になったときにいろいろ当てにして社会福祉協議会の窓をたたいたと、たたいてですねその金で卒業する者について私の保証をしたということでございます。ただ、認識につきましては、当然この制度ですのでありがたい制度だという認識は持っておりますのでよろしくお願いします。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） その中で周知について最後この件の、生活福祉資金の周知については、さまざま広範囲に緊急告知から含めて、生業費の補助から含めてこの教育、それから技術を習得するための部分も踏まえてあるということはわかっていただけだと思いますのでぜひそのことを今後の部分でどこかの場でですね、県立高校に通うというときには中学校から受験で通られて県立高校へ通えますので、中学校でのやっぱり周知、広報も必要です。民生委員さんに頼り放しっというがは私はいかがなもんかというふうに思いますので、やはりこれは社協だけの事務じゃなくて福祉行政を預かる部署も同じように何らかの場合に、その生活困窮世帯の方々が来られたときにそういう周知の仕方をしてもらいたいというふうに、社協自体も社協だより等で余り、何年か前に一遍出したっきりで出してないということですので、そのことについていかがお考えなのかお尋ねします。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所長、岡本明弘君。

○福祉事務所長（岡本明弘君） まず、先ほどの私からの答弁でちょっと誤解があるといかんと思ひまして再度お答えをさせていただきますが、周知に詳細な認識ということとは自分が知らなかっただけで福祉事務所としてはケースワーカーとか相談員とか指導

員は知っておりますので、相談があったときにはこういった資金がありますよということとは紹介をしておりますので、福祉事務所としては知っておりますので、それと、周知についてですが、先ほど山崎議員が言われたように社会福祉協議会として何年か前に1回だよりで出したというぐらいで後は出してないと、そして社協がパンフレットを置いたり民生児童委員に紹介したりして行っているというようには聞いております。香美市としても発行しておる広報がありますので、不定期的になるとは思われますけれども掲載について考えていきたいと思えます。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 教育行政の立場から周知についてのご答弁を求めます。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） お答えします。

せっかくご提案していただきましたので、毎月校長会等がございますのでその中で資料を取り寄せてですね周知を図っていききたいというふうに考えてます。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） チャレンジ塾の開設について伺ってまいります。

高知新聞に掲載されておりました公の群像で目にしてすばらしい取り組みと感心したところであります。調べてみますと厚生労働省自立支援プログラム策定実施推進事業、社会的な居場所づくり支援事業を活用した新たな取り組みであります。貧困の連鎖を防止するため生活保護受給世帯の子どもに対する学習支援、その親に対する養育、日常生活を支援する取り組みで、平成22年度全国35自治体、平成23年度全国71自治体に取り組むなど広がりを見せております。予算的にはセーフティネット支援対策事業費補助金として100%国庫補助であります。南国市、高知市は開設されております。中学校1年生から3年生までの生徒の学習支援を継続的に行うことにより、高等学校進学や将来への希望も生まれ進路を選択し就労できる可能性が広がります。本市での開設の検討を求めるところではありますが、何よりも福祉事務所と教育委員会の連携、協議が第一であります。いかがお考えなのか見解をお尋ねします。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所長、岡本明弘君。

○福祉事務所長（岡本明弘君） 山崎議員のチャレンジ塾の開設をというご質問にお答えします。

ご紹介の事業は、セーフティネット支援対策等事業の中の子どもの健全育成事業だと思われれます。生活保護受給者等の自立、就労支援のための福祉事務所が実施主体となつて行う事業の1つです。高知市や南国市等で開設されているとのことをお聞きしましたので、実施市の状況を調査し、教育委員会など関連部署とも協議しながら検討してみたいと考えます。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 調査し検討をするということで福祉事務所が中心になつ

てということをおっしゃったわけですが、やはり福祉事務所サイドとして、高知市の例ですけど就学促進員として生活保護世帯の社会的な居場所づくりを支援するため、中学生のいる生活保護世帯を訪問しそのチャレンジ塾への参加を促すということ。片や教育委員会では、サイドでは、学習支援員として教員OBや大学生、地域の方々、学習支援員として子どもたちの実態に即した指導を行う人の人材を確保するとかいうふうなさまざまな大変な部分の事業でもありますが、やっぱり結果として親御さんにも子どもさんにも喜ばれると、成功の暁にはね。やっぱりそういう部分が講師も含めて記載をされておりましたので、私は福祉事務所としては自立を推し進めるチャンスであろうと思いますし、教育委員会サイドとしては学力の確保とか進学という目的も明らかになりますし、先日来の質問でやっぱり子どもの居場所という部分ではね、独立ということではなかなか大変な質問等も出ておりますけれども、やっぱり現在本市がやってるふれんどる一むの事業とはまた似て非なるものでありますので、ぜひ制度構築されてですね、やはりこの100%補助がどう動くのかまだちょっと見えない部分もありますけれども、やはり子どもたち自体はやっぱり学ぶ意欲がありますけれども、実際のところはやっぱり各家庭での学習環境がなかったりね、さまざまな部分をとらまえてる部分、ところで、高知市なんかは登録している方は191人おると、子どもさんがね、そんな状況も伺っております。ぜひ積極的に調査をされて検討をして、やるやらんは、やることになれば来年度からやるというふうなことに福祉事務所長なるでしょうか、その点を質問します。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所長、岡本明弘君。

○福祉事務所長（岡本明弘君） 今年度検討してみて来年度やるのかどうかということにはなろうかと思うんですが、早急な対策ということは必要かとは思いますが、できるだけ早く実現したいとは思っています。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 最後ですが、そのよく各部署、部署ではさまざまな事業をやるんですが、こういう課を飛び越して、よく縦割り行政の弊害というて言われたりもするところがあるんですが、私はやっぱりこの連携事業というがもやっぱり取り組むと、そのためにはやっぱり担当課からやっぱり人員を出し合ってますよね、やっぱり調査、検討するということがこれからますます大切になってますし、今議会でもそういう質問もかなりあったというふうには思っていますので、ぜひそのことを希望します。

以上で私の質問を終わります。

○議長（西村芳成君） 山崎龍太郎君の質問が終わりました。

次に、3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） はい。3番、山崎眞幹でございます。議長の許可を得ましたので通告に従いまして質問をさせていただきたいと思っております。

今回のですね質問は、共通のテーマということが隠れテーマとしてもありまして、それは希望の種まきということで、さっき龍太郎議員が一つぐらいうんと言ってください

ってねいう話がありましたけども、全部うんと言ってくればねもうこの次から僕一般質問しなくていいのかなという気もしたりしなかったりもします。

では、まず、1点目ですけども、まず、やなせたかし先生のふるさととしてのまちづくりということでございます。

これは香美市立やなせたかし記念館の名誉館長であられまして本市の名誉市民、そして高知県の名誉県民第1号であるやなせたかし先生が、毎年ですね元旦の高知新聞紙上のごあいさつというものを載せられています。今年これ見られてない方もひょっとして気がつかない方もいると思います。今年はこのやつですね（資料を示して説明）。それで去年がですね、去年例のウサギ年、ピョン！ってやつなんですけど、去年がこういうものです（資料を示して説明）。それで、これがまず議論のスタートなんですけれども、この今年のごあいさつ中でこのようにおっしゃってます。

皆様あけましておめでとうでございます。う年は千年に一度という東日本大震災で日本全体が国難に近い被害を受けました。しかし、おかげさまでアンパンマンミュージアムは元気に新しい年を迎え創立16年目になります。大震災でも現地で一斉に歌われたのはアンパンマンマーチでした。地方公共団体ハコ物の奇跡と言われたアンパンマンミュージアムは、本市のアンパンマンミュージアムのことなんですけども、現在も好調をキープしています。旧年には戦うアンパンマンのブロンズ像、壁面をモザイクタイルのアンパンマンで飾った収蔵庫の完成、観光スポットは今年もまたふえるでしょう。全国にアンパンマンミュージアムは4カ所ありいずれも好調ですが、書きおろし原画と収蔵量の多さではやはり高知がナンバーワンです。旧年には僕も名誉ある名誉県民賞をいただきましたので、さらに努力をして世界の観光スポットになるようにしたいと願っていますと、こういうことをおっしゃいました。

ちなみにですね、ちょっとこれ比較も大事なんで去年のこのごあいさつなんですけれども、これはですね、去年はこのようにおっしゃってます。

今年2011年です。あけましておめでとうでございます。本年で高知県香美市のアンパンマンミュージアムは創立15周年になります。15歳といえば昔なら元服して一人前、大人の仲間入り、初陣の年です。風雪15年、地方の公立ミュージアムとしては奇跡的に人気衰えず多数の入館者があるのは、関係者皆様の熱心な努力のおかげと感謝しています。私もささやかながら15周年の記念モニュメントをデザインし、記念の大展覧会も計画していますのでご期待ください。それではウサギ年、ピョン！と。

これ両方を比べてみるとですね、やはりかなり昨年と比べて、昨年はウサギ年、ピョン！なんですけど今年は世界の観光スポットということですね、かなりスケールアップしてるなというふうに私はとりました。昨年、私この3月の議会でウサギ年、ピョン！をやったときにですね、このように実は言いました。「この際香美市もアンパンマンの生まれた町との自覚と位置づけをしっかりと持ちながら、周辺整備を初め、一緒に世界に挑戦し飛躍するきっかけの年とすべきだと考えます」というふうに提案させていただ

いたわけですけど、この世界のことが通じたのかなというふうにも一瞬思ったんですが、そんなことは多分ないと思います。

早速なんですけれども、このごあいさつの文脈から考えてみるとやはり今年もですね高知県内に、希望としては香美市内、本市に、新しい観光スポットとしてアンパンマン関連でやなせ先生が何かを誕生さそうとしているというのではないかというふうに私には読めるわけです。ちなみにですね今年の3月19日の「アイドル絵っせい」、飛べアンパンマンというやつではね、このように言ってます。今のアンパンマンミュージアムは、物部川の南岸にある。僕のふるさとの家は、物部川の北岸にあった。久しぶりに訪れてみると、草ぼうぼうとして荒れ果てていた。これでは柳瀬家の先祖に対して申しわけないと思ったので業者に依頼して整地してもらった。300坪の土地がきれいに完成した。さて、この土地をどうしようか。これも現在思案中でまだはっきりした計画はできていないが、いずれ何かモニュメントのようなものを建てようかと考えている。例えばここにはアンパンマンが飛び立とうとする像をつくり、そして柳瀬家についても短い記録を書き残した碑を建てようかとも思っている。もし自分に莫大な資産があれば北岸から南岸へロープウェイをつくって、アンパンマン型のゴンドラを飛ばしてふるさとの景色を一望できたら、これは多分ちょっと厳しいとは思いますが、おもしろいと思っているがとかね、あと御在所山の山頂までロープウェイをつれられないかと思っていると、幾つかそのすばらしい思い、願いです。願いを今年の3月19日、3.11の後、これはその手前に多分記事を書いているんでね、書かれています。

そこで、お尋ね、1番目のお尋ねになるわけなんですけれども、この今年ふえるというふうになんて言われている観光スポットは、一体どこに、何がどこにいつできるのかということについてお尋ねをするとともにですね、その際、もし本市にできるとか、県外かもしれません、わからないですけども、何かやはりその予定しているようなことがあるのかどうかということをもっと最初にお聞きしたいと思えます。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、濱田賢二君。

○政策企画財政課長（濱田賢二君） 山崎眞幹議員のやなせたかし先生のふるさととしてのまちづくりの、まず1つ目のその今年ふえる観光スポットは、またそれに対する本市の対応はというご質問ですけども、少なくともこの香美市におきましてはそういったことについては聞き及んでおりません。確かに1月1日発行の高知新聞へのやなせ先生のごあいさつの文中にアンパンマンミュージアム周辺における新しい観光スポットの整備については、今年もふえるでしょうというような受けとめ方ができるようなニュアンスといえましょうか書き方がございますけども、現段階ではそうした事例については、私が把握をしてないのかどうか、聞き及んでないということになるろうと思えます。

後段のほうで全国的な展開の話がされましたけども、本市のアンパンマンミュージアムを含めてですねこれまでに2007年、これは平成19年ですけども横浜アンパンマンこどもミュージアム&モール、それから2010年、これは平成22年ですけども名

古屋アンパンマンこどもミュージアム&パーク、これは名古屋といたしましても現実的には三重県桑名市になるようではありますけれどもそちらのほうに、それから2011年、昨年には仙台のほうにアンパンマンこどもミュージアム&モールと、こういった3つの施設ができておるようです。今後については、何となくその神戸、あるいは北九州市にできそうかというようなことを耳にしておりますけれども今までの4つの施設、それから今後どうかということにつきましては、そんなことを耳にしておるというような状況しかお答えできません。

以上です。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） 政策企画財政のほうではそういうお話ですけど、例のあす検討するというか精査をするといいますか、指定管理についてのアンパンマンミュージアムのその理事会、そして評議委員会の中で朴ノ木の土地のこととか、あとですね神戸のアンパンマンミュージアムとかいう議題が上がっていましたので、そちらのほうでちょっとお聞きをしてみたいなというふうに思います。

それでは、2番目に行きたいと思います。

いわゆるゆるキャラですよ、これ昨年ですね、先ほど佐々木課長のほうの答弁でも別の議員さんのお話の中で、なかなか著作権についてのね縛りが厳しくてというふうなお話もありました。そんなこともあってかなくてか、自分も再々、再四にわたってですねアンパンマンということをお願いしましたので、ついに昨年のいつでしたか忘れましてもフレール館のアンパンマン室長の天野さんという方がお越しになりまして、知的財産権についてのこれね、ものをいただきまして、しっかりとレクチャーいただきました。これはね本当に丁寧なもので、とても有意義なものでした。あの中で天野さんの言われたのは、せっかくねやなせさんのその作品とかいうものが一番多いところであるから、それをやっぱり生かしたことを考えたらどうですかというふうな前段の説明というか、そういう…余り調子がよくないですね、これ（マイク）ね。そういうこともありました。それは自分の中にこれはちょっと考えるべきかなということですけども、先ほどご紹介しました、このやなせさんのごあいさつの中でも現在全国にアンパンマンミュージアムは4カ所ありますが、いずれも好調ですが、書きおろしの原画と収蔵量の多さでやはり高知がナンバーワンですということで、やはりそこかなというふうに私もまた思い直しまして、結局このように言われているようにですねアンパンマンの生みの親であるやなせ先生の一番多くの作品があるということは、やなせ先生の心に触れることのできる場所であるということはずっと続くわけですから、やはりほかにはないこの強みというものをまちづくりに生かすんやというところですね、たどり着いたのが今回のやなせたかし先生のふるさととしてのまちづくりと。まちづくりシリーズは、まずアンパンマンのまちづくりから始まりまして、これがちょっとということになってアンパンマンが生まれた町と、これもちょっととなりましたのでついに

やなせたかし先生のふるさととしてのまちづくりと、行き着くところに行ったというふうな自分では感じがしています。

それですね、いよいよこれがそういうことで実現に近づいたのかなというふうなことであればうれしいわけですが、ゆるキャラナンバープレートですか、今回3回目です、お尋ねをするのはね。毎回少しずつ視点を変えましてお尋ねをしています。その中でですね本年4月24日の高知新聞紙上でですねホームのある風景という、こういう記事がありました。これはですねご当地ナンバーの仕掛け人と言われていて日本経済研究所専務理事の傍士銃太さん、この方は高知県の出身の方なんですけれども、この方がこのように言われています。ご当地ナンバーを導入するのに尽力された方なんですけれども、この記事の中で本県では導入例がないが、徳島市では阿波踊りの踊り子のシルエットを描いたり、愛媛、道後、松山市は、小説の坂の上の雲にちなんで雲の形をプレートの形状に取り入れた。そして、最後のところでご当地プレートは、自分の町をどう表現できるかを考えるテストのようなもの。自分たちの町には何もないと言っている、何も生まれないという。自分たちの町の誇りが日々の日常に溶け込むホームのある風景づくりこそ、それこそが国に頼らない自立した地域への第一歩だと考えていると、このようにおっしゃってます。まさにですね、これはやなせ先生のふるさととしてのまちづくりにはですね、そういう意味でやっぱり欠かせないゆるキャラナンバープレートというのは考えるわけです。再び見解があればお伺いしたいと思います。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、濱田賢二君。

○政策企画財政課長（濱田賢二君） お答えをいたします。

山崎眞幹議員とアンパンマンをどうこれは町に生かすかということは、これまで議会ごとに議論をしてきましたけれども、なかなかこの著作権の問題についてはハードルが高く越すことができないということもありまして、今回番号標識へのやなせうさぎのデザイン化ということでご提案をいただきました。私これは新たなご提案だというふうに受けとめております。

そこで、少し考えてみますけれども、むしろですねその合併に際してやなせ先生の手から誕生いたしました市のキャラクター、これを先生のご意思に沿ってですね市民とともに育てると、そういうことでいいますと例えば市バスや広報紙なんかへずっと載せてきておりますけれども、何か番号標識に対してもそうした工夫はできないものか、そうしたことが可能かどうか。関連する法令等の面から研究、検討は必要でありますけれども、最近あちらこちらの、今ご紹介もいただきました自治体でさまざまな工夫がされておりますので、全く不可能なことではないのかなというふうには思っておるところでございます。関係の番号標識の所管課との調整等もございまして、少しその結論を得るための時間をちょうだいいたしたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） はい。13キャラクターですよね、えいですよ、次の質問

につないでいただきましてありがとうございます。

香美市いんふおめーしょんをですねあそこに誘致というか皆さんのご尽力であそこにしたわけですけれども、その際にもあの中をどうしようかということでもさまざま民間のほうで議論をさしていただきました。その中で1点、やっぱり外にアンパンマンがあるから、中に来たときにですねアンパンマンがいてやっぱりお客さんは満足するんじゃないかというようなことで、そういう議論がしばらくありました。その中である委員の方が、いや、アンパンマンは難しいけれどもやなせさんの分身であるやなせうさぎだったらもっと簡単にと言ったらちょっと違うかもしれないけれども大丈夫じゃないかということで、あそこにやなせうさぎのぬいぐるみができて、そして、やなせさんに来ていただいて笑う商店街つんつんバージョンというね歌と、そして絵を書きいただきまして、開店というかそれをことほいだわけですけれども、私はやなせうさぎがやっぱり彼の分身ですんで、そこらじゅうにウサギがびゅんびゅん走ってるという姿のほうがかきっと楽しいんじゃないかというふうに思います。でも、やなせ先生は、キャラクターをかわいがってくださいということで常日ごろからおっしゃっていますので、そのキャラクターでももちろん全く問題はないと思います。

それに関連しますけど、次の3番の質問ですが、3月の議会においては時を告げるという意味で、やはり役場にはそういうものが必要ではないのかなという視点から時計の設置ということで、通告が時計の設置だけでして、その後に例えばこんなもんはどうかということで後でつけ足しで言ってしまいましたので、ちょっともう1回言い直して今回お尋ねをするわけですけれども、やはりやなせ先生はですね、この高知県もしくは香美市です、ここを世界の観光スポットにということですのでごく願っているわけです、香美市としてもやっぱりそういうものに1個ぐらい、先ほど龍太郎議員の話やないですが一つぐらいはという話になるわけですが、自前でやっぱりつくる観光スポットということに多分なる可能性があるのかなということでやなせうさぎと13キャラクター。いんふおめーしょん行かれた方はご存じだと思いますけど、あの中にやなせ先生が寄贈してくれたアンパンマンの時計があるんですよね。真ん中にアンパンマンがあってキャラクターが周り、それもちょっと出たり入ったりするんですけども、そういうふうなものもうちょっと。だから、やなせうさぎと13キャラクターが出たり入ったり、踊ったり歌ったりというふうなことをするですね。あわよくばその、これは皆さんというか4番目の質問にもかかわってきますけれども、構わない人がですねもっとたくさんのアイデアを出しながら、あわよくばそのやなせ先生のつくった歌と一緒に踊り出すみたいなね。そこまで想像力を働かすわけですけれども、そういうものを県道に面した掲揚ポールの近くにつくったらきっといいんじゃないかと思うので、再度この時計の設置についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、濱田賢二君。

○政策企画財政課長（濱田賢二君） お答えをいたします。

場所はともかくといたしましても、こうしたものができれば本当にいいなというふうに思います。検討の価値はあるというふうに思いますけれどもですね、実はカリヨン時計なるものはいかなるものかということでもちょっと調べてみました。時計についてちょっと、からくり時計でいいますと、高知市にあります電鉄ターミナルビルにくっついているあれ、あれが約1億円だそうです。近場でカリヨン時計といいますと安芸市にあるのはご存じだと思いますけど、安芸球場の国道挟んで南側にあるわけですが、あれが一体その経費として幾らぐらいかかるものかなということで、参考程度に安芸市のほうにお尋ねをいたしました。この答弁の中で安芸市の名前を出させていただくことにつきましてはご了解を得てますので、あえて物をこうイメージしていただくために安芸市のお名前も使わせていただいておりますけれども、実はあそこにありますカリヨン時計、これにつきましては約2億2,000万円ほどかかっているようです。周辺整備含んでおらんということで。それでですね、その後、これはつくる時に要った経費ですけども、その後のランニングコストですけども電気代が約10万円、それからメンテナンスを年2回しておるようですけども約100万円という資料をいただきました。こうなりますとなかなか、たかが時計、されど時計ということになるろうというふうに思います。どういったもの、どの程度のものをつくるかということにもかかってくるんでしょうけども、なかなかこういうものをつくるということについては、逆に例えば今山崎眞幹議員がおっしゃるやなせ先生の財産といいますか、つくられたものを持つということになるとですね、かなりしっかり管理もしなきゃならんということを見ると、経費含めてなかなかこれもハードルの高い話になってくるんじゃないかなと。この資料をいただいてから非常に悩ましい思いをお持ちいたしました。

ただ、やはりこう先生の残された財産を香美市としてどう育てていくかと、あるいは守っていくかということ。この先生の意思にどう沿っていくかということ是非常に大事にしなきゃならん、その原点は忘れてはならんというふうには思っております。

ただ、形、物にどうしていくかということは、やはりこれから議論をしっかりしなきゃならん。ご提言いただいたことについては非常にいいことだと思うんですけども、後ろにどうしても抱える荷物というものと相談をしながら進まなければならないので、かなり時間がかかることだろうというふうに思います。何となくお答えになりませんが、検討の道筋がつくのかつかないか、こういったことも含めてですね今後検討が必要であろうかというふうには思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） はい。正しいと思います。時間がかかる、そして悩ましい問題であるということが実に正しいことでありまして、それをやはりどうやってクリアしていくかということが一番大事なことだと思います。

ちなみにですね高知県のいわゆる観光分野に対するですね期待度というのは、この第

2期の高知県産業振興計画の中でも1ページ目です、ここにですね高知県の第2計画、目指す将来像ということで、例えばですね農業分野、林業分野、水産業分野、商工業分野、観光分野、そして地産地消、地産外商戦略分野というのがこう分かれてまして、10年後の目標、現状と10年後の目標っていうのをずっと出しています、高知県が。その中で1つ農業分野で見ますと、現状は農業産出額ということで出ていますけれども、平成22年度で930億円、10年後には1,050億円以上を目指しましょうということが出ています。そして、この銘建が来ることになりました林業ですけれども、これについてはですね山で若者が働く全国トップ3の国産材産地ということを目指しましょうと。そして、木材、木製品、製造業、出荷額等で現状は150億円、そして10年後200億円以上と、このように例えばですけどもはじいています。

そして、同じですね、当、本市では、いわゆる商工観光の中で入っています観光、観光分野についてはですね、地域の魅力が人を誘う、世界に通じる、ここは世界に通じって書いてますね。世界に通じる観光産業、これが観光総消費額ということで載っていますけれども、現状、平成23年度計算で953億円、そして10年後で1,300億円ということで、金額だけで言うのも何ですが、でもかなりのですね力の入れ方ではないかというふうに思います。

そして、皆さんもよく考えてほしいと思うわけですが、私自身も考えてみました。その少なからざる部分についてはですね、本当にそのやなせたかし先生が負っているというものがたくさんあるんじゃないかということですよね。だから、そんなことがあって名誉県民賞ということでいただいたという経過もあるわけですけども、やなせ先生は今までも、アンパンマンは言うまでもなく本市の13キャラクターも含め本当に数え切れないほどのキャラクターを制作されています。そして、一番直近の6月16日の「オイドル絵っせい」の中でフラフの効果というのをやられてまして、この中では僕のふるさとのアンパンマンミュージアムのある香美市には、フラフの工場があると。このあたりでもフラフは飾っていた。あの我が本市のフラフの宣伝を、だから、高知県の夕刊ですけどねしっかりとしていただいています。そして、アンパンマン関係を5枚、そして僕の所属している社団法人日本漫画協会のフラフを4枚注文したと、注文もいただいています。そして、ずっといろいろ書いてますけれども、僕のアンパンマンのフラフはなかなかいいが、著作権の問題があるのでライセンスのない業者は勝手につくれないので要注意と。フラフは、これからも新しい用途が生まれそうな感じがすると。ここまでね、ライセンスには注意なさいと。けど、フラフを使ったらどうというようなここにも、しっかりとしてくださっています。

そして、常日ごろですねやなせ先生のモットーとされてることが、人間が一番うれしいことは人間を喜ばせることだと気がついたということで、そのことをですね今は本当にしっかりと実行されていると思います。

本市としてもですね、やはりその今年のやなせ先生の願い、高知県をもしくは高知県

そして香美市を世界の観光スポットにという願いにこたえてですね、今までの、さっきも言いました、本市に対しての功績もあります、高知県に対しての功績もあります。将来的にこの産業振興計画の中で1,300億円以上という中の大部分、大部分という形はちょっと違うかもしれんけど少なからぬ部分がこのアンパンマン及びやなせたかし先生ということに関連しているんじゃないかと私は想像もします。そういうこれまでの功績やこれからの貢献ですね、に感謝し顕彰する視点からも、いわゆる世界の観光スポットと。ちょっと話は大きく構えます。大きく構えるがために時間かかり、悩ましい。それを、だから時間をかけながら悩みながらつくり上げていくということですね、やはり官民協働というプロジェクトチームを立ち上げてそろそろ取り組んでみたら結構おもしろくなりゃあせんかなという、未来のその幸せの種がそこへ1つぶっと生まれやせんかなというふうに思いますので、それについての見解をお尋ねをしたいと思います。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、濱田賢二君。

○政策企画財政課長（濱田賢二君） 余りにもスケールの大きさに気圧されてちょっとお答えが困っておりますけども、要はですねご提案をいただきゆうことについても、一つは、やなせ先生の香美市に下さったものを市民向けにどうモニュメント化するか、あるいは観光振興のためのツールにするかということの一つはどうしても私考えないかんとし思うがですけども、さりとて今おっしゃられたような世界に向けての観光スポットということになると、時計一つ見てもなかなか大きな経費を要するというので、ちょっと頭の中では今イメージできません。

ただし、このことについては、みんなが知恵を寄せ合うてやらないかんとしかなうと思うがですけども、そのためにはきょういただいた、2回目のご質問に対してはちょっとお答えにならんかもわかりませんが、今後そういったお知恵をいただきながらみんなで考えていくことが必要だろうというお答えでお許しいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 暫時休憩いたします。

（午後 2時45分 休憩）

（午後 2時56分 再開）

○議長（西村芳成君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） はい。3番。

それでは、2点目です。土佐山田駅周辺の再開発等も含めた中心市街地の活性化についてでございます。

ご存じのように土佐山田駅周辺の再開発等も含めたこの活性化についてはですね、土佐山田町であったときからの懸案事項でありまして、土佐山田駅南地区市街地総合再生

事業基本計画、これは平成8年にPFIなんかをこう利用してやろうとした計画だったと思いますけれども、そして、土佐山田町都市計画マスタープラン、これは平成16年、そして、民間、ゑびす街を中心にして立ち上げました山田駅前協議会等でもたびたび議論されてきました。そして、第1次の香美市振興計画の中でもこれらに関連すると思われる取り組みと進捗状況につきましては、後期基本計画策定に当たりまして基本計画前期5カ年進捗状況中間取りまとめということでこれ総括されているわけでございますけれども、多くのものがやはりですね、現実そうになっておりませんので後期基本計画においても達成を目指すべき課題として残されています。ご存じのように、当たり前ですけども振興計画というものは、香美市が香美市民に目指そうとする町の姿を示したもので、その内容は本当、多岐にわたっています。それぞれの担当課がその推進に取り組んでいると考えます。

そこでまず、土佐山田駅周辺の再開発等も含めた中心市街地の活性化の原課ですね、担当課であると思われる各課にお尋ねしたいと思います。

1点目として、課の再編等でちょっと変わりました、これ総括したときに変わってるんですけども、建設都計課として中間取りまとめがされました取り組み状況の1-1-2、1というのは「計画的な土地利用の推進」、そして「まちの活力を拓く土地利用の推進」、そして「重点的な地域整備の推進」。そして、次に、3-4-1、3、「交流基盤の整備」、「交通ターミナル機能等の充実」、1、「JR土佐山田駅周辺整備の検討等」。次に、4-6-1、これはちょっとこの取りまとめが間違ってたようで本来は4-1-1であるみたいですけども、「都市イメージの形成」、「香美市らしい景観形成」、そして「本市のシンボルとなるイメージ景観の整備」。これにつきまして平成23年度までの進捗状況を踏まえた後期に向けての建設課としての展望をお尋ねしたいと思います。

○議長（西村芳成君） 建設課長、宮地和彦君。

○建設課長（宮地和彦君） はい。山崎眞幹議員のご質問にお答えをいたします。

振興計画の取り組み状況、また、その展望についてでございます。

まず、「まちのかたちを創る」中の1点目の「重点的な地域整備の推進」、これについてはご質問にありましたように駅南再開発、そして駅北シティ構想、これについてはそれぞれ計画、調査は行いました。さまざまな理由で頓挫をしたというのが現状でございます。駅北周辺につきましては、今までも交付金事業の活用によりまして案内板、そしてソーラー照明、また秦山公園周辺などの一定の区域の設置が終わっております。また、懸案でありました都市計画道路、新町西町線ですが、山田小学校踏切を拡幅して、国道195号から高知山田線までの道路整備について今概略設計が終了しております。平成25年度の事業化を目指し年度内の都市計画決定の変更を予定としています。

次に、3-4-1、「JR土佐山田駅周辺整備の検討等」では、関連する新町西町線の準備として地域の住民懇談会を開催し、計画道路の平面交差への変更について事業化

の意見をいただいたところです。後期計画として全線開通が近年に予定されている高知山田線からのアクセス道路、この整備について優先的に進め、新町西町線整備の終了後、駅前南北広場整備事業をかかっている、そういう考え方を持っております。

次に、4-1-1、「本市のシンボルとなるイメージ景観の整備」、またこれも答弁が重複しますが、新町西町線、この道路については道路照明、また道路構造、景観に配慮した設計を検討し、国道195から高知山田線、秦山公園線と結ぶ山田の町なかを南北に走るシンボリックな道路整備を検討していきたいと思っております。将来的には、駅前南北広場整備においてシンボリックな景観整備が検討されることと考えております。

また、新市街地の形成につきましては、なかなか進展がございません。これについてはやはり評価の中でも熟度の、社会情勢の熟度の高まりをちょっと見つけてないというのが現状でございます。

以上お答えをいたします。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） はい。そういうことでこの報告書どおりの報告をいただきました。はい。ありがとうございます。

じゃあ続きまして、2番目のところに移るわけですが、これはもともと企画課がですね中心にやってたことでして、それを課の編制がえによってそれぞれまちづくり推進課、建設課、そして産業振興課の担当となった部門です。2-1-1、大きくは「まちのかたちを創る」というところでして、その2というのが「市街地や集落の整備」、そして1が「賑わいのある市街地の整備」、そして1というのが「中心市街地の活性化」ということで取りまとめをされてます。中間報告はあっさりしたものでしてね、D評価の取り組みは進んでいないとあっさりと言われてまして、これはどうなんやろうと思って見たらですね、次に、最終的な評価は3課に分かれてCとBに突然なったという、これもよくわかりにくいことになってます。

そんなことは、そういう結果ですが、これについてそれぞれの進捗状況、そして展望ですね、平成24年度以降の展望についてそれぞれの原課にお尋ねをしたいと思います。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。お答えをいたします。

この中心市街地の活性化ということでございますが、なかなかまちづくり推進課としては現在手が出せてない状況で、この中間報告にもあるように取り組みが進んでないというのが現状でございます。

土佐山田の中心市街地には、玄関口としての土佐山田駅、そして市役所、国の総合庁舎、郵便局などの公共施設が比較的近い位置にありまして、また、山田高校や高知工科大学などの学生も周辺では多く見かけられます。条件的にはかなり恵まれているのではないかと、このように思っております。可能性は他の地域より高いのではないかと思います。

すので、今後は商工会や観光協会、そして産業振興課などと連携し、その対策を模索できればというふうには思っております。

○議長（西村芳成君） 建設課長、宮地和彦君。

○建設課長（宮地和彦君） 建設課としては、やっぱり商店街の修景的な道路的な利用の形態、その部分では床版、側溝の段差解消とか、それから買い物客が利用しやすいような状況、道路整備を進めてきたところでは。道路事業とか、それから都市計画施設、それぞれの役割が市街地の活性化には重要なツールと考えておりますので、そのような中で計画をし、実施計画を行い、進捗がどれだけだったかという評価をさせていただいております。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 山崎議員の中心市街地の活性化の中で、空き店舗等利活用の助成事業について産業振興課よりお答えをいたします。

平成23年度における空き店舗等利活用助成事業には、3件の申し込みがございまして、うち1件が辞退をされまして2件の助成を行っております。まず、土佐山田町の東本町3丁目におきまして、市外から転入され新たに駄菓子屋を始められた店舗がございまして、ある一定の効果が見れるものと認められます。また、じじばばあんぜん会のほうで、物部町庄谷相におきまして旧JAの施設を内装の改修をされまして塩ゆずの製造販売の効率化が図られております。

以上2件です。

商店街の空き店舗対策として、まず、事業化されたものではございますけれども、市内全域に拡大いたしまして、さまざまな空き店舗や空き工場対策として今後も積極的に利用していただきたいとこの事業は考えております。なお、平成24年度につきましては、現在2件の応募がございまして、6月末を期限としておりますけれども、150万円の予算の範囲の中で可能な限り対応をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） はい。それぞれに原課としてのまとめたものですよ、そのご返事をいただきました。言うまでもないわけですがけれどもこれ振興計画っていうのは、これは10年間のあれで、あれというか計画であって、その振興計画の中にあることを達成することによって、後段の話ですけど平成28年度の目標人口は2万8,800人というのが達成できるだろうということですからそういう目標が立てられているというふうに理解しますので、やはりその大事なところについてはですね、その進行を着々と。問題があつて時間がかかるということは当然、当たり前のことですから、やらなければいけないんじゃないかなというふうに思います。

そして、それぞれお返事をいただきましたけれども、ここで一番大事なのが最初の志ですよ。取り組み事項のところの施策の内容の前段の最初の、例えば1-1-2であ

るならば新しい都市発展の受け皿としての新市街地の形成であるとか、いろいろ大事なポイントがあるというふうに考えます。

そして、やはり先ほど少し紹介しましたがけれども平成8年の計画、そしてマスタープランでみんなでワークショップをしながら立てた計画、そして駅前協議会が模型までつくって行政に対してプレゼンをさせていただいた計画、そして、工科大との関係で言いますと山田駅前協議会の発足時にですね、平成15年3月25日でしたけれども当時の社会システム工学コースの木村 宏君という工科大の修士なんではないか、駅の橋上も含めた再開発のそういうプランとかの修士論文を出してですね、これを僕たちも一緒になって検討して勉強したというふうなことがございます。

そして、何よりも最初に触れた要因ですけれども、やなせたかし先生のふるさととしてのまちづくりでありますとか、昨日は織田議員が安全とか景観、そしてまちづくりの活性化の視点から電線の地中化の話もされました。そして、きょうも一般社団法人の香美市観光協会の話もありました。そういうプラスの要因もたくさんあるわけですから、やはりこれも先ほどのふるさとづくりのところと同じですけれども、時間がかかっているところがあるからこそ官民協働のプロジェクトチームというところに行きます。平成17年にトップセミナーというのがありまして、当時私は土佐山田町時代の総務常任委員長をさせていただいておりましてそれに参加したときに、これからの時代は行政っていうのは行政改革ということでどんどん人が削られる。その中でそれぞれの職員は研修などを含めて、それぞれの一人一人が持てる能力をパワーアップして一人何人役もしなければいけない。そして、これからは民間の活性化を図らなければいけないというふうにおっしゃいました。たしかあのときは西尾先生だったと思いますけれども、ああ、これからそういう時代が来るんだなというふうに思いました。それで、実際の話どんどんどんどんですね行革において定員管理をされる中でですね、どんどん少なくなってるわけですね。職員は少なくなってるけど担うもんがちょっと多過ぎるんじゃないかなというふうにも感じます。

だから、夢語りみたいな話かもしれませんが、でも、夢を語るっていうのは一番楽しいこととして、そこをみんなで共有することが次のステップへ行ける大きな一つの種まきじゃないかなというふうに思います。幸せの種まきの続きなんですけれども、ここでですね駅前の再開発を含め、そしていろんな新しい要素も含めたもので一度ですねプロジェクトチームでこのことを検討していくようなことをやったらいいんじゃないかということに対して見解をお尋ねしたいわけなんですけれども、これはいわゆる振興計画ってのはですね、計画を立ててそれを実際に進めていくのはやはり現場、原課の姿勢だと思うわけですね。やはりその中で指揮官というかね現場の総監督というふうになると思いますけれども、これ市長の見解ということでお尋ねをしておりますけれども、現場はああいうふうにたくさんのいろんなことが、難しいとかね、ここが課題とかいろいろ言ってますんで、それをまとめる役の方のまずご意見をお聞きして、また、その総大将の意見がいた

だけるようであるならば、なおその後にはいただければということでもよろしく願います。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、濱田賢二君。

○政策企画財政課長（濱田賢二君） 山崎眞幹議員のご質問にお答えいたします。

現場の取りまとめという、なかなか任を負っては難しいまたお答えになりますので、私なりにこう感じたことを、お聞きして感じたことをお答えとさせていただきます。

先ほどの答弁でも申し上げましたように、みんなの知恵をどう出し合っていくかということにまず尽きるというふうに思うわけですが、じゃあそのみんなの知恵をどう出し合うか、その場をつくらんといかんというふうに思うわけですが、官民協働のプロジェクトチームを立ち上げての取り組みについてということにつきましては、これまでも何回もご質問をいただいております。このことについては全市的なまちづくりについてその研究、検討から計画の策定、あるいはその実践活動までの協働機能を持つ、仮称でございますけれどもまちづくり委員会を創設したいというお話をしてきました。そういったことを受けまして、本年度は内部作業ではございますけれども準備作業を行うこととしておりまして、以前からご意見をいただいております地域審議会との関係も含めてですね整理をしていくことになろうかというふうに考えておりまして、現段階では、年度内に作業を終えたいとの想定で作業を進めておるところでございます。

その土佐山田駅周辺の再開発も含めた、中心市街地の活性化についての部分でのそのプロジェクトチームについては、なかなかここに限ってという話にはならないかと、先ほど言いました想定ではないかというふうに自分では考えております。

そもそもその協働というものがどうあらねばならないのかということも自分でしばしば考えるわけですが、行政が絶対やらなければならないことと、その対極にあります民でなければならないこと、この間にあるものすべてがこれ協働のテーマになり得ることだろうというふうに考えておりまして、そういった意味ではこのまちづくり委員会は、現段階ではその内部事務としての作業を進めておるわけですが、この向こう側にはやはりその、じゃあそれを前提にみんなでどんなまちづくりをしていくかということとを当然民も含めた組織立てというものにしていかないかんわけで、その中にはこれまで既存の部分で動いてこられましたそれぞれのまちづくりにかかわる団体、あるいはNPOであったりするわけですが、新たなまちづくり委員会を創設することによって新たな動きというものが生まれていくということを考えますと、何かこれまであるものを糾合したものにしてみたらどうかという一つの考え方を持っておるところです。この私どもの組織でいいまでも、それぞれが所管の事務を持ってそれぞれに動いておるわけですが、これを先ほどのご質問にもありましたように全体をどう取り仕切るかということからすると、やはり一元化、一体化した組織というものを考えないと、なかなか1つになるということは難しいんじゃないかというふうに考えておるところでございます。

現在その着手をしておりますまちづくり委員会の創設に向けての作業ですけれども、今言いましたようにこのまちづくり委員会につきましては、香美市のまちづくりに関する機能を一体化といいますか一元化した組織にというイメージを前提にしておるという考え方で、ご質問で言われたことに取り組む協働組織でこのことも取り扱われるものだと、どうも自分の中ではイメージをしておるところでございます。何か一つのテーマの組織立てですと比較的容易に立ち上げられるわけですけれども、いろんなものを取り混ぜてというか糾合するということになりますと、なかなかどういった形で形づくっていくかということ、このことはしっかり手前で考えておかんと、立ち上がってから混乱するといけませんので、やはり少し時間をいただいてですねこの組織立てについて、創設に向けての準備作業をしていきたいというふうに思っております。さまざま、これまでもご意見をいただいてきました。そういったことも踏まえてですね考えていきたいというふうに思っておりますのでよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） はい。私は、やっぱり前回ですよお尋ねしたように市内のいわゆるやる気というのかな、今はここにいますけど、それ関心ありますよというところでお手挙げ方式のこの指とまれ方式のことを何か一つやってみたらどうやお、人材育成という意味からもね、という提案もさせていただきましたけど、やはり漠然としたもんじゃなくってちゃんとしたターゲットがあってやるのももうちょっといいかなと。

なお、物事は複雑なことってというのは、やはり時間がかかるし苦勞も多いということはおよくわかってますので、なお時間を待ちたいと思います。

続きまして、「高知工科大学と共に歩むまちづくりの推進」ですけれども、これもさっきと一緒に話になりかねません。これは、でもですねこれ大きな香美市にしては前進だったと僕は思っています。振興計画、後期計画のメンバーに入れていただいてたくさんの勉強もさせていただきましたけれども、これ本当によかったなど、1つ別に章立てされてよかったと思っています。

これの中で、「みんなで築く」ということの後期基本計画の中で、あの木村先生の一言も僕は大きかったと思います。それで、そのことをきっかけに3月の議会では私自身と工科大とのかかわり、これまでのですね、それも含めていろんな思いも述べさせていただきましたけれども、なおそれについてももう少し「共に歩むまちづくりの推進」についてお尋ねをしたいと思っておりますけれども、網羅された中にですね、あれは後期計画に入ったんで結局、いわゆる実施計画ですよ、実施計画の中に別立てで入れられてるわけじゃないんでこれから第6次の中に入れられると思います、多分。そんなことも含めてですね計画というものは、実施計画に落とし込まれて予算化されて政策となるわけですから、平成24年度から新たに政策化されるものとですね6次計画に落とし込まれるものとか、年度途中から取り組んでいこうとしているものとか。きのうまちづくり推進の

今田課長のほうから言われてました神池の話は、もしかしたらそれもその1つかなど。工科大がかなり熱心にそれに対してコミットしてくれているというふうなお話もし少し聞きましたけれども、そういうことも含めて何かわかっているものがあればですねお聞きをしたいと思います。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、濱田賢二君。

○政策企画財政課長（濱田賢二君） 山崎眞幹議員のご質問にお答えをいたします。

まず、今回お諮りをしてございます、補正予算に計上しておりますけれども、市道であります商店街通りの側溝改修事業ですけれども、この事業につきましては、工科大学との連携事業として取り組んでおります大学のあるまちづくり検討ワーキング、この中から求められた整備の一環として実施することになったものでございます。

また、下の通用口ところがございますけれども、工科大学が開発いたしましたシステムの電動アシスト自転車を利用して駅と大学と市役所間などの移動の利便性を高めるコミュニティサイクルの実証実験、これはK-C1eと称しておりますけれども、こうした事業とともに実施をしているところです。この実験を踏まえまして将来的にはK-C1eタウンシティ香美の実現につなげられたらというような構想も、主催をしている先生もお持ちのようでございます。

こういった方針もあるようでございますが、こんなことが現段階では振興計画がそのベースにあってということが明確に言えないかもわからないんですが、もう振興計画そのものの中で今回工科大学を取りまとめました。しかし、じゃあ全計画に工科大学位置づけなかったかとか、そんなことじゃございませんで、もう工科大学がいろんな部分でまちづくりとつながっていますので、あちらこちらにあったものを今回整理をしたということでございます。そんなことが片側にありながら今回は具体的にこういった事業が出てきたということでございますので、それではよろしくお願いいたします。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） ひょっとさっき濱田課長の言われたこと、いろんなことがある中できのうすごくいい話を聞いたんで、それもそのうちに入るのかなという気がしますんで、今田課長、そのきのうもお話をいただいたんですけども、もしそれにつけ加えて、きのうのお話以外に何かつけ加えてあるようでしたら表明をしていただければありがたいと思いますけど。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。お答えをいたします。

工科大との話し合いの中で、やはりまだ工科大のほうで香美市の集落へ入って活動がなかなかできてないっていうことで、それならばという話で今回話が進んできたわけなんですけれども、まだ具体的に、今神池の話が出ましたけれども、やはりこういった集落に入るためにはやはり地元の方々の同意も必要でございますんで、そういったところの調整から進めていかなければならないというふうには考えております。

そして、地域と一緒にですね地域の振興を考えていくってことはですね、非常に有意義なことであるというふうには思っております。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） はい。今その前段に濱田課長のですね言われたことにまさに関連することとして、次の質問なんですけれども、これ本当に「工科大学と共に歩むまちづくりの推進」ということにつきましてはですね、平成23年の3月議会でちょっと消化不良の、消化不良みたいな質問で大変失礼しましたけれども、あのときは総括でやらせていただいていたので、今回は一問一答ということでもう少し論点が整理された話にはなると思いますが、この都市再生プロジェクト推進委員長をさきにやられました、大学人材との連携による合併都市における都市再生計画検討調査報告書というのが、本当によくできた、論点整理がよくできてるというふうに思います。この中に先ほどいろんな、2つか3つぐらいの、2つぐらいのことですか、大学のあるまちづくり検討ワーキングという中でなにされたということですが、この私が今言うものですね、もしかしたらそれをもうちょっと拡大したもののイメージになるかもしれません。ちょっと聞いていただきたいと思うんですけども、これのですね何がその論点整理がよくされているというんですね、まず、その報告書、お手元にありますよね、濱田課長もいたんでね、これね。あとそこの高橋課長もいましたし何人かの方がその現場にいたわけなんですけれども、第6章のですね実現に向けての検討課題という章立てがありまして、その中にしっかりと論点整理がされています。

まずですね、問題点として上げられるということは、協議会が設置されているが本格的な活動組織としての位置づけが薄い。大学と連携した各行事への取り組みが実施されているが、単発的となっており体系化されていない。行政関係各団体、一般市民から大学や学生に対する期待度は大きいものの、共通の交流の場が少ない。大学の認知、理解が必要（地域資源を生かした研究開発分野に取り組んでほしい。また、大学での研究内容をもっと知りたいという市民からの声があることを大学側ももっと認知する必要があるという意味での認知、理解が必要）。行政や商店街等に対して、大学の教職員や学生側からもっと暮らしやすい、特に若者の生活環境にふさわしいまちづくりを行ってほしいという要望が高い。こういう問題点がありますよということが上げられています。

そして、地域にとっての大学の存在のメリットとして上げられているものに、教育、研究の場、まちづくりの課題に関する教育、研究や地域資源の再発見、こういう視点で多分、今、今田（課長が答弁された）神池なんかはね取り組まれていると思うんですけども、そして、多くの若者を含む教員、学生の存在、継続的に集まる町のにぎわいの源泉、社会人教育の実践の場、多様な国々からの研究、留学生の存在、留学生や外国人研究者等と市民の触れ合い、交流の場の提供、草の根国際交流、キャンパスなどの設置空間の存在、自由に図書館や食堂を利用できるキャンパスなど、このことによってその地域にとっての大学の存在価値、メリットによって、大学と地域の双方がともに発展す

る好循環を形成していくというふうに見事に論点整理がされています。

ですから、これらをゼロから出発するのは結構大変なんで、ここをですね出発のベースにしたですね、その次の7の項目にまた論点整理がされていますけど、7番の高知工科大学と香美、香美って書いてある、これは香美市の間違いだと思いますけど、香美市との今後の連携の方向の中であります長期的な視野に立った大学と香美市との連携ビジョンを構築するというその作業を担いながら、場合によってはその構築された連携ビジョンというものを運営していく組織としてここでも出ました、官民協働プロジェクトチームというふうに言わせていただいていますけれども、これはさっきも言いましたように今ある、その大学のあるまちづくり検討ワーキングの拡大版ということでも全く問題ないというふうに私は思っています。既に、そういうことですね。

それが今の連携推進協議会がもうちょっと民のほうにシフトするということも、民に民を加えるということでもあり得るかと思えますけれども、そういうふうな組織を立ち上げてやっぱり検討し始めるということが、ここにありますが、ほかにない本地域独自の連携プロジェクトへの取り組みということにつながりまして、最終的に香美市のこの振興計画の目指します、「山・川・まち・ひとが躍動し、支え合い、響き合う 進化する自然共生文化都市 香美市」という、この実現につながっていくというふうに考えるわけです。

その窓口の一元化みたいな話もね、その前の組織づくりの中でもされていましたがけれども、その工科大に関してはそういう機能も一定含めたような、何かやっぱりせつかく後期計画に入れたわけですから、それをばねにしてね、ちょっと皆さん、自分自身も含めて反省するところは、前回の議会でもるる述べさせていただきました。大学の先生の中でも同じような、もうちょっとやっぱり大学のプレゼンスというものを香美市においてプレゼンスを示したいというふうな思いもあったりもしますので、ぜひ何か、ここはやっぱりつないでいけるのは行政がつないでいただかないとなかなか民からつなぎにくいというふうな気もしますので、この工科大っていうのは、香美市にとって本当に大きな大きな幸せの種だというふうに思いますので、ぜひその点について見解をお伺いをしたいと思います。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、濱田賢二君。

○政策企画財政課長（濱田賢二君） はい。お答えいたします。

工科大学は、やはりこのまちづくりの1つの軸であるというふうに考えてますし、それから、工科大学との連携協議会については、まちづくりのためのパートナーだというふうに考えておるところでございます。そういった意味合いでいいますとその連携協との関係で非常に薄い時期もありましたけども、最近はですねかなり濃い関係で会議も開いたり、それからテーマも構えたりということで、意見交換の域を出ん部分もあるわけですけども、そういった以前から比べると連携協との関係が強いものになりつつあるというふうな認識です。この中から先ほど言いました大学のあるまちづくり検討ワーキン

グというものが生まれましたし、これはテーマごとに設定をしていくということになるかも知れませんが、こういったものが現実的に動き始めております。こういったもの、連携協も含めて私は、将来的にはまちづくり委員会の中に位置づけるということも1つは手法じゃないかと考えておるわけです。

そういった意味からいいますと、まちづくりの中で大学が役割として位置づけていけるのじゃないかな、まちづくり委員会から入ることによってですね、そんな認識を持っておるところです。

以上です。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） そうですね、まちづくり委員会っていうの、僕の個人的なイメージでは、もうちょっと何でしょうかね、小っちゃい単位に根差したものかなというふうな気もしないではないです。それは私個人のイメージですけども。ですから、そこはぜひ、9月でしたっけ、あらかたの概要っていうのを、もうちょっと先、ああ、とにかく官民協働というのがですね、先ほども行革の点でちょっと言いましたけど、足りないところはやはり香美市のすばらしいね思いのある市民の参加をいただいてですね、楽しいところをやっぱりみんなで共有しながらやっていくということが非常に大事なのかなと思います。これも前にも話しましたが、今の総務課長の前総務課長が私に遺言のようなものを、まだ亡くなってませんよ、ここをやめるときにですね遺言みたいなことを2つ教えてくれました。それは前にも言いましたけど、「山崎さん、説得はだめですよ。共感してもらわないとだめです」というのを1点。それと、「楽しいところを独占しちゃだめですよ」って、「考えることが一番楽しいんですよ、みんな」って、これはねやっぱり王道だと思うんですよ。そういう意味でもうちょっと、今のまちづくり委員会のですよねイメージだとちょっと大きい、いろんなものが入り過ぎるといって、私はまだできてないと思います、気がしますが、その点についてちょっと1点だけお伺いします。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、濱田賢二君。

○政策企画財政課長（濱田賢二君） お答えいたします。

そのあたりの認識の違いは、今お聞きして自分でも受けとめたところですけども、私のイメージしておるまちづくり委員会っていうのは、これまでいろんなまちづくりにかかわる組織があるわけですけども、みんなそれぞれがそれぞれの設立の目的とかいろんなものを持っておる。そのことが結局まちづくりの方向というものが、10組織あったら10の考え方、方向があると。これではなかなか一つのまちづくりの方向というものはどうも定めにくいのかなっていうのがありまして、それはそれぞれのお答えはもともとの部分にあっていいわけですけども、一つのそのまちづくりの方向を目指す部分では、より集まって一体化すること、一元化することによって一つの方向を目指していけるものにつながればなというふうに考えるわけです。

先ほど山崎眞幹議員が資料の中でご紹介いただきましたところでいいますと、大学と地域の層がともに発展する好環境を形成していくと。ここの大学の部分をそれぞれの団体とかというのに置きかえてもえいと思いますけども、そういった好環境を形成していくっていう意味では、一体的、一元化をすることも1つの手法じゃないかなというところからえ方でおるわけです。山崎眞幹議員が言われるようにそれぞれ個々にやって、そんな大きなまちづくり委員会がどうなのかなという、全く今ご認識をお話しされたかと思いませんけども、私は逆に一つのことに対しては大きなものが集まって一つの方向を出していくということもありじゃないかなというふうに考えておるところです。

以上です。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） はい。いろんなやっぱり違う意見がですねあって初めてすばらしい意見がまとまると思いますので、なお時間を待ちたいと思います。

それでは、最後ですね希望の種の話に移りたいと思います。

これは「未来を拓く」という振興計画の中ではですね、ところにカテゴライズをされてます教育ですね、これは教育の問題っていうのは、なかなか大変なことでございます。「郷土を愛し、未来を拓く香美っ子を育てるために！」というこの小っちゃなパンフレットね、これをいただいて僕も見ました。見ててですね、ありゃあ、妙にこれはおかしいよというところで、別にそこが実は本当はおかしくないかもしれませんが、教育というものはたくさん関係者がおられまして、いろんないろんな立場ではてな、はてなというところがたくさん出てくるわけですね。そのはてな、はてなというところをやっぱり少しずつ時間をかけて整理をしていく、この過程というものが一番大事だと思います。これ教育長、質問通告を見てですね何か、ええっ、これどういうことみたいにひょっとしたら思われたかもしれませんが、私の思いは思いとして、教育長としてこのことについてどういう見解をお持ちなのかということをごすねまず今回の質問の中でお聞きしたいと思います。それについて多分私の見解というものは、それについてはどうなのかということとは別に通告もしておりませんのでこの場でのお話にはならないというふうに思いますけれども、まず、ぜひ大事なことだというふうに思いますのでちょっとおつき合いをいただきたいと思います。

まず、これですね、「郷土を愛し、未来を拓く香美っ子を育てるために！」というこのパンフレットです。この後ろ側に、これ「心身ともに健やかで「夢」と「希望」にあふれた香美っ子を育てよう」という、これは多分高知県の教育振興の基本計画の3つの大きな目標というのがあって、その中の1つに「心身ともに健やかで「夢」と「希望」にあふれた土佐っ子」でしたっけ、「土佐人」か、「土佐人」を育てようというふうなのがあって、それからちょっとね変えたのかなというふうにも思ったわけですが、その中にですね下段に重点的に取り組んでいくとされている課題が幾つかあります。アンケートをとって答えが低いっていう言い方はあれかもしれませんが、そのポイ

ントについて、そのことに重点的に取り組んでいこうとするわけですがけれども、例えばこの中にある自分にはよいところがあると思えない、思わない。そして将来の夢や目標を持っていると言えないという子どもたちというものと、この上の「心身ともに健やかで「夢」と「希望」にあふれた香美っ子」というもののこの距離感ですよね、どっちが上か下か僕はわかりません。でも、右か左かわからないけどそこにすごい距離があるんじゃないかなろうというふうに感じるわけですね。

その中でじゃあその距離をどうやって埋めていくんやろうと思ったときに、これ言葉の力を使って思考力、判断力、表現力って幾つかあります。これの中でじゃあどこでその距離が縮まるようなことになるんだらうかというふうに、私の思いで見たときにどうも答えが見つからない。どのような取り組みをされるのかなということではわからないので、このことについて教育長としては、こういうことでその距離を縮めると、重点的に取り組んでいこうとしていますよということについてちょっと見解をお伺いしたいと思います。

○議長（西村芳成君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） 山崎議員のパンフレットの中に答えが見つけれない、どのような取り組みなのかというご質問にお答えをいたしたいと思います。

まず、このパンフレット今年初めてつくりましたけれども、しっかりと受けとめてくださって本当にありがとうございます。議員さんが言われましたようにこのページには、この分析、このページですので分析だけが書いてあって、こういうふうに取り組みますというふうなことはここへ書いておりません。実はこのパンフレット自体が保護者向けに出させていただいたもので、保護者と連携して学校が教育をつくっていく、そういうかけ橋になればというふうなことで、課題を提示しながらこういうふうに取り組みますというふうなことを出させていただいたものです。この中に学力のこと、それと徳育とか図書館のこととか、それから体のことと体力のこととかについては、こんなことをします、一緒にこんなことをしましょうと書いてあります。最後のこのページにつきましては、自分にはよいところがあると思いますか、将来の夢や目標を持っていますか、難しいことでも失敗を恐れなくて挑戦していますかとたくさん項目がありますけれど、全国の学力調査で子どもが回答したことの中で大事だと思うところを抜き取って、県が一度まとめたのを香美市版に直して小学校、中学校で載せさせていただいたものです。

この先ほどご指摘がございましたようにここに載せてるグラフは、全国に対して香美市は若干やっぱり弱いというふうなデータが載っています。全国的にもこの形としては、やっぱり自分にはよいところがあると思いますかとか将来の夢や目標を持っていますかというあたりは、全体にかくっと落ち込んでいる形になっています。香美市も同様です。これは全国的にも香美市でも高知県でも大きな課題というふうに言えます。この課題につきましては、これをやったら伸びるとかいうふうなことではなくて、このパンフレットの中にある知、徳、体の部分もしっかりやらないといけないし、それから、この前に

書いてある、香美市としてはこれ全体を思っています。知、徳、体の部分とか体験活動の充実とかキャリア教育とか、そうですね幾つも伝統や文化に関する教育とかいうふうなもの全部を網羅する形でこれが出てくるのですが、じゃあ一つ一つ緻密にやればこれが上がるかというところとそうでもなくて、やっぱりその学校の特色に合わせながらながら創意工夫して、自分の学校はこここのところから上げていくというふうに学校が取り組まない限りはここが上がらないと思っています。そういう意味でここ自体に簡単に答えを書くことが難しく、このパンフレット全体がこここの取り組む中身というふうな思いでもうここはデータだけにさせていただいたというふうなことです。さすがに鋭いと思います。ありがとうございます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） はい。そういうふうに教育長は、自分の中でという言い方は変ですけども位置づけておられるということがわかりましたので、それで私には十分です。

次にですね、あとその香美市子育てまちづくり計画ですよね、次世代行動計画ですけど、これもですね将来的にというか、今年、来年でいわゆる教育振興計画ですか、それに収れんされていく部分が幾つかがあると思いますが、それをつくるに当たってですねこの中身が収れんしていく部分があると思うんですが、ちょっとアンケートをとっておられました。これは一般市民用のアンケートでしてね、回答総数がこれを見ると449は、幾つ出したかよくわからないんですけども、ぐらいの回答です。

そして、この健やかという言葉ですよね、言葉に対して関連するものが、現代の子どもたちは健やかに育っていること、これよく、設問がよくわからないですけど、の問いに対してですね育っている、どちらかといえば育っている、そう思わないっていう、育っていないと、健やかに育っていないという答えがですね66.4%、そして全く思わないというのが7.8%でして、それ何で子どもたちが健やかに育っていないと考えるかということに対してですね、テレビやゲームなどが悪い影響を与えていると答えた人が44.7%、子ども同士が集まって遊ぶことが少なくなっているという人が39.6%、大人のモラルが低下しているということが37.8%ずつあります。そして、「子どもたちが健やかに育つための方策」という問いに対して、子どもや親たちに社会規範や社会のルールを教えることと、が50.8%、インターネット、携帯サイトの規制が29.7%、そして同年代の子ども同士が集まって遊べる場の提供が27.9%と続いていまして、何でしょうね、これ見たときに今までのやっぱり教育っていう、きのうの島岡議員の質問の中にちょっとありました、それは環境という言葉でちょっと言われてたような気もするんですが、従来、今もそうかもしれませんが、いわゆる教育というものがね、家庭と地域と学校という中で何か連携をしながらずっと皆さんでやっていきたいと思いますというふうなことでされてたと思いますけれども、なかなか現場の状況で

すよね。鏡野なんかの状況を見てもですね、そこだけではどうも対応し切れない、そういうことも含めたちょっとした答えのヒントみたいなやつがねこの中にあるんじゃないかなろうかと。すなわちその一般市民は、その答えを用意した人たちもですね意識的か無意識的かはわからないですけども、子どもたちが健やかに育つためには、いわゆる3つですよね、学校、地域、家庭以外の何か要素がかなり大きいんじゃないかと考えてるんじゃないかなろうかと思われましてけれどもどのような見解をお持ちでしょうか。

○議長（西村芳成君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） そうですね、その3つ以外の要素がかなり大きいと考えられるのではないかというふうなことでしたが、私もそういうふうに思います。この香美市子育てまちづくり計画策定前に実施をしました、先ほどの香美市次世代育成支援対策行動計画の後期計画に関する意識調査という中身ですけども、これにおいても子育て中の就学前から小学生までの保護者だけを調査するのではなくて、一般住民用として子育ての終わった方、またこれから子育てをされる方にも意見を聞かせていただいたところです。このことは行動計画の前文にもありますように住民と行政が一体となったまちづくりが行えるようにという理念がありまして、子育ては子育ての当事者のみが行うのではなく社会全体で支えていくことが必要であると考えておりまして、当然学校生活以外の要素もかなり大きくなっているところです。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） はい。私もやっぱりそのこのところも大きなことだと思っています。ですから、やっぱりはてなの整理というふうに言いましたけど、実は議会の報告会を行いまして、地元の片地でですね行ったときに教育関連のお話が出てきました。その中で社会の情勢も変わりですね、いろんなその従来考えておられたことと違う要素がたくさん出てきているので全く新しい考え方をしなければいけないんじゃないかなという、新しい取り組みをしなければいけないんじゃないかなというふうな、それが何かはわからないけれどもっていうご指摘もありました。そんなことも含めてですね、私自身もやはりここに端的に出てますけど、そればかりじゃないですけどテレビだとかゲームだとかインターネット、携帯サイトっていうふうなことも含めたですね、何かそういうものが、に対するはつきりとした、もっとはつきりとした意識みたいなもんが多分必要なんだろうなというふうに思います。

それが次につながっていくというか、結局その、ここにすごくわかりづらい質問で申しわけないんですけども、こうとしか言いようがないんで自分も考えながら質問を書いたわけですけども、いわゆるその「心身ともに健やかで「夢」と「希望」にあふれた香美っ子を育てよう」という、この健やかですね、健やかと、そして、子育てまちづくり計画の策定のときに健やかに育ってますかというふうに言われる健やか、これ私はちょっと差があるのかなというふうに実は思っています。それについて教育長は同じ状況、または状態を意味しているのか、それともこのことについてそれぞれどのように考

えておられるのか、ちょっと見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（西村芳成君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） 広く包み込むような形では同じかもしれませんが、私もちよっとニュアンスが違うというふうには思っています。この「心身ともに健やかで」というこの文につきましては、私たちの思いとして、教育の方向性として心身の状況とか人とのかかわりとか自分の生き方に焦点を当てたものとして考えました。あとのアンケートのほうは、その次世代育成支援対策行動計画の策定に向けたアンケート調査の中の中身ですので、どちらかという子ども健全育成とか育成のための支援策を探るためのものから設問したというふうなことです、ちょっと健やかなの意味が若干違うというふうなことは思っています。

○議長（西村芳成君） 山崎議員、質問を追って次へ移るときは次へと行ってください。それと、流れがいながら、答弁をもらうまま流れて、言いよって、それは移っておりませんので気をつけてください。

3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） はい。確かに一問一答ですので気をつけます。はい。失礼しました。

私もちよっと違うというふうに感じています。最初の健やかはね心身というところですが、後の健やかというのはどっちかという心のほうにちょっと軸足があるのかなというふうに私は感じました。

そんなことも含めて、やはり何でしょうか、先ほども言いましたけどもお互いのはてなを埋めていくという作業が関係者というか、の間にやはりどうしても必要じゃないかなというふうに思いました。鏡野中学校、10月13日のですねPTAの臨時総会、あのときに4時間の会をやりました。その中で最終的には各クラスが集まってクラス懇談会をやりました。それで、クラスごとにじゃあ何をしましょうと、かにをしましょうとやったことが、じゃあどうなったのかなというふうに私も友達もいますので聞いてみたところ、そのままであるということでそれは本当に残念なことでした。

先ほどの質問に戻るかもしれませんが、2番目でですね、なぜ健やかに育てれないかという理由の中で、それは健やかに育つにはどうしたらいいか。要は、子どもや親たちに社会の規範やルールを社会で教えることだというふうに言ってるわけですよ。そこら辺の何かもやもやもやしたところをどうやって埋めていくかということもですね、一つの大きなことではないかなというふうなことをございます。

では、そういう何かお互いのその違いというものを常にですね、いろんな問題が起こったときにはやっぱり埋めていくというか、不信が生まれてしまったらなかなか先へは行けないと思いますので、やっぱり健やかな思いでですね目標を前へ一つ持ってやっていかなければと、ならないんじゃないかと思いますがその点について。ちょっとよくわからなかったかもしれない。自分も言いながら整理をしたわけですがけれども見解があれ

ば。

○議長（西村芳成君） 暫時時間の延長をいたします。

教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） おっしゃられたことよくわかります。その埋めていく作業というときに、今教育委員会のほうでいろんな施策を立ててやっていることが、どちらかというとはんの数年というか二、三年ぐらいの計画の中でいってる部分がありまして、もっと大きく教育のあり方をとらえ直さなければならないというふうなことはずっと思っておりまして。平成24、平成25年のこの2カ年で教育振興基本計画をきちっともう一度委員さんたちに議論をしていただいて、そこからもう一遍打ち立て直して、長い10年とか、また中期とか、その中での1年、2年という、そういう短期の歩みをしていかない限り、本当に今思いついたことというふうなことではいけないと思っていますので、そこへ持っていきたいというふうに思っているところです。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） はい。それでは、最後の4番目に移ります。

まさに今、さすが時久先生、言っていただきたいというか正しいと私も思うことを今言われました。教育は、やはりきょうやってあした結果が出るというものではないわけで、絶対に長い時間が必要だと思えます。その時間の経過をかけてしっかりと検討されるということなんで、それに期待をしたいと思えます。

最後に、このスローガンですよね、「郷土を愛し、未来を拓く香美っ子を育てるために！」というスローガンは、この新しい振興計画のスローガンとして予定しているのかどうかということをお聞きをして質問をすべて終わりたいと思えます。

○議長（西村芳成君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） はい。スローガンについてお答えをいたします。

この「郷土を愛し、未来を拓く香美っ子を育てるために！」というのは、保育園の取り組みとか学校教育におきましては、こういうふうな方向性で本当に未来に向かってたくましく育っていくというふうな意味合いを込めてこのスローガンを使っております。

今度その話し合っただく香美市の教育振興基本計画のほうは、生涯学習とか教育風土とかいうふうなものを全部広く考えたまちづくりの視点に立った内容なものですから、このままのスローガンをそのまま当てはめるというふうなことは、ちょっと狭いかなというふうな感じもしています。ですから、スローガンについても検討委員会の中でさらに検討していただいて、ただ、方向性としてはやっぱりこの香美市を本当に大事にして、そこから出発していく。

それから、本当に子どもも大人も含めてですけど、香美市のやっぱり社会づくりっていうか「未来を拓く」という、そういう方向の教育でありたいと思っていますので、気持ちはこういうふうなことで、文言はちょっと考えないといけないというふうに思っています。

以上です。

○議長（西村芳成君） 山崎眞幹君の質問が終わりました。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ延会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議は延会にすることに決定しました。

本日の会議はこれで延会します。

（午後 4時02分 延会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

副 議 長

署名議員

署名議員

平成 2 4 年 第 3 回

香美市議会定例会会議録（第 4 号）

平成 2 4 年 6 月 2 1 日 木曜日

平成24年第3回香美市議会定例会会議録（第4号）

招集年月日 平成24年6月13日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 6月21日木曜日（会期第9日） 午前 9時01分宣告

出席の議員

1番	有元和哉	12番	山崎龍太郎
2番	矢野公昭	13番	大岸真弓
3番	山崎真幹	14番	片岡守春
4番	利根健二	15番	竹平豊久
5番	濱田百合子	16番	島岡信彦
6番	山崎晃子	17番	石川彰宏
7番	爲近初男	18番	竹内俊夫
8番	千頭洋一	19番	前田泰祐
9番	織田秀幸	20番	山本芳男
10番	比与森光俊	21番	小松紀夫
11番	依光美代子	22番	西村芳成

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	門脇慎夫	福祉事務所長	岡本明弘
副市長	明石猛	産業振興課長	佐々木寿幸
総務課長	山崎綾子	林業事務所長	久保和昭
政策企画財政課長	濱田賢二	建設課長	宮地和彦
会計管理者兼会計課長	野島恵一	上下水道課長	岡本博章
管財課長	岡本博臣	《香北支所》	
まちづくり推進課長	今田博明	支所長	二宮明男
市民保険課長	山崎泰広	地域振興課長	舟谷益夫
健康介護支援課長	丸内一秀	《物部支所》	
税務課長	阿部政敏	支所長	小松清貴
収納課長	前田哲雄	地域振興課長	和田隆
ふれあい交流センター所長	高橋千恵		

【教育委員会部局】

教育長	時久恵子	生涯学習振興課長	田島基宏
教育次長兼教育振興課長	後藤博明	学校給食センター所長	竹内敬

【消防部局】

消 防 長 寺 田 潔

【その他の部局】

監査委員事務局長 横 谷 勝 正 農業委員会事務局長 西 村 博 之

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 小 松 美 公 議会事務局書記 岡 村 愛

議会事務局書記 野 口 恵 子

市長提出議案の題目

な し

議員提出議案の題目

な し

議事日程

平成24年第3回香美市議会定例会議事日程

(会期第9日目 日程第4号)

平成24年6月21日(木) 午前9時開会

日程第1 一般質問

① 5番 濱 田 百合子

② 13番 大 岸 眞 弓

会議録署名議員

1番、有元和哉君、21番、小松紀夫君(会期第1日目に会期を通じ指名)

議事の経過

(午前 9時01分 開会)

○議長（西村芳成君） おはようございます。ただいまの出席議員は22人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程に入る前に、執行部から発言の申し出がっておりますのでこれを許します。産業振興課長、佐々木寿幸。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） おはようございます。昨日の山崎晃子議員のシカの被害対策についての狩猟免許の答弁の中で、広報での周知という形での答弁の中で現在準備をしておりますという形で答えましたが、6月の広報で1ページをいただきまして既に広報に載っておりますので訂正をお願いいたしたいと思います。

以上です。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長から答弁の訂正がありました。

お諮りします。先ほどの産業振興課長からの答弁訂正の申し出を許可することにご異議ございませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。したがって、佐々木寿幸君からの答弁訂正の申し出は、許可することに決定しました。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。

日程第1、一般質問を行います。通告順に従いまして順次質問を許します。

5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） おはようございます。5番、濱田百合子です。通告に従って一問一答方式で質問をいたします。

今回の私の質問は、平和行政について、学校図書館活動について、大災害に備えて実施中の事業についてです。

初めに、平和行政について質問をします。

広島と長崎への原爆投下から67年目の今、戦後生まれの人々の割合が75%を超え、当時の実情を知らない世代が圧倒的多数を占めています。被爆体験の風化も言われています。しかし、日本は世界で唯一原爆の被害を体験した国です。核兵器のない世界への扉が開かれようとしている今、世界じゅうに被爆の実相を伝え、人類と核兵器は共存できないということを広く訴えていく先頭に立たなければならないと思います。

お手元に配付しています資料をごらんください。1枚目の①の資料は、2011年の3月末現在の全国の被爆者健康手帳所持者数です。全国で約22万人います。いまだに大量の放射能を含む黒い雨がもたらした被害の全容解明や在外被爆者への保障や救済など多くの問題は未解決です。

2枚目にとじてあります②の資料は、2012年3月6日現在の世界の非核地帯と核兵器の数です。2010年、核不拡散条約、NPT再検討会議では、核兵器のない世界

の平和と安全を目指すことが核保有国も含む世界の国々の合意になりました。来る2015年に開かれる次のNPT再検討会議に向かって核兵器のない世界を実現するために、草の根の反核平和運動や平和市長会議などさまざまな運動が行われているところです。被爆国である日本の原水爆禁止運動は、今から58年前の1954年3月1日のビキニ水爆被災事件を機に誕生しました。マグロ漁船第五福竜丸乗組員23人が死の灰を浴び、放射能による被害を受けたことが報じられ、全国各地で原水爆禁止の署名運動が取り組まれました。翌年の1955年8月6日に広島で第1回の原水爆禁止世界大会が開催され、翌年の8月10日に日本原水爆被災者団体協議会の結成へとつながりました。以来、今日まで半世紀以上にわたり休むことなく原水爆禁止運動が続けられています。

1枚目に戻りまして③の資料でございますけれど、2012年4月1日現在の国内の非核・平和の自治体数です。高知県は、「非核、平和都市」宣言の自治体が28あり、平和市長会議には県下すべての自治体が加盟しています。本市は、香美市を誕生を機に核兵器の廃絶と恒久平和を願うすべての人々と相携えて行動することを決意し、平成18年5月25日、「非核、平和都市」を宣言しました。そして、日本非核宣言自治体協議会の趣旨に賛同し加入をしました。とても意義あることで香美市が誇れることです。この協議会は、今年6月1日現在、全国の286の自治体で組織されています。高知県では、高知市、土佐清水市、香美市、本山町、東洋町、日高村が会員です。

そこで、「非核、平和都市」を宣言し今年で6周年を迎えます本市の平和行政について伺います。

まず、①の質問でございます。

「非核、平和都市」宣言を具体化する所管課はどこになるのでしょうか。

○議長（西村芳成君） 総務課長、山崎綾子君。

○総務課長（山崎綾子君） おはようございます。濱田議員のただいまのご質問にお答えをいたします。

所管をいたしますのは総務課でございます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） はい。総務課ということでございますけれども、総務課の中には秘書・広報広聴班と総務班、職員班とかあると思うんですけれども、どの班が管轄になるのでしょうか。

○議長（西村芳成君） 総務課長、山崎綾子君。

○総務課長（山崎綾子君） はい。お答えをいたします。

総務課の総務班の分掌事務になります。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） はい。総務班ということでございますけれども、この宣言を具体化する所管課っていうのは、やはり「非核、平和都市」宣言もしていますし、一

般市民にわかったほうが、はっきりさしたほうがいいんじゃないか、それが必要ではないかと思います。毎年広報のほうに5月号に今年も掲載をされていましたが、この市庁部局のこの組織図がありますけれども、ここの総務課の今おっしゃいました総務班っていうことでございますので、ここにですね平和という言葉全くございません。せっかく「非核、平和都市」宣言もしていますので、ぜひこの主の事務のところにですね平和という2文字だけでも入れていただいて、市民の方々が見ていただいたときに、ああ、平和のことについて総務課の総務班に聞けばわかるのだなということが市民の方にわかりますので、ぜひそれを記入を、記載をしていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（西村芳成君） 総務課長、山崎綾子君。

○総務課長（山崎綾子君） はい。お答えをいたします。

総務係の位置づけとしましては、他の課の所管に属さないことということで入っております。特に議員おっしゃれたように平和という2文字で平和行政っていうふうな形では入っておりません。しかしながら、おっしゃることはよくわかりますので、今後検討させていただきたいと思います。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） それでは、次の質問に移ります。

②の質問です。

「非核、平和都市」宣言後6年を経過しましたが、その間平和行政を実施するためにどのような取り組みをしてきましたか。小中学校における平和教育、例えば夏休みの取り組み状況も含めて、また市立図書館の本館、香北分館、物部分館、中央公民館での市民への啓蒙活動も含めて質問をいたします。

○議長（西村芳成君） 総務課長、山崎綾子君。

○総務課長（山崎綾子君） はい。②のご質問にお答えいたします。

市としての取り組みといたしましては、議員おっしゃられました日本非核宣言自治体協議会への参加、平和市長会議への加盟、戦争の悲惨さと平和のとうとさを市民に伝えるために広報香美へ毎年特集記事を掲載することなどをしてきております。また、小中学校におきましては、講師を招いて集会方式での平和学習や修学旅行先での平和学習を行っております。中央公民館と図書館につきましては、この6年は特に目立った取り組みはしておりません。

以上です。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） 先ほど課長がおっしゃいました広報香美への特集を組んでしてるということでございます。私も香美市になりましてからのちょっと広報の中の終戦記念日特集などどんなふうにかかれてるのかなと思ひまして調べてみました。平成18年から昨年までの広報香美の中で、平成18年、毎年8月にその特集を組んでいます。平成18年、ちょうど香美市が「非核、平和都市」宣言をした年でございますけれども、

その年の8月ですけれど、そのときは紙面を4ページ、4ページ使いまして体験者の聞き取りをしたものを特集で掲載されてます。3名の方の記事が載ってました。そして、その翌年、平成19年の8月には、ここにはもう1名の方の聞き取りのものが2ページにわたって書かれています。そして、その次の平成20年のこれも8月ですけれどもこのときには3名の方の、皆さん83以上、もちろん90歳の方もいますけれども、3名の方のものが3ページにわたって書かれています。そして、平成21年の8月には、1人の方の記事が1ページになっております。そこに市民にわかるように、ちょっと字が細いですが「『日本非核宣言自治体協議会』に加入しています」と書かれています。そして、平成22年の8月号には折りヅルの写真がありまして、終戦の日ということで2ページに分けて1人の方の思いをずっとつづっておられまして、そこに「香美市は、平成22年1月1日に『核兵器廃絶に向けての都市連帯推進計画』に賛同する世界各国の都市で構成されている平和市長会議に加盟しています」と市民向けに書かれています。そして、これは昨年でございますけれども、昨年の8月号にはちょうど龍河洞の開洞80周年もございました関係だと思えます、半ページではありますけれども1人の方の体験談が書かれています。

このように広報のほうには、特集を組んで毎年8月にページを使ってはおります。この中には11人の方の体験も掲載されてました。これをそのときは市民の皆さんも読むとは思いますが、やはり大変この貴重な体験ですのでこれを広報だけの掲載ではもったいないんじゃないかと思われまます。今後こういう記載を続けていく意向だとも思いますが、これをぜひ体験集としてつづって学校での平和教育、そして図書館での社会教育の場に活用できないものでしょうか。今戦争体験者67歳以上になりました。兵士として従軍なさった体験者の方は、もう85歳以上になろうかとしています。平和への思いは体験者ほど強いものです。何もしなければ本当に風化してしまう危険性もあります。核家族も進んでおましてなかなか話を聞く機会もございません。先ほどおっしゃいましたように小中学校では集会等で平和学習もし、そして修学旅行にも行き、それはもちろんほかの学校でも同じようにもされているかとも思いますが、やはり子どもたちの手の届く図書館等にでも、また市民の行ける市民図書館等にでもこういった体験集などもつづって、すぐそのページをひもとけるような形で置いとく、そして「平和都市」宣言をしますのでそのコーナーをつくるとかというようなことで何か方法を模索し、そして可能なところから実現をしていってほしいと思いがたが、今後このような聞き取りなどもしながらこの広報に載せていくということはお考えでしょうか。

○議長（西村芳成君） 総務課長、山崎綾子君。

○総務課長（山崎綾子君） はい。お答えいたします。

広報の掲載につきましては、継続して取り組んでいきたいと考えております。ただ、今年の8月号につきましては、特集記事がちょっとございまして紙面のほうがちょっと

どれぐらいのスペースを割いてるかまだ確認をしておりますけれども、非常に小さなスペースになってというふうに聞いております。ほんで、広報ですのでどうしても時にはですね、この終戦の特集大変大事なことでありますけれども、全体の中で考えていかなければならないので、特集記事があったときにはやはり紙面の都合で少なくなることはあるかと思っておりますけれども、今までやってきたことをですね今後も継続して続けていきたいというふうに考えております。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） はい。広報のほうには続けていくということでぜひお願いしたいことの1つではありますけれども、やはりせっかくなつづってきたものをやっぱりこうまとめてですね、体験集として市民の目につくところに置くというようなことについてはどういうお考えでしょうか。

○議長（西村芳成君） 総務課長、山崎綾子君。

○総務課長（山崎綾子君） はい。お答えいたします。

体験集のことにつきましては、今初めて議員のほうからご提案をいただきました。確かにこの貴重な体験をですね後世に語り継ぐということは非常に大事なことだと思います。ただ、その図書館と、体験集をつくるかつくらないかということと、図書館に一定のその終戦の、終戦とかこういう平和関係のコーナーを設けるとか、そして社会教育とか学校教育とかいろんな場面で活用するということにつきましては、それぞれ学校におきましては多分教材の中でこういったものがですね使われているのではないかと思いますので、そのあたりのほうもですね確認もさしていただきまして、何か担当課と協議をすることができるがあればですね取り組んでいきたいと思っておりますけれども、今このことですぐに何をすることについてはちょっと明言はできかねます。これからちょっと協議をして努力はしていきたいと考えております。

○議長（西村芳成君） 濱田議員、やはり今課長が答弁があったようにですね通告にきちっとしてないので、今後の取り組みについてですね、やっぱり初めて聞かれたということですので、やっぱりそういったことを具体的に質問事項で上げてください、今後、5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） はい。そしたら、次の質問に移ります。

③です。

「非核、平和都市」宣言のポールが庁舎玄関前駐車場に設置されていますが、気づかなかったという市民もいます。市民や市外から訪れる人々に啓蒙をするため効果ある看板、また垂れ幕などを設置してはどうかと思っておりますが見解をお尋ねいたします。

○議長（西村芳成君） 総務課長、山崎綾子君。

○総務課長（山崎綾子君） はい。お答えいたします。

現在のそのポールですけれども、以前にこの庁舎が完成する前にどなたかの議員さんのほうからご質問を受けたように記憶しておりますけれども、そのときに3カ所の場所

を想定いたしまして、担当課としては協議をして現在の場所に落ちついているということだと私伺っております。新たにその効果ある看板とか垂れ幕のことですけれども、現在のところ新しい看板や垂れ幕の設置というのは考えておりません。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） はい。旧庁舎からこちらのほうに新しく新庁舎に入ったときに、同僚議員のほうからこのポールをぜひ庁舎のどこかにというような質問があったと思い、記憶しております。非常にその県道沿いの見えるところで、あの場所はすごく私もいいところに設置できたと思って非常にうれしい限りでございますけれども、やはりそのほかの、新庁舎ですので非常にやっぱりポールも3本大っきなポールが立ち、香美庁舎というすてきなモニュメントもできまして、非常にそれはそれですごく立派で本当にこの庁舎にふさわしいものができたと非常にうれしいんですけれども、やはりその横にありますその「非核、平和都市」宣言のポールがですね、何かそのおっきなモニュメントに押されるいうたら非常に言葉悪いかもしれませんが目立たなく、今までは旧庁舎の中で非常に目立ってよかったと思うんですけど、やはり新庁舎、この5階建てのビルになりましてやはりそこまで目につかなくなっただんじゃないかなと思います、市民の方も。時々私も聞かれることがありますもので、今植木がありまして、サツキカツツジかですね、その中に、ちょうどその中に、ポールがこう立ってまして、辛うじて香美市、市までは見えてはいますけれどもずっと植木の上にあるもので、緑の上にあって白いポールで非常にいいと思うんです。でも、せっかくそこに「非核・非核宣言都市 香美市」と書かれていますので、もうまあ、もう少し大っきいんですねポールに立てかえるとか、また今香南市のほうでは、県道から見えるところにそれはもう垂れ幕ですけれども垂れ幕で庁舎の玄関前にこうずっと流して、聞くところによりますと1年じゅう、平和を願う町、香南市ということで1年じゅうこうしてるそうです。そういうこととかですね、やはりせっかく「非核、平和都市」宣言を掲げてる香美市でございますので、せっかくそのポールをもう少し市民の目から見えるような形で大っきくできないものかなと思います。香南市さんのように1年じゅうということもしなくてもいいと思うんですが、せめて終戦、そして8月のね長崎、広島に原爆が落とされた、そして終戦を迎えた、やっぱり夏休みの平和学習も兼ねてですね、やはり市民の中でもああ、今年も夏が来たと、でも香美市の庁舎には「平和都市」を掲げてくれるというようなやっぱり思いを、またこの庁舎に視察に来た方にもそういう香美市の思いをアピールできるんじゃないかなと思います、そのような積極姿勢を香美市として示していくという方向を考えられないかどうか再度見解を伺います。

○議長（西村芳成君） 総務課長、山崎綾子君。

○総務課長（山崎綾子君） はい。お答えいたします。

その場所につきましては、先ほども答弁で申し上げましたように現庁舎ができ上がるときにですね担当課のほうで3カ所の中から選定してやった位置でございます。植え込

みの中にあつてですねやや見えにくくなっているところあるかもしれませんが、そのあたりはですね植え込みもきちんと刈り込みもいたしましてできるだけ市民の皆さんの目につく、つきやすいような形で設置を継続していきたいと考えております。

このポールについてはですね、前の庁舎担当の担当者がそのときにお答えしましたけれどもまだ十分使用に耐える立派なものであるのです、きちんと保管をしてとってあるのでそれを再利用したいというふうなことでお答えを申し上げて今の設置となっておりますので、いましばらくはですねこの状態を継続をしていきたいというふうに考えております。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） はい。次の質問に移ります。

④、新庁舎になり1階ロビーを市民、市民のフロアとして有効活用できるようにしています。被爆60年目の取り組みとして、本市も加盟しています日本非核宣言自治体協議会やその他の団体、例えば日本原水爆被爆者団体協議会などから資料も取り寄せ、フロアに展示し平和への思いを市民とともに共有できたらと考えますが、その1階ロビーの活用方法の中にその平和の意味、そして平和の思いを共有できるような形の展示などをできないものか見解をお伺いします。

○議長（西村芳成君） 総務課長、山崎綾子君。

○総務課長（山崎綾子君） はい。お答えいたします。

その日本非核宣言自治体協議会の中にですね、やはり議員おっしゃられましたように巡回の原爆展であるとか、ミニミニ原爆展とかいったものをですね事業の中で実施もしております。そういったものも活用できるかと思っておりますので市民フロアでの資料展示につきましても、展示内容や時期等も含め、時期もやはり効果的な時期ということが考えられますので、今年間に合うかどうかちょっとわかりませんが、そういった時期等も含め検討させていただきたいと思っております。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） はい。ぜひ、せっかく広くなりましたロビーでございますので、今まで庁舎に機会がなくて出入りしたことのない方もいらっしゃると思いますし、やはり訪れるきっかけにもなります。そして、市民のための庁舎をアピールするという、その平和の市の宣言をアピールする機会にもなります。できましたらこの、このフロアだけではなくて、もしその日本非核宣言自治体協議会にお問い合わせをされて、ミニミニ原爆展もされてるといことですので、その資料を取り寄せになられるようでしたらこの1階のロビーとともにですね、香北や物部での巡回展でございますけれども、それもぜひ同時、同時開催といいますか、ここで何日かやったら次は物部、香北というようなことも含めて考えていくような意向はお考えでしょうか、お尋ねします。

○議長（西村芳成君） 総務課長、山崎綾子君。

○総務課長（山崎綾子君） はい。お答えをいたします。

下の市民ロビーというところはですね、お客様が入ってこられてすぐに目につきやすいところですので、あそこでそういった展示をするということは非常に効果的であるというふうに考えております。同じく香北支所、そして物部支所におきましても十分そのような場所はあると思いますので、あわせてそちらのほうも、そういったことも全部含めてですね、どういったところでどういう展示をすれば一番効果があって市民の皆様はその平和のとうとさということ伝えることができるかという観点に立ちまして、全部総合的にいろんな角度から関係部署ともですね協議をしながら検討させていただきたいと考えております。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） はい。次に、学校図書館活動について質問をいたします。

学校図書館は、学校図書館法により規定されています。目的は、「学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であることにかんがみ、その健全な発達を図り、もって学校教育を充実すること」となっています。そして、その定義には、「図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによって、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備をいう」とあります。地域の図書館と違い学校の図書館は、子どもたちや教員の活用が大前提です。子どもたちの日常生活との結びつきを重視し、子どもたちの興味、関心を引く豊富な本、資料が必要です。学校図書館が子どもたちのよりどころとなり、また学習支援センターの役割を果たすためにも、司書教諭や学校図書支援員の役割は大変重要だと考えます。

以上のことから学校図書館活動の活性化のために質問をいたします。

①です。

平成22年度の国庫補助金での図書購入、また本年度の当初予算や6月補正予算でも図書購入の予定が計画されています。購入の選定や入札はどのように行っていますか。

また、購入財源について伺います。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） 濱田議員の学校図書館活動についての第1問目のご質問にお答えいたします。

まず、購入の選定でございますが、昨年度におきましては県からの補助金の部分につきましては入札を行っております。それから、国の交付金を使った分につきましては各校が随時の契約で購入しております。

次に、購入の財源でございますが、議員もご存じのとおり昨年度は平成22年度のですね国の補正による地域活性化交付金事業にのっとってですね、その分の財源を使わせていただいております。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） はい。平成22年度の国庫補助金で図書を購入したときに、その購入された本ですけれども、その本をその落札した業者がですねラベルを張ったり、分類や登録、閲覧、貸し出しなどができるようなそういうもろもろの作業ですけれども、それは落札をした業者が中に、図書の中で作業をして、図書委員とかその図書の主任の先生たちと一緒にきちんと後整理して納めるような形をとっているのでしょうか。それとも、決められたこの図書を購入をして、そして業者のほうはそれを、手本を持ってくるだけで、その本を図書主任や図書委員や図書支援員の人たちが後こう分類をしたり閲覧や貸し出しができるようにそういう作業をしているのでしょうか、その辺を伺います。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） お答えします。

業者におきましては、物品の納入のみでございます。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） それでは、次の質問に移ります。

②です。

学校図書支援員の現在学校への配置状況とその業務内容について伺います。

そして、支援員の財源についても伺います。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） お答えいたします。

学校図書支援員の配置校や配置状況につきましては、片地小学校と楠目小学校の2校に1人配置、いわゆる1人で2校受け持つということです。それから舟入小学校、香長小学校の2校を1人で受け持つということと、それから大宮小学校に1人配置しております。それから大栃小、中学校の2校に1人配置しております。業務内容におきましては、本の整理、補修、子どもが図書室を活用したくなる掲示や場の設定を行う、本の紹介や子どもへの声かけを行い本の借りがえを支援する、朝の読書タイムなどを活用し読み聞かせを行う、教員が教科指導などで本を活用するための準備を行う、担当教員とともに図書委員会の活動をサポートする。

財源におきましては、いわゆる片地小学校、楠目、舟入小学校、香長小学校におります2校ずつ受け持つております2人の支援員におきましては、高知県学校図書館読書環境整備費補助金を活用しております。これは県費補助で2分の1でございます。それから大宮小学校につきましては、住民生活に光をそそぐ交付金を基金化しまして人件費として積み立てて現在行っております。それから大栃小学校、中学校におきます支援につきましては、高知県緊急雇用対策事業を活用して、これは県費補助で全額補っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） はい。済みません。聞き漏らしたかもしれませんが、

鏡野中と繁藤小・中、そして山田小はどういう状況でしょうか、支援員さんはいらっしゃらないでしょうかお伺いします。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） 山田小学校におきましては、加配の教員がおりますのでそれでその方が行っております。それから鏡野中学校におきましては、別件一般単独で臨時職員として1名配置しております。それから繁藤におきましては、現在配置しておりません。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） はい。この支援員、学校図書支援員の中で、そしたら図書館司書の資格を持った方はいるのでしょうか。支援員になられた、今学校図書支援員になられてる方は、図書に興味があってこのような仕事が好きな方が応募をしてきたんだと思いますけれども、その辺はもちろん採用のときにお聞きしているかと思いますが、継続雇用のことも考えてこの図書館支援員のことを、の方を採用されているのかどうかお伺いします。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） はい。お答えします。

最初お答えしました片地、楠目、舟入、香長、大宮小学校、それから大栃小、中学校につきましては、司書の資格を持っております。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） そしたら、この司書の資格を持ってるということでしたら、やはり単年度だけではなくて継続してこういう学校図書でのお仕事をされたいということの、意向のもとに今年度雇用をされているということで理解してよろしいんでしょうかを伺います。継続雇用の質問ですけれども、継続雇用も考えての、今年1年限りのここに配属をとということではなくて、今後もその図書館司書の資格を生かしてこの香美市でのお仕事を続けていきたいという意向も考慮しての採用だったかどうかを伺います。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） 本来ですね今現在採用しております職員につきましては、片地、それから舟入等における職員につきましては、先ほど申し上げましたように県の補助金のもとで雇用しております。この県の補助金の要綱を見ますとですね、今年から平成27年5月31日までというふうな3年の計画があるということでございます。ただし、この計画におきましても、予算がつかなければこの交付要綱は執行できないという条件つきでございます。それから、大宮小学校に現在おります支援員におきましても、これは光をそそぐ交付金を基金化しまして2年間の雇用でございます。これは平成24年度で終わりです。大栃小学校、中学校におきましても、緊急雇用の基金を使っておりますのでこれも平成24年度で全員終わりです。つまり、現在おります支援員につきましては、平成24年度をもちまして財源がすべてなくなります。今後も

継続等云々につきましては、これからの問題となるということです。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） はい。そしたら、この支援員の方の、図書支援員の、図書館司書の資格を持っているということです。図書に関する専門家ということでございますけれども、お互いに配置されていますこの支援員さん同士の交流だとか、そして業務マニュアルですね、そういったことは業務マニュアルをお渡しされてるのか。そして、支援員さん同士の交流とか、また支援員さんの研修会、レベルアップの研修会など、そういうふうなことは実施されているんでしょうか。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） お答えします。

先ほど申しあげました支援員につきましてはですね、今年初めて取り入れた支援員、それから大宮のように過去からいる支援員、それから大柝小学校のように県費負担の支援員といろいろな立場が違いますので、その件について県のほうで一括してですね支援員のサポート、それから研修とか行っております。それには参加させております。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） はい。そしたら、次の質問に移ります。

選書会についてでございます。

選書会は、学校図書館等に本を入れるときに読み手である子ども自身が実際手にとって見て読んで選ぶことのできる会です。まず、学校の図書館の本をスタッフが確認をして、それまでの蔵書にない新刊やスタッフが厳選した本を予算規模に合わせて学校に持参するものです。県下では、この選書会を小中学校内で実施しているところがございます。本市で実施したことがある学校と、今後の実施する予定の学校があるかどうか伺います。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） 選書会におきましては、小学校で9校、中学校で3校に過去に実施した経過があります。これら12校につきましては、昨年度も同じように実施しております。今年度実施予定の学校におきましては、小学校5校、それから中学校2校となっております。学校別に申し上げますと、過去に行った香北中以外は選書会を行っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） はい。選書会をたくさんの方の学校で行っているということで非常にうれしく思います。やはりこの小学校、中学校の子どもたちが、自分でその図書の本を、本選びが自分でできると、それでやっぱり教員も学習支援のための教材を選ぶ場所にもなるということ、単によい本だけではなくてどんな子どもでもおもしろいと思える本に出会える場所だと思っています。読むのになれていない子どもには読みやすくして

興味が出そうな本を用意することが必要ですし、自由に本を選ぶという作業がそのまま子どもと本のいい出会いになり、それがきっかけで図書館に足を運ぶ機会もふえ、また子どもの夢とか将来の職業選びの指針にもなるかと思えます。今年も小学校5校ですか、中学校2校実施する予定があるということで非常にいい取り組みだと思います。この香北中が唯一していないということですが、これは何か香北中、この非常にいい取り組みはやっぱりこう波及していくものだと思いますけれども、香北中については何かこの選書会についてするに至らない何かあるのでしょうか、この選書会については各学校にもうお任せをされているのでしょうか、その辺ちょっと質問いたします。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） 香北中が選書会をしておられない理由については把握しておりません。選書会のする、しないは各学校にお任せしておるという事態です。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） はい。④に移ります。

子どもたちの豊かな学びを保障するための学校図書館活動です。そのためには何が必要なのか、図書の購入、そして図書支援員の配置の財源も含めて本市の今後の計画についてお尋ねいたします。

○議長（西村芳成君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） 濱田議員のご質問にお答えをいたします。

学校図書館の充実は、学校教育の充実に直結します。学校図書館には、読書活動や各教科領域での調べ学習ができるための多様な書籍、豊富な資料が必要ですので、計画的な図書購入を続けていかなければならないと思っています。また、本と子どもをつないだり子どもの学習活動をコーディネートする図書館担当教員や図書支援員の効果は大変大きく、読書量の増加や学力向上に大きくつながっています。しかし、先ほど教育次長が申しあげましたように現在配置されている図書支援員は、本年度で全員終了することですので、今後の配置については県の補助金があるようであれば積極的に要望していきたいと思えますし、市単独でも配置をする必要があるというふうには考えています。山田小学校の図書館担当教員の配置は、毎年加配教員として要望していくものですので、これも本当に積極的に毎年要望を続けていくようにします。今後学校図書館同士、学校図書館と市立の図書館等がネットワークを組むことで相互の図書利用や情報交換を行うことができますし、そうしなければいけないというふうに思っていますので、ネットワーク化に向けて整備を進めなければならないと考えています。ただ、予算がたくさん要ることですので、そういう方向を考えつつ今後取り組んでまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） 教育長のほうから本年度で図書支援員の財源が、事業が終了すると、これは市単独でもやはり図書支援員の配置はやらなければならないということ、そしてネットワーク化も考えているということをお聞きしました。私図書支援員は本当に必要だと教育長もおっしゃったように感じておりました、物部でありますとか繁藤の小・中でありまして、やっぱり子どもたちが少なくなっている中で地域の方が気軽に学校の図書館も利用できるような、地域と密着した地域融合型の学校図書館も考えていくことができると思うがです。PTAやボランティアさんも今もかかわっていると思いますが、お話しとか読み聞かせの会とかやっていますけども、今以上充実して、そしてその学校の図書館の中にも地域の方がいると、そしてお互いがこう相乗効果があるというふうなことも今後の方向として考えていくのはどうかと思いますが、そうすることによって今やられている学校の行事として読書週間とかもちろんあります。その中でも今以上にその学校での児童・生徒の読書会も図書習慣もですよね、もっと活発化してくるのではないかと思います。南国市のほうでは、昨年学校の図書を電算化をネットワーク化をしております、聞くところによりますと学校図書の専門の団体の、ほかの民間の団体に依頼をされたように聞いております。しかし、電算化をする前にはやっぱりしっかりと各学校の蔵書の整理、分類がしっかりできてないと、電算化する前にできてないといけないと思います。やはりこの来年度で平成24年度で財源がなくなると、引き続きやっぱり財源を引き出して支援員を配置してですねぜひこういうのをしてほしいですけれども、やはり学校図書の学校司書、そして司書教諭の役割ってというのは非常に大切だと思います。図書の専門、図書学を学んできた人と、それから教諭として生徒に授業を経験した人とが一緒になって学校図書館を運営していくということが一番の理想なんですけれども、しかし、その専門家が、なかなか支援員を配置できない場合には、やはりその道のプロの方にもそのお手伝いをしていただきながらきちっとその蔵書の整理をして、そしてネットワーク化していくというような方向を考えるのも計画の1つではないかと思われませんが、再度その辺のことも含めましてお伺いいたします。

○議長（西村芳成君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） お答えをいたします。

実は、教育委員会のほうは現在各学校を学校訪問させていただきながら先生方との話し合いとかを続けていっている時期です。今年支援員さんが、先ほど申しましたようにたくさん学校に配置ができていますので、学校へ入っていったときに学校のその図書環境というか、学校のその学習環境が掲示物からしてこう違ってきます。ぜひ学校のほうに皆さんもおいでしてみてください。子どもたちが本当に図書館へ行ってみようと思うような掲示物がもう本当に季節を追ってありますし、図書館へ入りますと本当にすぐ手にとりたいというそういう書籍の並べ方もしています。学校で聞きますと今年は子どもたちの読書をする本の冊数が断然ふえたというふうなことも聞いています。支援員さんが、常時までのこの配置にはなっていませんけれども、図書館にいて、子どもたちが

だれもいない図書館へ行く時間が支援員さんがいないと多くなってしまいますので、支援員さんがいるとそこへ行ってそこでやっぱり語り合いながらいろんなアドバイスをいただきながらできますので、そこは本当に環境として全く違うということがあります。そういう意味で財政的には非常に難しい部分がありますけれども、何とかこういう状態が続いていくようにせんといかんというようなことを思っているところです。

それから、ネットワークにつきましては、先日ちょうど山田小学校で国語と図書館の本の活用というふうなことをあわせた授業の公開がありました。そのときに子どもたちが使っている教室にある本は、あっちこっちの図書館の本でした。それは市立の図書館が間をこうコーディネートしてくださりながら必要な本をこう集めてくださって、学校でそれを活用して授業をしているというふうなことでした。本当に子どもたちが使いたい本が教室にこうそろっていますので、非常に質の高い授業が行われていたことでした。いろんな意味でやっぱりこの本を各校がたくさんそろえるというふうなことは必要ですけれども、ネットワーク化ができれば必要な本をあちらこちらから集めてくるというふうなことも非常にやりやすくなりますので、そういう意味でこのネットワーク化に向けては何とか整備をしていかなければならないというのが教育委員会としては大変大きな課題であります。

以上です。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） はい。次の質問に移ります。

次に、大災害に備えて実施中の事業について質問いたします。

平成7年1月17日、午前5時46分に発生しました阪神・淡路大震災はマグニチュード7.3、直下型でした。明け方ということもあってほとんどの方がまだ寝床の中でした。その報告によりますと、亡くなった方の8割相当約5,000人は建物の倒壊によるもので、特に1階で就寝中に圧死した人が多かったということです。また、建物が倒壊しても2階の場合は生存のスペースが残りやすく死者は少なかったということ、そして、死者の1割相当約600人は家具の転倒による圧死と推定されています。神戸市内の死者の約2,456人のうち建物倒壊から約15分後までに亡くなった人が2,221人と92%に上っています。圧死や窒息死で即死した人が大半を占めたとありました。古い耐震基準、昭和56年以前の建物に大きな被害が見られました。今東日本大震災から1年3カ月がたちましたが、まだまだ復興の見通しが立っていない地域もございます。本市は今後30年以内には必ず発生すると言われていています南海・東南海地震の影響を多大に受けるわけですからその対応は急がなければなりません。そこで、本市の大災害に備えて現在実施中の事業について伺います。

まず、最初に木造住宅耐震診断、改修設計、改修費補助事業の実績についてお尋ねいたします。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） 濱田百合子議員の大災害に備えて実施中の事業についての中で木造住宅耐震診断、改修設計、改修費補助事業の実績につきましてお答えをいたします。

平成24年3月末での実績は、耐震診断338件、耐震設計74件、耐震改修78件でございます。なお、耐震改修工事の実績が耐震設計の件数を上回っているのは耐震設計への補助制度が耐震改修の補助より後で創設されたことによるものでございます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） はい。このようなこの耐震診断、改修費補助、そして改修設計費補助、これは国と県と市で出しあわせてやってるんですけども、この今までのこのおっしゃいましたこの実績をどのように評価を今の時点でどのように評価をされているのか伺いたいと思います。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。なかなか評価というのは難しいところもありますけれども、やはり実績から見てみますと、最近耐震改修の補助金がですね30万円上乘せになって90万円になっております。非常に実績が昨年度から上がってきております。また、耐震診断につきましても、本年度当初予算で40件に対応する予算を組んでおりましたけれども、既に現段階で40件すべて受け付けは終了しまして、今議会にですね新たに40件の追加予算を予算要求しておるところでございます。また、この事業に対しましての広報につきましては、市の広報、そして県のほうの「南海地震に備えちよき」、またNHKで毎日やられてます「南海地震ひとくちメモ」でも繰り返し広報されておまして、住民の周知は非常に高いというふうには思います。

以上です。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） はい。この事業の中でその利用される方から何か要望等はないでしょうか。この40件既にこの耐震診断については受け付けが済んでということですけども、市民の方からこの県のこの事業についての何か質問とか要望とか何か気にかかるようなことが今までにございましたら、質問いたします。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。特に要望といいますのはやはりもっとそれは補助金の額を上げていただければいいという要望は聞きますけれども、耐震診断、設計、そして改修とすべてやりますと113万円ですか個人への補助がありますんで、個人への補助制度としてはかなりの金額になってきているとは思っています。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） そしたら、次の質問に移ります。②です。2番です。家具転倒予防金具等取付事業について伺います。①、対象者数とその実績について伺います。

- 議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。
- まちづくり推進課長（今田博明君） はい。家具転倒予防金具への実績でございますが、これにつきましては平成21年度から実施しております、平成23年度までの3年間で15件でございます。
- 議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。
- 5番（濱田百合子君） はい。平成21年度から平成23年度、去年度までで15件ということですがけれども、去年度、去年度の実績はわかりますでしょうか、平成23年度のみの実績がわかればお伺いします。
- 議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。
- まちづくり推進課長（今田博明君） 平成23年度につきましては2件でございます。
- 議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。
- 5番（濱田百合子君） この家具転倒予防金具取り付けというのは非常に大事な、この大事なことではないかと思えます。それで平成23年度2件ていうのは、今年の広報に、の情報の中でのその募集の要綱を見ますと10個と、1世帯5台までの取り付けということがあります。そして、その対象世帯も見てみますと満65歳以上の高齢者のみの世帯、そして身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方のいる世帯、それから要支援、要介護認定を受けている世帯か母子世帯というふうに、この事業の対象は災害弱者と言われている方々が入っているという非常に配慮の行き届いた対策事業だと思います。しかし、この事業がこの3年間で15件と、そして去年度は2件ということは非常にその、この事業を利用している方が非常に少ないと思うんですが、これに対してはどういう評価をされていますでしょうか。
- 議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。
- まちづくり推進課長（今田博明君） はい。非常にやはり対策をとる上ではいい事業だとは思っております。やはり事業が始まりました平成21年が10件ということで非常に多くてですね、平成22年が3件、平成23年が2件という結果となってきております。災害弱者の方につきましてはかなりの人数の方がおいでるわけですがけれども、こういった事業を実施するに当たりまして、やはり家の中にですね人に入られるのをですね、他人の方に入られるのをやはり敬遠する方もおいでるというふうにも聞いております。なかなか住民の方の考えはさまざまなのでどれぐらいっていうことはわかりませんがけれども、やはりこの南海地震対策、特に香美市におきましては揺れ対策をやる必要がございますので、今後事業につきましてはですね広報での周知等を含めまして住民の利用しやすい制度にしていく必要があるかとは思っております。
- 議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。
- 5番（濱田百合子君） 次の質問に移ります。②です。
- 取り付け作業の費用は市の負担ですがけれども、この事業においては。金具代が個人の

実費ということになってます。例えば、たんす、冷蔵庫などを固定する場合には天井とたんすなどを固定する金具とかポールが必要になります。購入しますと一对で1,000円から2,000円ほど、ストッパーとかすぐ倒れないようにガードするためのストッパーとかマットなんかは500円から1,000円ぐらいします。で、自分でそのマットなんかは適当な大きさに切ってこう張るようになってますけども、それについては自分でできることもあろうかとは思いますが、たんすとか冷蔵庫などの天井とそのものとの固定するものとか、そして柱のその筋交いの固定、筋交いの固定でなくてそのほかのベッドですとかおっきなものを固定する場合、そしてまた自分の寝ているところだけじゃなくって台所とか、幾つもになってきますとこの制度は1世帯5台までになっていきますけれども、5台までで5台をせっかくだから5台ということでは5台分を買うのにも非常に費用が1万円近くとかもなります。で、そうなったときにやはり転倒防止のこの器具代がですね自己負担になるということが利用状況につながっていないということも影響しているんじゃないかと思われませんが、この対象世帯がいずれも支援を必要としている方々になっておりますので、市としては独自のその金具代の、への独自の何割かの補助を考慮してもいいのではないかと考えますが、その辺の見解をお願いいたします。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。お答えいたします。

本年3月31日に内閣府から発表されました南海トラフの巨大地震モデル検討会、この中で香美市は全域ではありません、ないと思うんですが、最大震度が7という結果が出ております。幸いにして津波の影響はないということでございますので、やはり先ほども申しましたように、揺れ対策を進めていく必要があるかというふうに思います。また、これは海岸を有する市町村でも同じでございますけれども、まずはその揺れから身を守らなければ次の行動に移れないということもございます。家具の転倒防止対策につきましても、この住宅の耐震化とともに震災対策の重要な課題であるということには間違いはないというふうに思っております。このことから防災を担当するまちづくり推進課としましては、家具の転倒防止器具への補助につきましても、課内では検討をしております。また、県の担当者との話し合いの中でも事業の実施を要望を行っております。県が事業化していただければそれにこしたことはございませんけれども、もし事業がおくれるようであればですね、1軒当たりの補助金額にしましてもそれほどの高額にはなっていないとは思いますが、市のほうで事業を立ち上げるとかそういったこともですね今後は検討していく必要があるかとは思っております。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） はい。そしたら次の質問に移ります。

③です。各家庭の転倒防止対策ができていのかどうかを把握するためにチェック項目を設定したアンケート調査を実施してはどうでしょうか。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。やはりその先ほども申しました揺れ対策を実施する上で耐震改修工事の実施の有無や家具転倒防止対策の有無といった情報は今後重要になってくるというふうには思います。将来的には本市の住宅の状況を地図上に落とし、耐震化や家具転倒防止対策が未実施の住宅等につきまして、現状が把握できる台帳のような何かをですね、整備する必要も出てくるのではないかというふうに思っております。耐震改修や家具の転倒防止対策につきましては、現状ではまだ本市におきましては進んでいないという状況であると思われまますので、すぐに台帳の整備と実施ということにはならないかもしれませんが、アンケートの実施につきましては、そのための情報収集の手法の一つではないかというふうに思っております。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） はい。その、この前に香美市の市民に全員にこういう香美市防災マップ保存版ですね、この地震編というのを皆さん家庭にあると思います。で、この中にその南海地震に必ずやってくる南海地震に備えてという項目の中で、今回のその家具の転倒防止の若干のやり方ですねもここに書いておきまして、家具の配置はこのようにしたらいいとかいうのは書かれてまして、これを皆さん家庭にはお持ちのはずなんですけれども、これはなかなかこの対象の方々すぐ手にとってずっと熟読しているというようなことではないのではないかと思います。やっぱり利用率も少ないということでございますので。東京の消防庁が今年4月に作成しました家具類の転倒落下、移動防止対策ハンドブックというのをごらんになったことあると思います。この中にはチェック表が入っておりまして、そのチェック表を非常に高齢の方、そして要支援、要介護の方も見てわかるような内容になっております。これなんかを参考にされて、せめて対象の方ですね、災害時の要援護者の方々にこれなんかをお配りするような手だてとか、またその広報に再度折り込むとかの方法で周知をして、そして、そしたらまあこういうふうなチェックリストがございまして、本当に簡単なチェックリストです。これであつ、うちはこれができてないっていうのが一目でわかるようになっております。で、これを配布することによって、そしたらここちょっと難しいけど頼んでみようかなとか思われる方もいらっしゃるんじゃないかと思いますが、制度を有効に生かして、そして住民の方が1人でも家具の転倒で圧死とか窒息などのないようにそういう手だてをやはりしていくべきじゃないかと思いますが、このような方法もございまして、広報何かに折り込むなどの方法についてはいかがでしょうか。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。お答えいたします。

やはり新しい想定が出たということで、香美市におきましてもそういった防災マップとかですねいうものは今後見直す必要性がございまして。またそういった中でどういう形で住民の方にお伝えできるか、また検討していきたいというふうに思っております。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君）　　これで私の質問を終わります。

○議長（西村芳成君）　　はい。濱田百合子君の質問が終わりました。

次に、13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君）　　13番、大岸眞弓です。一般質問最後の日程となりました。私は住民こそが主人公の立場で一般質問を総括方式で行います。

まず、生活保護制度についてです。有名芸能人の母親の生活保護受給を週刊誌が報じたことについて、当事者の芸能人のみならず、生活保護制度と制度利用者全体に対する激しいバッシングが起きています。一方で生活保護制度の適正な運用は必要だが、問題にしなければならないのは過剰保護だけではなく保護を受けるべき人が正しくその対象になっていない過小保護のほうがより深刻だとの報道もあります。

現在、政府は制度改正のあり方に関係審議会に諮問中ではありますが、そのさなかに国会で厚生労働大臣が親族側に扶養が困難な理由を証明する義務を課すという考え方を示しました。

生活保護制度が適正に運用されなければならないのは当然のことです。しかし、芸能人の母親というまれな事例を根拠に制度そのものや正当に受給している方々にまで攻撃の対象にするのは憂うべきことで、このことを契機に政府が扶養義務強化や給付水準10%引き下げを検討するなど、生活保護受給のハードルを高くしてしまうという大きな流れができていくことに、保護受給者の方々からは不安の声や肩身が狭い、近所の方から息子に見てもらったらと言われた、親族にも顔向けできないなどの声が上がっています。

そこで、お聞きいたします。まず①です。今回問題とされた扶養の義務は保護の要件でしょうか。生活保護法上、保護の要件はどのように規定されているでしょうか、お聞きいたします。

次に、②です。生活保護法第4条2項に、民法に定める扶養義務者の扶養は保護に優先して行われるものとする規定をされておりますが、民法上の扶養義務者の範囲と程度はどうなっているのでしょうか。

次に、③です。北九州市において2005年から3年連続で生活保護申請不受理による餓死事件が発生いたしました。2005年の孤立死は、生前保護申請に何度も福祉事務所を訪れた生活困窮者に福祉事務所の担当者が、兄弟姉妹による扶養の可能性がないか確認してから来るようにと追い返したことが原因でした。2006年の北九州市門司区での餓死事件は、子どもに養ってもらおうようにと申請を拒絶したことが原因で起きたとのこと。2007年にはおにぎりを食べたいと日記に残して餓死した事件はマスコミにも大きく取り上げられましたが、このように保護申請として処理せず、放置し餓死させるなどの事件があってはなりません。本市において生活保護の申請に対しどのように対応されているか、また適切に処理されているかどうかをお聞きいたします。

次に、④です。市長の諸般の報告によれば、過去3年間のデータで保護申請件数と保

護開始件数に隔たりがあります。保護開始に至らなかった主な理由は何でしょうか。本来、保護対象となるべき方が見落とされるということはないのでしょうか、お聞きをいたします。

以上が生活保護についての質問です。

次に、介護保険制度についてお聞きします。同居家族等がいる場合における訪問介護サービス等の生活援助等の取り扱いについて、この表記の文書は資料にも1枚目につけてございますが、厚生労働省老健局振興課から2007年以降3回にわたって各都道府県に通知をされたものです。このことに関しまして、事例を引いてお聞きいたします。

まず、①ですが、要支援の認定を受けた高齢者が同一敷地内に息子夫婦、つまり家族が住んでいるため、家事援助のサービスが使えないと言われ非常に困っています。仮に要支援の高齢者をAさんとします。Aさんの息子の妻、お嫁さんがどうして使えないのかと担当窓口を訪ねたところ、全国一律そうになっていると説明されたそうです。お嫁さんは、同居ではなく同一敷地内に別棟に住んでいるんであって、トイレもふろも台所も別だし、自営業なので外に出ることも多く大変忙しいので介護まで手が回らない。母は車に乗るときも手で足を持ってあげなければいすにも座れないくらいで、しゃがんでするふろ掃除などの家事援助を介護保険でお願いしたい、ほかのできる家事までは頼んでいないとのことでした。このような事情を説明しても担当課では同居家族がいる場合はできない、同一敷地内でも同じことだと説明されたということです。家族は自営業が忙しくて夜も遅いし無理だと言うと、地域で支え合っとか自費ならできますよと言われてたそうです。

この担当者の説明は、介護保険法の趣旨とは違うのではないのでしょうか。その同居家族がいる場合は、家事援助はできないとする法的根拠を何かお尋ねをするものです。また、同一敷地内を同居家族と読みかえることの法的根拠を尋ねると、出してきてくれましたのがこの資料1枚目のコピーでございました。これを読みましても納得できかねますので、その法的根拠をお聞きするところです。

次に、②です。同居家族等がいる場合における訪問介護サービス等の生活援助等の取り扱いについて、この2枚目につけております資料でございますけれども、厚生労働省老健局からの事務連絡ですが、なぜこういう文書が再三出されているのかというと、その文中にもありますように、個々の利用者の状況に応じて具体的に判断されるべきものであることを改めて周知するとともに、管内市町村や介護サービス事業者、関係団体、利用者等に幅広く情報提供していただくようお願いをしているが、依然として同居家族等の有無のみにより生活援助の提供が判断されているという指摘があるからだと思います。そしてこの文書には、同居家族がいることのみを判断基準にして、中略しますが、一律機械的に決定することがないようあり、利用者向けに訪問介護サービスの内容を案内するチラシ、これを厚生労働省がつくりまして、3と4におつけしてありますのでごらんいただいたらわかるかと思うんですが、これを利用者などにも配って市町村で活

用してその一律機械的に判断されないように、それを防ぐためにこのチラシを準備をしたものでございます。この厚生労働省の指導とですね、本市の窓口の対応は違うのではありませんか。文書の意味をきちんと把握した上での事務を行っているかどうかをお聞きをいたします。

次に、③です。Aさんは大変気丈な方で、最近まで90歳を越す夫の介護もしておられました。夫は入院をしましたが自分でできることは自分でしたいという思いを強く持っています。しかし、去年ひざの手術もし、しゃがんでする作業が無理になってきて、いよいよ介護保険のお世話になりながら自立して日常生活を送りたいと思っています。しかし、息子夫婦が別棟に住んでいるから同居なので、同居に当たるので、そういう理由で家事支援はできませんと言われ、自分がそしたら息子夫婦のその仕事とかの息子たちの生活の邪魔になるのではないかと思い非常に困っておられるわけです。

以上のことからお聞きをいたします。

対応する窓口は一律機械的な対応で申請者が希望するサービスを受けられない場合、後がその利用者がどうなっていくかを考えたことがありますか。Aさんのような高齢者が円滑な日常生活を自立して送るように考えてマネジメントするのが、所管の部署の仕事ではないのでしょうか、お聞きをいたします。

次に、④です。介護保険法第2条では、第1条で定められた制度の目的を達成するために、要介護、要支援状態に関し、必要な給付を行うことや利用する人の選択に基づきサービスが多様な事業者から総合的、効率的に提供されることなどが決められています。

そこでお聞きいたします。今回のAさんの事例では、ケアマネジメントの入り口でAさんの選択したサービスが除外されていますが、これが利用者本位の運用といえるのでしょうか、検証を求めるものです。

以上が介護保険に関する質問です。

次に、防災、復興、減災対策に男女共同参画の視点をについて質問いたします。

東日本大震災で被災者の方々は、困難な避難生活を長期にわたって送らなければなりません。災害から復旧、復興、再構築は生活経済基盤の復興なしにありませんが、しかし、生きる営みは復興、復旧を待つことなく震災直後から休むことなく続きます。

東日本では震災後、各地で日ごろ男女共同参画の活動している女性たちは避難所暮らしをしている方々を見舞い、女性からの聞き取り、そして支援活動を行いました。避難所空間での女性のニーズは、プライバシーの保護や心身の健康の維持に関する要望、例えば授乳やおむつがえを人目にさらしたくない、すぐ隣で寝返りを打ったら見知らぬ男性が寝ていてびっくりする、落ちついて睡眠がとれないなどで間仕切りを求める声、男女別の洗濯物干し場、安心して利用できる十分な数の清潔なトイレや利用しやすい入浴施設などのニーズがございました。もちろんこれだけではありませんが、これらの要求は女性のみならず生活者としての切実な声でもあります。女性団体の方々は避難者に対する個別調査の中で、女性のニーズに沿ってサイズ別の下着を調達したり、化粧品会社

と連携して化粧品の提供や顔のマッサージの出張サービスで女性たちを笑顔にし、沈みがちな避難所を明るくしたとの経験が語られています。また、女性が声を上げやすい雰囲気をつくる中で洗濯機が200人に1台で物干し場もないという状況を受け、洗濯ボランティアを立ち上げて支援するなどの行動を起こしました。冷暖房施設もなく、我慢することの多い避難所でも衣食住の営みは絶やすことはできません。まず、日々の暮らしを滑らかにする工夫、被災前の日常に少しでも復旧させていこうとすることが避難所生活のつらさを和らげます。そのことに女性たちが大変大きな力を発揮したことが今回の大震災で明らかにされました。これは今後の防災、復興、減災対策に活かされる必要があると考えます。また、災害での避難所暮らしは非常時といえます。過去の阪神・淡路大震災でも避難所暮らしの中での女性に対する性暴力の多発、親密な男女間で起きる暴力、ドメスティックバイオレンス、DV相談件数もふえる傾向にありました。そこで2006年の中越地震発生時、初めて内閣府から女性の視点、担当職員が現地に入り、第2次男女共同参画基本計画に防災・災害復興の分野が盛り込まれました。2010年に策定された第3次男女共同参画基本計画においても引き続き同様の項目が加えられています。これは2004年にスマトラ島沖大地震、インド洋津波を受け、国連の女性の地位委員会で災害後の取り組みにジェンダー的視点を入れることを打ち出した決議が採択され、その国際的な流れをくむものでもあります。ジェンダー的視点のジェンダーとは、生物学的な男女の違いのことではなくて、文化的、社会的につくられた男女の違い、性差のことです。例えば支援物資に関する女性のニーズの中に、紙おむつや粉ミルク、絵本や介護用品といったものがありました。女性が直接使うものではありませんけれども、それが女性のニーズとして語られる背景には依然として育児や介護が女性の担うものとされていることを物語っており、緊急時には平常時以上に性別役割分業が求められてしまうのではないかと専門家が指摘をしているところです。

以上のことから資料の⑤をごらんいただきたいのですが、少し文字が小さくて見にくくて恐縮ですが、けさの地元紙に大きく10面に報道されまして課長もひょっとごらんになったかもしれませんが、去る6月17日にこうち男女共同参画センターソーレで宗片恵美子さんの講演があった際の資料の抜粋でございます。先ほどご紹介しましたように、避難所の女性たちのニーズを掘り起こし、洗濯ボランティアを立ち上げるなど被災者の支援を続けている方で、2010年から中央防災会議の委員を努める方もございます。その方のお話でございました。その資料⑤の左上ですが、防災・災害復興と男女共同参画という枠組の下のほうに星印、下の端の星印ですが、防災計画の見直し、昨年12月、避難所運営や仮設住宅のコミュニティー運営への女性の参画、避難所による女性用物干し場や授乳室の設置、女性専用物資の女性による配布など、こういう提言がされておりますが、これは実は内閣府が言っていることでありまして、内閣府の認識もここまで来ているところでございます。これは阪神・淡路大震災にはございませんでした。そして、右側のほうには従来の性別役割分業意識を引きずっておりましては、女性

は防災・災害復興の主体にはなれない。また防災や災害関係の専門家にはやはり男性が多く、復興計画策定委員は男性が中心になりやすい。このような問題点が課題として上げられているところがございます。

以上、述べてお聞きいたします。

まず①ですが、市の防災対策をジェンダーの視点から検討、学習し、日ごろから備える必要があるのではないのでしょうか、お聞きをいたします。

次に、②です。本市の防災会議の構成はどのようになっておりますでしょうか。男女の比率、また女性の委員を登用すべきではないのでしょうか、お尋ねをいたします。

以上が防災関係でございます。

次に、子育て支援の充実をに関してお聞きします。2011年4月の時点におきまして、全国すべての市町村で何らかの子どもの医療費無料化が実施されていることがわかりました。厚生労働省の資料によれば、入院では中学校卒業までの無料化が過半数の51.6%に上ります。小学校卒業までは20.8%、就学前までが19.7%と続いています。通院を無料化しているのは中学校卒業までが655の自治体、就学前までが622の自治体となっております。現在子どもの医療費無料化については、国の制度がございませんので、自治体が非常な努力をしているわけです。

資料の⑥をごらんください。ここに付けておりますのは、高知県下の子どもの医療費無料化の最新の実施状況です。ごらんのように34ある市町村のうち、22の市町村において中学校卒業までの無料化が実施をされております。出生率も下がり続ける中で、このまま推移をすれば地域そのものが崩壊していきます。今、もっとも行政が力を入れなければならないのは若年層の雇用対策と子育て支援策の充実ではないのでしょうか。

そこで、お聞きいたします。本市においても市長の英断によりまして、昨年小学校卒業までの医療費無料化が実現しました。このことに関しまして何人かの保護者の皆さんから「とっさのときでも財布の中身を気にせずに子どもを病院につれていけるので本当に助かる」との声をお聞きしています。さらなる子育て支援の充実に向け、定住対策としても中学校卒業までの医療費無料化の実現ができないかお尋ねをするものです。

次に、市民憲章制定に関してお聞きいたします。

香美市民憲章が制定されました。携わった皆様の真摯な議論により、香美市らしい憲章が誕生しました。これはこれには市内の児童生徒も参画しました。その小中学生との意見交換会のこの議事録を3月にいただきました。私はこれを通読しまして、市内の児童生徒の皆さんが気負うことなく堂々と意見表明できていることに感嘆しました。同時に子どもの持つ力のすごさを実感したところです。子どもたちはこの中身を読んでみますと、きちんと自分の足元を見つめ、地域に目をやり、客観的に判断しています。町を見渡してごみの多いことを憂い、これを何とかできないかと思っています。また、自然が豊かなところに、豊かなところを気持ちいいと感じ、それを大切にしていきたいと思っています。省エネに取り組んで成果を上げた取り組みも発表されておりました。また、

あいさつを交わせる町にしたいとほぼ全部の学校で意見表明をされておりました。地域の祭りにも注目し、そういう行事を通じて人とのつながりを大切にしたいと思い、自分たちも何らかのお手伝いや貢献したいと考えています。今、子どもたちをめぐり本当にさまざまな心配なことが起きておりますが、少なくとも子どもたちはきちんとした投げかけをすればきちんとするし、あるいはそれ以上のものを返す力を持っていると感じました。

以上を述べてお聞きします。

子どもたちのこの取り組みに対し、直接意見交換をされました市長、教育長の所感をお伺いいたします。

次に、まとめられた意見交換会のこの冊子でございますが、私は保護者主催の卒業を祝う会に招かれました際、あいさつの中でこの冊子の中身を紹介させていただきました。私の居住する地域の小学校に限定してのことでしたが、紹介すると同時に日ごろの先生方の実践にもふれさせていただきました。同席されていた方から子どもたちはすばらしいね、その冊子も私も欲しいがどこで手に入りますかと聞かれましたので、手持ちのものをお渡ししたところです。また子どもたち一人一人をよく見ている記録だとおっしゃる方もありました。

そこでお聞きします。でき上がった市民憲章には子どもたちの思いも反映されていることと思いますが、これを記録として置いておくだけではもったいないのではないかと思います。この冊子を活用し、子どもたちの市民憲章制定にかかわった取り組みの過程を広く市民に紹介することができないでしょうか、お聞きをいたします。

最後の質問でございます。難聴者の方々のより快適な日常生活を願っての質問でございます。

日本耳鼻科学会認定の補聴器相談医の野田 寛氏によりますと、年齢とともに聴覚の衰える老人性難聴の患者は70歳以上の半数と推定され、全国で約1,000万人いるのではないかとされています。その中で適正に補聴器を使っている人は約1割から2割で、大部分の人は聞こえないままでいると話されています。補聴器は2005年度から管理医療機器に規定され、業者は3年の記録を残し苦情に対応することになっていますが、買った後聞こえが悪くてもそのまま我慢する方が多いようです。問題なく聞こえるまで調整してもらえないことを知らなかったり、再々出かけることが困難という方もおられます。難聴の方が人とのコミュニケーションがうまくとれず閉じこもりがちになるということをよく聞きます。その方が難聴であるかどうかというのは一目ではわかりにくいということもあって、日常嫌な思いをされたりすることもあるのではないのでしょうか。

以上、述べまして3点についてお聞きいたします。

まず、1点目ですが、難聴を早期発見し早期対応すればコミュニケーションがとれ、人生をそのまま継続し、孤立化も防げるということです。ぜひ65歳以上の住民健診の

項目に聴力検査を取り入れることができないかお尋ねいたします。

2点目です。補聴器はいろんな音を拾うので、肝心な話が聞き取りにくいということがあるようです。そこで、雑音が少なくきれいな音を聞くことができるヒアリンググループを市庁舎のカウンターや出先機関、また市営バス等に設置することができないでしょうか。どんなものかは資料7に添付いたしました。文字が小さくて見づらいかもしれませんが、このようにそのカウンターとか会議場とか講演、説明会、あるいはバス、電車、タクシーの中、いろんなシーンに応じてそれに合ったそのヒアリンググループを設置しましてですね不便を解消するというものです。これは業者のものでございますが、補聴器の限界をカバーするために考えられたこのシステムは、マイクの音を電気信号に変えて送ると、その線の中で磁力が生まれ、この磁力を補聴器で感知して音を聞き取る、聞こえやすい音声になるということです。ヒアリンググループについてお尋ねをいたしました。

次に、3点目です。難聴者の方が一番困るのが病院だとお聞きしたことがあります。順番が来て呼ばれてもわからなかったり、薬の説明が聞き取りにくかったりすると本当に困ります。市内にある民間病院にも紹介し設置を働きかけたらどうでしょうか。役所の窓口でもそうですが、耳の遠い方にはつい大きな声で説明ということになりますので、個人情報保護の観点からお聞きいたしまして、私の1回目の質問を終わります。

○議長（西村芳成君） 暫時休憩いたします。

（午前10時41分 休憩）

（午前10時51分 再開）

○議長（西村芳成君） 休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続行いたします。

福祉事務所長、岡本明弘君。

○福祉事務所長（岡本明弘君） 大岸議員の生活保護制度についてのご質問にお答えします。

まず、生活保護法上の保護の要件の規定ですが、第4条第1項に「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる」とあります。

次に、民法上の扶養義務者の範囲ですが、第877条第1項で「直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養する義務がある」とあり、これは絶対的扶養義務者と言われるもので、第2項では「3親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる」としております。これは相対的扶養義務者と言われるものです。

次に、扶養関係については、これまで3親等内の方々に扶養調査をさせていただいて適切に処理されてきていると考えており、今後も同様に適切に処理していきたいと考えております。

保護開始に至らなかった主な理由ですが、この3年間の合計55件のうち預貯金保有が10件、就労が7件、扶養義務者援助が7件、介護保険境界層該当が5件などとなっ

ております。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） それでは介護保険制度の運用についてということで、まず1点目の法的根拠ということでございます。

香美市におきましては、同一敷地内の家族の同居の判断につきましては、資料の1にお示ししていただいております資料の1の下から2行目、右の欄ですが3行目、2行目になりますが、具体的なケアマネジメントツールを作成している保険者、川崎市もありますのでということで紹介していただいております川崎市のケアマネジメントツールを1つの判断基準として使わせていただいております。それに基づきまして、香美市におきましては、基本的に同一敷地内は同居の扱いということでさせていただいております。ただし、同居ということで一律に援助ができないというわけではございませんので、家族の疾病状況、障害や疾病、またやむを得ない事情に該当するか否かを検討の上決定をさせていただきます。

それから2点目ですが、生活援助の取り扱いについての通知を把握しているかということでございますが、これにつきましては、単身もしくは家族が障害、疾病などのため本人や家族が家事を行うことが困難な場合に行われるとなっておりますが、そのことを考慮せずに同居の家族の有無だけで判断したために厚生労働省より再三通知があったものです。香美市におきましても、介護保険の適正化も含めまして同居の家族のいる生活援助につきましては周知をしてきましたが、また平成21年度の再度通知によりまして適切なケアプランにより生活援助の判断決定をするよう努めてきております。その判断基準としましては、先ほど申しました川崎市のアセスメントツールを参考にしておりまして、介護支援専門員さんのほうにもそのような注意喚起、また判断もされたいということで周知を図ってきております。

それから3番目、4番目、まあ共通するようなご質問だと思いますが、介護保険サービスの状況におきましては、やはり介護支援専門員さんが利用者と相談しましてサービスの種類、また内容などについて利用の意向を反映しながら介護計画も作成をしております。また、サービス利用につきましても、利用者の状況もそれぞれ違いますので、判断に苦しむ場合もありますので、毎月1回開催してあります居宅介護支援事業者との連絡会等においても協議を重ねながらよりよい方向性を模索しながら運用に努めているところです。

それから、ご質問の最後の分、難聴者のためにということで、難聴検査の関係でございまして、65歳以上の健診に難聴検査を取り入れることはできないかということです。香美市が行っております健診につきましては特定健診があるわけですが、聴覚検査のためには測定機器また防音室等も設置が必要となっております。今現在特定健診を実施しています医療機関では対応ができないという状況になっております。また、加齢に伴います聴力の生理的変化ということですので、なかなか治療は難しいというのが現状のよ

うです。日ごろの会話の中で聴力の低下が周りの人が気づきましたら専門医にも受診を勧めていただくのが一番いいようだとのことをごさいます。

それから、2点目のヒアリンググループというものを公共機関、市営バスに設置できないかということですが、先ほど議員のほうからも説明がありましたが、これはマイクの音を電気信号に変えて補聴器で感知するシステムの様です。ご紹介にもありましたが、いろいろ移動式とかカウンター式とかいろいろあるようで、目的にあった使用ができるようになっているようです。日本のほうでも最近になって徐々に普及されてきておるようで、山口県萩市では、バスのほうにも2台に導入されて運行しておるようです。県内にはまだ導入しているところはないということをごさいます、今後その導入状況等も踏まえながら3の質問の含めまして今後研究をさせていただきたいというふうに思います。よろしくお願ひします。

○議長（西村芳成君） ふれあいセンター所長、高橋千恵君。

○ふれあい交流センター所長（高橋千恵君） 大岸眞弓議員の防災・復興・減災に男女共同参画の視点をにつきまして、まず、男女共同参画の観点からお答えいたします。

1点目のジェンダーの視点から検討、学習し、日ごろから備えある必要があるではのご質問です。

内閣府からも男女共同参画の視点からの東日本大震災への対応について提言の通達がございました。男女共同参画会議基本問題・影響調査専門調査会から政府に対し提言がなされ、男女共同参画会議で報告されたものです。東日本大震災に関しては、女性や子育てのニーズを踏まえた災害防災対策を行うとともに、東日本大震災の復興の基本方針についても、男女共同参画の観点から復興のあらゆる場、組織に女性の参画を促進することや、女性の起業活動等の取り組み支援等について記載されております。また、東日本大震災での復興、復旧に向けた取り組みの中では、いかに女性の視点が役割を果たしているかにつきまして、震災関連の報道や被災者の言葉の中でも語られております。本日の高知新聞の防災に女性の視点をと題して、避難所の生活のストレスが大きいことや女性の役割についての記事を読み、女性の視点が大変大事であると痛感をいたしました。

香美市におきまして、本年3月に策定いたしました、「男女共同参画計画思いやりプラン」の改訂版では、地域防災における女性活動の支援促進を行動計画に取り入れしました。市の防災計画や復興、減災対策には、女性の視点を取り入れながらともに知恵を絞り合って復興、減災に向かうことが大事であり、日ごろから地域防災について検討し学習機会をつくり、確実に起こるといわれる南海地震に対しても日々職場や学校、地域や家庭で話し合い、対策について備えるべきだと思います。学習機会や地域防災につきましても各関係機関と連携、協力をしていきたいと考えております。

2点目の防災会議の構成ですが、平成24年4月1日現在の調査では、委員総数25名のうち男性委員23名、女性委員2名で、比率は女性委員の8%となっております。女性の委員の登用につきましては、課長会等でもお願ひしているところをごさいます。

以上です。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） 大岸眞弓議員の防災、復興、減災に男女共同参画の視点をということで、防災担当課のほうからお答えをいたします。

東日本大震災では、災害時のさまざまな課題が見えてきました。その1つがジェンダー問題等でございます。避難所においてプライベートが確保される仕切りがあっても間仕切りよりもきずなが大事という理由で運用されず、着がえや洗濯、授乳の際などに非常に困った事例、また避難所における性暴力の問題などたくさんの問題が発生したというふう聞いております。避難所の運営などの責任者が男性であれば当然のことながら男性の視点で物事を判断するため、それにより女性のニーズが反映されず、ただでさえつらい避難所生活が一層つらくなることが予想されます。こういった問題を少しでも改善するためには、運営に女性の視点を取り入れる必要があるというふうに考えます。地域防災計画は市の防災対策の柱となる計画ではございますが、避難所の運営であるとか備蓄物資の整備計画であるといった具体的な方針につきましては、それぞれの個別計画で定めていくこととなります。地域防災計画の委員への女性の登用につきましては、男女共同参画の視点からも重要ではあると思いますが、東日本大震災の教訓を本市の防災対策に生かすためには、先ほど申しました個別計画に女性の意見をどれだけ取り入れていくことができるか、これが最も効果的かつ現実的ではないかというふうに思っております。本市におきましては、個別計画の整備はこれからでございますが、今後早急に整備していく必要があるというふうに考えております。この個別計画につきましては災害時にその業務を担当する部署が中心となり、防災担当課と連携し作成していくこととなりますが、その作成過程で女性の方にも参加していただき、一緒に考えていくことが非常に重要だというふうに思っております。また、災害時には地域の自主防災組織の皆様がさまざまな場面で重要な役割を担っていただくこととなろうかと思っております。本市には自主防災組織の連絡協議会がございまして、年2回情報交換を目的としました会議を開催しております。会議の中で男女共同参画センターの方に女性の視点での防災対策について講演をお願いすることも可能ではないかと思っておりますので、今後検討をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 市民保険課長、山崎泰広君。

○市民保険課長（山崎泰広君） それでは、大岸議員の子育て支援の充実をというご質問にお答えをいたします。

乳幼児医療費助成制度につきましては、香美市では対象をこれまでの就学前までから児童医療費助成として昨年7月から小学生までに拡充して実施をしております。拡充した分の医療費の実績は、平成23年7月から平成24年3月支払いの9カ月で約1,600万円となっており、12カ月で換算しますと約2,100万円となります。

ご指摘の中学校までに年齢を拡充した場合、小学生並みの医療費と仮定して試算してみますと、さらに1,000万円の費用が必要となってきます。医療費助成は子育て支援としては有効かつ有意義な手段だとは思いますが、市の財政面を考慮しますと対象年齢を引き上げたばかりでもありますし、すぐに拡充するという事は困難であると考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 大岸議員の市民憲章に関して、子どもたちの取り組みに対し市長の見解を聞くということにお答えをさせていただきます。

市民憲章につきましては、この広報4月号でお知らせをさせていただきました。この市民憲章は旧3町村の合併協議会の中で新市において制定をすると定められておりまして、振興計画の後期基本計画の策定に合わせて制定をされたわけでありまして、制定委員会を組織をさせていただきました。多くの市民の皆さん方のご意見、また11月19日には小中学生との意見交換会をして小学生、中学生のご意見をお伺いをしたわけでありまして、手元にもそのときの意見交換会のときのいわゆるまとめをしたものがあるわけですが、改めてこれを読み返してみました。

冒頭私のあいさつの中でも小中学生の皆さんに、皆さん方のお父さん、おじいさん、また先輩方が一緒につくってくれたこの町を今度は皆さん方に担っていただかなければならない、そんな新しい時代が来るわけですので、そのためにも皆さん方の思っている、また考えているこんな町にしたい、あんな町にしたいということをお願いをいたしました。そして、小中学生それぞれ学校下において事前に協議をされたものを、それぞれの全小学校、中学生の方々から発表があったわけでありまして、その発表の中には一つ一つ本当に香美市の自然であるとか人であるとか文化であるとか、そうしたものを包括したご意見がたくさんあったわけでありまして、そうしたことをこの市民憲章の前文また本文に多く取り入れてくださっており、本当に小中学生の方々のご意見というものが、思いというものがこの市民憲章に盛り込まれたすばらしい私は市民憲章が生まれたということのを特に思っておるわけでありまして。

このご意見の中にもありますが、今回こうして香美市の香美市で市民憲章をつくるということに自分たちがかかわったことが地元のことを考えるきっかけになった、大変よかったというふうなことも申されておるわけでありまして。本当に子どもたちのすばらしい持つこの感性といいましようか、この香美市を大切にしたい、そうした思いが詰まったこの市民憲章であるというふうに思っております。本当に小中学生の皆さん方に私は感謝をしたい、またそれを受けとめてくれた制定委員会の皆さん方にも心から感謝を申し上げたい、そのように考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） 大岸議員の市民憲章制定に関してのご質問にお答えします。

まず、子どもたちの取り組みに対する所感というふうなことですけれども、小中学生との意見交換会は、子どもたちの感性の豊かさ、言動の力強さ、香美市のまちづくりへの参画姿勢が見えるすばらしい機会でした。各校で討議された内容の発表は、香美市のよさや課題、そして将来像をしっかりと見詰めたものでありまして、大変内容的に本当に深いものでしたし、それから後半の小中学生同士の質疑や意見の交流も子どもらしく伸びやかで堂々として本当にそのやりとりに感動を覚えました。小学生が中学生に質問をして、中学生が小学生にどうしたらわかってもらえるかなと本当に一生懸命に説明している姿とか、本当に内容とともに子どもが素直で本当にしっかりと考えていることがうれしく思いました。一番思ったのは、香美市の子どもたちのこう力強さ、将来が担えるという、そういうふうな手ごたえというのを一番うれしく思ったことでした。

次に、まとめられた意見交換会の冊子の活用ですけれども、本年4月6日にまず小中学校長会がございましたが、そのときに意見交換会の冊子と、それから同時に出されておりました市民憲章の特集が掲載されている4月号の広報香美を各校に配りまして、それぞれの学校で教職員や児童生徒にその意義や内容を伝えていただくように周知をしました。その後学校からは今後もこのような機会があるとよいというふうな感想が寄せられております。子どもたちの参画や意見は大切ですので、今後香美市教育振興基本計画の策定に関しまして、小中学生との意見交換会をこのときのように行って、子どもの意見が聞けたらいいなというふうに思っているところです。

以上です。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、濱田賢二君。

○政策企画財政課長（濱田賢二君） 大岸議員の市民憲章制定に関してのご質問の②についてお答えいたします。

冊子の活用についてという部分につきましては、教育長のほうから触れられましたのでここは省略いたします。で、市民への周知についてのお尋ねございました。確かにそういったご提案に対しては重要なことであるというふうに受けとめました。市民憲章づくりに大きな役割を果たしました資料でもございます。この町のあすを担う子どもたちの率直な思いをですね市民にどう伝えるかということが非常に大事であるというふうに改めて認識をしたわけですけれども、このとり得る手法につきましては、現在のところ先ほどもご紹介ありましたような4月号の広報において、開催についての紹介もされております。また、ホームページの上でもですね開催に限っての紹介がされておるわけですが、それぞれその具体の意見というものがそこから読み取れませんので、ここもやっぱり出していく必要があるかなというふうに感じました。で、今後につきましては、ホームページにですね、この冊子をそのままになりますかもう少し整理したものになりますか、そういったものもアップをしていきたいというふうにも考えております。当然

この冊子を希望される方につきましてはお渡しをできるような形をとりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） 13番、大岸眞弓です。2回目の質問を行います。

まず、生活保護の件に関してでございますが、所長ご答弁されましたように、生活保護上の保護の要件というのは、その生活保護法第4条1項に書かれております保護というのは、生活に困窮する者がその利用し得る資産、能力、その他あらゆるものをその最低限度の生活の維持のために活用することを要件として保護が行われる、これが保護の要件でございますのは、いま一度確認させていただくところでございますが、そして私が言いたいのは、担当するその生活保護の関連を担当しますその福祉事務所の所長が保護の要件についてどのような認識を持たれているかというところは、今後の生活保護行政に非常に大事でございますのでこの質問を設けたわけですが、そのここで私明らかにしたいのは、生活保護法の第4条第2項ではですね、民法に定めている今課長ご紹介にありました民法に定めている扶養義務者の扶養は保護に優先して行われるものとあります。そして、あえてこの生活保護法第4条第2項では、扶養義務者の扶養を要件とはしておりません。これは所長、ご存じのとおりと思います。この扶養義務者のその扶養が保護に優先して行われるというのはどういうことかといいますと、保護受給者に対しまして、実際にその扶養義務者がですね仕送り等の扶助援助が行った場合にはその収入認定をしてその援助の分だけ保護費を減額するという意味でございますが、扶養は保護の要件にはなっていないわけです。それは厚生労働省も認めているところでございます。これと今回の報道を比較しながら考えていただきたいと思いますところでございますが、扶養義務者の扶養は保護の要件ではないということをもとに1点目に明らかにさせていただきたい、所長にこれを再度確認したいと思います。

そして、扶養義務者のその範囲でございますが、さっき所長からは民法第877条の第1項の条文のご紹介がございました。義務的なその扶養、義務的なものということで第877条の第1項で直系血族及び兄弟姉妹が挙げられておりました。しかし、その前にもっと強い扶養義務を負うものがあります。それが民法のその第752条にございませぬけれども、夫婦間、そして未成熟の子の親については強い扶養義務がございませぬ。これが第752条に規定をされております。この強い扶養義務を負うというのは、この関係性におきましては、夫婦間あるいはその未成熟の子に対する強い扶養義務となる、この関係の中では生活保持義務というのがあるというふうに通説上は解釈をされております。その生活保持義務というのはどういうことかといいますと、扶養義務者が文化的な最低限度の生活水準を維持した上で余力があれば自身と同程度の生活を保障する義務を負う、これが扶養義務の一番強い扶養義務を負っている夫婦または未成熟の子に対しての義務範囲でございます。さらにさっき所長のほうから紹介のございました3親等内で

ございますけれども、これは相対的な義務というふうに紹介されましたけど、3親等内の親族の扶養義務を認めているのは、それを相当とされる程度の経済的対価を得ている場合、さっきよりさらに緩やかになっていると思いますが、また、高度の道義的恩恵を受けている、得ている場合、同居者である場合等に限定して開始するとされている。これが民法上の扶養義務範囲でございます。

以上のことからですね、専門家の間、そして公的な場で判断基準となりますのはですね、まとめて申しますと、強い扶養義務を負うのは、夫婦と未成熟の子に対する親だけ、兄弟姉妹や成人した子の老親に対する扶養義務は義務者が社会的地位にふさわしい生活を成り立たせた上でなお余裕があれば援助する義務にとどまります。今回、問題視されております有名芸能人の事例は、義務者がその社会的地位にふさわしい生活を成り立たせた上でなお余裕があれば援助する義務に相当するケースではないかと思えます。少しわかりづらいかもしれませんが言うておることが、民法上はそういうことになっております。

そこで申し上げたいのはですね、生活保護問題対策全国会議がこの問題で皆さんに対して冷静な議論を呼びかけて、5月30日に声明を出しております。で、それによりましたらこの有名芸能人は、高収入を得るようになってから福祉事務所と協議の上仕送り額を決めて仕送りをし、今年に入って増額もしたとのこと。この芸能人の年収と仕送り額によりましては、金額の妥当性、道義的にどうかという問題もあるかもしれませんが、成人した老親に対する扶養義務は夫婦間あるいは未成熟の子に対する義務よりは定義上は弱いのであり、福祉事務所と協議の上仕送り額が決められ仕送りがなされていったということであれば、少なくとも今回のケースは不正受給には当たらないのではないかと思います。この件に関しましての見解を求めるものでございます。生活保護の申請に関しましては、適切に処理をされているということでございます。

その次の保護開始に至らなかった理由の主なもの、3年間で55件ございました。そういうこともそれはもちろんあろうかと思えます。それで十分調査をした上で介護保険の境界層ですとか、預貯金があったとかいろいろな理由があったということでございますが、この1点だけこの件でお聞きをしたいのですが、預貯金というのはあるいは所持金でしょうか、どれぐらいまでなくなれば保護の対象になるか、そういうラインを決めておられますか。その生活保護申請に対する取り扱い上のことですので再度質問をいたします。

以上が生活保護に関する2回目の質問でございます。

介護保険ですが、私の聞き漏らしかもしれませんが、課長、要支援1の高齢者が同一敷地内に家族が同居していることを理由に、同居家族を理由にですね、家事援助サービスができないと言われ困惑していることに対するその法的根拠はというのは、そのまま川崎方式を踏襲しているというご答弁だったかと思うんですが、その川崎方式というのは法令ではございませんね、法令に準じて川崎市が独自につくっているものでございますね。で、私が言いたいのはこの再三の厚生労働省の通知が同居家族がいることのみを判

断基準にして決めてはならないとあるわけです。それが今回のAさんのケースは窓口で同居家族がいるから家事支援はだめですよと断られているわけです。そのことの法的根拠がどこにあるかをお聞きしています。それで、この前窓口でそのように尋ねますと、出されてきました資料がさっき皆さんのお手元にあります、つけてありましたその資料の1枚目ですので、その1枚目の資料を見ましても、やっぱり同一敷地内、同居家族であることを理由にして一律機械的に判断してはならないとありました。その資料を持ってこられてなお同居家族がいるから家事支援だめですよとされているわけです。だからどうも私わかりませんのでこの辺が、法的根拠をお聞きをしているわけです。あるいは法的根拠以外にその拡大解釈をしまして川崎市のものを採用して今回のような結果になっているのか、それをお聞きをしたいわけです。それから、あとその担当課ではですね、自費やったらできますよとか、何回かやりとりしてますとそれからまあ地域にも見守りをお願いしたいとかいうふうなことも出てきましてちょっと驚いたんですが、例えば、土佐市ではそうではなくて夕食をつくりにきてくれたりするような事例もあるわけですね。ですので、これは非常に各市町村が裁量の範囲でやっているというふうに私は受けとめましたので、その裁量の範囲を香美市においては川崎市のような低いほうの基準に合わせるのじゃなくて香美市独自のきちんとした判断をしてもらいたいということでこの質問に取り上げたわけです。

それで、その、この再三の事務連絡でございますが、その内容につきましてちょっとご紹介したいのですが、厚生労働省の事務連絡に出てきます適切なケアプランですけれども、ケアプランが適切であるためには、ケアマネジメントの専門的な視点が欠かせません。こんなことはもう課長言わなくても釈迦に説法かと思うんですけれども。それでこのケアマネジメントの視点とはどういうことかということで私少し本を取り寄せて勉強してみました。そこにはこう書かれています。適切なケアマネジメントとケアマネージャーの専門性ということで、厚生労働省の通知によりますと、それを要約しますとですね、これは介護保険が始まったときの通知ですが、形式的に生活援助の可否を判断するのではなく、利用者と家族の状況を把握し、課題と必要性の根拠を明らかにしてサービス導入する必要があるということです。この一連の作業が適切なケアマネジメントと言われるもの、これには課長も異論はないことかと思いますが、また現場ではこういうふうに努めてやられていることかと思うんですが、今回のような結果になりましたのでお聞きをするわけですが、例えば、ケアマネージャーの専門性というところでは、ケアマネジメントの視点としてマニュアルがございます。その中でアセスメントというのがあります。本人家族の家事能力、家族の就労や就学など不在となる時間帯、家事を必要とする時間帯、家族関係と介護に対する意向や医薬、こういうものもきちんと見なさいよと、家族にまで配慮されているんですね。介護の社会化とって介護保険が始まりましたので、当然介護を受ける本人だけでなく、家族の状態にも目が行かなくてはならないわけです。そして、その施行のプロセスの中にですね、同居家族の有無で判断するか

どうかではなく、本人や家族がどこまで家事ができるかどうかで判断する。家事負担が健康を阻害する危険を考える。無理をしたら体の状態がこれ以上に悪くなる、こんな場合の対する配慮が必要。そしてニーズの表現のところでは、要介護者や家族が十分に自分の言葉でうまく表現し切れないときには繰り返し使っている言葉に注目をしなさいと。例えば要介護者がですね、これ以上家族に負担をかけたくない、無理をして体を壊したら迷惑がかかるから嫌だと、何とか介護保険でやってもらいたい。また家族が帰宅する時間が不規則なため、食事時間が定まらないので決まった時間に食事をしたい。帰宅時間が遅いため食事の支度をするのが精いっぱい掃除や洗濯する余裕がなく介護まで頼めない。こういう視点が今回のAさんのケースでちゃんと生かされておりましたら、このような結果に私はならなかったと思うんですね。Aさんの家族の方は商売をしていて夜8時ごろに帰ってきたりするので、とてもそのAさんはお風呂掃除を希望されておりましたけれども、Aさんはひざの手術をして痛いのでしゃがめない、息子夫婦にお願いをしたら息子たちのその業務の邪魔をするんじゃないかというふうに心配をしているわけですね。それがなぜ生かされないで入り口で同居家族だからだめですよというふうにはねつけられたのか。その事務のあり方を私は問いただしているわけでございます。この件に関して再度答弁を求めるものでございます。

防災、復興、減災に男女共同参画の視点でございますが、例えば私もそのふれあいセンターの所長がおっしゃった、ご答弁されましたそのけさの新聞記事のその会場に行っておりましたものですから、それからそのことから引いて大変参考になりましたので質問にしたわけでございますが、やはりジェンダー的視点というのは日常生活の中でまだまだ男女共同参画進んだといっても、男は仕事、女は家事というようなね、そういうその慣習がやはりまだ根強くあります。そういうものをジェンダー的視点で見直すこと、それを日常、日ごろからやっておかないと緊急時に役に立たずにやっぱり女性の役割として家事負担になってしまう、こういうことが指摘としてそのあったわけです。それで、やはりその課長ご答弁くださいましたが、自主防災会の皆さんの集まりの中にソーレから来て講演をしていただくとかね、それも非常に有効かと思えます。で、そのあらゆるシーンを想定してやっぱりそのこの避難所の支援を続けておられる盛岡の女性センターでは、4年間連続で女性と防災というテーマで学習をされていたと。しかしながら、このニーズ調査もして提言を、ジェンダーの視点という提言をしたけれども、それが大震災で生かされなかったということでございますので、やはり日ごろからのその学習も訓練、それからまた女性自身も自分はこちらの避難所のお世話とかいうふうに決めつけないでですね、緊急時の防災にいざというときにこうダッシュできるようにですね日ごろからのその学習が大事ということで質問に取り上げさせていただきました。その件につきまして何かございましたら再答弁をお願いします。

それから、課長おっしゃったその、このジェンダーの視点から日ごろの学習をということの質問の中で、ジェンダー問題でその課長の言及されました問題は、やっぱり女性

のニーズの項に、女性の難儀のみに注目をされていったご答弁だったのではないかと思います。まあそうなりますとやはりどこの防災会議でも最近緊急時にそのご飯をつくってみんなで食べる時にお皿を洗わないで済むようにラップをやるとか、それから、お水を使わないでお米を炊いたりするとかいうふうなことが最近あちこちで言われるようになって、そのこと自体はいいことかと思うんですけれども、それをその女性がやるんだらうというふうにしないでですね、みんなでかかわっていくというふうなことへのそのならしですね、訓練ですね、それが要るんじゃないかということでございます。

それから、防災会議に女性の登用ということで、きのうの新聞に都道府県防災会議女性委員は4.5%、香美市は8%ですのでまあちょっと2倍弱でまだ救いがあるかなと思いますけれども、こんなことではまだいけないんですね。で、課長、個別な計画の中にとりうふうに言われまして、私ちょっとこの香美市地域防災計画というのを見てみました。それによりますとですね、例えばこの講演の中でフロア発言がありまして栄養士さんが発言されたんですが、この前の東日本大震災では、避難者の避難してきた方々の4カ月にわたっているわけですが、約4カ月にわたって初めのころは暖房のないところで毎日毎日おにぎりだったそうですね。で、それは緊急時だからといえそうかもしれませんが、この前の経験を生かしましてですね栄養士の方が栄養補給について、緊急時に私たちに何かできることはないのだろうか、こういう発言をされました。それですので、内閣府のその女性を防災会議のメンバーにとりうのは、その各個々にもそうですねけれども、避難所の運営とかいうことだけじゃなくて、意思決定のその上の意思決定の場ですね女性の登用をとりうことを言っているわけです。それが非常に重要な視点でございますので、この防災計画の中にありますね、栄養補給、栄養補給じゃない、65ページに学校給食センター施設の炊き出し、被災者への炊き出しに関すること、これをまあ学校教育班が受け持つよというところで掲げられていますが、ここにその栄養供与の配置があるかどうかで随分避難所暮らし、その後の生活が変わってくるんじゃないか、そういうことも感じました。そして、支援物資の配達、配布もここにございますけれども、そのときに女性独特のものは男性の手から渡されると非常に抵抗がある。女性の手から渡してほしい。これが内閣府のその提言の中にある、入っているわけですね、ちゃんと。そういうこともございますのでぜひこの、それを統括するその、各部署部署じゃなくって、その統括部門の防災会議の中に女性メンバーをとりうことでそれが提案でもございますので、そういう観点から検討をしていただくことを求めるものです。再度答弁を求めます。そういうことでございます。

それともう1点、現在、その防災会議のメンバーは条例に市長以下入っておりますけれども、その何人かを決めておいてその中に女性を何割か入れるということじゃなくて、加えていくという発想ですね、保健師さんやケアマネージャーさんや、を加えればいいんじゃないかと、よりほんでその幅のある行き届く防災会議、日ごろからそういう備えが大事ということでございますので、この件に関しましてお願いします。答弁を求めると

のです。

子育て支援の充実をに關しまして、先日来から予算がねという答弁がたびたびあるシーンがございまして、きつとこういう答弁だろうと私も想像はしておりました。ただですね、市の財政面も考慮してということなんですが、2,100万円現在、あと1,000万円あればこれが実現できるというときにですね、資料にもつけてございますように、今現在各高知県下の市町村で34のうち22まで実施してるわけです。ということは、どこの市町村もあんまり潤沢ではないという失礼かもしれませんが、財政力って高知県の場合はなべて低いので香美市とあんまり変わらない、香美市はまだゆとりがあるほうかと思うんですけども。そういうことを考えましたときに、できている市町村があるということは、それを政策の優先順位のトップに持ってきているということだと思っんです。で、その政策的な判断にかかっておりますので、そのスタンスを求めておりますので再度答弁をお願いいたします。

市民憲章に關しましては、本当に市長も教育長も大変成果を読み取っていただきまして私も全くの同感でございました。その中で冊子の活用につきましては、今後ホームページにでもということでございますが、学校に既に教育長活用してございまして、校長会、それから校長会でこれを使ってお話をさせていただいた、広めていただいたということですが、ちょっとうれしいなと思っしたのは、学校のほうからこのような機会があったらまたねえ、やりたいというその教育的効果も十分認めてこういうふうな反応があったということは大変いいことではないかと思っます。また、子どもたちにとってもね香美市民としてのそのこういう振興計画にかかわっていく、基本計画にかかわっていくということは大変いいことだと思っますので、それをぜひ実現をしていただきたいと思っますし、私その冊子の活用ということと言っましたけれども、この子どもたちの得たもの、結果としてあらわれたものをその過程を広く広めていただきたい、子どもたちの取り組みを継承していただきたいという思いがあったんです。例えばですね、その冊子に書かれてます各学校別の子どもたちの考えた憲章がありますね、それをその自分たちのクラスの中でレリーフにして張るとかですね、学校の入り口に張るとかですね、そんなことも考えることができないか、提案的にお尋ねをいたします。

難聴者、ヒアリンググループのことですが、聴力検査に關しましては、その設備も要るので無理だろうというふうにおっしゃったわけですが、実はこの難聴に關しましても全身的なあれが非常に關係してくることがわかっています。耳には左右1万個ずつ音を感じる細胞があるそうですね。動脈硬化で血管が細くなったら血液が十分流れなくなって音のひずみを起こす、中性脂肪が高いと耳鳴りが起こりやすい、こんなことがわかってございまして、中性脂肪とかコレステロール値を正常にすれば症状が緩和されるということまでわかってございます。で、定期的にやはりその聴力の検査をしましてですね、全身の健康を保持することにもつながるように促せないものか。それから、また、本当に聞こえが悪くなつてからは補聴器がうまく使いこなせないんだそうです。聴力検査に關し

ましては、耳鼻科、近隣の耳鼻科とも何とかかけ合ってそういうふうな対策がとれないものか、お尋ねをいたします。

ヒアリンググループに関しましては、今のところまだ高知県でもやっていないから、まあまあ状況も見てというご答弁でしたが、そうじゃなくてですねせっかく提案をいたしましたので、先進的に他市に心かけてやってみようかという気にはなりませんでしょうか。ヒアリンググループの費用ですけれども、これは凡内課長もネットで調べていただいているのでと思いますが、例えばカウンターにつけた場合は28万8,000円です。で、バスの中2万4,000円とかねありますが、きのうカリオン時計の話が1億円と出てましたが、そのもし1億円があったらこのカウンターのループが347台買える計算になります。こんな試算もしてみました、そんなに金額的にはね財政圧迫するほどのものではないと思います。で、それで費用対効果も大きいということになりましたら、これによって高齢者が公の場などに出ていきやすくなって、閉じこもりを防ぐことができる、社会参加ができていくということになったら、大変有効ではないかと思っておりますので、この観点からも検討できないかお尋ねをいたします。

さっき凡内課長、3番目の質問が私掲げたと思うんですけど、市内の民間病院にも紹介して設置を働きかけたらどうでしょうかということのご答弁が抜かっていたかと思っておりますので、その答弁も求めまして私の2回目の質問を終わります。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所所長、岡本明弘君。

○福祉事務所所長（岡本明弘君） 大岸議員の生活保護制度についての2回目の質問にお答えします。

まず、芸能人の親が生活保護費を受けていたことについて不正受給かどうかというご質問ですが、報道を聞く範囲内では私は不正受給とまでは言えないのではないかと思います。

それから、もう一つの質問が預貯金保有額の基準額というご質問ですけれども、保有額そのものについての基準というのは決めておりません。判定については、その家庭が保護開始になったら、いろんな家庭がありますので、その家庭の状況によって違いますので、保護開始になったときにどのくらいの保護費になるかということと、その現在の預貯金の保有額との比較によって判定するということになります。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） はい。2回目のご質問にお答えいたします。

まず最初に介護保険制度の生活援助の関係でございますが、同居の法的根拠ということでございます。同居の判断につきましては法的根拠というのではないようでございます（後に「間違い」と訂正あり）。やはり1つの基準としまして香美市としまして統一した見解で取り扱わないといけませんので、やはりこの川崎市のケアマネジメントに基づきまして市の判断をさせてもらっているのが現状です。県内の市におきましても、南国市と宿毛市、四万十市におきましても、同一敷地内は同居の判断ということで運用させ

てもらっておるようです。それで、同居の家族がいるからと断られたということですが、同居の場合には通知にありますように、やはり家族の状況を判断してということになりますので、研修等にも参加をしながらやはり介護支援専門員の研修にも参加をしながら家族の状況等の研修も含めて研修もしておりますので、また今回の件におきましても家族の状況もお聞きして判断をしているものと思っております。

(13番、大岸眞弓君、自席から「聞こえませんが、もう一度詳しいことをお願いします」と発言する)

○健康介護支援課長(几内一秀君) はい。同居の判断につきましては、法的の根拠はないと思っております。1つの基準としまして、香美市としまして統一した基準で取り扱いをしないといけませんので、川崎市のを参考として基づいて判断をさせてもらっております。県内におきましても、南国、宿毛、四万十市等におきましては、やはり同一敷地内を同居の判断ということで運用をしております。

また、同居の家族がいるから断られたということですが、家族の同居につきましては、通知のとおりやはり家族の状況もお聞きして勘案をして判断をしております。それにつきましては研修等にも介護支援専門員も参加をして日々研修しておりますので、ご理解のほうをお願いいたします。

それから、難聴の関係でございますが、検査のほうを取り入れて早期発見ということですが、総合保健協会のほうにもちょっと問い合わせてみましたが、総合保健協会としても県内でしておるところもありませんということで、検査をしたとしましても見聞ありというような表示になるためにやはり耳鼻科へお勧めするのが一番だということでした。これにつきましては、今までどおりこの検査については今のところ考えておりません。

それから、あとヒアリンググループの設置ということですが、確かに補聴器を使われる方を見ますとやはりピーという大きい音がしたりということもあろうかと思えます。お話しに不便なこともあろうかとは思っておりますが、一番利用の方法としましてはやはり公共機関といいますか役場の窓口におきましてお話しをする場合というのが一番多いかと思えます。これにつきましては、難聴のあるお客さんと窓口のほうで来ている状況と、窓口職員の対応状況といいますかその対応ですね、そちらのほうもちょっとお聞きしながら今後研究させていただきたいと思えます。

以上です。

それでは、3番のほうがあけておったということですが、3番につきましては1回目の答弁のときに2と一緒に3番目も含めまして今後研究をさせていただきたいということで申し上げたと思えますが、よろしくをお願いいたします。

○議長(西村芳成君) まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長(今田博明君) はい。2回目の答弁をさせていただきます。

防災についてですけれども、やはり今後震災対策をする上でやはり女性の意見は尊重

していく必要があると思います。日ごろからやはり女性が地域の防災を支えるリーダー、これは男性とともにやはりリーダーになってもらわなければならないというふうに思っております。そのためにはいろんな学習会の開催等も考えられますけれども、私のほうもまだ勉強不足でございますので、これから勉強していきたいというふうに思います。

それと、防災会議につきましては、あの香美市の防災計画も一定組織再編に伴う見直しは行いましたけれども、本年高知県の防災計画が見直されることになると思いますので、それを受けて新たな見直しが必要となってきます。その際にですね、やはり女性の視点を盛り込むということですね、委員の登用につきましては今後検討していきたいというふうに思っております。

○議長（西村芳成君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 大岸議員の子育て支援の充実についてでございますが、課長のほうからすぐ、今すぐ拡充することは困難であるというふうなお答えをさせていただきました。しかしながら、大岸議員、政策的な部分でのということでございます。大変子育て支援の部分では大変重要な部分ということは理解をいたしております。ここで大岸議員がもう最後の質問者でございますので、私自身の個人的な考え方を市長としての考え方を述べさせていただきますが、この3日間多くの議員さんから予算にまつわるお話も出てまいりました。当然そうしたことを十二分に考え、そして政策的に考えて執行していくのが大変大事だと思いますが、同時にその市長のスタンス、そうした政策に対する考え方によってこの町のいわゆる町全体の部分をいろんな面で影響があるという部分も私自身わかっております。

私もそちらの席におったとき、前にも言いましたがおったときには、かなり13年間おりましたが、かなりの部分を町田町政、そして武内町政のときにお話をさせていただきました。しかし、こちらの席にいる場合には町全体のことを考え、そして市民全体のことを考えてやはり政策をしていかなければならない、そういう思いを持ってこの間私は務めさせていただきました。私の任期は間もなくもう1年ちょっとでございますので、その間のスタンスは私は変えないでいきたい、そういうふうに思っております。ですから、大変皆さん方にとっては窮屈で、またいろんな意味で満足はいかない答弁があるかと思いますが、その辺は私自身スタンスは今言いましたようにきちっと持って、自分の意思を持ってこの任期中は務めていきたいと考えておりますので、ご了解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） はい。大岸議員のご質問にお答えいたします。

子どもたちの考えた意見というか、その生かし方の件でしたけれども、子どもたちからは本当にすばらしい意見がたくさん出ていました。にぎやかで活気のある町にしたい、それから助け合いとかあいさつのあるそういう町にしたい。お年寄りがたくさんい

て大変うれしいのでそういう交流のある町にしたいとか、それから緑いっぱいの自然を、
が本当にたくさんあるのでそこを守っていききたい。それから清潔な町にしたいとか、そ
れから、安心できる町にしたい。これは交通事故だったり地震だったり不審者だったり
というふうなことでしたけれど、子どもらしくそういうふうな意見も出ていました。そ
れから、特産物が多いし、それからすてきなイベントがあるので、そういうふうなこ
とを守っていききたいというふうなことも出ていました。

これは香美市民憲章は最終的に5つの項目で全体こう述べられていますけれども、そ
こに重ねる子どもらしいすてきな意見がたくさん出たところでした。校長会のほうでお
話もさせてもいただきまして、市民憲章と重ねて学校のほうでは各学級だったり学校だ
ったり、いろんな場でこれを広めていこうというふうなことで話をし、その後各学校の
取り組みを先ほどお話ししましたように、後でご意見としてこれは前に子ども議会をし
たこともあったけれども、子ども同士のこの意見のこの横のこの何てつながり、で、小
学生が中学生に言ったり、中学生が小学生に話したり、お互いのその意見交流が非常に
多かったので、そういう意見交流のあるような場をやっぱり設定してあげたらどうかと
いうふうなことは多く聞かれています。先ほど議員さんのお話もお聞きをして、学校の
ホームページなどでも紹介したらいいなと思ったり、それから保護者に対してこれはと
てもいい意見が本当に出ていますので、ぜひPTAのほうにも広めないといけないなと
いうふうなことも思ったことです。本当に子どもの意見はそのものも大事ですけれども、
そういうふうな語る場をつくることで将来この町のことを考えていく子どもが育って
いくわけですので、ぜひそういう場の設定をこれからしたいし、それからやっぱりこう
いう大事な意見は大人のほうにもどんどん広げていききたいというふうに思います。ありが
とうございました。

○議長（西村芳成君） 13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） それぞれにご答弁をいただきました。最後の質問を行いま
す。

まず、介護保険制度についてですが、ちょっと課長、答弁が同居家族がいる場合にお
ける訪問介護サービス等のその生活援助等の取り扱いについて、同居家族がいたら家事
援助ができないとするその法的根拠は何かと聞きましたら、法的根拠というようなもの
はなくてというふうなご答弁でしたが、法的根拠はですねどこでも説明されるのがこの
厚生労働省がよこしておりますこのチラシの中の4枚目、④の資料ですが、どのような
場合に生活援助は利用できますかの中に介護保険で利用できる生活援助は、適切なケア
プランに基づき次のような理由によりみずから行うことが困難であると認められた日常
生活上必要な家事の支援ですとあって、その中には2つケースがあって、利用者がひと
り暮らしの場合これが受けれると、そしてそのもう1つ、利用者の家族等が障害者や疾
病等の理由により家事を行うことが困難な場合、これがその同居家族がいる場合に家事
援助が行えないとする説明に使われる、これが法的根拠なんですよ。法的根拠はある

んですが、しかしながら、それをやると今回のようなケースが出てきて本当に困ったというお問い合わせがたくさんあって、この下の囲みの利用者の家族が障害や疾病でなくてもその他の事情により家事が困難な場合の中に家族が仕事で不在のときにとかいう、このこういうこともあるので、こういういろんなものを想定して入り口ではねつけるんじゃないかってきちんと相談をして決めるんですよと。で、ちゃんとケアマネジメントはされたものと思いますというふうにおっしゃったんですけども、同居のこの家族の方も今回のケースはAさんも全然納得してないんですよ。高い介護保険料を払ってきて80を越して一生懸命やってきて、もうようようひざの手術をしてしゃがむことができなくなって、もうこんなときに介護保険使わせてもらえんろうかと、それが介護保険ですので。願うその方に対してもう全国一律で決まっているというふうな窓口の対応はどうかということをお願いわけです。どういうその検討、経過でこういう結果になったのか、ご家族もAさんも納得をされていない、こういう状況になったのか、課長その件は担当部署の方にお聞きになっていますか、その経緯をお伺いしたいと思います。

そして、子育て支援に関しまして、市長からトータル的なご答弁がございました。ただ、私は市長もそれは当然立場上そうでございますし、その町全体を見なければならぬということは重々承知をした上で、これまでも子どもの医療費というのは私議員になったときはゼロ歳のみでした。それが3歳になり、小学校就学前までになり、去年は小学校卒業までと前進をしてきておりますので、これにはやっぱり議会論戦も踏まえてのことだと思いますので、市長はそうおっしゃいますが懲りずにまた追求をしていきたいと思っております。

以上、申し上げまして私のすべての質問を終わります。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） はい。済みません。法的根拠のことにつきましては済みません、同居の判断について法的根拠がないと言ったのでちょっと間違えまして申しわけありません。

今回の経緯ということですが、今回のご相談につきましてはおふろの中の掃除ができないということだと聞いております。それでヘルパーさんをお願いしたいということだとのことです。ヘルパーさん、済みません、ご本人さんの代行サービスにつきましてはヘルパー支援につきましては、ご家族に協力をお願いをしているところです。また掃除ということでしたので、必ずしも時間帯にこだわったサービスでもないということでご家族のご協力をお願いしたところです。ご家族の方は仕事も忙しくてできないというようなことも言われておったということですが、おふろの掃除ですので余り時間もかからずにできるかとも思われますし、お仕事のほうの職場のほうも近いようでございますので、一日のうちのすいた時間にやはり短い時間で可能かと思われますので、できるんじゃないかという判断のもとでご家族のご協力をお願いしたというのが経緯でございます。

○議長（西村芳成君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 3回目のご質問ではなかったかと思いますが、私のほうから答弁させていただきます。

何も議員さんの質問権を制限をするものではございません。このような質問をしていただくのはもうそれは結構でございますので。また、ただ必要とすること、そして大事なことについては予算措置はさしていただいておりますというふうに認識をいたしておりますので、今後ともよろしくお願いをしたいと思います。

○議長（西村芳成君） 大岸眞弓君の質問が終わりました。

お諮りをいたします。本日の会議はこの程度にとどめ散会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議は散会することに決定しました。

（午後 0時02分 散会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 4 年 第 3 回

香美市議会定例会会議録（第 5 号）

平成 2 4 年 6 月 2 2 日 金曜日

平成24年第3回香美市議会定例会会議録（第5号）

招集年月日 平成24年6月13日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 6月22日金曜日（会期第10日） 午前 9時01分宣告

出席の議員

1番	有元和哉	12番	山崎龍太郎
2番	矢野公昭	13番	大岸眞弓
3番	山崎眞幹	14番	片岡守春
4番	利根健二	15番	竹平豊久
5番	濱田百合子	16番	島岡信彦
6番	山崎晃子	17番	石川彰宏
7番	爲近初男	18番	竹内俊夫
8番	千頭洋一	19番	前田泰祐
9番	織田秀幸	20番	山本芳男
10番	比与森光俊	21番	小松紀夫
11番	依光美代子	22番	西村芳成

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	門脇慎夫	福祉事務所長	岡本明弘
副市長	明石猛	産業振興課長	佐々木寿幸
総務課長	山崎綾子	林業事務所長	久保和昭
政策企画財政課長	濱田賢二	建設課長	宮地和彦
会計管理者兼会計課長	野島恵一	上下水道課長	岡本博章
管財課長	岡本博臣	《香北支所》	
まちづくり推進課長	今田博明	支所長	二宮明男
市民保険課長	山崎泰広	地域振興課長	舟谷益夫
健康介護支援課長	丸内一秀	《物部支所》	
税務課長	阿部政敏	支所長	小松清貴
収納課長	前田哲雄	地域振興課長	和田隆
ふれあい交流センター所長	高橋千恵		

【教育委員会部局】

教育長	時久恵子	生涯学習振興課長	田島基宏
教育次長兼教育振興課長	後藤博明	学校給食センター所長	竹内敬

【消防部局】

消 防 長 寺 田 潔

【その他の部局】

監査委員事務局長 横 谷 勝 正 農業委員会事務局長 西 村 博 之

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 小 松 美 公 議会事務局書記 岡 村 愛

議会事務局書記 野 口 恵 子

市長提出議案の題目

議案第 58号 平成24年度香美市一般会計補正予算（第1号）

議案第 60号 香美市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 61号 香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 62号 香美市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 63号 香美市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 64号 住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第 65号 香南斎場組合規約の変更について

議案第 66号 香美市美良布クリーンセンターの水処理施設増設工事委託に関する協定の締結について

議員提出議案の題目

な し

議事日程

平成24年第3回香美市議会定例会議事日程

（会期第10日目 日程第5号）

平成24年6月22日（金） 午前9時開会

日程第1 議案第 58号 平成24年度香美市一般会計補正予算（第1号）

日程第2 議案第 60号 香美市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

日程第3 議案第 61号 香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第4 議案第 62号 香美市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5 議案第 63号 香美市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 議案第 64号 住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正す

る等の法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

日程第7 議案第 65号 香南斎場組合規約の変更について

日程第8 議案第 66号 香美市美良布クリーンセンターの水処理施設増設工事委託に関する協定の締結について

会議録署名議員

1番、有元和哉君、21番、小松紀夫君（会期第1日目に会期を通じ指名）

議事の経過

(午前 9時01分 開会)

○議長(西村芳成君) おはようございます。ただいまの出席議員は22人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。

日程第1、議案第58号、平成24年度香美市一般会計補正予算(第1号)、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長(西村芳成君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第2、議案第60号、香美市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長(西村芳成君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第3、議案第61号、香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

12番、山崎龍太郎君。

○12番(山崎龍太郎君) 12番、山崎です。

説明書等でわかりますけれども今までこの規定ですわね、どこに規定されてたのか、条例中で。今回は掲載方法を100円未満の端数処理にするということで、現在までは1,000円未満でしたかね、それが。だから払う側は払いやすいんですけど、条例上はどこに規定されてたかってちょっと探したけど見当たらないんで答弁お願いします。

○議長(西村芳成君) 市民保険課長、山崎泰広君。

○市民保険課長(山崎泰広君) それでは、山崎議員のご質問にお答えをいたします。

今までの規定はですね国保税条例、あっ、ごめんなさい。国保税の関係は地方税になりますので地方税法の端数計算規定によっておりました。これを違った形である場合には、条例化が必要ということで今回条例として提案したものでございます。

○議長(西村芳成君) ほかに。

○議長(西村芳成君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第4、議案第62号、香美市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長(西村芳成君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第5、議案第63号、香美市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長(西村芳成君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第6、議案第64号、住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第7、議案第65号、香南斎場組合規約の変更について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第8、議案第66号、香美市美良布クリーンセンターの水処理施設増設工事委託に関する協定の締結について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 何点かお尋ねします。

丁寧な説明をしてくれてる、ますけれども、1つは、協定のほうが随意契約で大きな1億8,000万円ですかね、という金額でやられると。その詳細については書いてますけれども、実際問題この1つは、仮契約結んで平成24年の5月28日、ほんで着工日が5月の29日ともう過ぎてますわね、それがどうしてもちょっとまだ理解不足でわからないという。実際これから議決しようというのにそういうことが可能なかということと、それと、もう1点、その協定金額の平成25年度事業費の1億円、債務負担行為という括弧書きされてますけれども、この部分はこれからこの議案議決後債務負担行為として出てくるという認識でいいのですかね、その点をお尋ねします。

○議長（西村芳成君） 上下水道課長、岡本博章君。

○上下水道課長（岡本博章君） お答えします。

まず、着工日が議会の議決を受けてないのになぜ予定の文言がないとかについての質問かと思いますが、協定概要の3で仮契約日として提案していますので仮契約に関する以下の4、着工日及び5、完成期限につきましては、議会の議決を得るまで仮または予定であるのご理解していただきたいと思います。

それと、債務負担行為につきましては、平成25年度分でございます、平成25年度の予算が通ってから執行となる予定です。

○議長（西村芳成君） ほかに。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で日程第1、議案第58号から日程第8、議案第66号までの質疑はすべて終わりました。各案件は、お手元にお配りしました議案付託表のとおり、それぞれの所管の委員会に付託します。

お諮りします。付託しました各案件は6月28日までに審査を終えるよう期限をつけ

ることにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。よって、付託の案件は、6月28日までに審査を終えるよう期限をつけることに決定をいたしました。

以上で本日の日程はすべて終わりました。

本日はこれで散会をいたします。

（午前 9時09分 散会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 4 年 第 3 回

香美市議会定例会会議録（第 6 号）

平成 2 4 年 6 月 2 9 日 金曜日

平成24年第3回香美市議会定例会会議録（第6号）

招集年月日 平成24年6月13日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 6月29日金曜日（会期第17日） 午前 9時01分宣告

出席の議員

1番	有元和哉	12番	山崎龍太郎
2番	矢野公昭	13番	大岸眞弓
3番	山崎眞幹	14番	片岡守春
4番	利根健二	15番	竹平豊久
5番	濱田百合子	16番	島岡信彦
6番	山崎晃子	17番	石川彰宏
7番	爲近初男	18番	竹内俊夫
8番	千頭洋一	19番	前田泰祐
9番	織田秀幸	20番	山本芳男
10番	比与森光俊	21番	小松紀夫
11番	依光美代子	22番	西村芳成

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	門脇慎夫	福祉事務所長	岡本明弘
副市長	明石猛	産業振興課長	佐々木寿幸
総務課長	山崎綾子	林業事務所長	久保和昭
政策企画財政課長	濱田賢二	建設課長	宮地和彦
会計管理者兼会計課長	野島恵一	上下水道課長	岡本博章
管財課長	岡本博臣	《香北支所》	
まちづくり推進課長	今田博明	支所長	二宮明男
市民保険課長	山崎泰広	地域振興課長	舟谷益夫
健康介護支援課長	丸内一秀	《物部支所》	
税務課長	阿部政敏	支所長	小松清貴
収納課長	前田哲雄	地域振興課長	和田隆
ふれあい交流センター所長	高橋千恵		

【教育委員会部局】

教育長	時久恵子	生涯学習振興課長	田島基宏
教育次長兼教育振興課長	後藤博明	学校給食センター所長	竹内敬

【消防部局】

消 防 長 寺 田 潔

【その他の部局】

監査委員事務局長 横 谷 勝 正 農業委員会事務局長 西 村 博 之

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 小 松 美 公 議会事務局書記 岡 村 愛

議会事務局書記 野 口 恵 子

市長提出議案の題目

議案第 58号 平成24年度香美市一般会計補正予算（第1号）

議案第 60号 香美市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 61号 香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 62号 香美市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 63号 香美市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 64号 住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第 65号 香南斎場組合規約の変更について

議案第 66号 香美市美良布クリーンセンターの水処理施設増設工事委託に関する協定の締結について

議員提出議案の題目

陳情第 1号 香美市営テニスコートの改修に関する陳情書

陳情第 2号 公共交通（市営バス・スクールバス等）の運行について

意見書案第 5号 鳥獣被害防止策の充実を求める意見書の提出について

意見書案第 6号 任意ワクチンを定期接種法に位置づけるよう求める意見書の提出について

意見書案第 7号 「ゆきとどいた教育」の前進を求める意見書の提出について

意見書案第 8号 郵便局のネットワークを維持し、通信と金融のユニバーサルサービスを守るために特段の配慮を求める意見書の提出について

意見書案第 9号 伊方原発の再稼動を行わないことを求める意見書の提出について

意見書案第 10号 女性の政治参加を阻む衆議院比例定数の削減に反対する意見書の提出について

議事日程

平成24年第3回香美市議会定例会議事日程

（会期第17日目 日程第6号）

平成24年6月29日（金） 午前9時開会

日程第1 諸般の報告

(1) 専決処分事項の報告について

- 報告第 8号 住宅新築資金等貸付事業に係る和解について
- 報告第 9号 学校給食費滞納整理における訴えの提起について
- 日程第2 議案第 58号 平成24年度香美市一般会計補正予算(第1号)
- 日程第3 議案第 60号 香美市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第 61号 香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第 62号 香美市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第 63号 香美市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第 64号 住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第8 議案第 65号 香南斎場組合規約の変更について
- 日程第9 議案第 66号 香美市美良布クリーンセンターの水処理施設増設工事委託に関する協定の締結について
- 日程第10 陳情第 1号 香美市営テニスコートの改修に関する陳情書
- 日程第11 陳情第 2号 公共交通(市営バス・スクールバス等)の運行について
- 日程第12 意見書案第 5号 鳥獣被害防止策の充実を求める意見書の提出について
- 日程第13 意見書案第 6号 任意ワクチンを定期接種法に位置づけるよう求める意見書の提出について
- 日程第14 意見書案第 7号 「ゆきとどいた教育」の前進を求める意見書の提出について
- 日程第15 意見書案第 8号 郵便局のネットワークを維持し、通信と金融のユニバーサルサービスを守るために特段の配慮を求める意見書の提出について
- 日程第16 意見書案第 9号 伊方原発の再稼動を行わないことを求める意見書の提出について
- 日程第17 意見書案第 10号 女性の政治参加を阻む衆議院比例定数の削減に反対する意見書の提出について
- 日程第18 閉会中の所管事務の調査について

会議録署名議員

1番、有元和哉君、21番、小松紀夫君(会期第1日目に会期を通じ指名)

議事の経過

(午前 9時01分 開会)

○議長（西村芳成君） おはようございます。ただいまの出席議員は22人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程に入ります前に、本日議会運営委員会が開催されておりますので、議会運営委員会の報告を願います。議会運営委員会委員長、前田泰祐君。

○議会運営委員会委員長（前田泰祐君） おはようございます。19番、前田でございます。本日の会議の運営等につきまして、議会運営委員会を開催いたしましたので、協議の結果をご報告申し上げます。

まず、追加議案等については、報告2件、意見書案6件を追加議題とし、意見書案第5号から第10号までの意見書案につきましては、委員会付託を省略し提案説明から採決まで行います。

続いて、9月定例会の会期日程及び会議、審査の予定につきまして、協議の結果、別紙のとおり決定をいたしましたので予定表をお手元に配付してございます。よろしくお願いたします。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（西村芳成君） 議会運営委員会委員長の報告を終わります。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。

日程第1、諸般の報告を行います。

市長から地方自治法第180条第1項の規定により、報告第8号及び第9号の専決処分事項について報告書のとおり報告がありました。

これから、報告第8号及び報告第9号の専決処分事項の報告について質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） 13番、大岸です。報告第8号についてお尋ねをいたします。

2枚目ですが、利害関係人はとありまして、1行目に毎月支払う額が4万円ずつとなっているんですが、その額が合計16万円に達したときはとなっております。この16万円の根拠、どういう背景でこの額が決まったのでしょうか。この1枚目のものを見ますと、その利害関係人とそれから原告含めまして2名が支払いになるかというふうにとらえましたが、その16万円の根拠についてお聞きをいたします。

○議長（西村芳成君） 収納課長、前田哲雄君。

○収納課長（前田哲雄君） 大岸議員のご質問にお答えします。

16万円の根拠でございますけれども、まずお二人から和解によりましてお二人から毎月4万円ずつ、月額8万円連帯して債務を負うという和解（内容）になっております。で、2カ月それが滞りますと16万円になります。つまり2カ月滞るとですね期限の利

益を喪失すると、全額払えよとこういう形になります。で、連帯して債務を負っていただけてますので、片側がもしその4万円払えなかったときには、もう片側がそれを補てんするとかしないと、お二人で連帯して債務を負ってもらっておりますので期限の利益を喪失すると、こういう理屈であります。で、2カ月というのはですね、和解をしました裁判所のほうからそういう提案がございまして、それを受け入れたということでございます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） そうしますと、もう片側が仮に支払いを滞った場合はもう片側の方に責任が発生して、ともかくその16万円になったときはということですね。

それと、この細部説明書にありますその報告第8号の説明ですが、2行目に判決の一部に不服がありとありますが、不服の内容とこれをどのように解決されたものかお聞きします。

○議長（西村芳成君） 収納課長、前田哲雄君。

○収納課長（前田哲雄君） 最初のご質問に関しましては、連帯して債務を負うということは議員さんのおっしゃられたとおりでございます。

それから、不服があつて控訴したという部分につきましては、これはですね債務者A、それから債務者Bの両方の債務がですね認めていただくように提訴したわけなんですけれども、Bのほうの債務に関してはですね一審では免責が時効が成立しているという判決をいただきまして、それに対して不服のですね申し立てをして控訴をしたと、こういう状況でございます。

○議長（西村芳成君） ほかに質疑はありませんか。

14番、片岡守春君。

○14番（片岡守春君） これは1,000万円払うということは、支払い義務はお互いに認めちよつて、その後778万円を払ったら後は免除するということになってるが、それ122万円か、その免除の根拠はどういうことやろう。

○議長（西村芳成君） 収納課長、前田哲雄君。

○収納課長（前田哲雄君） はい。片岡議員のご質問にお答えします。

免除の根拠はですね、まず、Aにつき、Aの債務につきましては全額認めていただくと、そしてBの債務につきましてはですね、一審、控訴した時点でですねその全額、提訴したときには全額、連帯保証人に債務を保証してほしいという請求をしたんですけれども、それを一審で却下されたものですから、今度はその時点で、提訴した時点ですね、まだ期限が未到来の、償還金ですから何十年にわたって返していくわけですね。ほんで期限が未到来の部分は時効にはなっていないという論旨で再度ですね高裁へ訴えたわけですので、ほんでまあその部分がですね認められたらですね和解に応じると、こういう形でこの七百七十何万円という形にはなっております。

以上です。

○議長（西村芳成君） ほかに質疑ありませんか。

○議長（西村芳成君） ほかに質疑がないようでありますので質疑なしと認めます。

以上で報告に対する質疑を終わります。

日程第2、議案第58号、平成24年度香美市一般会計補正予算（第1号）から日程第11、陳情第2号、公共交通（市営バス、スクールバス等）の運行についてまで、以上10件を一括議題とします。

これから各常任委員会の委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長、島岡信彦君。

○総務常任委員会委員長（島岡信彦君） おはようございます。今期第3回定例会におきまして総務常任委員会が付託を受けました案件につきまして、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

常任委員会が付託を受けました案件は、議案第58号、議案第60号、議案第63号、議案第65号、陳情第2号であります。

審査に入る前に執行部より香美市の私債権放棄、給食費、水道使用料の報告について委員会で報告を受けた後審査に入りました。

議案第58号、平成24年度香美市一般会計補正予算（第1号）は、既に連合審査会で質疑が終わっているため採決に入り、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第60号、香美市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、執行部から補足説明もなく質疑に入り、「経緯について説明してほしい」との質疑に、「香美市教育委員会事務局組織規則の中に、子育て支援センター、保育所に関する事務は市長に属する権限の事務を教育振興課が補助執行すると規定されている。当然そのような形で行っていたが、現在のような課の形態にするときに定員のところをどのような位置づけにするか話し合った経緯はある。本来は市長の事務部局の職員ではあるが、補助執行しているため教育委員会事務局の職員及び学校その他の教育機関の職員の位置づけにしていたが、やはり辞令行為は市長が行うのでそのことを踏まえ市長の事務部局の職員に移した」との答弁。

採決の結果、議案第60号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第63号、香美市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、執行部からの補足説明もなく、質疑に入りました。

「省令は平成24年3月27日に公布されたというが、施行は今年の12月1日ではないのか、理由は」との質疑に、「今回の条例の改正については、火災予防条例になると一定の猶予期間を構えている。そのことから12月1日にした」との答弁。

採決の結果、議案第63号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定

しました。

議案第65号、香南斎場組合規約の変更について、補足説明もなく質疑に入りました。質疑もなく、全員賛成をもって議案第65号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続きまして、陳情第2号、公共交通（市営バス・スクールバス等）の運行について、ご報告いたします。

去る6月22日、委員全員で現地視察を実施しました。国道より約30分ほど徒歩で影仙頭集落センターに向かい、集落センターでは地元住民代表の方から29世帯69人の住民の地域交通に対する切実な思いをお聞きしました。その後26日に総務常任委員会を開催し、執行部から説明を受けた後質疑に入りました。

影仙頭地区は人口が比較的多い集落であるが、高齢化は他の集落と変わらず、移動手段はタクシーに頼らざるを得ない厳しい状況にあるとの意見なども出されました。地域交通検討委員会の今後のスケジュール、また市営バスの車両のあり方、また集落調査実施について、新規路線についての委託料についての質疑を行った結果、公共交通空白地域における移動手段の確保といった視点から判断したとき、総務常任委員会として明確な理想をあらわすべきとの総意から、採決の結果、全員賛成をもって陳情第2号は採択すべきものと決定しました。

これで総務常任委員会の報告を終わります。

○議長（西村芳成君） 総務常任委員会委員長の報告が終わりました。

次に、産業建設常任委員会委員長、千頭洋一君。

○産業建設常任委員会委員長（千頭洋一君） おはようございます。8番、千頭でございます。

6月26日、出席委員は7人であり、定足数に達しておりましたので今期定例会において産業建設常任委員会を開催いたしました。付託されました審査事件は、議案第66号の1件で審査を慎重審議行いましたので、経過と結果についてを順次報告いたします。

議案第66号、香美市美良布クリーンセンターの水処理施設増設工事委託に関する協定の締結についてを議題とし、審査を行いました。

執行部からは特段の補足説明もなく質疑に入りました。出された質疑といたしまして、「前回整備したときの総事業費は幾らかけての整備したのか」の問いに対し、「平成12年度からの整備事業であり平成12年度は金額は把握してないが、わかっている範囲では平成13年度請負工事1億8,900万円、平成14年度機械設備工事が9,147万6,000円、電気工事が1,470万円であり、後で調べて報告する」との答弁がございました。

後ほどその結果をいただきましたのでご報告しておきます。総額が7,576万7,500円（後に「7億5,762万5,500円」と訂正あり）、平成12年度が2億7,319万9,500円、平成13年度が2億9,400万円、平成14年度が1億

9,042万8,000円でございます。

次に、「細部説明書に当課には資格要件を満たす職員がいないとあるが、他の市町村の資格者取得者の状況はどうか」の問いに対し、「他の公共団体においても経験年数、実績年数があり資格者はいると思うが当課にはいない」と答弁。「今後資格者の見通しはあるか」の問いに対し、「班長以下5名の技術職員がいるが、資格要件に達する一番早い職員で実務経験があと1年、次に2年、3年、5年となっているので、あと1年すればこのような公共下水道の施設管理ができる状況である」と答弁。「資格はあるが実務経験がたてば資格が得られるのか」の問いに対し、「下水道法第22条第1項の規定に公共下水道管理者は、公共下水道を設置し、または改築する場合、政令に定める資格を有する者以外の者に行わさせてはならないと規定があり、下水道の処理施設、ポンプ施設の工事監督管理を行う者は、下水道に関する技術上の実務経験が必要となり、この経験年数は学歴等によって異なる」等の説明があり、「上下水道課にはこの資格要件を満たす職員がいない」と答弁。「資格はできても試験を受けないと工事管理監督ができないのか」の問いに対し、「試験には資格を取るための試験と実務従事経験年数が達した者は必然的に資格ができる」と答弁。「設計または工事管理監督は別々の資格なのか」に対し、「政令で決められているものは実務経験を満たしている者は設計、工事管理監督ができる」と答弁。「細部説明書によると平成24年度は機器類の工場製作による施工であるが発注をしているのか」の問いに対し、「議会議決後の発注になる」と答弁。

ほかに質疑、討論もなしと認め、採決の結果、議案第66号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で産業建設常任委員会の審査の経過と結果についてを報告を終わります。

○議長（西村芳成君） 千頭議員。

○産業建設常任委員会委員長（千頭洋一君） 済みません。先ほどの前回の整備した総額を「7,000万円」というふうに言いましたが、「7億5,762万5,500円」でございます。

○議長（西村芳成君） 産業建設常任委員会委員長の報告が終わりました。

次に、教育厚生常任委員会委員長、依光美代子君。

○教育厚生常任委員会委員長（依光美代子君） おはようございます。教育厚生常任委員会の報告を行います。

今期定例会に教育厚生常任委員会が付託された案件は、議案第61号、議案第62号、議案第64号、陳情第1号の以上4件であります。以下、審査の経過と結果を順次ご報告いたします。

最初に、議案第61号、香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、執行部より補足説明もなく審査に入りました。

格段の質疑、討論ともになく、採決の結果、全員賛成をもって議案第61号は、可決

すべきものと決定しました。

次に、議案第62号、香美市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、補足説明もなく審査に入りました。

最初に、「施設の跡利用について地元は合意に至ったのかどうか」については、「今回議案が可決されると管財課の管理となります。地元からは集会所が老朽化しているので、地区公民館としての利用を含め佐岡地区推進協議会、仮称ですが立ち上げ、地区長、教育委員、保護者、地域住民などで会を開き、佐岡小学校の休校も見据えた検討会を予定しております」。次に、「現施設を避難所としての対策を講じる予定はないか」については、「あの建物の上部が、がけ災の危険区域に指定されているので基本的に無理です。佐岡小学校は避難所として指定されているので、今回耐震補強工事を行い対応できるようにしております」。

以上で質疑を終え、討論はなく、審査の結果、議案第62号は、全員賛成をもって可決すべきものと決定しました。

次に、議案第64号、住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とし、執行部より補足説明を受けました。「今回の条例制定は、住基法、入管法、入管特例法の一部改正並びに外国人登録法の廃止に伴うもので、これらの法令や関係業務は市民保険課に関するものであり、教育厚生常任委員会に付託するものです。同じ業務で2つ以上の条例改正時には、1つの条例ごとに条を設ける形式をとっていません」と説明を受け、審査に入りました。

最初に、「外国人登録法が廃止になり、入管法の規定により日本に在留できていた外国人以外の外国人は住民票が作成されないことになるのか」については、「これまでは外国人登録法によって各市町村で外国人として登録していたが、このたびの外国人登録法の廃止と住民基本台帳法の一部改正により、3カ月以上在留の外国人については、外国人住民として住民基本台帳に登録されるようになります」。次に、「入管法の規定以外で入ってきた外国人も同様のサービスが受けられるのか」については、「違います。大きく分けて3つになります。1つ、3カ月未満の在留資格で入ってくる人は外国住民の対象になりません。2つ目、3カ月以上在留する人は住民基本台帳に外国人として登録される。3つ目、特別永住者については、住民基本台帳に外国人住民として登録される」。次に、「特別永住者についてと難民の取り扱いについてはどうなるのか」については、「特別永住者とは、日本国との平和条約に基づき、最初の効力の発生時において日本の国籍を離脱した者です。昭和20年9月2日以前から本邦に引き続き在留する者となっております。主に在日韓国と朝鮮、または台湾の方が多いです」。次に、「法改正により住民基本台帳から消去される場合であっても、義務教育、助産、結核予防のための健康診断などの行政サービスは引き続き受けることができるが、市町村へはそのこ

とは徹底されておりますか」については、「今回の改正は外国人の正確な把握です。サービスについては基本的に従来受けていたサービスは引き続き受けられます。さらに保険制度の適用については、1年以上の対象が3カ月以上に拡充されたと理解しております」。

以上で質疑を終え、討論はなく、審査の結果、議案第64号は、全員賛成をもって可決すべきものと決定しました。

次に、継続審査となっております陳情第1号、香美市営テニスコートの改修に関する陳情書についてを議題とし、審査に入りました。

この件は現地視察を行い、陳情者より補足説明を受け、執行部から利用状況や使用料、そして年間の維持管理料や要望事項の改修見積額などについての説明を求め、質疑を行い慎重に審査を行いました。

意見としては、「土のテニスコートは県下で本市のみとなっております、天候により練習が左右される状況にある。また、トイレについてはくみ取り式で不衛生であり、使い勝手も悪く、ともに改修が必要である。今回、改修に約2,300万円の費用がかかるが、本年度は宝町体育館や武道館の建てかえも予定されているが、社会体育施設の老朽化や不備な施設については計画的に改修が必要ではないか。この陳情はごく妥当なものと思うので採択をしてはどうか」との意見がありました。

この結果については、皆さんのお手元にも報告書をお配りしてありますのでご参照ください。

討論もなく、審査の結果、陳情第1号は、全員賛成をもって採択すべきものと決定しました。

以上で教育厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（西村芳成君） 教育厚生常任委員会委員長の報告が終わりました。

これから常任委員会委員長に対する質疑を行います。質疑はありますか。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

日程第2、議案第58号、平成24年度香美市一般会計補正予算（第1号）を採決をいたします。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第58号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第60号、香美市職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第60号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第61号、香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第61号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第62号、香美市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) はい。どうもありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第62号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第63号、香美市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第63号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第64号、住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第64号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8、議案第65号、香南斎場組合規約の変更についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第65号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9、議案第66号、香美市美良布クリーンセンターの水処理施設増設工事委託に関する協定の締結についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第66号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10、陳情第1号、香美市営テニスコートの改修に関する陳情書を採決します。

本案についての委員長の報告は採択であります。本案を委員長報告のとおり採択することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、陳情第1号は、委員長報告のとおり採択されました。

お諮りします。日程第11、陳情第2号、公共交通(市営バス、スクールバス等)の運行についてを採決します。

本案についての委員長の報告は採択であります。本案を委員長報告のとおり採択することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、陳情第2号は、委員長報告のとおり採択されました。

お諮りします。日程第12、意見書案第5号、鳥獣被害防止策の充実を求める意見書の提出についてから日程第17、意見書案第10号、女性の政治参加を阻む衆議院比例定数の削減に反対する意見書の提出についてまでは追加の案件であります。会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長(西村芳成君) 異議なしと認めます。よって、日程第12、意見書議案第5号から日程第17、意見書案第10号までの案件は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから日程第12、意見書案第5号、鳥獣被害防止策の充実を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。8番、千頭洋一君。

○8番（千頭洋一君） 8番、千頭でございます。意見書案第5号についてご説明いたしますが、その前にちょっと一部訂正をお願いしたいと思います。1ページ目の下から6行目終わりのほうに「三本杭、篠山など足摺宇和」と書いてますが、篠山などの「の」を追加していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、意見書案第5号、鳥獣被害防止策の充実を求める意見書の提出について地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成24年6月29日提出、香美市議会議長 西村芳成殿、提出者 香美市議会議員 千頭洋一、賛成者 同 島岡信彦、賛成者 同 依光美代子

鳥獣被害防止策の充実を求める意見書の提出（案）（後で「の提出」を削除すると訂正あり）

案文の朗読をもちまして提案理由の説明とかえさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

四国において、鳥獣被害が拡大し、近年、高知県東部・剣山山系でも深刻化しています。剣山山系に隣接する地域は徳島県側的那賀町、神山町、上勝町、つるぎ町、三好市、美馬市、佐那河内村の7市町村、高知県側では大豊町、安芸市、香美市、馬路村の4市町村を主とする地域です。これらの地域は比較的温暖で、高山を除き、その南斜面では冬季の降雪も少なく、ブナ、ヒメシャラ等の天然林やスギ、ヒノキの植林にクマザサ等の山野草が繁茂しており、シカやイノシシにとっては格好の餌場となり、異常繁殖につながったものと考えられます。

特に近年、シカの食害が深刻さを増しており、剣山のほか三嶺などの剣山国定公園内、早明浦ダム周辺の嶺北地域、三本杭、篠山などの足摺宇和国立公園など、県境をまたがって局部的に異常繁殖している状態です。

剣山系における鳥獣被害は平成10年頃から徐々に増え、高知県の農林水産業被害額はここ数年2億円から3億円と高止まりで推移（平成22年度は2億4,600万円）しています。香美市でも平成23年度は約1,600万円の被害額で、農林業への直接的な被害にとどまらず、山林の荒廃を招き、豪雨時の土砂災害にもつながっています。

最近、高知県が公表した集落調査報告書では、2010年の県内中山間地の人口は、1960年と比べて22万5,537人も減少しており、過疎化が棚田や畑、人家の消滅を招き、鳥獣が容易に近づける大きな原因となっており、また逆に、こうした被害により耕作できなくなる農地が増え、中山間地での暮らしや、山の保全を一層困難にしています。

こうした深刻な状況から、剣山周辺の市町村でも国、県の補助事業や単独事業によりさまざまな鳥獣防止策に取り組んでいるところですが、市町村が独自の対策を講じても、被害は拡散し、現状の捕獲や駆除方法は限界に達しています。

よって国におかれては、深刻化する、鳥獣被害、特にシカの食害から高知県や四国の山間地と集落を守るため、下記の対策を講じられるよう強く求めます。

記

1、鳥獣被害が、県境を越え国有林、国定公園を囲む形で広がっていることから、農林水産省、環境省が省庁を越えて、関係する県・市町村とも連携し、有害鳥獣対策を国の直轄事業として行うこと。

2、専門的な知識や経験に立脚した人材の育成を図ると共に、地域の取組みに対する技術指導などを含めた人的支援を強化すること。

3、有害鳥獣の正確な生息数及び生息域の把握ができる調査方法を確立すること。

4、シカ食害対策を、自然の生態系を破壊し、深刻で壊滅的な被害をもたらすものとして、一般的な鳥獣対策とは明確に区分「特化」し、予算措置も含めた特別対策を講じること。

5、効果的な捕獲、駆除を推進するためにも、シカの大量捕獲技術開発や、食肉利用促進へ国が積極的に乗り出し、財政的な支援も含めた施策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年6月29日、衆議院議長 横路孝弘殿、参議院議長 平田健二殿、内閣総理大臣 野田佳彦殿、財務大臣 安住 淳殿、国土交通大臣 羽田雄一郎殿、環境大臣 細野豪志殿、農林水産大臣 郡司 彰殿

高知県香美市議会議長 西村芳成

以上、慎重なるご審議の上、皆様方のご賛同よろしくお願いいたします。

【意見書案第5号 巻末に掲載】

○議長（西村芳成君） 千頭議員。

○8番（千頭洋一君） 済みません。1ページ目の意見書の提出についてと書いてますけども、表題ですけども、鳥獣被害防止策の充実を求める意見書の提出と書いて（案）と書いてますけども、求める意見書「の提出」が必要ないということでございます。そのように訂正させていただきます。

○議長（西村芳成君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これから本案の質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見書案第5号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、意見書案第5号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第13、意見書案第6号、任意ワクチンを定期接種法に位置づけるよう求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） 11番、依光です。

意見書案第6号、任意ワクチンを定期接種法に位置づけるよう求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成24年6月29日提出、香美市議会議長 西村芳成殿、提出者 香美市議会議員 依光美代子、賛成者 同 島岡信彦、賛成者 同 千頭洋一

任意ワクチンを定期接種法に位置づけるよう求める意見書（案）

案文を朗読して説明とさせていただきます。

現在、子宮頸がん・ヒブ・小児肺炎球菌の3ワクチンについては、平成22年10月6日の予防接種部会意見書を受けて、当面の対応として子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金事業を全ての市町村で実施しており、平成23年度4次補正予算に基づき、平成24年度末まで事業を継続できるようになっていますが、平成25年度以降も円滑な接種を行えるようにする必要があります。

平成24年5月23日の予防接種部会の提言によると、この3ワクチンについては、平成25年度から定期接種にすることを検討するとの報告がありました。また、医学的観点からは、水痘・おたふくかぜ・成人用肺炎球菌、B型肝炎の4種についても広く接種を促進することが望ましいという報告があり、事実上無料の定期接種にするよう求める提言になっています。

「ワクチンで防げる感染症はワクチンで防ぐ」というのが世界の常識になっています。WHOでは、子どもがかかる病気を予防するワクチンは基本的に定期接種を推奨しており、先進国はこれらのほとんどを公費で接種しています。

よって、国におかれては、今回の提言を関係機関と十分検討され、接種実施主体の市町村が安全で適正にワクチン接種が行えるように早急に対策を進め、先の7ワクチンの定期接種は下記事項について実現されるよう強く要望します。

記

- 1、成人用肺炎球菌ワクチン等7ワクチンを予防接種法に位置づけること。
- 2、法制化にあたっては、市町村の財政負担が増えないよう財源措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年6月29日、衆議院議長 横路孝弘殿、参議院議長 平田健二殿、内閣総理大臣 野田佳彦殿、財務大臣 安住 淳殿、厚生労働大臣 小宮山洋子殿

高知県香美市議会議長 西村芳成

以上です。よろしく申し上げます。

【意見書案第6号 巻末に掲載】

○議長（西村芳成君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見書案第6号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、意見書案第6号は、原案のとおり可決されました。

日程第14、意見書案第7号、「ゆきとどいた教育」の前進を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 意見書案第7号、「ゆきとどいた教育」の前進を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成24年6月29日提出、香美市議会議員 西村芳成殿、提出者 香美市議会議員 山崎龍太郎、賛成者 同 矢野公昭、賛成者 同 島岡信彦

「ゆきとどいた教育」の前進を求める意見書（案）

2001年以降、学級編制の弾力化がすすめられ、父母・住民の要望に応じて独自に少人数学級を実施する自治体が全国に広がりました。国の「指導方法工夫改善」等の加配を転用する形で少人数学級がすすめられる一方で、少くない自治体が独自の努力で少人数学級を実施してきました。

こうした動きに後押しされ、国は2011年4月に義務標準法を改正し、小学校1年生の学級編制標準を35人に引き下げました。その結果、少人数学級はさらに広がりましたが、国が新たな教職員定数改善計画を策定しなかったため、自治体にとっては長期的な計画に沿った教員配置ができないという問題を残し、独自措置による財政負担はそのままとなりました。

さらに、今年度は「小学校2年生35人以下学級」を改正せずに加配措置で実施するとしたため、財政負担軽減や少人数学級の広がりを期待する自治体を裏切る形となりました。

少人数学級は誰もが必要であると認めています。しかし、それを自治体負担に転嫁するならば、財政力の違いによる自治体間格差が生じることとなります。教育の機会均等

を保障するためには、国が責任を持って少人数学級を実施することが強く求められています。

国が構造改革路線を突き進み、地方にしわ寄せをおこない「定数くずし」等の安上がり政策をすすめてきた結果、学校では臨時・非常勤が増え続けています。このような非正規だのみの状態は、子どもたちにとっても、ともに働く教職員にとっても、十分な教育環境とはいえません。教職員定数を改善するとともに、臨時・非常勤の正規化をすすめる必要があります。

日本の「教育機関への公財政支出の対GDP比」は3.3%でOECD諸国の最下位です。これをOECD平均並みの5.0%まで引き上げれば、7～8兆円の教育予算を増やすことができます。地方に負担を押し付けるのではなく、国が責任を持って教育予算を増やし、全国の教育条件整備をすすめる必要があります。

よって国におかれては、次の事項を実現されるよう強く要望します。

記

- 1、国の責任で、すべての小・中学校、高校で30人学級を実現すること。
- 2、新たな教職員定数改善計画をつくり、計画的に教職員を増やすこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年6月29日、衆議院議長 横路孝弘殿、参議院議長 平田健二殿、内閣総理大臣 野田佳彦殿、総務大臣 川端達夫殿、法務大臣 滝 実殿、財務大臣 安住 淳殿、文部科学大臣 平野博文殿

高知県香美市議会議員 西村芳成

以上、よろしく願いいたします。

【意見書案第7号 巻末に掲載】

○議長（西村芳成君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） ちょっと提出者にお尋ねしたいと思うんですけども、この「ゆきとどいた教育」ということなんですけども、この「ゆきとどいた教育」という、ちょっと私自身にはどういうことを意味しているのかよくわからないんですが、どういうことでしょうか。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 12番。案文の中身を読んでいただけたらわかると思いますが。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） 案文の中身を読んでもわからないから質問をしているわけですが、案文の中身がすべてであるということであるならばそのように理解もしますが、案文の中身を見るとですね結局その30人学級が実現して教職員がふえれば「ゆ

きとどいた教育」ということが実現されるというふうに読めますけれども、そのような理解でよろしいでしょうか。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） その方向性を担保するように望んでいる意見書であります。

○議長（西村芳成君） ほかに質疑ありませんか。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見書案第7号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。賛成少数であります。よって、意見書案第7号は、否決されました。

日程第15、意見書案第8号、郵便局のネットワークを維持し、通信と金融のユニバーサルサービスを守るために特段の配慮を求める意見書の提出についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。16番、島岡信彦君。

○16番（島岡信彦君） 意見書案第8号、郵便局のネットワークを維持し、通信と金融のユニバーサルサービスを守るために特段の配慮を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成24年6月29日提出、香美市議会議長 西村芳成殿、提出者 香美市議会議員 島岡信彦、賛成者 同 千頭洋一、賛成者 同 依光美代子

案文を朗読して提案理由とさせていただきます。

郵便局のネットワークを維持し、通信と金融のユニバーサルサービスを守るために特段の配慮を求める意見書（案）

4月27日に、参議院本会議で郵政民営化法の改正法が可決・成立しました。

第1に、設置義務が課せられていた郵便局を「郵便窓口を行うところ」としていたところを変更し、「郵便・貯金・保険の窓口業務を行うもの」とし、金融の窓口サービスを提供していない簡易郵便局などは設置義務から外れ、郵便局ネットワークの縮小につながる懸念があります。全国約2万4000局のうち、旧民営化法では過疎地に限定し、その設置を政省令で義務づけしていましたが、改正によって保険の窓口がないなど約3600局が設置義務から外れかねないこととなります。国会の答弁では、「廃局の阻止は可能だ。総務大臣が判断する」とし、総務省令で簡易郵便局の設置義務を定めるとしていますが、どのようなものになるか明らかではありません。また、過疎地の郵便局を守るとして積み立てるとした社会・地域貢献基金も改正法で廃止され、過疎地の郵便局

を守る財源の根拠が失われました。

第2に、改正法では金融のユニバーサルサービスを日本郵政株式会社と日本郵便株式会社（郵便事業会社と郵便局会社との合併会社）に課していますが、サービスする金融2社（ゆうちょ銀行・かんぽ生命）には課せられていません。そのため政府は、金融のユニバーサルサービス提供は金融2社の定款で担保すると説明しています。しかし、ゆうちょ銀行とかんぽ生命の株はできるだけ速やかに全株処分を目指していますから、その保障は定款ではありません。金融2社から手数料の水準などサービス後退につながる定款変更をしようとした時、日本郵政株式会社は3分の1超の株式保有をしていませんから、それを阻止することはできません。ゆえの、金融2社が過疎地の採算のとれない郵便局への業務委託を止める恐れがあります。実際、2000年から2010年の10年間で民間金融機関は9,786店舗減らしています。また、日本郵便会社が金融2社から受け取る委託手数料も減少し、郵便局ネットワーク自体の後退につながる懸念が存在します。

よって国におかれては、郵便ネットワークを維持し通信と金融のユニバーサルサービスを守るために、次の点について特段の配慮と特別の措置を求めます。

記

1、郵政民営化法の改正によって、郵便局のネットワークが縮小することのないよう、貯金・保険の窓口業務を行っていない簡易郵便局の存続を保証すること。

2、郵政民営化法の改正によって、金融のユニバーサルサービスが後退しないようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年6月29日、衆議院議長 横路孝弘殿、参議院議長 平田健二殿、内閣総理大臣 野田佳彦殿、総務大臣 川端達夫殿、財務大臣 安住 淳殿、郵政民営化大臣 松下忠洋殿

高知県香美市議会議長 西村芳成

【意見書案第8号 巻末に掲載】

○議長（西村芳成君） 説明が終わりました。本案の質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見書案第8号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、意見書案第8号は、原案のとおり可決されました。

日程第16、意見書案第9号、伊方原発の再稼働を行わないことを求める意見書の提出についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。14番、片岡守春君。

○14番（片岡守春君） 14番、片岡です。意見書案第9号、伊方原発の再稼働を行わないことを求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成24年6月29日提出、香美市議会議員 西村芳成殿、提出者 香美市議会議員 片岡守春、賛成者 同 山崎龍太郎、賛成者 同 大岸眞弓

案文を朗読して提案にかえます。

伊方原発の再稼働を行わないことを求める意見書（案）

政府は、関西電力大飯原発の再稼働を決定しました。さらに、民主党前原政調会長が「伊方原発の再稼働の検討」に言及するなど、伊方原発再稼働に強い意欲を示していると言われていいます。

政府は4月5日の閣僚会議で、福島原発の知見を反映した「暫定安定基準」を確認しましたが、これは原子力安全保安院がまとめた、30項目の安全対策などを実施する計画を立てさえすればクリアできるという「再稼働ありき」の基準と言わざるを得ません。福島原発事故の原因究明と確かな安全基準、独立性と権限を持った原子力規制機関も設置されていません。

伊方原発の沖合6kmには、中央構造線が走っており、政府の地震調査会でも「佐多岬沖の活断層が動く可能性があり、その際にはマグニチュード8クラスの地震発生があり得る」ことを指摘するなど、伊方原発は南海連動地震等の地震の危険性に直面しています。伊方原発の耐震地震動は570ガルですが、マグニチュード8クラスの地震では、2000ガルを超える揺れが想定されています。その際には、地震動自体によって、制御棒挿入の失敗など緊急停止機能が稼働せず、福島原発事故を上回る事故を引き起こす可能性もあります。

伊方原発については、3号炉においてプルトニウムを燃料とするプルサーマル発電が行われており、MOX燃料自体の強毒性や制御棒が効きにくくなるなどの安全上不利な特性があります。この他にも、老朽化に伴う金属疲労や腐食など、さまざまな危険性が指摘されているところです。

四国内においては、四国電力自身が公表しているように、今夏においても電力不足は生じないのであり、伊方原発を再稼働しなければならない理由はありません。

以上のことにより、伊方原発の再稼働には、何らの正当性もないものです。よって国におかれては、伊方原発の再稼働判断を行うことのないよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年6月29日、衆議院議長 横路孝弘殿、参議院議長 平田健二殿、内閣総

理大臣 野田佳彦殿、総務大臣 川端達夫殿、法務大臣 滝 実殿、文部科学大臣 平野博文殿、経済産業大臣 枝野幸男殿、環境大臣 細野豪志殿、復興大臣 平野達男殿
高知県香美市議会議長 西村芳成
よろしく申し上げます。

【意見書案第9号 巻末に掲載】

○議長（西村芳成君） 説明が終わりました。本案の質疑を行います。質疑はありますか。

9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） 9番、織田でございます。提出者に3点ほどお聞きをいたします。

本文の中段ですが、「福島原発事故の原因究明と確かな安全基準、独立性と権限を持った原子力規制機関も設置されていません」とこのようになっておりますが、こういった安全基準、そして規制機関が設置されれば再稼働はあるんですかどうその点と、その下に、佐多岬沖の活断層が動く可能性がある、佐多岬周辺には中央構造線は走ってないと思いますが、その点説明をお願いします。

次のページ、本文の中ほどですが「今夏においても電力不足は生じない」、このように書かれておりますが、四国管内、国の発表で7%の節電ということが言われておりますが、その点の電力不足が生じないというその根拠いうんですか説明をお願いします。その以上3点お願いします。

○議長（西村芳成君） 14番、片岡守春君。

○14番（片岡守春君） まず、1点目ですけど、そういう規制ができれば原発を再稼働してもよろしいという立場ではありません。なぜなら福島原発の結果を見たときに、次世代にこういう不幸な事態を招く自然環境を破壊することは絶対に認めるわけにはいかないということです。

それから、佐田岬沖ということは、これは文章でもいろいろな新聞その他でもこういう表現を使っているので、これは間違いなくあそこから大分県に向かっての地震、こういう断層があるということは通念上皆さんも認めている点であると思います。

それから、国のほうが7%の節電ということですけど、僕は節電については物すごいええ方向であると思います。浪費するような社会でなく、やはり電力も節約していけるようなやっぱり社会をつくっていくということは大事やと思います。それと四国電力の関係でいえば、発電能力としましては666万キロワットうち原発は200万キロワット発電しておりましたので、それを引きましても460万ほどの発電能力とそれ以外に電源開発、その他住友共電、それから土佐発電株式会社等々が369万キロワットの発電能力を四国では持っているということで、電力はその点心配はないというように理解しています。

○議長（西村芳成君） ほかに。

9 番、織田秀幸君。

○9 番（織田秀幸君） はい。2 回目、関連です。

確かな安全基準、原子力規制機関、そういったものが設置されても再稼働はなしと、そのような答弁でお聞きをいたしました。我々としては確かなその安全基準にのっとり、住民そして国民の理解が得られるのであれば再稼働はやむなしと、経済状況を考えたらですねそのように考えております。

そして、この2 点目にお尋ねいたしました「佐多岬」、これ固有名詞はこれ間違うたらいかんですよ、これ。これ九州の鹿児島ですよ、佐多岬は。中央構造線、この佐田岬、田んぼの田やったらこれは愛媛ですが。佐多岬いうたら鹿児島県の半島が佐多岬になりますので、そういったことをちょっと指摘しております。

そして、電力不足が生じない、さまざまな形でバックアップ体制いうんですかねそういう協力が得られているということですが、四国は原発依存度40%の依存度であったわけなんです、確かにこれは7%の四国管内の節電いうてもこれはまあ期間が決められた猛暑期間でありますけど、その4割の原発依存度が今原発が停止いうことでゼロになっているわけですが、これはあとの4割はどうしとんかと、そういったことにもなってくるわけなんです。実質はこれは原発の依存度2割であとの2割ぐらいは他方面へまあいうたら売っておったという、そういったような状況等もあります、これは電力さんが不足しないそういうことを我々もネットで調べたらそういった記事等もありますけど、7%の節電、そういったものから将来的には再生可能エネルギーに転化するいうそういう方向で持っていきたい思います。まあそういうことでもう答弁は要りませんので。はい。

○議長（西村芳成君） 織田議員、答弁は要らんち、討論じゃないきに、答弁…。

まあ今後は討論と違わんように気をつけてください。

ほかにございませんか。

3 番、山崎眞幹君。

○3 番（山崎眞幹君） はい。ちょっと1 点提出者にお尋ねします。

最後のとこなんですけど、一番最後のほうにですね、「以上のことにより、伊方原発の再稼働には、何らの正当性もないものです」とこう断言されておりますけれども、この断言されるいわゆるだれに対して、どこの部分にとって正当性がないのかということをお尋ねをしたいと思っております。

○議長（西村芳成君） 14 番、片岡守春君。

○14 番（片岡守春君） 私も説明しましたように、安全基準は明確に保てれないということと、その電力が不足をしてるという状態でないので、今稼働の方向にかじを切ることは絶対に認めないという立場です。

○議長（西村芳成君） 3 番、山崎眞幹君。

○3 番（山崎眞幹君） やはりですね、私はですねこの正当性のないものというその

向こっかわにあるものは何でしょうか、その安全基準とかですね言われるようなことはもうそれに対するちょっと僕もうまく説明できないんですけど、説明のような部分で多分その国民の安全とか安心とか、そういうものに対して正当性がないという意味なのかなというふうにも思いました。そのときに、ちょっと今の片岡議員の答弁とは違うかもしれないかもしれませんが、でも、よしんばそういうふうにも考えてみても、さまざまな国民にもその地域に住んでいる人の状況によってですねさまざまな事情がありますので、やはりそのことにおいてこの一刀両断的にどの方向に向けても何らの正当性もないものですよというふうに、まあ私の解釈が正しければというかその筋に沿って考えると、どうもすごく違和感を感じますがその点についてはどのようなご見解でしょうか。

○議長（西村芳成君） 14番、片岡守春君。

○14番（片岡守春君） まあ福島の実情いいますか、今きのうの新聞にも出ちゃったんですけど、福島1号でも地下では1時間もすれば人間の命が亡くなるというような大変な事態、それほどな放射線量が出ていることが何らまだ解決の見通しもないというこの原発の今の現状を理解した上でこういう文章にしているんです。だから四国の場合にはこの原発稼働での正当な理由がないということです。

○議長（西村芳成君） ほかに質疑ありませんか。

15番、竹平豊久君。

○15番（竹平豊久君） 15番、竹平です。提出者の方に議会の立ち位置との観点から1点お聞きをいたします。

この件につきましては、さき6月19日に同僚議員からですね質問がありまして、その本市からの執行部からの答弁ということで見解が示されておりましたが、その中にはですね条件つき稼働を表明をしております。その主な内容といたしましてはですね、ストレステストを初めとして自然災害や人為災害の対処策、そして非常電源の確保、緊急事態マニュアルの整備等、とにかく安全対策を徹底して実施することを求めた上での再稼働といういわゆる条件つきのことを表明をしております。

で、ここからが質問になりますが、こうした中でですね我々議会としての判断になると思います。この実際ですね原発が立地してない自治体としての判断は非常にこれ難しいものがございます。したがってですね、本案件のような殊さら重要な問題については、やはり執行部の見解とですね歩調を合わせて安全対策の動向、あるいは進捗状況の情報を共有するとともに立地自治体の視点にも注視していくことが大事でなかろうかと思いますが、その点についての提出者の考え方をお聞きします。

○議長（西村芳成君） 14番、片岡守春君。

○14番（片岡守春君） 四国電力は過日株主総会を開いたんです。そこに対して高知県の代表としての発言が出ております。原発において万が一重大事故が起これば福島第一原発事故を見ても明らかなように、周辺住民の生活そのものを奪い広範囲にわたり甚大な被害を及ぼす、当然ながら電力会社としても存続の危機に直面することになる。

したがって再稼働については慎重の上にも慎重な対応が必要、安全対策については国の示した安全基準を満たすことは当然として、さらに伊方の特性を踏まえた対策に努めるべきである。伊方原発の全面海域にある中央構造線断層帯を考慮することはもちろん、特に高知県においては南海トラフの巨大地震による影響に多くの県民が不安を感じているところであるということからいっても、僕は高知県に原発はないというのはそら窪川へつくらせなかったから現在もないのはこれは喜ばしいことですがけれども、福島をやっぱり見たときにね、もし高知県で地震があって水害があって津波があって、高知の町が福島のような状態になったとき、これ伊方でもし福島のように事故があったら、福島の二の舞といいますか瓦れきの処分も一切できないというような危険もありよね、復興も物すごくおくれるというこの明確な現代に実証されている福島をやっぱり学ばなければならぬという気持ちです。私たちは原発事故でふるさとを奪われ、人生を奪われ、悲しみ苦しんでいる子どもたちや大人も含めて、福島から16万人の人が退避しているというか逃げているんですね。この人たちのやっぱり気持ちに共感を持つべきであると、こういう立場で高知県でも四万十市、須崎市、黒潮町、室戸市、東洋町というようなところでやはりこの意見書がよね、やはり採択されているということからいってもね、僕はやっぱり一議員としてもまた日本共産党としてもね、僕はやっぱりこういう苦しみの人たちに共鳴していくということが、本当に人間の尊厳を守っていくということで大事であろうかと思ってこの意見書を提出しているわけです。その点ご理解よろしくお願ひします。

○議長（西村芳成君） ほかに。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論がありますので、まず反対の方の討論がありましたら。

○議長（西村芳成君） それでは、賛成の方の討論。

12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 12番、山崎龍太郎です。意見書案第9号、伊方原発の再稼働を行わないことを求める意見書（案）に賛成の立場で討論をいたします。

福島原発の終息の見通しもなく、メルトダウンについての原因究明もなし、その政府が新たな安全神話をつくり出す第一波として大飯原発再稼働を決定しました。私は、このことは国民の一層政府に対しての不信感を募らせるものであると申し上げたい。また、東電の事故報告書でも明確なおとり、すべて想定外の津波のせいであり、みずからが責任を負わない、そして電気料金アップで将来にわたって約3兆円の料金値上げを図るなどの企業体質等を見るとき、今後どの原発においても廃炉しかないと考えるところでもあります。さらに申し上げたい点は、福島原発事故で見られるように、今後何十年も住民が住めない地域をつくり、住民の健康被害等も心配される中、本来政府は昨年度で言えば原発関連予算4,330億円のうち、停止から廃炉にかかる予算約1,000億円のほ

かは再生可能エネルギー転換への予算として措置すべきが政治の役割であり、国民の望むところであったと考えます。伊方原発の再稼働の問題点は提案理由で示されましたし、実地県のみの問題ではないことが福島原発事故でも明らかになりました。停止から廃炉に向けて燃料棒を冷やし切るまで10年単位の時間を要します。停止している今でも危険は存在します。生命に対しそんな高リスクな伊方原発を再稼働させないことを強く申し上げ賛成討論といたします。

○議長（西村芳成君） 次に、反対の方の討論はありませんか。

1番、有元和哉君。

○1番（有元和哉君） 1番、有元和哉です。意見書案第9号、伊方原発の再稼働を行わないことを求める意見書の提出についての反対の立場での討論を行わせていただきます。

この原子力発電所というのは、私たちにとってもそして子、孫、その先の世代に対しても何万年、何十万年という単位で背負っていくべき問題です。この発電所そのものが私たち人類にとって現在最大の課題になっている、最大の課題の1つであるということは認識しております。しかしながら、現在節電であったり、またその電力供給がほとんど原発に頼っていた、そして危険があるからこそ原発を再稼働させてはいけないというふうな話には少なからぬかと思えます。やはり今後この原発を本当の意味で封印するには技術の向上、そして産業を活性化させ環境エネルギーを今後しっかりと築いていかななくてはなりません。しかしながら、そういった環境のエネルギーの発電に対する取り組みもまだ不十分な状況で火力発電を再び再稼働していくことは、これは地球規模での温暖化等にもつながってまいります。そういった点で、もしこの原発を再稼働することで本当に環境クリーンエネルギーを開発することができる可能性が出てきた場合、それは再稼働させずに環境エネルギーをつくらないという判断をするのか、原発を動かし、環境エネルギーを確立させた上で原発を封印するのか、そういった選択肢も今後出てくるかもしれません。この現在、この原発については決して未来に残してはいけない施設の1つであるということは十分に承知しておりますが、この社会のこの電力に頼っている社会を続けていく上で、やはり我々は試行錯誤をする上で、悪魔の選択となるかもしれません。その再稼働に頼り、そして100年後、1,000年後、そして数万年後の未来の被害を軽減させる1つの手段として再稼働をするという判断もいづれしなくてはならないかもしれない、そういったまだ判断をこまねいている状況において、再稼働をしてはいけないというふうに私はやはり言うことはできないかと思っております。

よって、この伊方原発の再稼働を行わないことを求める意見書については時期尚早であり、また現在さまざまな選択肢、状況を判断し、もう少し時間をかけてこれは検討すべきかと私は考えます。皆様のご判断よろしくお願いいたします。

○議長（西村芳成君） 次に、賛成の方の討論はありますか。

13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君）

13番、大岸眞弓です。意見書案第9号、伊方原発の再稼働を行わないことを求める意見書に賛成の立場で討論を行います。

今回の大飯原発再稼働を決定は、国民の声に全く耳をかそうとしない暴挙です。提案者も申しましたように、福島の方々は地震、津波で甚大な被害をこうむった上、放射能という見えない恐怖と向き合っていかなければなりません。家族は離散し、職を失い、家にもいつ帰れるかわからないという苦難の中にあります。今、急がなければならないのはその方々への救済とつぐないであって、政治判断での再稼働などとんでもないことです。原発は一たび事故が起これば取り返しがつかないということを学ばないのでしょいか。日本で使用されている原子炉は、水で冷やし続けなければ安全な運転ができないという本質的な弱点を持っています。福島原発は地震と津波で電源が全部失われ、水がとまったことにより起きた事故でした。電源車も地震で道が寸断され、事故現場まで到着できなかったのです。もう1つは現段階ではどんな原子炉も核エネルギーを取り出す時点で大量の死の灰を生み出します。これを原子炉内に安全に閉じ込めておくという技術を人類はまだ手に入れていません。それは致命的なことであり、福島県浪江町の馬場町長は大飯原発再稼働の動きに対し、「事故が起こって私たちは何の情報もない中、ともかくできるだけ遠くへと手探りで避難した。そういうとき、文部科学省の職員はSPEEDIの予測に基づき放射線量の測定作業をしていました。私たちには情報公開もせず何も伝えないでこれは許されないことだ、再稼働は認められない」と述べています。政府の情報隠しはしなくていい被爆者を生み、不信感や風評被害となって被災地に二重、三重の苦しみを負わせました。原発さえなければと自殺をされた方も複数おられます。再稼働決定に当たり、国民生活のためにと言われても心寒いばかりです。大飯原発の次は伊方でと早くも言い出しています。伊方原発1号機は耐震基準が出る以前の1977年から稼働しており、放射線による原子炉の老朽化が心配されています。何度の温度差に耐えるかという試験データを四国電力はここ16年間公表していません。3号機は世界で例のない濃度のプルトニウムを含む燃料を使っています。もし心配される地震が起き伊方原発で事故が起これば、福島よりも深刻な事態になる可能性が否定できません。全国から視察の相次ぐ梶原町と伊方はそう何十キロも離れておりません。高知県への農林水産業への被害、風評被害、放射能の影響など考えれば、伊方原発は廃炉しかありません。利潤を追求する余り人の命までもないがしろにしてきたこれまでの政治経済のあり方を根本的に見直す必要があります。自然エネルギーのポテンシャルは原発の40倍と言われています。その開発を早く急ぐことです。再生可能エネルギーへの転換を求める立場を表明いたしまして、本意見書への賛成討論といたします。

○議長（西村芳成君）

次に、反対の方の討論はありますか。

ほかに討論ありますか。

○議長（西村芳成君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見書案第9号を採決をいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。賛成少数であります。よって、意見書案9号は、否決されました。

日程第17、意見書案第10号、女性の政治参加を阻む衆議院比例定数の削減に反対する意見書の提出についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。5番、濱田百合子君。

○5番(濱田百合子君) 5番、濱田百合子です。

意見書案第10号、女性の政治参加を阻む衆議院比例定数の削減に反対する意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成24年6月29日提出、香美市議会議長 西村芳成殿、提出者 香美市議会議員 濱田百合子、賛成者 同 大岸眞弓、賛成者 同 山崎晃子

女性の政治参加を阻む衆議院比例定数の削減に反対する意見書(案)

案文を朗読し説明といたします。

野田政権は、300の小選挙区の「0増5減」と比例定数180を2段階で大幅削減する法案を国会に提出しました。

憲法前文には「日本国民は正当に選挙された国会における代表者を通じて行動する」と定めています。国会は選挙を通じて、国民の多様な意思を忠実に反映していかなければなりません。

しかし、現在の小選挙区制は議席に結びつかない死票をたくさん生み、多様な意見が反映されていません。民意を反映する比例区を削減するならば、国会の構成はますます民意からかけはなれてしまいます。

日本は世界的(アメリカを除く)にみても人口10万当たりの国会議員数は少なすぎるぐらいで、削減する必要はなく、「身を削る」ならむしろ、政党助成金の削減・廃止こそただちに実施すべきではないでしょうか。

また、衆議院議員に占める女性の割合は187カ国中125位(IPU列国議会同盟、2011年11月30日)と国際的にも大きく立ち遅れ、国連女性差別撤廃委員会からも積極的改善措置を求められています。

この点を検討した内閣府の専門調査会グループは、昨年12月、「政治分野における女性の参画の拡大」を「選挙制度のあり方の検討において重要な論点」と強調し、「死票が多くなる小選挙区制より中選挙区制・大選挙区制や比例代表制の下の方が、多様な民意が反映されやすく、女性の議員の割合が高くなる傾向が見られる」と指摘しています。

高知県は女性参政権発祥の地として、世界にも誇れる歴史を持っています。幾多の女

性たちのたたかいのうえに勝ちとられた女性の参政権が、東日本大震災と原発事故をへて日本のあり方が問われている今こそ、真に生かされるべきときだと考えます。

よって国におかれては、女性の政治参加をはばむ衆議院比例定数を削減しないよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年6月29日、衆議院議長 横路孝弘殿、参議院議長 平田健二殿、内閣総理大臣 野田佳彦殿、総務大臣 川端達夫殿、法務大臣 滝 実殿、財務大臣 安住 淳殿

高知県香美市議会議長 西村芳成

同僚議員のご賛同、ご審議をよろしくお願いいたします。

【意見書案第10号 巻末に掲載】

○議長（西村芳成君） 説明が終わりました。本案の質疑を行います。質疑はありますか。

15番、竹平豊久君。

○15番（竹平豊久君） 15番、竹平です。

この表題そのものについてお尋ねいたします。表題の部分である「女性の政治参加を阻む衆議院比例定数の削減に反対する」と、まさにこの部分でございますが、提出者は先ほど憲法でも内容を若干説明しましたが、では具体的にですねこの憲法を見ますと、まず憲法第44条のことであろうかというふうに推測するわけですが、ここではですね衆・参「両議院の議員及びその選挙人の資格は、法律でこれを定める」と、「但し、人種、信条、性別、社会的身分、門地、教育、財産又は収入によって差別してはならない」と、こういうようになっておまして、まさにここでですねもう既に憲法で具体的にここを差別してはならないということがうたわれております。これに基づいてですねその法律というのはもちろん公職選挙法ですが、こうしたことがもとよりですね男女雇用機会均等法、あるいは男女共同参画社会の実現等、いわゆる法律や政策において男女平等を基本としてこうして取り組んでいる現在の現実を見るときにですね、何らですねこの意見書にあるように女性の政治参加を阻む含めた社会進出を阻害する要因はない中でこの意見書、これは単にですね衆議院の比例定数を削減しないがための後つけの感じがするというふうに思うわけですが、その点についての提出者のご認識をお伺いいたします。

以上です。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） 5番、濱田です。その「女性の政治参加を阻む衆議院比例定数の削減」この文言のことだと思うんですが、確かに大もとには憲法のもとで平等に衆議院比例定数削減に反対する意見書というくくりの大きなくくりの中でその中に女性もいり、そしていろんな党派の方がもちろん立候補してもいいわけで、その辺は平等で

これは憲法で保障されているところであります。ただ、女性の政治参加を阻むと私がここに文言として書きましたのは、今人口の51%、半分以上でございますけれど、女性が人口の半分以上を占めております。その中で比例定数っていうのは小選挙区の分と違ひまして、例えば四国でしたら今のところ6人というふうな形で決められておまして、小選挙区の場合は選挙区ごとに1名しか上がらないというふうになっています。今までの流れを見ましても、比例定数になりましてから、ごめんなさい、比例定数の中での女性の議員になる割合が小選挙区での女性の議員の割合に比べますと高くなってきている経緯がございます。その経緯とそして私の意見書の最後のところにかきましたけれども、最後というか2ページ目に裏面に書いておりますけれども、男女共同参画の中におまして、国連でも女性差別撤廃委員会からも積極的改善が求められておまして、そしてこの内閣府の調査会グループっていうのは、男女共同参画会議の会議でございまして、その専門の調査会のグループでございまして、この方たちが政治分野における女性の参画が拡大をするということと、そして一番女性の参画が少ない分野が政治の分野であるということをお表明しておまして、そういうことをかんがみまして小選挙区よりもこの比例代表のもとでの削減は女性の政治参加を阻むというふうにお理解しておまして、よって、この意見書につきましては、女性の政治参加を阻むということを中心に削減の反対を意見書として提出いたしました。

○議長（西村芳成君） ほかに。

3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） 何かちょっとわかったのかわからんのか妙にわからなかったんですが、これその2枚目の国連のいわゆる女性差別撤廃委員会からも積極的改善措置が求められているというふうにお書きになっています。前段のその竹平議員からのお話の中で、その憲法に定められているいわゆる平等のところですよ、そのこのところの説明もあったと思いますが、この積極的改善措置とそして小選挙区の比例代表で割合が高くなる云々という話は、それを逆に考えると選挙において何か女性に対してアドバンテージを与えよというふうにも聞き方によっては聞こえるわけですが、そういうことでしょうか。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） 済みません。山崎議員の質問の中の横文字がちょっと理解できないので、よろしくもう一度お願いいたします。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） アドバンテージっていうのはある種の優位性というか、例えば碁をやりますよね、碁のときに一目置くとか二目置くとか、女性だからということでお何かこう先にこう少し有利なものを差し上げるというか、そういうイメージだと思います。ちょっと違ったらだれかそうじゃないよと言ってください。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） はい。その優位っていうよりも比例選挙区の場合はその小党派ですね、例えば自民党とか民主党とか非常にその投票数が多い、投票数の数によってその本来の議席がそれに上乗せされて比例区の場合はありますので、その例えば私たちのような共産党とかほかの党なんかは、なかなかその比例区のほうにはなかなか難しいという今現状があります。私はそういうことは今回の意見書では言っているものではなくてですね、その女性に特有にその権利を与えるとか、女性に一目置くとかいうことではなくって、今実際にその比例定数を削減をすることによって、データのにもありますように女性の政治参加が少なくなるという可能性が出てきておりますので、やはり日本の人口の半分以上を女性が占めている実態がありますし、そして阪神、この日本、東日本大震災、原発事故のを目の当たりに見まして、やはり女性の意見が国会に出てそして反映をして、そしてお互いが議論を交わすというようなことが大変重要かと思えます。そういう意味もありまして、この小選挙区、ごめんなさい、比例定数の削減というのはやはり女性の議員進出の阻む原因になると思われまして、これを提案するものです。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） その女性の意見も含めて、さまざまな男性も含めてですけども、意見がいわゆる国会、国の一つの意味として決定されるに当たって、さまざまな意見が反映されることが重要であるということは当然です。そのためにいろいろなその選挙区をどうしようかという話は出てくると思うんですが、それはそれとして今のお話を聞いているとですね、それはそれとしてこうやったほうが女性のほうがたくさん選ばれるという可能性が高いというふうに言われるのは、それは世間的にいうとそれはアドバンテージを与える、一目を置くというふうに世間的にはですよ、私はそのようにするのが当たり前のことかなというふうに思うんですが、その点についてはどのように考えられますか。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） 私は、例えばですね北欧諸国なんかを見てみたときに、フィンランド、スウェーデン、ノルウェー、そういう福祉国家と言われている、そして医療費、教育費、医療費の要らない老後も安心できるという、そういう福祉政策が進んでいるところにおきましては、比例代表をとってまして、そして女性は40%以上います。やはりそういうことを見ましても、やはり女性が政治に参加をするということに対しては、私は今後この国のやっぱり福祉、そして教育、医療、やはりもちろん男性、女性かわらず、そのことについては正当に議論をされるべきではありますけれども、比例定数を削減することによって何度も同じ答えになるかもしれないけれども、女性の議員の進出が少なくなるということに対してはあくまでも削減に反対をしたいという考えでございます。

○議長（西村芳成君） ほかにございませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論があります。本案に反対の方の討論はありますか。

○議長（西村芳成君） それでは、本案に賛成の方の討論を許します。

13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） 13番、大岸眞弓です。

意見書案第10号、女性の政治参加を阻む衆議院比例定数の削減に反対する意見書案に賛成の立場で討論を行います。

質疑をお聞きしておりまして、男女共同参画まだまだとの感じを受けました。去る6月26日、衆議院選挙制度改革関連法案が民主党と国民新党の賛成多数により政治倫理公職選挙法改正特別委員会へと付託されました。同法案は次期総選挙で小選挙区ゼロ増5減と比例40を削減し、さらに次の次の回までに35削減するというものです。民意をゆがめる小選挙区制を固定化し、最も民意を正確に反映する比例代表制を大幅に削る案でございます。それを政党間協議も行わないうちに付託、強行したことは議会制民主主義と国民の参政権を著しく侵害する恐れにつながるものといわざるを得ません。比例代表の一部に連用制を導入し少数会派に配慮したということですが、しかし、連用制は現行の並立制を基礎に比例部分の計算方法を少数党に有利に変えるだけのもので、小選挙区中心という現行制度の根本を変えるものではありません。消費税増税法案を通すために身を削る姿勢を示したかに見えますが、定数が減れば削られるのは民意であって国会議員の身分や待遇ではありません。

また、本意見書案は特に女性の立場から質疑がございましたように、女性の立場から比例定数の削減をしないよう求めております。それには少し由来がございますのでご紹介します。

日本で最初に女性参政権ができましたのは1880年で、この高知県が発祥の地でございます。高知市の楠瀬喜多という女性が高知県庁や中央政府にかけあって実現したのですが、当時上町と小高坂村で実現をしました。当時とすれば地方政治でも女性参政権が実現していたのは、アメリカのワイオミング州のみで世界2番目の快挙でございました。民権ばあさんとして有名な話でございます。日本初の女性参政権はその後明治政府によって法律を変えられ4年で消滅しましたが、第2次大戦後の1946年に女性が参政権を行使できるようになって今日に至っています。

さて、普通選挙の現在にありまして、日本の女性衆議院議員は11.1%にすぎず余りに少ない状態でございます。案文で述べましたように、政府の調査機関の調査におきまして、比例定数を大幅に削減すれば、女性の声はますます届きにくくなるのが指摘をされております。また、そのことは男女共同参画の流れにも推進にも逆行することとなるのでございます。以上のことから本意見書案に賛成の意を表明して討論といたします。

○議長（西村芳成君） ほかに討論はありますか。

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見書案第10号を採決をいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございます。賛成少数であります。よって、意見書案第10号は、否決されました。

日程第18、閉会中の所管事務の調査についてを議題とします。

お手元にお配りしました閉会中の所管事務調査の申出書及び別表のとおり、会議規則第105条の規定によって、議会運営委員会、各常任委員会及び特別委員会から閉会中の所管事務の調査について申し出がありました。

お諮りします。議会運営委員会、各常任委員会及び特別委員会から申し出のとおり、閉会中の所管事務の調査を実施することにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会、各常任委員会及び特別委員会からの申し出のとおり、閉会中の所管事務の調査を実施することに決定をいたしました。

以上で今期定例会に付された事件はすべて議了しました。

それでは閉会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

6月13日に開会されました平成24年第3回香美市議会定例会は、本日までの17日間でありましたが、議員各位の慎重な審査と審議の結果、平成24年度香美市一般会計補正予算（第1号）を初め、提出されました全議案等に対しましてそれぞれ適切な議決がなされました。

また、一般質問につきましても16名の議員より市行政全般にわたって真剣な質問がなされましたが、まだ質問の要旨と異なる件や通告にない件の質問が多少ありますので、9月議会ではそうした点に気をつけていただきたいと思います。

また、5月には議会改革の一端として議会報告会も行いましたので、その総括をし、9月議会では議会基本条例の制定をするように議会改革推進特別委員会のご努力をお願いをいたしたいと思います。

本日で第3回香美市議会定例会を閉会しますが、議員各位には議事運営に対しまして格段のご協力を賜り、スムーズな議会運営ができましたことに感謝とお礼を申し上げます。

7月に入れば梅雨も上がり、本格的な夏の暑さが厳しくなっていますので、議員各位並びに執行部の皆様には健康に十分留意せられ、市政発展に市民の生活向上に努められますようにご祈念を申し上げまして、閉会のごあいさつといたします。

次に、市長から発言を求められておりますのでこれを許します。市長、門脇楨夫君。

○市長（門脇槇夫君） 閉会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。

6月13日に開会をいたしました今定例会も、提案をいたしておりました全議案に対しまして慎重なるご審査をいただきまして、本日までにすべての議案を可決いただきました。まことにありがとうございました。

また、一般質問には16名の議員さんが立たれまして、各方面からのご質問をいただき大変ありがとうございました。いただきました貴重なご意見、ご提言は、今後の市政運営の中で生かしてまいりたいと思いますので、今後ともよろしくお願いをいたします。

さて、先日までございましたが、四国電力株式会社山田営業所よりこの夏の計画停電についての説明がございましたので、皆さん方にご報告をさせていただきたいと思います。以下、四国電力山田営業所からの説明要旨でございますのでよろしくお願いをいたします。

この夏の電力需給をめぐっては、極めて厳しい需給状況となることが想定されるため、あらゆる供給力対策を講じるとともに、市民の皆様にも7%以上の節電のお願いをさせていただくなど、安定供給の確保に万全を期しています。なお、今夏計画停電が想定されるケースとしては、猛暑時に大型電源が脱落し、さらに他電力からの応援融通が受けられないといった要件が重なった場合であり、実施の可能性は極めて低いと考えております。また、計画停電の実施は、社会的な影響が非常に大きいことから不実施が原則であり、四国電力としてはそのような事態に至ることのないよう供給力の確保に努めるとともに、設備の運用、保全に細心の注意を払い、トラブルの未然防止に全力を尽くしていきます。しかしながら、万が一の不測の事態に備えて、セーフティネットとしての計画停電の具体的スキームについて、関係省庁とも調整しながら検討を進めてきました。

そのスキームの一部ですが、1日1回を原則とし、停電時間は2時間程度。停電時間帯は8時30分から21時とする。対象期間でございますが7月2日から9月7日、なお土日、祝日、そしてお盆の8月13日から15日は除く。四国電力サービスエリアを60万キロワット程度ずつの7つのグループに分け、万が一の場合、時間帯ごとに計画停電をお願いする。なお、計画停電の時間帯は、各グループ間で公平となるよう毎日変更する。その7グループのどれに所属するかについては、7月初めに電力契約者の方にダイレクトメールを送付し検針票にもあわせて明記する。四国電力ホームページ上でも検索できる。また、計画停電に関する市民の皆様のお問い合わせについては四国電力臨時受付センターを設置して対応していくというような説明がございました。以上、ご報告をさせていただきます。

きょうは梅雨の一休みということでございますが、今後繁藤災害の日も近づいております。梅雨末期の豪雨も心配もされますが、大変天候不順な折でございます。議員各位には十分お体には気をつけていただきまして、またそれぞれのご活躍を心からご祈念をさせていただきまして、閉会のごあいさつにかえさせていただきます。本日はまことにありがとうございました。

○議長（西村芳成君） ありがとうございます。

これをもって平成24年第3回香美市議会定例会を閉会をいたします。

（午前10時58分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 4 年 第 3 回

香美市議会定例会会議録

卷 末 掲 載 文 書

平成24年第3回香美市議会定例会

会期及び会議（審査）の予定表

会 期	月日 (曜日)	会 議 等	
第1日	13日(水)	本会議	会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告・議長の報告 市長の行政の報告及び議案提案・提案理由の説明まで。 但し、議案第59号は、本会議方式で採決まで。
第2日	14日(木)	休 会	【一般質問通告期限(午前10時)】 議案精査のため
第3日	15日(金)	休 会	〃
第4日	16日(土)	休 会	休日、議案精査のため
第5日	17日(日)	休 会	〃 〃
第6日	18日(月)	休 会	議案精査のため
第7日	19日(火)	本会議	一般質問①(行財政改革推進特別委員会)
第8日	20日(水)	本会議	一般質問②(議会改革推進特別委員会)
第9日	21日(木)	本会議	一般質問③(議員協議会)
第10日	22日(金)	本会議	議案質疑～委員会付託、連合審査会(議案第58号) 総務常任委員会の審査(議案58・60・63・65号、陳情第2号)
第11日	23日(土)	休 会	休日、議案精査のため
第12日	24日(日)	休 会	〃 〃
第13日	25日(月)	休 会	教育厚生常任委員会の審査(議案第61・62・64号、陳情第1号)
第14日	26日(火)	休 会	産業建設常任委員会の審査(議案第66号)
第15日	27日(水)	休 会	議案審査整理のため
第16日	28日(木)	休 会	〃 〃
第17日	29日(金)	本会議	議案採決(付託議案の報告～採決) 追加議案の提案(委員会付託を省略し、提案説明から採決まで)

委員会審査結果一覧表

1. 議案関係

事件の番号	件名	所管委員会	審査結果	備考
議案第58号	平成24年度香美市一般会計補正予算(第1号)	総務常任委員会	可決	全員賛成
議案第60号	香美市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について	総務常任委員会	可決	全員賛成
議案第61号	香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	教育厚生常任委員会	可決	全員賛成
議案第62号	香美市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	教育厚生常任委員会	可決	全員賛成
議案第63号	香美市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	総務常任委員会	可決	全員賛成
議案第64号	住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	教育厚生常任委員会	可決	全員賛成
議案第65号	香南斎場組合規約の変更について	総務常任委員会	可決	全員賛成
議案第66号	香美市美良布クリーンセンターの水処理施設増設工事委託に関する協定の締結について	産業建設常任委員会	可決	全員賛成

2. 請願関係

事件の番号	件名	所管委員会	審査結果	備考
陳情第1号	香美市営アニコソートの改修に関する陳情書	教育厚生常任委員会	採択	全員賛成
陳情第2号	公共交通(市営バス・スクールバス等)の運行について	総務常任委員会	採択	全員賛成

意見書案第5号

鳥獣被害防止策の充実を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成24年6月29日 提出

香美市議会議長 西村芳成 殿

提出者 香美市議会議員 千頭洋一

賛成者 " 島岡信彦

賛成者 " 依光美代子

鳥獣被害防止策の充実を求める意見書について（案）

四国において、鳥獣被害が拡大し、近年、高知県東部・剣山山系でも深刻化しています。剣山山系に隣接する地域は徳島県側的那賀町、神山町、上勝町、つるぎ町、三好市、美馬市、佐那河内村の7市町村、高知県側では大豊町、安芸市、香美市、馬路村の4市町村を主とする地域です。これらの地域は比較的温暖で、高山を除き、その南斜面では冬季の降雪も少なく、ブナ、ヒメシャラ等の天然林やスギ、ヒノキの植林にクマザサ等の山野草が繁茂しており、シカやイノシシにとっては格好の餌場となり、異常繁殖につながったものと考えられます。

特に近年、シカの食害が深刻さを増しており、剣山のほか三嶺などの剣山国定公園内、早明浦ダム周辺の嶺北地域、三本杭、篠山など足摺宇和国立公園など、県境をまたがって局部的に異常繁殖している状態です。

剣山系における鳥獣被害は平成10年頃から徐々に増え、高知県の農林水産業被害額はここ数年2億円から3億円と高止まりで推移（平成22年度は約2億4,600万円）しています。香美市でも平成23年度は約1,600万円の被害額で、農林業への直接的な被害にとどまらず、山林の荒廃を招き、豪雨時の土砂災害にもつながっています。

最近、高知県が公表した集落調査報告書では、2010年の県内中山間地の人口は、1960年と比べて22万5,537人も減少しており、過疎化が棚田や畑、人

家の消滅を招き、鳥獣が容易に近づける大きな原因となっており、また逆に、こうした被害により耕作できなくなる農地が増え、中山間地での暮らしや、山の保全を一層困難にしています。

こうした深刻な状況から、剣山周辺の市町村でも国、県の補助事業や単独事業によりさまざまな鳥獣防止策に取り組んでいるところですが、市町村が独自の対策を講じても、被害は拡散し、現状の捕獲や駆除方法は限界に達しています。

よって国におかれては、深刻化する、鳥獣被害、特にシカの食害から高知県や四国の山間地と集落を守るため、下記の対策を講じられるよう強く求めます。

記

- 1、鳥獣被害が、県境を越え国有林、国定公園を囲む形で広がっていることから、農林水産省、環境省が省庁を越えて、関係する県・市町村とも連携し、有害鳥獣対策を国の直轄事業として行うこと。
- 2、専門的な知識や経験に立脚した人材の育成を図ると共に、地域の取組みに対する技術指導などを含めた人的支援を強化すること。
- 3、有害鳥獣の正確な生息数及び生息域の把握ができる調査方法を確立すること。
- 4、シカ食害対策を、自然の生態系を破壊し、深刻で壊滅的な被害をもたらすものとして、一般的な鳥獣対策とは明確に区分「特化」し、予算措置も含めた特別対策を講じること。
- 5、効果的な捕獲、駆除を推進するためにも、シカの大量捕獲技術開発や、食肉利用促進へ国が積極的に乗り出し、財政的な支援も含めた施策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年6月29日

衆議院議長	横路孝弘	殿
参議院議長	平田健二	殿
内閣総理大臣	野田佳彦	殿
財務大臣	安住淳	殿
国土交通大臣	羽田雄一郎	殿
環境大臣	細野豪志	殿
農林水産大臣	郡司彰	殿

高知県香美市議会議長 西村芳成

意見書案第6号

任意ワクチンを定期接種法に位置づけるよう求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成24年6月29日 提出

香美市議会議長 西村芳成 殿

提出者 香美市議会議員 依光美代子

賛成者 " 島岡信彦

賛成者 " 千頭洋一

任意ワクチンを定期接種法に位置づけるよう求める意見書（案）

現在、子宮頸がん・ヒブ・小児肺炎球菌の3ワクチンについては、平成22年10月6日の予防接種部会意見書を受けて、当面の対応として子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金事業を全ての市町村で実施しており、平成23年度4次補正予算に基づき、平成24年度末まで事業を継続できるようになっていますが、平成25年度以降も円滑な接種を行えるようにする必要があります。

平成24年5月23日の予防接種部会の提言によると、この3ワクチンについては、平成25年度から定期接種にすることを検討するとの報告がありました。また、医学的観点からは、水痘・おたふくかぜ・成人用肺炎球菌・B型肝炎の4種についても広く接種を促進することが望ましいという報告があり、事実上無料の定期接種にするよう求める提言になっています。

「ワクチンで防げる感染症はワクチンで防ぐ」というのが世界の常識になっています。WHOでは、子どもがかかる病気を予防するワクチンは基本的に定期接種を推奨しており、先進国はこれらのほとんどを公費で接種しています。

よって、国におかれては、今回の提言を関係機関と十分検討され、接種実施主体の市町村が安全で適正にワクチン接種が行えるように早急に対策を進め、先の7ワクチンの定期接種は下記事項について実現されるよう強く要望します。

記

- 1、成人用肺炎球菌ワクチン等7ワクチンを予防接種法に位置づけること。
- 2、法制化にあたっては、市町村の財政負担が増えないよう財源措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年6月29日

衆議院議長	横路孝弘殿
参議院議長	平田健二殿
内閣総理大臣	野田佳彦殿
財務大臣	安住淳殿
厚生労働大臣	小宮山洋子殿

高知県香美市議会議長 西村芳成

意見書案第7号

「ゆきとどいた教育」の前進を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成24年6月29日提出

香美市議会議長 西村芳成 殿

提出者 香美市議会議員 山崎 龍太郎

賛成者 " 矢野 公昭

賛成者 " 島岡 信彦

「ゆきとどいた教育」の前進を求める意見書（案）

2001年以降、学級編制の弾力化がすすめられ、父母・住民の要望に応じて独自に少人数学級を実施する自治体が全国に広がりました。国の「指導方法工夫改善」等の加配を転用する形で少人数学級がすすめられる一方で、少なくない自治体が独自の努力で少人数学級を実施してきました。

こうした動きに後押しされ、国は2011年4月に義務標準法を改正し、小学校1年生の学級編制標準を35人に引き下げました。その結果、少人数学級はさらに広がりましたが、国が新たな教職員定数改善計画を策定しなかったため、自治体にとっては長期的な計画に沿った教員配置ができないという問題を残し、独自措置による財政負担はそのままとなりました。

さらに、今年度は「小学校2年生35人以下学級」を改正せずに加配措置で実施するとしたため、財政負担軽減や少人数学級の広がりを期待する自治体を裏切る形となりました。

少人数学級は誰もが必要であると認めています。しかし、それを自治体負担に転嫁するならば、財政力の違いによる自治体間格差が生じることになります。教育の機会均等を保障するためには、国が責任を持って少人数学級を実施することが強く求められています。

国が構造改革路線を突き進み、地方にしわ寄せをおこない「定数くずし」等の安上がり

政策をすすめてきた結果、学校では臨時・非常勤が増え続けています。このような非正規だのみの状態は、子どもたちにとっても、ともに働く教職員にとっても、十分な教育環境とはいえません。教職員定数を改善するとともに、臨時・非常勤の正規化をすすめる必要があります。

日本の「教育機関への公財政支出の対GDP比」は3.3%でOECD諸国の最下位です。これをOECD平均並みの5.0%まで引き上げれば、7～8兆円の教育予算を増やすことができます。地方に負担を押し付けるのではなく、国が責任を持って教育予算を増やし、全国の教育条件整備をすすめる必要があります。

よって国におかれては、次の事項を実現されるよう強く要望します。

記

- 1、国の責任で、すべての小・中学校、高校で30人学級を実現すること。
- 2、新たな教職員定数改善計画をつくり、計画的に教職員を増やすこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年6月29日

衆議院議長	横路孝弘殿
参議院議長	平田健二殿
内閣総理大臣	野田佳彦殿
総務大臣	川端達夫殿
法務大臣	滝実殿
財務大臣	安住淳殿
文部科学大臣	平野博文殿

高知県香美市議会議長 西村芳成

意見書案第8号

郵便局のネットワークを維持し、通信と金融のユニバーサルサービスを守るために特段の配慮を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成24年6月29日 提出

香美市議会議長 西村芳成 殿

提出者 香美市議会議員 島岡信彦

賛成者 〃 千頭洋一

賛成者 〃 依光美代子

郵便局のネットワークを維持し、通信と金融のユニバーサルサービスを守るために特段の配慮を求める意見書（案）

4月27日に、参議院本会議で郵政民営化法の改正法が可決・成立しました。

第1に、設置義務が課せられていた郵便局を「郵便窓口を行うところ」としていたところを変更し、「郵便・貯金・保険の窓口業務を行うもの」とし、金融の窓口サービスを提供していない簡易郵便局などは設置義務から外れ、郵便局ネットワークの縮小につながる懸念があります。全国約2万4000局のうち、旧民営化法では過疎地に限定し、その設置を政省令で義務づけしていましたが、改正によって保険の窓口がないなど約3600局が設置義務から外れかねないこととなります。国会の答弁では、「廃局の阻止は可能だ。総務大臣が判断する」とし、総務省令で簡易郵便局の設置義務を定めるとしていますが、どのようなものになるか明らかではありません。また、過疎地の郵便局を守るとして積み立てるとした社会・地域貢献基金も改正法で廃止され、過疎地の郵便局を守る財源の根拠が失われました。

第2に、改正法では金融のユニバーサルサービスを日本郵政株式会社と日本郵便株式会社（郵便事業会社と郵便局会社との合併会社）に課していますが、サービスする金融2社

(ゆうちょ銀行・かんぽ生命)には課せられていません。そのため政府は、金融のユニバーサルサービス提供は金融2社の定款で担保すると説明しています。しかし、ゆうちょ銀行とかんぽ生命の株はできるだけ速やかに全株処分を目指していますから、その保障は定かではありません。金融2社から手数料の水準などサービス後退につながる定款変更をしようとした時、日本郵政株式会社は3分の1超の株式保有をしていませんから、それを阻止することはできません。ゆえの、金融2社が過疎地の採算のとれない郵便局への業務委託を止める恐れがあります。実際、2000年から2010年の10年間で民間金融機関は9,786店舗減らしています。また、日本郵便会社が金融2社から受け取る委託手数料も減少し、郵便局ネットワーク自体の後退につながる懸念が存在します。

よって国におかれては、郵便ネットワークを維持し通信と金融のユニバーサルサービスを守るために、次の点について特段の配慮と特別の措置を求めます。

記

- 1、郵政民営化法の改正によって、郵便局のネットワークが縮小することのないよう、貯金・保険の窓口業務を行っていない簡易郵便局の存続を保証すること。
- 2、郵政民営化法の改正によって、金融のユニバーサルサービスが後退しないようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年6月29日

衆議院議長	横路孝弘殿
参議院議長	平田健二殿
内閣総理大臣	野田佳彦殿
総務大臣	川端達夫殿
財務大臣	安住淳殿
郵政民営化大臣	松下忠洋殿

高知県香美市議会議長 西村芳成

意見書案第9号

伊方原発の再稼働を行わないことを求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成24年6月29日提出

香美市議会議長 西村芳成 殿

提出者 香美市議会議員 片岡守春

賛成者 〃 山崎龍太郎

賛成者 〃 大岸眞弓

伊方原発の再稼働を行わないことを求める意見書（案）

政府は、関西電力大飯原発の再稼働を決定しました。さらに、民主党前原政調会長が「伊方原発の再稼働の検討」に言及するなど、伊方原発再稼働に強い意欲を示していると言われています。

政府は、4月5日の閣僚会議で、福島原発の知見を反映した「暫定安定基準」を確認しましたが、これは原子力安全保安院がまとめた、30項目の安全対策などを実施する計画を立てさえすればクリアできるという「再稼働ありき」の基準と言わざるを得ません。福島原発事故の原因究明と確かな安全基準、独立性と権限を持った原子力規制機関も設置されていません。

伊方原発の沖合6kmには、中央構造線が走っており、政府の地震調査会でも「佐多岬沖の活断層が動く可能性があり、その際にはマグニチュード8クラスの地震発生があり得る」ことを指摘するなど、伊方原発は南海連動地震等の地震の危険性に直面しています。伊方原発の耐震地震動は570ガルですが、マグニチュード8クラスの地震では、2000ガルを超える揺れが想定されています。その際には、地震動自体によって、制御棒挿入の失敗など緊急停止機能が稼働せず、福島原発事故を上回る事故を引き起こす可能性もあります。

伊方原発については、3号炉においてプルトニウムを燃料とするプルサーマル発電が行われており、MOX燃料自体の強毒性や制御棒が効きにくくなるなどの安全上不利な特性があります。この他にも、老朽化に伴う金属疲労や腐食など、さまざまな危険性が指摘されているところです。

四国内においては、四国電力自身が公表しているように、今夏においても電力不足は生じないのであり、伊方原発を再稼働しなければならない理由はありません。

以上のことにより、伊方原発の再稼働には、何らの正当性もないものです。よって国におかれては、伊方原発の再稼働判断を行うことのないよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年6月29日

衆議院議長	横路孝弘殿
参議院議長	平田健二殿
内閣総理大臣	野田佳彦殿
総務大臣	川端達夫殿
法務大臣	滝実殿
文部科学大臣	平野博文殿
経済産業大臣	枝野幸男殿
環境大臣	細野豪志殿
復興大臣	平野達男殿

高知県香美市議会議長 西村芳成

意見書案第10号

女性の政治参加を阻む衆議院比例定数の削減に反対する意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成24年6月29日 提出

香美市議会議長 西村芳成 殿

提出者 香美市議会議員 濱田百合子

賛成者 " 大岸真弓

賛成者 " 山崎晃子

女性の政治参加を阻む衆議院比例定数の削減に反対する意見書（案）

野田政権は、300の小選挙区の「0増5減」と比例定数180を2段階で大幅削減する法案を国会に提出しました。

憲法前文には「日本国民は正当に選挙された国会における代表者を通じて行動する」と定めています。国会は選挙を通じて、国民の多様な意思を忠実に反映していかなければなりません。

しかし、現在の小選挙区制は議席に結びつかない死票をたくさん生み、多様な意見が反映されていません。民意を反映する比例区を削減するならば、国会の構成はますます民意からかけはなれてしまいます。

日本は世界的（アメリカを除く）にみても人口10万当たりの国会議員数は少なすぎるぐらいで、削減する必要はなく、「身を削る」ならむしろ、政党助成金の削減・廃止こそただちに実施すべきではないでしょうか。

また、衆議院議員に占める女性の割合は187カ国中125位（IPU列国議会同盟、2011年11月30日）と国際的にも大きく立ち遅れ、国連女性差別撤廃委員会からも積極的改善措置を求められています。

この点を検討した内閣府の専門調査会グループは、昨年12月、「政治分野における女性

の参画の拡大」を「選挙制度のあり方の検討において重要な論点」と強調し、「死票が多くなる小選挙区制より中選挙区制・大選挙区制や比例代表制の下の方が、多様な民意が反映されやすく、女性の議員の割合が高くなる傾向が見られる」と指摘しています。

高知県は女性参政権発祥の地として、世界にも誇れる歴史を持っています。幾多の女性たちのたたかひのうえに勝ちとられた女性の参政権が、東日本大震災と原発事故をへて日本のあり方が問われている今こそ、真に生かされるべきときだと考えます。

よって国におかれては、女性の政治参加をはばむ衆議院比例定数を削減しないよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年6月29日

衆議院議長	横路孝弘殿
参議院議長	平田健二殿
内閣総理大臣	野田佳彦殿
総務大臣	川端達夫殿
法務大臣	滝実殿
財務大臣	安住淳殿

高知県香美市議会議長 西村芳成

平成24年6月香美市議会定例会議決一覧表

1. 議案関係

事件の番号	件名	議決結果	議決年月日
議案第58号	平成24年度香美市一般会計補正予算(第1号)	可決	24. 6. 29
議案第59号	平成24年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第1号)	可決	24. 6. 13
議案第60号	香美市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について	可決	24. 6. 29
議案第61号	香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	可決	24. 6. 29
議案第62号	香美市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決	24. 6. 29
議案第63号	香美市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	可決	24. 6. 29
議案第64号	住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	可決	24. 6. 29
議案第65号	香南斎場組合規約の変更について	可決	24. 6. 29
議案第66号	香美市美良布クリーンセンターの水処理施設増設工事委託に関する協定の締結について	可決	24. 6. 29
意見書案第5号	鳥獣被害防止策の充実を求める意見書の提出について	可決	24. 6. 29
意見書案第6号	任意ワクチンを定期接種法に位置づけるよう求める意見書の提出について	可決	24. 6. 29
意見書案第7号	「ゆきとどいた教育」の前進を求める意見書の提出について	否決	24. 6. 29
意見書案第8号	郵便局のネットワークを維持し、通信と金融のユニバーサルサービスを守るために特段の配慮を求める意見書の提出について	可決	24. 6. 29
意見書案第9号	伊方原発の再稼働を行わないことを求める意見書の提出について	否決	24. 6. 29
意見書案第10号	女性の政治参加を阻む衆議院比例定数の削減に反対する意見書の提出について	否決	24. 6. 29

2. 請願関係

事件の番号	件名	議決結果	議決年月日
陳情第1号	香美市営テニスコートの改修に関する陳情書	採択	24. 6. 29
陳情第2号	公共交通(市営バス・スクールバス等)の運行について	採択	24. 6. 29